

第二号の発刊に際して

アジア現代女性史研究会代表 藤目ゆき

研究会の発足から二年がたちました。多くの方々の協力を得て、2005年6月に『アジア現代女性史』を創刊、そして今、その第二号を発刊することができたことに感謝しています。

研究会が2005年度を通して協働して取り組んだテーマは、「グローバリゼーション、戦争、移民女性」でした。私たちは今後もこのテーマに取り組んでゆきますが、本号には2005年度の研究成果を特集しました。この特集では、初めに、私たちがソウルで開催された世界女性学大会において主催したパネルの報告集を収録しています。パネルは「グローバリゼーション、戦争、移民女性」をテーマとして、日本在住の山下英愛、古沢加奈、藤目ゆき、今岡良子、アガリン・サラ長瀬のグループで準備し、韓国在住のチョン・ヒジン（鄭嬭鎭）氏の協力を得て、6月23日に開催しました。

次は、同年10月に光州市で開催された、解放60周年・光州事件25周年を記念するアジア女性平和会議で発表された文章です。この国際会議の中で、10月26日に性的人身売買を主題とする分科会が開かれました。この分科会で藤目ゆきが世界女性学大会での議論を発展させる目的で書いた原稿と、アン・ジン（安鎭）氏のディスカッション・ペーパーを収録しました。

世界女性学大会やアジア女性平和会議の前後に、私たちは調査や研究会を重ねてきました。特集の三つ目にあたる4人のエッセイは、4月と11月のアガリン・サラ長瀬の大阪訪問、夏季の今岡良子のモンゴル・韓国訪問、2005年12月の梁東淑の来日、梁東淑と古沢加奈、永谷ゆき子、藤目ゆきの埼玉県訪問などの研究・交流をふまえて書かれたものです。

本号のもう一つの特集は、「インドネシア・1965年」です。

1965年の9・30事件は、インドネシア共産党が壊滅しスハルト体制が成立する契機となったクーデター未遂事件として一般に知られてきました。が、9・30事件後、スハルト体制の確立過程で100万人をこえるともいわれる共産党員やそのシンパサイザー、あるいは何の関係もなかった民衆に対する虐殺が行われた事実は隠蔽されてきたのです。インドネシア社会史協会は、この1965年の出来事に向き合い、オーラル・ヒストリーの方法を用いて民衆の経験と呼び覚まし、国家暴力の真相を明らかにしようとしてきました。同協会が出版した『終わりのない年月』は、その成果であり、1965年の民衆に対する虐殺と暴力を正面から扱った最初の図書です。アジア現代女性史研究会は現在その日本語訳を進めています。本号の特集は、インドネシア社会史協会の三人の研究者の寄稿によって可能になりました。ジョン・ルーサとアユ・ラティの両氏は日本人読者のために『終わりのない年月』の序章の改訂版を書いて下さいました。アユ・ラティ氏は虐殺を生き延びた女性たちと若い女性たちの集まりの場「Tutur Perempuan（女たちの語り）」についても書き、エルリーナ氏は1965年事件に関する女性の著作の文献案内を書いて下さいました。

本号には特集とともに、日本とビルマの女性史に関する論文と文献解題、研究会が日本語訳したタイ及び韓国の文献の紹介、東ティモールの女性に関するエッセイなども収録しています。

日本の内外で広く議論が喚起できることを願って、本号も日本語版と英語版を同時に出版することにしました。みなさんが忌憚のない意見、感想、助言、批判を寄せて下さることを楽しみにお待ちしております。

目次

第二号の発刊に際して.....	1
特集1：グローバリゼーション・戦争・移民女性	
東アジアにおける戦争、グローバリゼーションと移民女性の性的搾取.....	6
米国の純潔十字軍運動と反売春法をめぐって..... 藤目ゆき	19
「米国の純潔十字軍運動と反売春法をめぐって」に関する議論..... 安鎮	26
「世界女性学大会」「平和のための光州アジア女性会議」参観記..... 梁東淑	30
北朝鮮・モンゴル・韓国、国境を越える女性たちのネットワーク 2005..... 今岡良子	34
ボランティア活動のなかに生きて..... アガリン・サラ・長瀬	46
2005 年度の研究をふりかえって..... 藤目ゆき	58
特集2：インドネシア・1965 年	
TUTUR PEREMPUAN：女たちの語り..... アユ・ラティ	66
『終わりのない年月』日本語版序章..... ジョン・ルーサ／アユ・ラティ	75
文献案内：インドネシア 1965 年事件のなかの女性たち..... テオドラ・J・エルリーナ	96
論文・文献案内・研究ノート	
ビルマ女性はどうのように語られてきたか：ビルマ女性に関する邦語文献..... 南田みどり	112
日米軍事同盟と売春取締地方条例..... 藤目ゆき	132
CAWA 翻訳シリーズ紹介	
『フェミニズム、民主主義および人権の理念の統合 - スニー・チャイヤロットの経験的研究』 増田真	151
海外翻訳資料紹介	
『韓国性売買問題とフェミニズム—京畿道地域 性売買実態調査および政策立案研究』 藤目ゆき	153
研究ノート：東ティモール	
女たちのポストコロニアル～民族独立とジェンダー..... 古沢希代子	156
編集後記.....	163

アジア現代女性史
Contemporary Women's History in Asia

アジア現代女性史研究会

特集 1

グローバリゼーション・戦争・移民女性

Globalization, War and Migrant Women

東アジアにおける戦争、グローバリゼーションと 移民女性の性的搾取

*本文章は2005年6月19日から24日、韓国ソウルの梨花女子大学で行われた第9回世界女性学大会におけるアジア現代女性史研究会主催のパネル・セッションで発表された。

開会の挨拶

ふじめ
藤目 ゆき

こんにちは。パネル「東アジアにおける戦争、グローバリゼーションと移民女性の性的搾取」を開きたいと思います。

ご存じのとおり、グローバリゼーションのもとで、多数の女性たちが国境を越えて移住し、性産業に働いています。東アジアで移住女性を迎え入れる主な受入国は日本と韓国であり、主な送出国はフィリピンやタイなどの東南アジアの国々と、ロシアやモンゴル・中国東北部など北東アジアの国々です。日本への移住女性の流入は1980年代末から増え、韓国では1990年代後半に移住女性が増えてきました。近年の日本と韓国の米軍基地周辺その他の歓楽街には、日本人・韓国人の女性はもとより、フィリピンやロシアの女性たちの姿が目立ちます。

私たちのパネルがめざすのは、このようなグローバリゼーションと移民女性に対する性的搾取という問題を、第三世界の女性の視点から考察し、新しいフェミニストの国際連帯を構築する手がかりを発見することです。

第三世界の女性の視点は私たちに必要不可欠です。1980年代には黒人女性解放運動の側から欧米フェミニストに対して第三世界と労働者階級の女性を無視した白人中産階級中心主義・「帝国のフェミニズム」(imperial feminism)への批判が提起されましたが、アジアの女性もまた、第三世界の女性の視点を確立しなければ同様の問題に陥るでしょう。特に米国が、韓国や日本に駐留する米軍と韓国軍・日本軍を「グローバルな対テロ戦争」へと動員している今日、対テロ戦争の攻撃を受ける第三世界の側から問題を見ることは急務になっています。韓国や日本にある基地村での性暴力・性売買の問題は、アフガニスタンやイラク、そしてフィリピンの女性が被っている性暴力・性的搾取の問題とつながっているからです。

フェミニストは今日の国際的人身売買禁止運動が米国ブッシュ政権のイニシアティブで推進されていることに警戒心を抱くべきです。ブッシュ政権は人身売買を「現代の奴隷制」と呼び「特殊な悪」と罵倒し、世界正義の擁護者のごとく内外に「悪」と戦う決意を表明し、「人身売買に対する戦争」を声明してきました。が、人身売買と性的搾取の拡大の背景には、米国が主導する資本主義グローバ

リゼーションと対テロ戦争の世界化が進行しています。米国が人身売買との戦いを内外に打ち出して以後の四年間、女性の商業的性搾取は地球規模で増大し、たいてい米国はその傾向を阻止しているのではなく駆り立ててきました。経済と戦争のグローバリゼーションの生み出した女性の経済的苦境は無数の女性を性売買や人身売買へと追い立てていますが、ブッシュ政権の悪と戦うという扇情的レトリックの影に彼女たちの経済的苦境は隠されています。ブッシュ政権は売春禁止主義アプローチを世界におしつけ、売春から女性を強制的にひきはがす団体や機関に優先的にファンドを与える一方、売春の場にいる女性自身が自らの問題に自ら取り組むような諸団体や彼女たちを支援する諸団体を排除しています。彼女たちへの政府や警察からの迫害は強まっています。米国流の「人身売買との戦い」なるものや米国と結びついたアジアの各国政権が米国国務省の評価に慌てて制定する人身売買禁止法によって問題が解決できると信じることはできません。

私たちは、このパネルを通じて、受入国と送出国双方の女性たちの対話と協力によって新しい運動の方向性を模索し、新たなアジアの女性連帯の手がかりを見つけたいと念じています。

(1) 鄭喜鎮 (韓国・西江大学校講師) 「グローバリゼーションと韓国の基地村における性売買」

今日の韓国・基地村における移住女性の増大は、東アジアにおける資本主義グローバリゼーションと戦争が女性に与えるインパクトを集中的に表現しています。鄭喜鎮の報告は、グローバリゼーションがもたらした性売買の状況変化によって先進資本主義国のフェミニストの認識が再考されるべき時期に来ていることを明らかにするでしょう。

(2) 今岡良子 (大阪外国語大学助教授) 「モンゴルにおける都市及び海外流出と性売買」

基地村、また基地村以外の韓国の都市にも日本にも、ロシア・モンゴルといった北方の旧社会主義国からの女性移民が目立つようになりました。今岡良子は、かつて遊牧を基幹産業とする社会主義国家であったモンゴル国において、資本主義への移行とグローバリゼーションの中でいかに性産業が発展し、女性が都市と海外へ押し出されてゆくようになったかを報告します。

(3) アガリン・サラ長瀬 (KAFINセンター) 「アジアの女性売買と闘う：フィリピンのからの挑戦」

アガリン・サラ長瀬は長く続いているフィリピンの内戦を経験してきました。彼女もミンダナオ島における虐殺事件のサバイバーです。また8年にわたり日本に在住し、苦難の中にある滞日フィリピン女性を支援する活動をしています。フィリピンと日本を往来し両方の経験をもつアガリンの報告は、私たち全員にとって貴重なパースペクティブを与えてくれるでしょう。

(4) 藤目ゆき (大阪外国語大学助教授) 「アジアにおける軍事主義と売春禁止主義」

私は、コーディネーター兼パネリストの一人として、終わりにもう一度発言します。

従来女性団体の性売買問題に対するアプローチの主流は性売買を法的に禁止して社会から除去しようとする禁止主義でしたが、私はこのアプローチに異論があります。性売買をめぐる日韓とタイ、フィリピンの女性運動を比較して、オルタナティブを考えることができれば、と思っています。

グローバリゼーションと韓国・基地村の性売買

ちよん ひじん
鄭 喜鎮

要旨

この発表で私はグローバリゼーションによる基地村売春の状況の変化が、フェミニズムにおける売春問題にも変化をもたらしていることについて述べ、そしてポスト・コロニアル（第三世界）フェミニズムによる売春問題の解析を試みたい。韓国・基地村での売春についての具体状況を報告するには時間も限られていることから、ここでは東アジアの基地村売春の実態が、ジェンダーあるいはセクシュアリティの問題を唯一の矛盾と捉える欧米の白人中心主義フェミニズムに対してその脱構築・再構築を迫っているということを中心にお話したい。韓国基地村の性産業で働く移民女性労働者（あるいは人身売買被害女性）は送出国と受入国との間の経済格差による「犠牲者」という一面的な存在を越えて、その国境を越えたセクシュアリティがジェンダーというカテゴリーそのものを容れさせる政治的存在として、またその社会における人種差別に対する批判者として立ち現れている。

売春を性差別構造の一部あるいはその結果と捉えてきた西洋のラディカル・フェミニストたちは、女性がどのようにしてセックス・ワークや人身売買に陥るのかを明確に説明することができない。それはまた白人で成人で健常者である者の視点から、売春問題を自由と選択の問題と捉えてきた急進的あるいは自由主義的なフェミニズムにもいえることである。さらに言えばこうしたフェミニズムは、アジアの基地村（韓国の米軍基地付近に形成された町）で働く女性たちの経験に言及していない。アジアの基地村で女性たちが従事するセックス・ワークは個人の意思か強制かが問われるべき問題ではなく、生存をかけた生活条件の問題なのである。

グローバルに拡大する南北格差は労働者と資本家の間の格差よりも労働者間の格差を拡大させているが、それはまた男女間よりも女性間の格差を押し広げている。したがってグローバリゼーションの影響を理解するために、フェミニストは性差別に加えて階級、民族、国籍の視点をもって女性のなかにある差異に注目しなければならない。今日の売春はジェンダー関係に加えて民族的なまた国際的な矛盾の結果である貧困の問題と密接につながっている。いまやセックス・ワーカーの存在は東南アジア、南米とアフリカなど各地のセックス観光のなかで女性から少年にまで広がっている。例えばフィリピンのオロンガポでは、バクラ（タガログ語でゲイあるいは女性的な男性の意）と呼ばれる男性たちが男性外国人を相手に売春をしている。

1996年から今日までの間に韓国基地村でセックス・ワークに従事した者の90%は東南アジア（大半がフィリピン）とロシアからの移民女性である。国内的な視点からみれば、売春は性差別的な権力構造の産物といえるが、グローバリゼーションの現実によって民族と階級の問題が組み込まれた結果、その性格は変化している。韓国基地村の売春は1945年米軍の駐留とともに始まり、特にトゥレバン（姉妹の場所の意）の活動によって1986年には全国的な女性運動の重要課題となった。そうであるにもかかわらずこの二年間にわたって「基地村売春の原因は韓国に対する米国による主権侵害か、あるいは

社会の性差別構造か」という議論が続けられている。

女性労働力についていえば、韓国は東南アジアに対しては受入国であり、一方、米国と日本に対しては送出国である。にもかかわらず、長年にわたる日本と米国への従属の経験から、韓国人のなかには一般に被害国民という意識が強く共有されている。軍隊「慰安婦」問題がまだ解決されていないという事実も韓国人に被害者としてのアイデンティティを強めさせる。この被害者意識のゆえに韓国人にとっては東南アジアから来た労働者に対する抑圧と虐待の問題を省察することが困難なのである。基地村の移民女性たちは米軍兵士と同時に一般の韓国人を相手に売春を行っているが、その証言のなかからは韓国人の客のほうが暴力的だという声が聞かれる。いわば韓国人のいう「民族対立」がまさに基地村で起こっているのである。そこでは韓国女性が搾取されるのではない。東南アジアの女性が韓国男性と米軍兵士によって搾取されるのである。

それが買春によるものであれなんであれ、韓国男性はしばしば外国女性との性行為を「白い馬に太極旗（国旗）を立てる」とか「富士山に太極旗を立てる」と表現する。ロシア人女性に対する買春が広く存在していることは、米国女性に対する韓国男性の欲望（米国に対する「復讐」心であり個人的な形で韓米間の権力関係の逆転）を表している。アジア各国にある基地村で、国際政治とその国での権力関係を反映して「男性」「女性」というカテゴリーが変容している。アジアの米軍基地周辺で「男性」といえば、それは米兵のことだ。その国の男性はその国の女性の所有者あるいは指導者としての地位を米軍兵士の存在によって奪われている。あるいはその国の男性は女性たちがセックス・ワークで稼ぐ金によって生活している。いうなればその国の男性は脱男性化されている。

この文脈でいうならグローバリゼーション以前の時代とは異なり、基地村の女性セックス・ワーカーとは韓国女性のことではなくなっている。今、韓国の街頭で性的な露見の対象を物色する米兵たちは「おい。あの娘、韓国人だぜ」といって驚きの目を向けるのである。

基地村の移民女性たちの人権が問題にされる時、市民社会と韓国メディアが男性支配の下にあるために、その注意が向けられる先は韓国男性の関心を反映したものとなる。とくに注目を浴びるのはロシア女性よりもフィリピン女性である。韓国ではフィリピン女性はセックス・ワークと同時に製造業に従事しており、したがって市民社会の「人権団体」がセックス・ワークに何らかの影響を与えても、彼女たちは別の仕事を見つけることができる。ロシア女性の場合はそうはいかず、つねに性産業に縛られている。これは性産業のなかにロシア女性に対する韓国男性からの高い需要があることを表している。韓国にいるロシア女性に対してメディアや人権問題に取り組む市民社会の関心が低いのは、彼女たちの人権を守ることが韓国男性の買春する権利と対立することになるからである。

【日本語訳 河合大輔】

モンゴル国でわずか15年の間に性産業が生まれた背景

いまおか りょうこ
今岡 良子

モンゴルのエンフバヤル（モンゴル人民革命党）政権は、日本に次いで早々にブッシュ政権の反テロ戦争を支持したアメリカ追従政府である。この国際学会の直前、2005年6月5日の「アルディン・エルフ」紙によると、ウランバートルの在モンゴルアメリカ大使館が「モンゴルにおける人身売買問題の現状」と「人身売買問題との闘いに米政府が示す支援」という2つのテーマをもつ研究会を開いた。その記事には、モンゴルでは人身売買を解決する本格的な対策がとられていないので、新法の制定、国のプロパガンダ、専門家の養成が必要であると指摘された、とある。そして、最後に、米政府は人身売買問題に最も熱心に取り組んでいるオーストラリアに対して、2000万ドルを与えた、と締めくくっている。

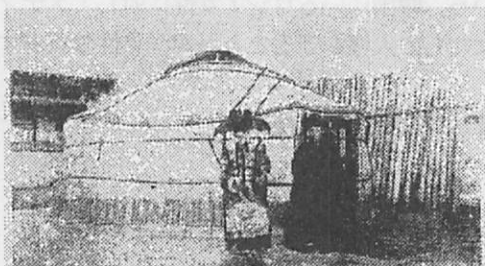
1990年のモンゴルの民主化と市場経済への移行を見つめてきた私にとって、この新聞記事は奇異に思われた。第1に、モンゴルで人身売買が生まれたのは、市場経済移行後である。モンゴルを市場経済に招き入れるのに重要な役割を果たしたのはアメリカである。そのアメリカに人身売買に対する取り組みが不十分だという指摘を受け、そのまま報道していることに疑問を感じた。第2に、モンゴルの新聞は、この研究会の前後、人身売買の事件を一斉に報道するようになった。どの記事も、特殊な犯人と特殊な被害者の間におこる刑事事件として扱っているが、人身売買を生み出した経緯と構造に対して批判の目を向けていないのである。

この報告では、モンゴルで性産業が生まれた背景について述べていきたいと思う。

1921年以前の売買春について

社会主義以前、封建制度の中の女性の地位は売買される家畜同様であった。「月に一度はヤギと女房をなぐった方がいい。」という言い習わしがあり、女性の地位は低かった。売買春については、1919年に外モンゴルを調査したロシア人のマイスキーが

「庫倫の蒙古婦人は全部春を稼ぎ」¹と書き残している。モンゴルは清朝支配下の時代にすでに西洋列強の圧力で資本主義の波にさらされている。商品経済の発達とともに、家畜を失い、没落した遊牧民の都への流入は始まっていた。生産手段をもたない遊牧民が異民族によって管理されている都で働く仕事はない。特に、女性には売春をするしか生きるすべがなかっただろうと思われる。



A prostitute and her customer standing at the front of the summer camp in the Capital of Mongolia: Moko kyokai (1911) "Pictures of Mongolia"

¹ 2006年以降、エンフバヤルは首相から大統領になり、首相は同党のエンフボルドに交代したが、基本的な路線は変わらない。

² マイスキー（1927）『外蒙共和国』大阪毎日新聞社、P.138

社会主義の時代の売買春について(1921-1991)



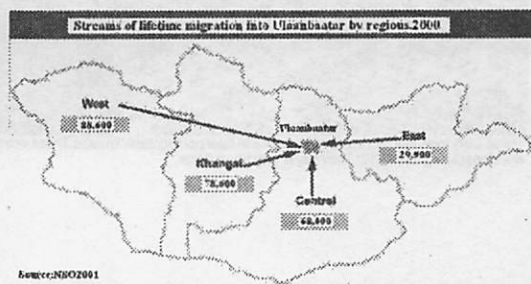
モンゴルは1921年の人民革命後、ソ連の援助により2番目の社会主義国となった。1924年の憲法は男女平等を保障し、男性も、女性もともに近代社会の建設に参加した。当時のモンゴルには労働者階級も、工場もなかった。コメコンの国際分業の下でモンゴルの工業化が進められ、人民政府は遊牧民の子弟に義務教育と職業教育、留学の機会を与え、労働者階級を生み出した。一方、地方では人民政府は封建勢力から財産を没収し、遊牧民に家畜を与え、家族小経営を再生させた。しかし、1950年

代の終わりに政府は遊牧を基幹産業として近代化するため、全国に農牧業協同組合を設置し、遊牧民は私有家畜を投資して遊牧労働者となった。社会主義の時代、都市と地方の区別なく、女性は男性と同じ教育を受け、就労する機会があり、女性が売春をしなければ暮らせないような経済的な状況は存在しなかった。ソ連では肅清にあった遺族の女性が性を売らなければ生きていけないことがあったと聞く。モンゴルにおいてはまだ聞いたことはないが、個人の売買春が皆無だったとは思えない。特に、1985年代以降、西側へ門戸を開くにつれ、外国人専用のホテルのバーには、一般の女性よりも肌を露にした服装のモンゴル人女性が外国人客と酒を飲む姿をみかけるようになった。しかし、産業と言えるほどの組織的な売買春は存在しなかった。

1991年以降の売買春

モンゴルは1991年に、IMFの指導の下で市場経済に移行した。その「ショック療法」はモンゴル社会に大きな打撃を与えた。国有財産の私有化・国有企業の民営化は首都の労働者を失業させ、社宅を奪った。首都では「男は白タク、女は娼婦」と言われるようになった。女性の地位の低下ははなはだしく、失業、貧困、家庭内暴力、売春、人身売買などの問題が浮上した。血縁者を頼って暮らす親たちのストレスから家を飛び出すストリートチルドレンが生み出された。

地方の遊牧社会では、農牧業協同組合財産の私有化の後、遊牧民は自分の家畜を取り戻し、家族小経営が再生した。1990年代は、安定した自然条件と経済条件が続き、牧民経営はうまくいっていた。遊牧民の人口は増加し、家畜も増え、遊牧が失業人口を吸収し、地方に仲介商人を育て、都市住民に健康で安価な主食を提供した。しかし、1990年代の終わり、自然災害が起こり、農牧業協同組合を解体したことが被害を大きくし、遊牧民は多くの家畜を失った。そして、まず、商売が成り立たなくなった地方商人は、県都や首都に向けて移住を始めた。家畜を失った遊牧民は、遊牧をやめ、首都に移住しようとするようになった。また、自分たち世代は遊牧を続けるしかないが、子どもには遊牧をつがせないと考える親たちは、県都や首都の学校にいれ、将来は高級取りの労働者にしようと移住するようになった³。都市の物価は地方より



³ T.Bulganzaya, 今岡良子 (2005) 「乳幼児の発育以上と貧困、国内移住について」 「モンゴル国における貧困家庭児童の家族に関する研究2004年度COEプロジェクト調査報告書」より

高いため、移住者は毎日の食費のためにも働かなければならない。しかし、失業者や遊牧民の移住者にとって就職は難しく、低賃金、単純労働、インフォーマルな仕事をするしか他に方法がない。特に女性にはバー、ディスコ、カラオケ、マッサージルームの求人広告が非常に多い。こうして市場経済移行後、わずか15年の間に、首都だけで524⁴の性産業が生まれるようになった。2000年以降、地方から首都に、首都から外国に移住する人口が増加している。外国で働くモンゴル人は100,000人と言われ、韓国だけで2万人⁵のモンゴル人が住んでいる。このように外国へ流出する人々の中には、不法な出国や人身売買も含まれている。外国出稼ぎの主な目的地は韓国、チェコ、ドイツ、アメリカ、日本である。特に性労働者の場合、マカオ、中国、シンガポール、フィリピン、ベルギーへ行く。マカオでは200人⁶の性労働者が確認されている。人身売買の受け入れ国としては日本、韓国、中国、マカオ、ナイジェリア、ブルガリアがある。また、モンゴルは北朝鮮の人が韓国に、中国の人が西側に移住する時に通過する場所であり、中国とロシアの麻薬ルートの中継地にもなっている。最近ではモンゴル人の人身売買のリクルーターが中国の東北地方出身者を買うケースもあり、北朝鮮からの脱北者も含まれている。これは、わずか15年の間で、モンゴルは人身売買の送り出し国になるだけでなく、受け入れ国になっていることを示している。

今日、モンゴル政府や国際機関やNGOがこれらの問題に熱心に取り組んでいる。政府は1998年にわいせつ禁止法を出し、売春を禁止し、2002年に改定された刑法では売春によって利益を得る者を処罰の対象としている。今年になってエイズの拡大を止めるため、売春を認めて、売春婦を登録しようという議論が起こっている。NGOは家庭内暴力や売買春や人身売買について熱心に研究し、被害者女性を保護し、2004年にDV法を制定させた。しかし、適正な雇用と地方の遊牧社会の安定した発展がなければ、失業者や遊牧民移住者が貧困から解放されることは難しく、これらの問題を根本的に解決することも難しいと思われる。

2004年の時点でも、遊牧民は経済活動人口の35.9%を占め、GDPの33%を生み出している。これは成人の3分の1の人口が生産手段をもち、飢えを感じることなく、都市住民に食糧を供給していることを示している。しかし、2002年に国際資本と地下資源を狙う外国企業の要求から土地私有化法が



"These days foreigner has come to Mongolia to take pornographic movies. These actresses are Mongolian girls (15-18). Their pay is only 50 us dollar."

制定され、伝統的な土地所有・利用の考え方が資本主義的に改造されてきた。そして政府も、アメリカ型の飼料依存型牧畜に変える、遊牧の「近代化」の研究を西側の研究者と共同で進めている。一部の遊牧民を農業資本家として育成し、多くの遊牧民を没落させるならば、失業、貧困、移住、売買春、人身売買を解決することは絶望的である。私は資本主義のグローバル化と闘うことなしに、そして、伝統的な文化や国内の農業・工業を守り、育てることなしに、社会的弱者になった人々を貧困から解放することは困難であり、性売買や人身売買の問題を根本的に解決できないであろうと考えている。

⁴ 2005年3月、モンゴル国放送によるウランバートルの性産業に関する特集番組による

⁵ 2005年6月、ソウルでモンゴル人が経営する送金会社調べによる

⁶ 今岡良子 (2005) 「モンゴル国における女性研究の動向と研究紹介」 「アジア現代女性史2005」 P.11

アジアにおける女性売買と闘う：フィリピンからの挑戦

ながせ
アガリン・サラ 長瀬

第9回世界女性学大会(WW05)の組織委員会のみなさん、このような大会を準備しトラフィッキング問題に関してフィリピンの女性の視点から問題提起する機会を与えていただいたこと、お礼とお祝いを申し上げます。

私は第三世界の国から来ました。女性が戦争に巻き込まれ、生存のための闘いの中にあるフィリピン南部のミンダナオという遠隔の貧しい地域から来ました。

疑いの余地なく、ミンダナオにおける現在進行中の国家による「対テロ戦争」のために、フィリピンの女性の多くが家族を支えるために海外に出稼ぎに行くよう強いられています。

不幸にも彼女たちが海外での職を嫌々ながら求めるために支払う莫大なお金までもが、彼女たちに仕事を約束するという腐敗したフィリピン政府の役人や無法なプロモーターやリクルーターたちに浪費されています。そして日本のように受入国の政策がますます厳しくなっているが故に、彼女たちの多くは生存のために、差しだされるものには何でも飛びつくのです。

私は日本で不利益を被っている滞日フィリピン移民女性のための支援情報センターであるKAFINのプログラム・コーディネーターとして働いていますが、売春や強制労働へと引き込まれている女性たちがたくさんいます。その多くはエンターテイナーとしての仕事を約束されていたのですが、結局クラブのホステスとして「触りほうだい」の仕事をせねばならないのです。合法的に日本に入国した人が、若い女性を売春窟や手っ取り早く花嫁を見つけない日本人客へ売り飛ばす悪名高いヤクザのような犯罪組織の作る蜘蛛の巣に捕まったり、またメイル・オーダー花嫁として犠牲になっています。実際、彼女たちの多くが、脱出の難しい状況にいます。

ですが私をさらに悩ませているのは、他でもなくフィリピン政府が滞日フィリピン女性のトラフィッキングの事実を激しく否認している事です。現在のやり方にはトラフィッキングを他の問題と切り離し、女性を自暴自棄に大金を稼いだがつて、自ら望んで犠牲者になった者と扱う傾向があります。

フィリピンその他のアジアの貧しい国から来る女性のトラフィッキングとなると、日本はアジアでナンバーワンの国です。公式な政府の記録はその真実を隠しがちですが、何千人もの若いフィリピン女性が毎年犠牲になっています。日本のエンターテインメント産業はアジア地域で群を抜いて最大規模ですから、驚くにはあたらないでしょう。日本は貧しい国の女性を日本人男性の性的対象物としかみなしていません。毎年約6万人のフィリピン女性がエンターテイナーとして日本に入国します。彼女たちはエンターテイナーとして入国するために莫大なお金を払いますが、合法就労が認められるのは6ヶ月だけです。彼女たちと日本人及びフィリピン人プロモーター、そしてもちろんクラブ所有者たちとの搾取的関係のため、これらのエンターテイナーの多くは自分が来日のために支払ったお金を取り戻すことさえできません。その結果、多くの女性が罠にはまって、自分の意志に反した事をするよう強制されています。逃走を選び、不法就労者になる危険を冒す人も居ます。そして、もう一つの虐待と搾取のサイクルがそこで始まるのです。

トラフィッキング被害女性の受入国としての日本は、これを抑止するために何もしてきませんでした。日本はアジア、ラテンアメリカ、中東の貧しい国々から多くの女性移民を受け入れ、巨大なエンターテインメント産業の需要を満たしてきました。が、問題が事の始まりから明白だったにもかかわらず、日本は人身売買を阻止するいかなる法も制定してきませんでした。今、日本は米国が日本をアジア

アの人身売買大国だと名指した結果、国際社会から孤立する瀬戸際に立たされています。そのために小泉政権は突如としてその場しのぎの取り組みを開始し、自己のイメージを浄化することで問題を回避しようとしています。日本政府はエンターテイナー志願者に厳しい条件を課すなど警察による取り締まりを強化しており、加害者を追跡するのではなく被害者を処罰しています。これと別に日本は未登録移民を犯罪者として取り締まってきました。

自ら望んで犠牲者になる者がいなければ人身売買も起こらない、と言う人がいます。私はその人々は間違っていると申し上げます。誰も売春や強制労働へと引き込まれることを望みません。むしろ、送出国・受入国双方の社会に女性が容易にトラフィッキングの標的になるような条件があるのです。フィリピンのような貧しい国々の女性は、そもそもの始まりから犠牲者です。ここにいる全員と同様、彼女たちの多くは生存のためには心身の危険をも冒すでしょう。彼女たちは地球の反対側で進行中の戦争が非常に危険をもたらしているにもかかわらず、熱烈にイラクで働きたがる何千人ものフィリピン人契約労働者たちと同じです。それは人が生存のために採る自然な法則です。

では、どうやって私たちは問題を解決することができるのでしょうか？フィリピン人女性たちを犠牲者にする者を押しとどめる救済策は何でしょうか？

政府のイニシアティブは人身売買と闘うために絶対に必要なものですが、フィリピンの場合に証明されているように、幾ら法律だけをつみあげても問題の解決にはなりません。アロヨ政権は問題を取りあげると称し、国際社会を喜ばせるために2003年に人身売買禁止法を通過させました。が、その法の文言はトラフィッカーの活動を減速させませんでした。問題を根絶するどころか逆にそれは、トラフィッカーに、フィリピン女性を犠牲にする新しく、より創造的な方法を用いるように情報を提供する結果となりました。だから驚くに値しないことですが、「アーチスト認可証明書」（日本で将来エンターテイナーになる全員が持たねばならない）のような所謂安全証明があつてさえ、政府の管理はトラフィッキング関係組織の高度な手口に対応できていないことが証明されたわけです。その法律には犯人追跡の手段が欠けています。悲しいことに、フィリピン政府の怠惰によって処罰され恥をかかされているのは犠牲者であることがしばしばです。

名古屋の若いフィリピン女性のトラフィッキング犠牲者のケースがフィリピンの彼女の家族から大阪のフィリピン領事館に知らされた時、領事館は不利益を受けたフィリピン人を援助する愛知県のNGOにその情報を伝えることしかできませんでした。そしてそのNGOから犠牲者をフィリピンに送還するために援助を提供してほしいと問われた領事館は「考えてみましょう・・・」と気取った言葉を述べただけでした。国民の利益に奉仕すると主張する政府がこれでは悲劇的でないのでしょうか？このような単純なケースにさえ政府機関が十分に対応できないのに、政府が人身売買と闘うことを期待することができるのでしょうか？

だから女性のトラフィッキングとの闘いは、政府同様、人民組織とNGOこそが取り組むべき課題なのです。送出国と受入国の政府から明確な支援がない中で、人民組織と支援NGOが重要な役割を果たします。必要な際の被害者支援は被害者の苦しみの軽減のため絶対に必要なことです。しかしより大きな課題は女性への虐待と搾取を永遠化している社会の構造的変革を実行することにあります。

女性はずでに社会における自らの価値を証明してきました。女性は自分自身の未来を切り開くために長い道を歩んできました。私たちは女性を抑圧する全ての社会的悪の完全根絶まで闘いをやめるべきではありません。女性による、女性及び社会で同様に虐待され搾取されている他の人々のための集団的で心を寄せ合った努力を通してのみ意味ある真の変革が実現できます。

ありがとうございました。

【日本語訳 藤目ゆき】

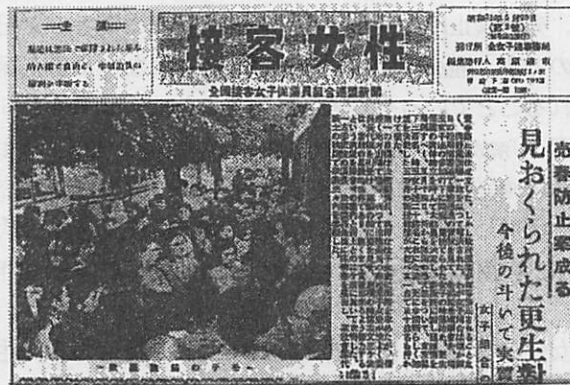
アジアにおける軍事主義と売春禁止主義

ふじめ
藤目 ゆき

始めに

3人のパネリストはそれぞれの角度からグローバリゼーションが進む中で階級的民族的抑圧が性売買・性的搾取を増大させていることを報告されました。私は同じ意見ですが、今日のグローバリゼーションの以前から、買売春は階級的民族的抑圧的に抑圧的な制度として作られてきたことに注目したいと思います。19世紀の公娼制度も資本主義、植民地主義、軍国主義に結合して世界に普及しました。日本軍性奴隷制度とはそれが最も大規模かつ凶悪に実施されたものでした。大戦が終わり戦前戦中の旧制度が廃止された後も、形をかえてアジアの売春制度は資本主義、植民地主義、軍国主義と結合し続けてきました。私はそのような歴史的な見通しの中で、特に、女性の売春行為を非合法化する売春禁止主義の問題をとりあげたいと思います。

禁止主義の女性抑圧



全国接客女子従業員組合連盟の機関紙
「接客女性」1956年

日韓のフェミニズムには売春禁止主義の影響がとても強いと思います。韓国で昨年制定された性売買防止法にも、禁止主義の原則が堅持されています。現在日本でも人身売買防止法制定運動が始まっていますが、日本では韓国以上に禁止主義が徹底しているように思います。が、禁止主義はジェンダー・階級・民族の複合的な抑圧制度たる売春制度を廃絶するどころか、補完するものである、と、私は思います。

歴史的には19世紀の公娼制度に反対し売春女性を国家が統制することに反対したのがアボリショニズムであり、国際的なアボリシ

ニストの運動は1949年国連条約に結実しました。同条約が禁止したのは売春女性を搾取する行為であり、女性の売春行為ではありません。アボリショニズムは本来、売春行為を禁じ女性を犯罪者にすることに反対していたのです。

ところが19世紀末から20世紀初期に植民地や移民をめぐる民族的階級的矛盾が激化する中で、労働者階級や移民の女性の排撃とあいまって軍事主義と結びついた売春禁止主義が強まります。米国では第一次大戦下、軍隊保護を目的に女性の売春行為を禁止しました。

19世紀の公娼制度は軍隊を性病から守るために女性に性病検診を受けさせ囲い込む制度でしたが、20世紀の禁止主義は軍隊を性病から守るために売春女性を犯罪者化し、容疑者を官憲が自由に逮捕し性病検診を強制する権限を付与するものとして始まったのです。それは米国では第二次大戦中に蘇り、戦後、米国は基地周辺に限ってこの法律を恒久法にしました。



上：売春防止法制定に反対する女性たちのデモ (1956)
左：売防法案の国会審議を傍聴する組合員 (1956)

米国はアボリショニズムという世界の潮流に背を向け、1949年条約に調印せず、禁止主義を従属的同盟国にもおしつけたのです。第二次大戦後の南朝鮮や日本に米国が売春禁止を奨励したのはそのためです。1956年の日本の売春禁止法の原型は米占領軍の示唆で作られました。米軍基地を抱える自治体では占領下に続々と米軍の指示に従って地方条例を制定しました。軍事主義は公娼制度のみならず、禁止主義とも結合してきたのです。

米軍売春をはじめとして、禁止法制定以降の数十年にわたる日韓両国の売春の蔓延をみれば、売春禁止が売春廃絶に繋がらないことは一目瞭然です。売春禁止は女性の立場を弱め、警察や業者の支配力を強めるだけであり、女性の苦難は加重されるのです。経済的社会的条件が整備されないまま売春が禁止され、売春女性が「犯罪者」の烙印をおされることでいっそう苦境に陥ることは、韓国でも日本でも女性史上に歴然としています。梁東淑の研究（「解放後公娼制度廃止過程研究」『歴史研究』第9号、2001年）でも明らかなように、米軍政下の公娼制度廃止は公娼を私娼に代え、売春女性の生き難さをましただけでした。私自身は日本の売春防止法制定過程を研究しましたが、このときも売春女性は必死に抵抗しました。それらは、最近の韓国の性売買防止法への売春女性の抵抗と同じ理由に基づく、1940年代後半から50年代にかけての事例です。

禁止主義アプローチの最大の犠牲になるのは、女性のなかでも階級的民族的に弱い立場にある女性であり、彼女たちは禁止主義によって売春から脱却がいつそうできない苦境に追い込まれます。禁止主義はかくして現代的な売春制度の一要素となっているのです。韓国の公娼制度廃止や日本の売春防止法制定に対して売春女性は自身の生存権のために抵抗しましたが、法律は実施され、その後彼女たちはより大きな搾取と暴力にさらされました。日韓のフェミニストは、このような売春禁止主義の女性史的な意味を省察すべきではないでしょうか。

タイとフィリピンの買売春とフェミニズム

移住女性の送出国であるタイとフィリピンはどうでしょうか。

日本・韓国と同様、タイとフィリピンでも大戦後のアジア反共軍事同盟体制のもと米軍を顧客とする売春が制度化され、禁止主義によって売春女性の市民権は否認され、売春からの搾取や買春が国家的に奨励されてきました。ベトナム戦争時代にはRRブームが起り、80年代には観光売春と海外出張ぎ売春が急増しました。政府の売春禁止主義で女性の立場が弱められ、それによって性産業が利益を

拡大し肥大してきました。これらの点では、両国の状況は日本・韓国の状況と共通しています。

けれども、売春禁止主義に対するフェミニストの観点には大きな違いがあります。

日韓の女性運動の大部分が禁止主義を支持してきたことと対照的に、タイやフィリピンの多くのフェミニストたちは売春禁止法を、お粗末、不明確、かつ差別的であると非難してきました。売春禁止法撤廃を求めるタイの女性運動は1970年代に始まり、売春の場にいる女性たちの組織化は80年代初期に始まっています。タイで活動しているEMPOWERは東南アジアで最も早く誕生したセックス・ワーカーの組織です。フィリピンでも、売春の場にいる女性たちのエンパワーを重視し、80年代に創立された女性団体連合会GABRIELAは、「女性に対する性暴力と虐待の永続を阻止する」ために、売春を非犯罪化し、市民としての女性の権利を保護する複数のセンターを設立することを提起しました。このようなセンターは実際各地で組織され、性的搾取のサバイバー自身が運営するようになっています。彼女たちは「売春女性が今いる場所で力を得るように教育し組織化する努力を、売春する理由がなくなるような政治的・社会的・文化的構造の変化が実現するまで続ける」ことをめざしたのです。

タイとフィリピンの女性運動は、公娼制度の再現を意味する「合法化」に反対する一方、売春女性を犯罪者と扱う法制度を強く批判し、売春女性の「非犯罪者化」を強く要求してきました。両国とも売春女性自身が運営する組織が活動し、不当なスティグマと差別と闘っています。法制度の改革のみならず、警察、業者、客の暴力や搾取から身を守り、就労や転職に必要な知識や技術を得るための教育・相談プログラムから、団結権をはじめとする労働者としての権利を回復するための運動、そして女性から売春以外の職業選択を奪う不平等な社会構造やグローバリゼーションに対する抵抗、政府の戦争政策との闘いを展開しています。売春の場にいる女性たちをエンパワーする取り組み、売春の非犯罪化・非登録を求める活動はもとより、女性を売春においやる貧困や戦争政策と闘い、全面的社会変革によって女性に対する暴力と搾取のシステムをトータルに廃止することを目標に活動を展開しています。

タイやフィリピンで近年制定された人身売買禁止法は、韓国や日本と異なり、ブッシュ政権の大言壮語の戦争キャンペーン以前からの長きにわたる女性運動に裏打ちされています。長年の非犯罪化の要求、セックス・ワーカー自身の闘い、セックス・ワーカーをもふくんだ、あるいは彼女たちと連携したフェミニストたちの団体が、女性の不処罰・業者と男性に対する処罰の厳罰化を内容とする現在の法律に結実していったのです。女性運動の要求すべてが実現したのではなくそれらの法律にも限界がありますが、タイやフィリピンのフェミニストは売春女性の非犯罪化やトラフィッカーの追跡など、法律制定前から要求してきた要求をいまも出し続けています。アガリンさんは、法律をいくらつみあげても、社会構造を代えない限り人身売買・性的搾取から女性は解放されないし、社会を変革する力は政府の側ではなく民衆、女性自身の側にあると発言されました。第三世界フェミニズムのこの問題への視点の鮮明な提起であると思います。

女性の国際連帯

このような女性運動のアプローチの差異は偶然に生じたのではなく、送出国と受入国、第三世界と資本主義先進国の条件の差異が反映しています。この差異は、人身売買防止法制定をめぐる議論にも表れています。タイとフィリピンの近年の法制度改革が売春女性をふくむ女性たちの既存の抑圧的売春制度と闘いと運動の上に実現してきたのと対照的に、日韓の議論には売春禁止主義批判は希薄で、人身売買問題への国家的対応を促す契機になった国際組織犯罪条約や日本を人身売買要監視国と認めた米国国務省報告などの「米国の正義」に大きく依拠してきたといわねばなりません。外国人女性を人身売買被害者とそうでない売春婦に二分し、前者のみを保護し後者は処罰するという禁止主義の抑圧的枠組みは維持されています。生活のために日本で売春に従事している外国人女性は本国と日本の

両方で法律に違反している身分であり、それだけに搾取を受けやすく、逮捕を避けるために業者やビンプに依存せねばならない状況にいます。売春行為を犯罪としたまま人身売買被害者と認定された者だけを保護するという枠組みでは、彼女たちは疎外されたままです。そして、被害者保護・トラフィッカー処罰という立前に反して、現実には人身売買被害者たちが国家のイメージ浄化のために罰せられているという実態をアガリンさんは伝えてくれました。

グローバリゼーションと対テロ戦争の拡大が女性と子どもを人身売買や性的搾取に追い込む圧力を増大させています。日本や韓国のフェミニストは自国女性史上の売春女性疎外に表れた下層階級女性の疎外を省察するとともに、その疎外が、資本主義グローバリゼーションがアジアを覆う現在では自国女性のみならず他民族の女性に及んでいることを認識する必要があります。第三世界の女性の状況や女性運動の主張を知り、女性解放の見通しを共有化することで、私たちは自国の女性抑圧文化と幻想的米国崇拜によって定植された売春禁止主義の桎梏から脱し、新しいアジアの女性連帯の手がかりを得ることができるのではないのでしょうか。私たちが望むのは、ブッシュ政権の主張する「悪」との戦争にアジア各地の女性が合流することではなく、ブッシュ政権が世界に強制している暴力の構造を一掃するためにアジアの女性が連帯することです。私たちのパネルが、新たなアジアの女性連帯のためにきっかけになることを希望します。

米国の純潔十字軍運動と反売春法をめぐって

*本文章は2005年10月25日から27日、韓国光州市で開催された「平和のための光州アジア女性会議」で発表された。

ふじめ
藤目ゆき

はじめに

日本敗戦60年・光州蜂起25年を記念するシンポジウムにお招きいただき、感謝します。1980年の5月、私は大学生でした。光州民衆の闘いは当時マスメディアのみならず日本の学生運動や平和運動を通して映像や情報が伝わり、私は激しい衝撃を受けました。民衆の闘いと犠牲、戒厳軍とその背後に存在する米国、それと同盟している日本の罪責を知ることになり、私は韓日の歴史的関係・米国と韓日の関係に対する認識、世界観、人間観について根底的な影響を受けました。光州がなければ私は現代史研究者にならなかったでしょう。その光州の地で開催される意義深いシンポジウムにお招きいただいたことを光栄に思います。

性売買と女性人権について、私はチョン・ヒジンさん、そしてフィリピン・モンゴルの女性人権の研究者たちといっしょに、さる6月ソウルで開催された世界女性学大会においてパネルを開催しました。本日の報告はその続きになるのですが、その問題提起を行う土地として、この光州は最も適当な土地であるかもしれません。なぜなら、私の問題提起の焦点は、韓日民衆、とくに韓日の女性の人権に対して歴史的に規定力を持ち、今日なお影を落としている米国の政策の問題であるからです。

I: ブッシュ政権の「人身売買との戦い」のもつ問題性

米国国務省の年次報告によって人身売買大国であると指摘されたことは、韓国政府にとっても日本政府にとっても大問題であった。韓国では2003年に新しい性売買防止法が制定され、日本政府もまた2004年12月に政府の行動計画を発表し、今年にはいって法的整備が進められている。韓国でも日本でもフェミニストの多くが政府が人身売買対策に乗り出したことを歓迎し、政府の計画に合流し、期待を寄せた。ところが韓国では2003年9月に新しい法律が制定されるやセックス・ワーカーたちの激しい抵抗や反対が起こり、韓国の女性運動界でも混乱や困惑、論争が起こっていると聞く。日本では韓国ほど表面化していな

いが、日本政府の人身売買対策が救済どころか、かえって性売買犠牲者を窮地に追い込む懸念がある。ソウルで開設したパネルでは、日本のフィリピン人民支援NGOで活動するアガリン長瀬がこれを指摘する報告をした。

このような問題の背後にある、まだ韓国でも日本でもあまり意識されていない問題である、米国の売春禁止主義・純潔十字軍運動について問題提起をしたい。

女性人権に関心を寄せる人々は、今日の国際的・人身売買禁止運動が米国ブッシュ政権のイニシアティブで推進されていることに警戒心を抱くべきである。

ブッシュ政権は人身売買を「現代の奴隷制」と呼び、「特殊な悪」と罵倒し、世界正義の擁護者のごとく内外に「悪」と戦う決意を表明し、人

人身売買に対する「ゼロ・トレランス」を声明してきた。しかし米国が2000年に「人身売買犠牲者保護法」(TVTA)を制定して「人身売買との戦い」を内外に打ち出して以後の5年間、女性の商業的性搾取は地球規模で増大しており、しかもそのような性的搾取と人身売買の拡大の背景には、米国が主導する新自由主義グローバリゼーションと対テロ戦争の世界化が進行している。ブッシュ大統領が過去5年間に展開してきた「人身売買との戦争」に対しては、韓国と日本では女性人権に関心をもつ人々の間でもまだまだ批判が出ていないようだが、すでに米本国でも、また諸外国においても、批判の声は挙がっている。その要点を三つにまとめることができるであろう。

第一は、ブッシュ政権が、「人身売買と戦う」と宣言しながら、世界を戦争と新自由主義グローバリゼーションに巻き込む政策を追求し人身売買の原因を作り続けていることである。米国の戦争が無数の女性を人身売買の犠牲者にする原因を作っている。アフガニスタンの莫大な難民たちの中から、女性や子どもが人身売買の犠牲者となり、また空爆で父親や夫を失い売春をせざるをえない多くの女性や子どもがいる。イラクでも治安が悪化し日常白昼に人身売買業者が跋扈して、レイプ犯罪や誘拐、人身売買が広がっている。アガリン長瀬によれば、米国はミンダナオ島をはじめとしてフィリピンの内戦に軍事介入を強め、米兵相手の売春が増大しており、戦争と失業の圧力によって膨大なフィリピン人女性が生存のために海外に出稼ぎにいかざるをえない状況にある。そんなフィリピンの女性がいま韓国や日本の米軍基地周辺に多数働き、米兵相手の売春に従事している。またダインコープ(dyncorp)事件でも露見したように、米国の軍事活動を請け負う民間諸企業も性売買に関与してきた。すなわちブッシュ政権はその大言壮語と反対に、実際には性売買蔓延の原因と顧客を生み出し続けている。

第二は、毎年作成され国際的に大きな影響力をもつ国務省報告のランク付けが、人身売買の現実よりも反米的か親米的かという米国の政治的都合によって左右される傾向があり、反米政権への制裁を正当化する口実にさえなっていることである。米国国務省は世界で世界の国々が人身売買対

策のために行っている努力を監視する報告書を毎年出しているが、制裁の対象となってきた「第三層」に分類された国々にはキューバや北朝鮮、ベネズエラのように米国政府との関係がよくない国々が目立つ反面、インドやタイのように人身売買が深刻な国々が「第二層」にしか分類されていないことは保守的な団体からさえ非難があがっている。

第三は、ブッシュ政権の売春禁止主義が、人身売買対策の枠組みからセックス・ワーカー自身の活動を排除し、彼女たちがつくりあげてきた活動に不利益を与え、また迫害していることである。ブッシュ政権はキリスト教福音主義右派を社会基盤とし、同性愛、避妊、妊娠中絶といった性的自己決定権を攻撃してきた。今日の人身売買禁止国際運動にもそれは表出しており、ブッシュ政権は、売春禁止主義アプローチを執らないグループに人身売買対策のファンドを与えない方針を採ってきた。米国は、家族計画やエイズに取り組むための国際援助に関して妊娠中絶を否定する団体や売春の場にいる当事者たちを含まない団体にしか援助を与えない政策がかねて批判されてきたが、それらと同様、人身売買対策に関しても、資金は売春から女性を引き剥がす活動や警察による取締の強化、そのような方向性を持つグループに供与され、セックス・ワーカーが自分の直面する問題に自分で取り組んでいる諸組織が排除されている。性売買やエイズに対する取り組みはセックス・ワーカー自身が取り組むことが必要であり有効だが、国連が高く評価し、モデルプログラムと認めてきたような団体さえふくめ、彼女たちの活動が排除され、取り締まりと称して彼女たちを摘発する動きが強められている。このような禁止主義アプローチが売春の現場にいる女性たちをいっそう苦境に追い込んでいるのである。

Ⅱ：売春禁止主義と軍事主義の結合

ブッシュ政権による「人身売買との戦い」なる国際運動は、米国で約100年前に高揚した人身売買禁止運動である「純潔十字軍運動」と酷似していると言われる。禁止主義という概念を鮮明に

するためにも、売春問題に対するアプローチを歴史的に省察する必要がある。

20世紀初期、米国社会では工業化、都市化、移民問題、階級矛盾の激化による社会の不安定化に対して、支配層である西欧系白人ミドルクラスの不安感が高まり、これを背景に、いわゆる「純潔十字軍運動」が高揚した。白奴隷制反対運動という言葉にもみえるように、白人の純潔な娘たちが国際的に性売買され汚される、あるいは、移民たちが米国社会に売春という悪徳と性病をまきちらして米国を汚染しているという、移民排斥意識と深く結びついたものであった。白人処女の純潔を守り性病から青少年と国家を守るという意識によって、実際には白人もふくめて、売春女性を排斥する運動が進展した。

売春問題に対するアプローチは歴史的に三つに大きく分けることができる。

第一は、レギュレーションイズムである。日本語で言う「公娼制度」がこれに当たる。近代の公娼制度は女性の性病検診と登録を基軸とする国家管理売春制度であり、ナポレオン戦争やクリミア戦争、南北戦争といった19世紀の戦争と結びついて欧米の先進資本主義諸国・諸都市に広がった。それら諸国はそれぞれの植民地に本国より徹底した公娼制度を扶植した。軍隊を性病から守るという利害が公娼制度を発展させ、世界に波及させたのである。日本は封建時代から長い公娼制度の歴史があったが、近代には欧米流の制度を模倣し、類似の制度を植民地化した台湾や朝鮮半島にも押しつけた。

第二は、アボリショニズムである。19世紀の国際アボリショニスト運動は、英国で Contagious Disease Actによって公娼制度が導入されたことに反対してジョセフィン・バトラーらが始めた運動に端を発し、国際廃娼連盟

(IAF: International Abolitionist Federation) がヨーロッパを中心に活動した。重要なのは、アボリショニズムには売春行為を禁止しようとする態度は全くないということである。IAFは終始一貫して売春行為の非合法化に反対した。貧しい女性達が売春をすることを責めるのではなく、そのような売春女性達を国家が社会制度化し管理統制することに断固反対したのである。その長い

闘いの成果が、1949年に国連で決議された「人身売買と他人の売春からの搾取を禁止する国際条約」である。同条約は売春女性を犯罪者扱いに反対している。

第三が、プロヒビショニズムであり、女性の売春行為を法律的に禁止するアプローチである。これが、100年前の純潔十字軍運動以来今日までアメリカで支配的なアプローチであり、アボリショニズムとは全く異なるアプローチである。

売春禁止主義の潮流は19世紀末から20世紀初めにかけて台頭した。国際的に軍国主義と移民排斥が強まる中で、IAFのフェミニスト的な廃娼運動に対して、青少年の道徳教化、性病撲滅、売春女性の追放を主な内容とする純潔十字軍運動が力を増し、買売春をめぐる国際運動はしだいに変質していくが、この流れの中で売春禁止主義をいち早く明確に法制度化したのが米国であった。20世紀初期には、19世紀的なレギュレーションイズムでは軍隊の性病予防に十分な効果を挙げることができないことが明らかになりつつあった。公娼の登録には限界があり、未登録の女性との接触で現に膨大な数の兵士が性病に罹患していたからである。米国は19世紀的レギュレーションイズムからの離脱をいち早く構想し、第一次大戦への参戦に際して「アメリカン・プラン」と呼ばれる軍隊保護策を国をあげて実施した。これは、19世紀の公娼制度と共通の目的をもち、異なる形でその目的を実現しようとしたものである。

第一次大戦中、「アメリカン・プラン」のもと、軍事基地周辺に売春禁止区域を設定する権限が軍に付与され、官憲は証拠や裁判もなしに容疑者女性を逮捕する権限を獲得した。最初基地近傍に限られていた売春禁止はしだいに一般地域にも波及し、売春容疑女性に対する強制性病検診が制度化されていった。多数の女性が売春容疑で市民的権利を剥奪され、官憲の恣意的判断に基づく逮捕、強制検診、性病が発見された場合は強制収容、強制治療が行われた。第一次大戦下には、男性は全く逮捕されなかったのに、約35000人の女性が逮捕されている。兵士と親しく話したり、道を歩いたり買い物をしていたりしただけで逮捕された女性も多かった。つまり、「アメリカン・プラン」は、軍隊を性病から守るために一部

の女性を売春婦として登録し定期的性病検診を義務づけて囲い込んだ19世紀的な「古い」レギュレーションニズムに対して、官憲が売春婦と疑うすべての女性に対して恣意的な逮捕、拘束、検診の強制が可能になるという「ネオ・レギュレーションニズム」である。

「アメリカン・プラン」は第二次大戦期にメイ法として復活し、大戦後、基地周辺には恒久法となって今日も存在している。IAFは首尾一貫して米国のネオ・レギュレーションニズムを強く批判し、1949年条約起草過程でも、「売春からの搾取からの禁止」より「売春の禁止」に条約の主眼をスライドさせようとするネオ・レギュレーションニストたちに強く反対した。

Ⅲ：日本における「アメリカン・プラン」と売春防止法の制定

第二次大戦後の実質的に日本を単独占領し日本の戦後改革全般に絶大な権力を行使した米国は、レギュレーションニズムの再編成にも大きな影響を与え、売春を禁止する法の制定に直接・間接に関与した。

占領下のGHQの公娼制度廃止令によって19世紀的なレギュレーションニズムを規定した古い法律は撤廃されたが、ネオ・レギュレーションというべき新しい法律や形式によって旧来の集娼地区は温存され、米軍の周辺には新たな集娼地区が形成された。その一方、他方占領軍MPと日本官憲の協力で街頭における売春容疑者一斉検挙が始まり、街娼はもとより、多くの主婦や学生や働く女性が「疑い」に基づいて強制的に逮捕され、性病検診と治療を強制されていた。当局の監視下で売春を行い性病検診を受けている女性は検挙されず、その監視外で売春を行っている女性が徹底的な摘発と排除の対象になり、数万人の女性が逮捕されている。米国の「アメリカン・プラン」は、占領下の日本で米本国よりも大規模に実施されたのである。

1948年には日本政府はGHQによる売春取締の要請を受け、後の売春防止法の原型となる「売春等処罰法案」を国会に提出した。この法案がい

くらかの修正と紆余曲折を経て最終的に1956年の政府案が通過するまでの時期、米軍は地方自治体のレベルでの売春取締条例の制定にも圧力をかけた。1948年から55年にかけて60以上の自治体が売春行為、特に街娼の勧誘行為を禁止する条例を制定した。最初の制定県である宮城県をはじめとして、数々の自治体議会議事録に米軍からの命令と脅迫の証拠が記録されている。朝鮮戦争が勃発すると米兵買春の激増を背景に売春取締条例を制定する自治体が急増した。自治体議会でのこのような条例が植民地的従属の表出だとする批判や人権侵害を招くことへの危惧が表明されることもあったが、基地への経済的依存や占領軍事大主義は人権への配慮を圧倒した。米軍側が、売春取締条例を要求する一方、性病対策として集娼地区の設置を密かに勧めた事例もある。これらの売春禁止条例は売春をなくすために制定されたのではなく、売春行為の犯罪化によって女性の監視や逮捕の根拠を整え、性病の検査と治療をより容易に強制することができる。売春禁止は女性の立場を弱めるだけで、売春をなくすことにはならず買春を妨げることもない。軍が売春を禁じる法律を政府と自治体に要求したのは、性病検査を受けない女性を排除して軍隊を性病から守るためであった。

1952年講和発効以後も、日米安保条約によって米軍の日本駐留が続くことになった。その結果米軍買春も続き、1953年に政府が把握しただけでも基地周辺の売春女性は約45000人にのぼった。基地周辺の売春取締は日米政府の協力によって強化された。日本政府と自治体はたんに横暴な占領軍に屈服したのではなく、米国との軍事同盟関係の文脈で、米兵の買春を寛恕しつつ日本女性の売春を禁じ取り締まる態度をとったのである。売春防止法の制定は、このように全国ですでに実施されていた売春禁止法の全国法制化でもあった。

売春防止法は「売春」を「対償を受け、又は受ける約束で、不特定の相手方と性交をすること」と定義し、「売春」が「人としての尊厳を害し、性道徳に反し、社会の善良の風俗をみだすものである」とみなし、「何人も、売春をし、又はその相手方となつてはならない」と売春を禁止す

る。つまり問題視されるのは女性の行為である「売春」であり、男性の買春や売買春から搾取する行為は「売春」という主要な悪に対してそれを助長したり相手になったりするという従属的な悪としかみなされない。この法の下で売春女性と「売春を行うおそれのある女子」は補導処分と保護更正措置の対象とされ、また勧誘行為を理由に処罰されるのである。このように売春を禁じ売春女性を犯罪者化する売春防止法は、アボリションズムに基づく1949年条約とは全く異質なものであったが、米国による占領と日米軍事同盟のもとで、米国流の禁止主義が法の中核に置かれ、売春女性の罪と罰が問題にされたのである。米国連邦法でさえ売春が禁止されるのは軍事基地近傍に限定されているが、第二次大戦終結から朝鮮戦争にかけての時期、日本は全土が極東における米国の軍事基地であった。戦後の日本が米国のアジア戦路上の反共「基地」となったことから、日本では国連条約とは異質な軍隊擁護の精神が売春統制の中心に置かれたのである。

日本の女性運動界は米国流の売春禁止主義を支持し推進した。日本の売娼運動は19世紀末に始まったが、当初からキリスト教の影響を強く受け、日本の売娼団体と市民的な女性団体は第一次大戦下の米国の軍隊保護策「アメリカン・プラン」を早くから礼賛しており、戦後は米国が「アメリカン・プラン」を日本で実施する際に最良のパートナーであった。売春を禁じる法の制定にはセックス・ワーカーたちの組織的抵抗が行われたが、日本の女性運動指導者たちは売春禁止が女性の救済であると信じ、抵抗するセックス・ワーカーは業者にあやつられたものにすぎないとして彼女たちの抗議に耳を傾けようとしなかった。結局、売春防止法の施行後、娼娼地区で働いていた女性の大半は非合法売春の世界に追いやられ、ピンブ集団の暴力的支配にそれまで以上に過酷に縛り付けられることになった。

IV：日米軍事同盟と売春防止法体制

売春防止法制定後も売春と売春統制はなくならず、基地周辺では米軍が米兵が通う歓楽街の

店を廻って性病検診カードをチェックし、違反者がいる店にはオフリミッツを布いて圧力をかけた。米兵は売春女性に頻繁に暴力をふるったが、女性は虐待を受けても訴え出れば自身が犯罪者と扱われるために被害を公にすることを阻害され、日常的に暴力の被害者となった。基地周辺では米兵による女性に対する犯罪が頻発し、山口県の岩国基地を例にあげればベトナム戦争終結後だけで接客女性が惨殺される事件が四件も起きている。日本本土と分離され米国施政権下に置かれた沖縄では、米軍は占領直後から「占領軍への娼業禁止」を布告して売春と性病の統制を徹底させ、オフリミッツを乱発して性病感染が危惧される売春は排除し、女性の健康を証明する風俗店にのみ営業を許可するAサイン制度を定着させた。ベトナム戦争時代には売春女性は15000人にもぼった。72年の施政権日本返還を前後して沖縄にも本土同様の売春防止法が施行されたが、本土の米軍基地がしだいに撤去・縮小されてゆく一方、沖縄に在日米軍基地の75%が集中するようになり、米兵による犯罪は多発し続けている。他方、米兵の暴力と買春は寛容に扱われてきた。米軍性暴力事件の事例を分析すると、行政協定・地位協定によって日本側の捜査が阻まれる事例が多いと同時に、米兵側が日本人女性を「売春婦だと思った」と主張することで言い逃れがなされている事例の多いことに気づく。女性の売春行為を禁じる法は、性病管理に役立てられてきただけではなく、米軍人の性暴力・性的搾取を隠蔽・免罪し、女性に責任転嫁するために常に利用されてきたのである。このように、売春を禁止する諸法は米国の占領及び日米安保体制と結びついて成立し、米軍の「より安全な買春」を提供すると同時に、米軍人の性暴力と性的搾取の責任を女性に転嫁し米軍犯罪を隠蔽する装置として働くことで日米軍事同盟に貢献してきた。

売春防止法制定から約半世紀が経つが、日本の性産業は巨大な発展を遂げ、近年は基地周辺の歓楽街にもその他の歓楽街にもフィリピン人など外国からの移住女性の姿が目立つ。フェミニストが売春禁止にこめた真の願いが売買春の廃絶であったとしても、禁止法が売買春を廃絶に導かなかったことはこれらの事実が示している通り

である。売春防止法体制は売春廃絶どころか売春女性の立場をより弱め、いっそう苦境においこんできた。特に現在忘れてならないのは性産業で働く外国人移民女性の状況である。彼女たちは入国管理法違反と売春防止法違反という二つの罪を犯している「犯罪者」と扱われ、二重三重に弱い立場におかれているのである。

日本政府は04年の米国報告書で要監視国と認定されるや急ピッチで人身売買対策を立て、05年には法的整備に着手したが、それらは被害者保護を理念に掲げながら、性暴力と性的搾取の被害者である売春女性を犯罪者としてきた最大の法的根拠たる売春防止法の廃棄は一顧だにしていない。また入国管理強化は近年アジアの移民受入諸国が人身売買対策として若い移民女性の入国禁止措置を強めているのと軌を一にしているが、これによって人身売買の加害者がより狡猾な手口を編み出す一方、被害者である移民女性こそ実質的に罰を受けることになることをアガリン長瀬は指摘している。

現在の米国の「人身売買との戦い」が1世紀前の純潔十字軍を連想させるのと同様、日本の人身売買禁止法制定をめぐる現在の動向は、半世紀前の売春防止法制定過程を思い出させる。両方とも多くのフェミニストが関与し、買売春や人身売買

の廃絶を願う多くの人が合流して運動の裾野を広く固め、国家による禁止がその廃絶に役立つと期待している。大戦後の売春禁止法が米日の軍事戦略に結びついていったように、人身売買対策を促す今日の国際潮流はテロリズム対策としての国際組織犯罪条約や米国国務省報告に由来しているが、半世紀前に日本のフェミニストが米国の政策を歓迎したように、今日も米国からの圧力を日本政府の人身売買対策を促すために役立つ援軍のように受けとめる人がいる。

だが売春防止法を温存したまま被害者保護は不可能である。人身売買禁止法が売春防止法の補完法である以上は、売春の場にいる女性は、売春を強要された人身売買被害者と「認定」され、権利をもたない客体として「保護」される女性と、そう認定されず「処罰」対象であり続ける女性に二分される。売春防止法の施行が生き延びるために売春を続ける日本人女性を地下においやり暴力被害を拡大させてきたように、売春禁止主義と表裏一体の人身売買禁止法は移民女性をこれまで以上の苦境においこみ、半世紀前と同様、国家の面目をたてるために犠牲者を犠牲にすることになりかねない。女性人権に関心を寄せる以上、禁止主義と軍事主義の結合の歴史を省察し、禁止主義から脱却すべきである。

終わりに 新しい国際連帯を希求して

以上、米国の売春禁止主義が日本の性売買対策に歴史的に影響を与え、今日に及んでいることを報告した。報告は米国と日本に関する内容であったが、問題は韓国にも共通している。

韓国の倫落行為等防止法と日本の売春防止法は、売春行為を墮落した女性の反社会的行為として問題にするという法律の根本に共通性がある。パク・チョンヒ大統領は日本の売春防止法を参照したのではない。日本と韓国には、大日本帝国の支配時代、米国による占領時代、米国との同盟時代を通して、公娼制度・軍隊性奴隷制度・米軍の性政策・親米政権の女性を犠牲にする政策という共通の歴史経験が存在する。それが売春防止法と倫落行為等防止法の共通の歴史的バックグラウンドであり、今日になお両国の買売春問題に対する認識の基礎を規定している。韓国で新しい性売買禁止法が制定され、倫落行為等防止法が失効した点は、新しい法律が売春防止法の補完法である日本よりはるかに前進的であると考えるが、韓国の新しい法律にあっても禁止主義原則が堅持されている。

人身売買受け入れ大国である日本と韓国のフェミニズムが売春禁止主義に強く影響を受けているのに対して、送出国である第三世界には別のフェミニズムがある。例えばタイやフィリピンの女性団体は早くから売春女性の非犯罪者化を求め、セックス・ワーカーの組織化が行われてきた。彼女たちは警察に売買春取り締まりを求めるよりも、警察による売春女性への虐待と闘争してきた。また労働運

動や民族解放闘争との結びつきをもち、女性を売春においやる戦争政策やグローバリゼーションと闘っている。そこには売春に現に従事している女性たちの参加、彼女たちとその他のフェミニストたちが共に闘う視点と実践の歴史がある。

このような第三世界フェミニストの性売買に対する挑戦に連帯することは、日本はもとより、高度経済成長を遂げアジアの諸地域に進出するようになった韓国にも必要である。日本では80年代後半以後日本に出稼ぎに来て性産業に働く女性が増大したが、韓国においても最近の基地村ではすでにフィリピン人をはじめとして移民女性が9割を越えると聞いて驚愕した。またソウルのパネルで報告したモンゴル研究者によれば、韓国の性産業ビジネスのモンゴル進出は著しいという。

日韓の女性人権に関心をもつ人々は、ブッシュ政権の純潔十字軍運動に動員されることを拒否すべきである。アジアにおける性売買・性的搾取を根絶するためには、現に売春の場に身をおいている女性、第三世界の女性たちとパースペクティブを共有し連帯した闘いが必要だ。

6月ソウルでのパネルもそのような希求から開設したが、光州で、ソウルでは提起できなかったこともふくめて提起する機会を与えられたことに感謝する。

「米国の純潔十字軍運動と反売春法をめぐって」 に関する議論

*本文章は2005年10月25日から27日、韓国光州市で開催された「平和のための光州アジア女性会議」で発表された。

あん じん
安 鎮

藤目の発表について、私は二つの点で興奮している。一つは彼女と同じように私もまた民主化を求める光州蜂起に大きな影響を受けたということについてであり、もう一つは韓国と日本での性産業に対する諸政策が米国からの影響を受けているという分析についてである。彼女は歴史的な視点から米国の軍事主義と外交政策が東アジアの性売買防止政策に与えた影響を分析しており、この貴重な分析によって私は多くの洞察を得ることができた。

1980年5月、光州5月蜂起が起こったとき、私はここ光州にあるチョンナム国立大学の学生だった。この蜂起は米国を誠実な友人だ、と信じていた私の心に疑問を投げかけた。蜂起のあと、私は朝鮮の近現代史研究に興味を抱いた。当時、大学院生だった私は光州蜂起によって、日本植民地支配解放後の米軍政政府の研究へと進むことになる。そして「抑圧的国家装置—米軍政政府の研究」というテーマで博士論文を書いた。光州蜂起を経験しなければ、私は社会学者にもフェミニストにもならなかっただろう。光州蜂起の直接の経験者として、また米軍政政府を研究する社会学者として、私は藤目がこのフォーラムに参加し、素晴らしい発表をしてくれたことに特別の感謝を送りたい。

昨年の夏、私は大阪で開かれた日韓共同歴史教材編集のための女性史に関する第6回シンポジウムで、彼女の「日米軍事同盟と売春防止法」に関する研究発表に興味深く聞く機会をえた。このシンポジウムは日本の「女性・戦争・人権」学会と韓国の「戦争と女性・人権センター」が共催したものだった。この集まりは私たちにナショナリズムを越えて、東アジア地域を貫いた女性史を再考する機会を与えてくれた。この地域での私たちの女性としての経験は、共同教科書の執筆のみではなく性的人身売買など多くの課題に共同で取り組むための基盤となるに違いない。

今回、私は性的人身売買に反対する運動のなかで、私たちがどうやって連帯に向けた視点を築

くことができるのか、に焦点を当てて発表したい。米国が公式的に追求しているいわゆる「禁止主義」、またその起源たる米国の純潔十字軍運動の問題に関して、私は藤目の指摘に全面的に賛同する。彼女は因果関係に注目して分析することで、第一次世界大戦中に米国が実施した「アメリカン・プラン」が、1956年に日本で制定された売春防止法に影響を与えたことを明らかにしている。この議論に疑いの余地はなかろう。これと同じ分析を1961年に韓国で制定された売春防止法にも適用することができる。売春政策に関して言えば、日本も韓国も米国の多大な影響下にあったのである。

理論的な面に関して、この論文の焦点は日本

の売買春政策は戦後ずっと日米軍事同盟、および米国の外交政策に大きく影響されてきたということにある。筆者は近年、日韓両国で制定されている性売買防止法もまた米国の「禁止主義」の影響を受けていると主張する。だが韓国と日本には若干の状況の違いがあることから、この点に関しては私には異論がある。韓国のかつての「売春防止法」は藤目の指摘にまさに該当する事例だ。しかし2004年3月に公布され、2004年9月24日に施行された新しい性売買防止法もまた米国に影響を受けたものだ、とする主張は断定的すぎるように思われる。藤目が指摘するように、韓国での性的人身売買をめぐる論争の多くは禁止主義をめぐる集中的にかかわっており、韓国女性たちは反売春、反人身売買についての認識を共有していて、セックス・ワーカーの権利について考えに違いがあるにもかかわらず共通の基盤を築いている。性的人身売買に関する言論や法整備は、ラディカル・フェミニズムに影響をうけた反売春（anti-prostitution）活動家たちの努力の成果である。韓国では1986年にセックス・ワーカーの権利の実現という目的を掲げて設立され、2000年には「韓国女性団体連合会（KWAU）」と協力関係を築いた「ハンソリ会」が反売春運動をリードしてきた。それ以降、女性団体連合とその他の女性の権利に関する団体が法制定に向けて共同の取り組みをすすめて、最終的にそれが実現されたのである。群山市大明洞の売春地区にある密集住宅に放火が行われ、そのことが男性中心の性文化を批判的に捉える必要性を人々に気づかせ、性産業の搾取構造を明らかにする機会を与えた。この運動は性産業に対する社会的認識を大きく変えるものでもあった。つまりそれまで性売買は個人の道徳に関する問題と考えられてきたのだが、いまでは社会構造のなかで捉えられるようになったのである。性売買は性差別社会におけるダブルスタンダードな性規範の帰結であり、セックス・ワーカーは男性の性的権力と性産業の犠牲者である、との認識が広く受け入れられるようになっている。事実、韓国でも女性の責任を含意する「売春」という言葉にかわって、「性的人身売買」という用語が使われるようになっており、社会的認識の大きな変化を証明している。性売買に関す

る特別法は米国の「禁止主義」の新しい政策の登場とともに制定されたのではない。それは1990年代に急成長を遂げた韓国の女性運動の成果なのである。この法律は「禁止主義」の枠組みに代わる政策の発展に道を開くものである。

新しい性売買防止法には二つの核となる要件がある。一つはセックス・ワーカーを切実に保護を必要とする犠牲者あるいは人々とみなすこと、もう一つは性産業のピンポンおよび経営者に対する処罰を強化することである。この法律は、性売買が買春者と売春者との二者間の関係ではなく、三者間の関係であることを強調し、その焦点を「売春」から「搾取」および「人身売買」へと移してブローカーの存在に注意を払っている。この韓国の新しい性売買防止法は「禁止主義」の理念に従っているが、しかしその制定の背景は日本の場合とは違う。日本と韓国の状況の違いを理解するためには、1990年代に爆発的な成長を遂げた韓国女性運動と法改正について考えることが必要だ。より深い理解のために、私は藤目に性売買防止法の背景、法の推進者、性売買に関する社会的認識の深さと広がり、などいくつかの点についてより詳細な説明を求めたい。いいかえるなら、日韓両国にはいわゆる「レギュレーションイズム」とよばれる公娼制度や、米軍基地周辺に形成された商業地域など似通った歴史背景があるが、韓国と日本の新しい性売買防止法に存在する違いに関して説明をして欲しいのである。

もう一つの論点は、性売買に対する実践的立場についてである。日本と韓国の「禁止主義」が米国の軍事主義に影響を受けているというだけでは、「禁止主義」に反対する十分な理由とはならない。藤目は確かに「禁止主義」に反対であるが、彼女はこの論文のなかでその立場そのものについての説明をしていない。よく知られているように、道徳的保守主義者とラディカル・フェミニストは性売買の防止について異なる視点をもっているが、しかし両者ともが「禁止主義」の立場をとる。彼女がブッシュ大統領のような保守的「禁止主義」に反対しているのか、あるいはおよそあらゆる「禁止主義」に反対しているのか、さ

らなる議論が必要である。韓国の新しい性売買防止法は、かつての売春防止法とはまったく異なるものであり、その推進者たちは明らかにラディカル・フェミニズムの「禁止主義」に影響を受けている。

この論文で藤目は性売買に対する立場を1) レギュレーションイズム、2) 廃止主義、3) 禁止主義の三つのカテゴリーに分類している。そして彼女は米国の政策に影響された「禁止主義」に反対する。フェミニストがどの立場を取るべきか、そしてどのような政策が開発されるべきかについて議論をすすめる必要がある。彼女は米軍基地周辺の商業地域ではセックス・ワーカーの90%がフィリピンなどからの出稼ぎ女性であり、男性客からの支配と暴力に対してセックス・ワーカーは脆弱な存在であると強調している。こうした議論から判断するなら、彼女の立場は「廃止主義」にあると推察できる。廃止主義はヨーロッパに起源を持ち、国際廃娼連盟 (IAF) のフェミニストたちが売春の犯罪化と合法化に反対して展開した運動として広く知られている。もし藤目が「廃止主義」の立場を取っているなら、リベラリストの「廃止主義」と彼女の「廃止主義」がどう違うのか明確にする必要がある。なぜならフェミニストの立場からの「廃止主義」は性的人身売買それ自体の非犯罪化あるいは合法化を求めるのではなく、セックス・ワーカーに対する非犯罪化、統制廃止を強く求めるからである。世界中での性産業の増大、貧困の女性化、移民の女性化という状況下でつくられた国連条約の目標とは違い、行き先を持たない「廃止主義」は第三世界の貧困女性を無視し、彼女たちを資本主義の搾取構造のなかでより弱い立場におくような状況をもたらすことになる。なぜなら彼女たちは生存のために性産業に従事することを強制されているのだから。

彼女の議論を延長し、新しいコンセプトとして新廃止主義 (neo-abolitionism) を定義すれば、それは今日の話題に関する議論を発展させる意味あるものとなる。新廃止主義は性売買の非犯罪化を意味するものではないが、セックス・ワーカーを、保護を必要とする人々とみなし、性的人身

売買から脱することを支援する。それはセックス・ワーカーを買うブローカーと、女性を性的快楽のために支配する男性客を犯罪化するための戦略を追求する。簡単にいえば、それはセックス・ワーカーを非犯罪化し、性産業におけるピンプと経営者、そして男性客を犯罪化する。端的にいうとこの立場は性的人身売買そのものの非合法化や犯罪化だけではなく、セックス・ワーカーの非犯罪化をも求めるのである。

藤目は日帝時代の公娼制度を批判しているのだから、「レギュレーションイズム」の立場にないことは言うまでもないだろう。「レギュレーションイズム」は政府の許可に基づいて性的人身売買を法的に認めるものである。「レギュレーションイズム」の下では、売春女性は定期的な性病検査を受けねばならず、居住地も制限される。この立場の前提には男性の性的欲求は自然であり、性売買は必要悪だという暗黙の了解がある。この立場がはらむセクシュアリティの二重基準は、両性の不平等な権力関係を再生産することにも貢献する。この立場からすれば、セックス・ワーカーは男性優位の権力また性産業における搾取者の犠牲者ではなく、退廃を広める不道德な存在ということになる。

彼女の立場について私がさらなる議論を求める最大の理由は、彼女がこの論文のなかで「セックス・ワーク」あるいは「セックス・ワーカー」という用語を使っていることにある。もし彼女が「売春婦 (prostitute)」という用語を便宜上「セックス・ワーカー」と置き換えたただけならば、厳しく議論する必要はない。しかし、もし彼女が性的人身売買をある種の仕事とみなして「セックス・ワーク」という概念を用いているなら、性産業の問題を解決する立場を構築する上でそれは重要な意味をもっている。「セックス・ワーク」という概念はリベラリストによってよく用いられるものであり、そこには人身売買の合法化が含意されている。「セックス・ワーク」という概念を使うリベラリストは、自主的契約によって提供される性的サービスは賃金を発生させるひとつの労働であると主張し、彼らはそれを仕事とみな

すがゆえに性売買の権利の実現に関心を寄せる。私は、この立場はフェミニズムとは相容れないと考える。性的人身売買は平等な性的関係では決してなく、サービス労働に分類されるものでは絶対でない。性的人身売買はそもそも男性の買春者が女性の売春者を支配するという権力関係の発現であり、女性の身体に対する虐待を意味する。いかえれば、性的人身売買は性暴力の別の側面である。性的人身売買を主導しているのは、いつも性産業の資本家と客であり、女性たちはつねに従属している。私は藤目に彼女の立場とセックス・ワーク推進のリベラリストの立場との違いを明らかにする追加説明を求めたい。

戦争と失業によって貧困を強制された第三世界の女性たちは移民となっている。子どもと女性の人身売買、東南アジアへのセックス観光も増加している。こうした状況のなかで、藤目がいうように、国際連帯の重要性はいくら強調してもしすぎることはないだろう。だが、東南アジア諸国間にも移民女性の流出と流入があり、セックス・ワーカーの需要と供給がある。さらに西洋のフェミニストとこの地域のフェミニストとの連帯についていえば、社会的条件という大きな障害があり、女性運動のイデオロギーにもかなり大きな違いがある。西洋フェミニズムは第三世界のセックス・ワーカーを「貧しい犠牲者」と見る強い傾向がある。私たちが真に国際的な連帯にむけて道を切り開くには、西洋中心意識を克服し、第一世界（西洋）と第三世界（アジア）とに二分化された

境界を越えなければならない。性的人身売買に対する米国の偽善的な政策と世界的な反人身売買運動への介入にどう対処するかは、それぞれの国の親米の度合いによって様々である。フェミニストにとって重要なことは、第三世界のフェミニストが性的人身売買についての共通の意識を築くことを通して、米国の外交政策と軍事主義についての意識を共有することである。理論的意識化によって実践が生まれるのだから。

藤目が指摘するように、米国の「禁止主義」はセックス・ワーカーの要求を排除する。セックス・ワーカーが自らの経験を語り、自らのアイデンティティーを明確にしてそれを実現する道を理解したとき、性的人身売買に対する私たちの態度も同質なものから変化しうるだろう。昨年、秋、新しい性売買防止法が施行されたとき、セックス・ワーカーたちは自らの生存権を求めて国会前で抗議行動を行い、マスコミはそれを曲解して伝えた。彼女たちの抗議行動は単なる「禁止主義」に代わる代替策を求めていたのだろう。9月に施行一周年を記念してソウルでシンポジウムが開かれたとき、私はその女性たちが女性活動家に会ってから態度を変えたという話を聞いた。その主な理由は女性活動家たちが説得したからというよりも、女性たちが性産業から脱出するための方法と展望を見つけたという事実による。彼女たちの変化は、女性活動家の姿勢と意識にも影響を与えるだろう。

国際政治の文脈では性的人身売買をめぐる分析があまりないなかで、藤目が人身売買に対する運動と政策への米国の軍事主義の影響について分析してくれた。その情熱と努力に特に感謝を表明したい。

【日本語訳 河合大輔】

「世界女性学大会」「平和のための光州アジア女性会議」 参観記

やん どんすく
梁 東淑

私は「世界女性学大会」と「平和のための光州アジア女性会議」を参観した。本稿は、ここで発表された内容のうち特に民族（国家）／主権形態、階級性とフェミニズムをめぐる韓国内議論に焦点を当てて批判的に検討する。

1、「反米」と「民族（国家）／主権形態」問題

世界女性学大会の総討論会でチョン・ヒジン氏は、＜グローバリゼーションと韓国の基地村性売買＞について発表した。大きな論点となった一つは、「反米」と「民族（国家）／主権形態」問題に関連した内容であった。

チョン・ヒジン氏は討論の中で、韓国の反米反戦平和運動内の「反米」モットーと韓国大衆の米国に対する怒りの表現である‘Fucking U.S.A’を反女性主義的表現だと批判した。そのような表現が民族の範疇から女性を除外させる代表的言説であり、全世界の女性は民族を超越した「姉妹愛」で団結できるという主張であった。

しかし階級／民族／性の関連を解明する問題は、「女性同一性」の宣言的な強調だけでは限界がある。韓国の大衆が自身の主権形態についての侵害をなぜそのような表現で象徴、言説するのかの問題は、米国に代表される帝国の不平等で暴力的な社会政治的、軍事主義的対応の歴史的考察から糾明されねばならない。その過程を通じて現在の民族国家構成と主権形態を超えては代案を模索せねばならない。

討論会の場では米国とヨーロッパから来た多

くの研究者と活動家がいた。私は、韓国内の反米反戦平和運動の現実を紹介し、米国とヨーロッパのフェミニストたちに省察と連帯を呼びかけねばならなかったと考える。しかしチョン・ヒジン氏は、あるポルノビデオを素材に韓国の「反米」モットーを批判するとき、彼女は韓国内反米反戦平和運動の政治的脈絡を削除した。結果的に、韓国の反米反戦平和運動を反女性主義／民族主義／国家主義と貶め、戯画化させる結果を招いた。米国とヨーロッパから来た彼女たちにどのような省察点も投げかけることができなかった。その点について私は会場でチョン・ヒジン氏を批判した。

特にFucking U.S.Aと関連した討論は、この間韓国の反戦平和運動内でも主要な論点の一つであった。韓国では反戦と反米を区別しながら「反米無き反戦」を主張する論理があった。その主張はFucking U.S.Aを男性主義的だと攻撃しながら、反米それ自体を棄却した。事実、韓国でそのようなスローガンや歌を作り歌ったときは、単なる米国に対する怒りの大衆的表現でもありえた。すなわちチョン・ヒジン氏がポルノビデオを根拠に引用した「米国内女性は強姦されても当然だ」というようなものと比べることはできなかった。罵倒語を言うのをやめようというのなら認めることは出来るが、Fuckを強姦と連結さ

せて、これをフェミニズムの観点と連結させた点は認めることができなかった。韓国内で進められた反米反戦平和運動内部の具体的な政治的論争と実践は回避して、存在している韓国フェミニズム運動内部の多様な観点の違いも認めないで、目的論的に単一の概念として借用されたフェミニズムをアリバイにしてそれで韓国内の反米反戦運動と実践を体系的に棄却したからである。のみならず「罵倒語は男性中心主義だ」というように批判されたりもするが、これは非常にブルジョア的「教養」論と類似している部分がある。特にFucking U.S.Aというスローガンがそれ自体で民族主義／国家主義ではさらにないのである。

韓国では一昨年からこのような問題が持続的に「反米なき反戦」主張として提起された。その後、昨年に反米反戦平和運動内で、ふたたび論争になった。罵倒語と関連して多くの女性主義者たちの主要な論理は、女性が生まれながらに平和的な存在だという論理だったが、これは間違いだと批判された。すべての戦争は女性に対する戦争だという論理を使いながら、「すべての戦争に反対するが、米国に反対しない」という論理が一部で流行したりもした。このような論理は戦争と平和の単純二分法さえ問題としていない非常にイデオロギー的な論理だ。

Fuckingの地球的意味がどうであれ、それは一般的な憎悪表現としての罵倒語だが、大概の罵倒語は性的な面を持っており、男女間の不平等な権力関係を反映／再現／再生産する限りで性差別的である、したがって使ってはならないとか最小限その使用について深刻に反省せねばならないという立場は、単純に政治的効果やこのような部分に極限されたものではない。それは、実在と象徴の関係問題、暴力の原因問題、それに対する適合した解決などの争点を含む重要な問題である。

チョン・ヒジン氏が「Fucking U.S.Aは反米ではなく国家間権力関係をsexで比喻、脱政治化させる」と主張するとき、むしろ彼女は大衆の反米表現に込められた怒りの意味と抵抗的性格を自身の主観的な単一の先験的規定で貶め無視することをもって脱政治化させる。しかし複雑な矛盾的条件において表出されている大衆の行動はすでにまさに今ここで、そのような単純ではあるが

明澄な象徴的表現をもって、現にあるアメリカ帝国の主権侵害と暴力性に挑戦しているのである。

2、性差のフェミニズムと他者の政治性 労働者女性の市民権確立

次に、韓国の性労働者運動と関連した論議に焦点を当てて批判的に検討する。

韓国では昨年の性売買特別法施行以降、フェミニズム運動内の多様な論議があった。現在、韓国女性の中でフェミニズムは単一ではないし、同じように韓国男性も単一ではない。男性間の差異を見逃したまま男性全体を批判対象にすることができないのが現実である。だがチョン・ヒジン氏の方法は、男性全体を単一視・同一視して批判対象にするものである。

今年6月に韓国では全国性労働者連帯（全性労連）が出帆したのに続き、性労働者の相異なる環境に能動的に対処するという趣旨で全性労連から脱退した性労働者を中心に民主性労働者連帯（民性労連）が8月に結成された。民性労連は出帆直後、民主性産業人連帯と団体協約を締結しながら社会的に声を上げ始めた。彼女たちは客体たる性労働者女性として「我々の他者として登場」したのではなく、自分のやり方どおりの他者として声を探そうと「我々のところに登場」した。にも関わらず、このような性労働者女性の運動と組織建設をめぐるチョン・ヒジン氏をはじめとした韓国の多くのフェミニストたちは遺憾を表明した。ひいては一部フェミニストたちは彼女たちの声を韓旋業主の動員によるものだを見て、彼女たちの声を真の声ではないと判断した。甚だしくは不法性を云々しさえした。

だが、このような判断は「性労働者女性が自分の内部にある他者性を自分の言語で形成すること」を否定することである。彼女らの登場は我々に互いの距離を認めさせ、同一化の暴力を、距離の認定によって制御した。彼女らが生み出したそのような「距離の認定と同一化の否定、差異の政治」は決して女性内の関係を互いに分離させたり、破壊したりする否定的なやり方ではない。

それは完全に把握することのできない他者に対する驚きと呼び覚ます空間を作りながら、互いに異なる他者を認め、さらに互いに異なる他者として存在している各個人に自分たちの内面性を省察するように手助けをするやり方である。ここに彼女たちの声の普遍的で解放的な性格としての意味が存在する。

性労働者女性の声に対する一部フェミニストの遺憾の表現は、性労働者女性の存在を客体へと還元し、他者として存在している性労働者女性を認めることを拒否する効果をあげている。彼女たちは自身を優越者と表象し、「性売買根絶」と「性売買被害女性の保護」という自身の理想を維持してきた。歴史的に「性売買根絶運動」は性労働者を否定的同一性で客体化することで劣等性を刻印してきた。性労働者女性はそれを批判し、「性売買根絶運動」と「性売買被害女性」という表象を解体し、彼女たちの市民権を実現すべく努力しているのだ。

チョン・ヒジン氏は、東アジア女性が韓国で性労働者になる原因や過程やそれに対する代案の模索を「女性同一性」に注目するときに可能だと単純に主張し、そのようにして重要イシューである市民権と主権形態の問題を無視する。民族国家の境界線がすべての暴力の源泉だという前提だけをもって、民族国家や主権形態の問題を簡単に拒否する。

今日の多国籍（超国籍）金融資本が主導する新自由主義の現実には、近代固有の境界が消滅し、地域的空間がだんだんと構成されて民族国家に束縛されない地球的で互恵的な関係が到来するだろうという楽観的立場を困難にさせている。チョン・ヒジン氏の民族国家に対する単純な批判や拒否、あるいは主権形態に対する非思考は、重要で複雑な世界の現実政治状況を無視している。だが、どのようにして市民の参与が保障される脱集中化された多国籍市民共同体を出現させ、民族国家による伝統的政治を脱却し、平等で葛藤の少ない新しい国際秩序へ進むのか。移民女性の市民権やフェミニズム運動の展望を拓くためにも複雑な現実国際政治状況を考慮することは必須である。

自国から追放された人々、難民のように不安

定な多くの人々と同様、性労働に従事する相当数の移住女性にとって、現在の国際移動と国際的不平等という世界的な社会政治的条件は圧迫の形態である。このとき未だ市民と規定されることさえできないでおり、しかも市民的権利を獲得し公的な場所に接近できる権利さえ付与されない性労働に従事する移住女性の市民権を再定義、再確立、再規定することは、彼女たちがこの間、社会から主体として認められる正当な場所を与えられていないという事実を省察できる基礎となる。

性労働者の人権を市民権として再提起することは単に法文書に形式的条項を挿入することではない。市民的平等と自由の再確立をめざす解放運動の政治的拠り所であり、このような運動によって絶え間なく拡張、更新されねばならない闘争の争点そのものである。

3、「性売買特別法」評価

韓国で昨年施行された性売買特別法は、性労働者女性の市民権確立を考慮して制定されたものではない。韓国で一部フェミニストは性売買特別法に肯定的な歴史的評価を下す。チョン・ヒジン氏のみならず、光州フォーラムにおけるアンジン氏の論議でもこの点を確認しえた。

彼女たちは特に韓国で1960年代に制定・施行された淪落行為防止法とは異なり性売買特別法制定・施行の歴史的背景について特殊性を強調する。例えば今日の世界的次元で普遍的に取られている性労働者女性運動についての退行的な反撃を米国に代表される帝国の社会政治的対応、または軍事主義との関連の中で理解しようという認識は拒否しながら、性売買特別法を1990年代以降、急成長した韓国女性運動の発展を反映する産物として理解することを提案する。そのような意味で重要な歴史性を持つ韓国の性売買特別法は代案的な政策開発を多様に試みる可能性を持ち、この点が日本とは区別される韓国性売買特別法の歴史的特殊性だと評価する。

だが最近、ある法律学者が評価するように、性売買特別法は「性販売者」と「性購買者」の処罰刑量を異にするだけで、過去の淪落行為防止法

とは大きく違っていない。

次のような問題点、①性労働者女性の犯罪化と救済更正の問題②物的人的土台のない立法と執行の問題③「性売買との戦争」スローガンの非実効性と警察の取締りへの依存④「性売買」問題の社会的構造ではない、行過ぎた「個人化」としての接近⑤自律的性販売者に対する処罰⑥社会構造的抑圧の解決方式ではない任意的処方⑦「社会的逸脱者」化と烙印方式の規律化の問題などを持っているという点でその通りである。

ゆえに性売買特別法は韓国女性運動の発展を反映したというよりは失敗だといえる。このような問題点を見過ごしている性売買特別法に関する肯定的評価は結局、法の解釈と適用の一切を官僚の裁量的政策意志にだけ任せることでもって、真に必要な性労働者女性の市民権の確立問題と、それを通じた他者との社会的、市民的交流過程と関係の再確立の可能性の問題を捨象させた。

性労働者女性の市民権は現在の性売買特別法で達成されはしない。性売買特別法の一般的な法律の基準ににらみ合わせて性労働者女性の条件という特定の問題が離脱と思われており、彼女たちの特殊な条件問題が、社会が組織されている方式で規定されないでいる司法的状况はこれをよく証明している。ゆえに性労働者女性の特殊な条件を社会が組織されている方式と連関して規定しようとする性労働者女性の市民権確立問題は、その最終方向が法律の字句や定式化の論理でない、もっと大きな脈絡の社会的関係や政治社会的状況の關係に依存している。具体的な特定の社会

政治的現象と状況を考慮する政治的介入として提起されている問題なのだ。法と関連して性労働者女性の市民権をどのように法に記入し確立していくのかは、このような過程自体と照応する。

現在韓国では性売買特別法施行一周年を迎えて性労働者女性運動内で多様な評価作業が進められている。性売買特別法の制定目標と施行とを区別して目標の正当性を認めようという意見、同法が以前と違う視角から制定された点で歴史的意義を評価しようという意見、性労働者の問題を法に還元させる狭い地平から脱却し、豊かな政策的熟考へと進もうという意見、甚だしくはどんな法的態度を取るにせよ男性性購買者に対する統制無しにはどのような解決も不可能だとして男性購買者を統制対象化しようという意見にいたるまで評価は様々だ。大部分、法自体を内的に異なる方向へ転じ性労働者女性の市民権を確立しようという方向よりは、法の目標と施行を区分付け後者だけを問題視する方向である。性労働者の市民権に関する熟考の不在を反証する行政的、政治的思考の発想のように見える。しかも統制すべき対象として性購買者男性を何の躊躇もなく名指しすることには暴力性さえ感じられる。社会的抵抗を犯罪視し、多くの解放運動を危険階級として名指しし新しい戦争と暴力技術を考え出す予防戦争が正当化される今日、性労働者女性と彼女たちの他者に対する境界線をよりいっそう警察暴力で強化させようとする発想は危険なものと感じられる。

性売買防止法に関する多様な評価の中に、性労働者女性の市民権確立への関心は発見し難い。さらに「何かを科学的に一元化し整理して理論化するのがフェミニズムではない。性労働者女性の多様な現在の悩みと話を引き出し治癒過程へ導くのが重要だ」とか、だから「多面的で多層的でなかった自身の論議の画一性を反省しよう」という評価は性売買特別法の評価にあたって、前提にしている考えと矛盾しているように見える。だが「私と離れていると感じる経験と出会うことができねばならない」という彼女たちの自己省察は結局、「性差のフェミニズムに基づいた他者の政治、差異の政治」が始まっていることを良く示している。このような省察は、性売買特別法でなく、韓国社会に「距離の認定と同一化の否定、差異の政治」に基盤を置いて社会的関係を再確立しようという性労働者女性の声と性労働者運動の発展から起因したものだと考える。

【日本語訳 永谷ゆき子】

北朝鮮・モンゴル・韓国、国境を越える 女性たちのネットワーク2005

いまおか りょうこ
今岡 良子

(1) 2005年、2度ソウルを訪ねて

モンゴルでは2000年の雪害をきっかけに、遊牧民が首都に、首都の住民は国外に移住する流れが加速した。私の専門は遊牧地域論であるが、首都移住に至った遊牧民のライフヒストリーの聞き取りを2003年から始めたところである。ソウルは、国外移住を考えるモンゴル人にとって最も身近な都市で、親戚の誰か必ず1人が出稼ぎに出ている。そこには「モンゴル・タウン」があり、2万人のモンゴル人のコミュニティの中心があるという。そう聞いていたので、一度、訪ねてみたいと思っていた。

2005年6月、世界女性大会のパネルの一員として、ソウルを訪問し、世界の様々な国と地域から参加した女性の発言に様々な刺激を受けた。そのパネルの合間を縫うようにして、モンゴル人を探し、東大門運動場の「モンゴル・タウン」、新堂のあるモンゴル人家庭、クワンナルの在韓モンゴル人学校・モンゴル文化センター、ヨクサンの仮設礼拝堂、モンゴル人女性が働いていたタンゴケの米軍基地のNGOトゥレバン、アンサンの教会とモンゴル食堂を訪ねた。

同年9月、モンゴルからの帰りに、再び1週間ソウルに滞在した。東大門運動場を拠点に、「モンゴル・タウン」の移住労働者NGO、シンドリムの福音派教会と信者たち・契約労働者・不法滞在者たち、四佳亭では韓国人男性と結婚したモンゴル人妻達のNGOと交流することができた。移住労働者の問題を陳情するNGOに付き添って、在韓モンゴル大使館を訪ね、移住労働者に対する公式見解を聞くこともできた。

この2回のソウル訪問で、モンゴルだけを見ていたのでは、モンゴルを把握したことにはならないと痛感した。不法滞在者は、「朝鮮日報」によると、2003年「7月末を基準に国内に不法滞在している外国人はあわせて30万5567人。国別には、中国15万3910人、バングラデシュ1万7427人、モンゴル1万3242人、その他8万1430人」²で、モンゴルは3位に入っている。また、「仁川空港で行方くらしました外国人、3年間97人」³の内、モンゴル人が55人と最も多い。Zオットゴンの計算によると、ソウルのモンゴル人2万人が1年間に送金する総額は1億2000万ドルである⁴。2004年の選挙では立候補者はソウルに来て、ウランバートルの親族に投票するよう説いて回ったという。ソウルの2万人が養うモンゴル人は大きな票田となる。このように、モンゴルと韓国の間で生まれているヒト・モノ・カネの流れは、予想をはるかに越えたものであった。今後もソウルをモンゴル研究の拠点として訪ね

1 この2度のソウルでのフィールドワークは、藤目ゆき代表、平成16年度科学研究費補助金（基盤）研究（A）（2）、「アジア現代女性史の研究：北東および東南アジアにおける軍事主義とジェンダー」によって実現したものである。

2 2003/07/30付 「朝鮮日報」

3 2005/10/07付 「朝鮮日報」

4 Цар үеийн мэдээ (2005.8), ソウル

続けたいと思う。

さて、この報告では、6月の世界女性大会に関連し、女性のネットワークに関連した話題をいくつか取り上げたいと思う。特に、また、通訳として2度同行した玄理英は、「韓国におけるモンゴル人移住労働者の現状」というテーマで卒業論文をまとめ、「モンゴル研究」23号に掲載する予定である。

(2) パネルの報告より「北朝鮮から中国への人身売買」

まず、世界女性大会のパネルの報告を1つ紹介しよう。6月21日、*Trafficking in Mainland Chinese Women to Taiwan* (P2104) というパネルで、北朝鮮から中国への人身売買の報告があったので、興味をもって参加した。

表1 パネルリストたち

Yoon Bang-Soon	Organizer
Chun Bok-hee	North Korean Women Defectors in China: Sex-Trafficking and Human Rights Issues
Quy Thi Le	Trafficking in Women and Children in Vietnam: Situations and Solutions
Tran Han Giang	Trafficking in Women and Children in Vietnam: Patterns and Regulative Policies
Jia-Ling Han	Maids or Wife: Mainland China Brides in Taiwan

特に、北朝鮮から中国への人身売買について報告したChun Bok-hee の ‘North Korean Women Defectors in China: Sex-Trafficking and Human Rights Issues’ が興味深かった。配布物がなかったので、パワーポイントで紹介された内容の一部をここに書いておきたい。

北朝鮮から中国への人身売買の数は、10,000－30,000 人(ROK Ministry Unification data 1998)、NGO の報告によれば、300,000 人であるという。

性別は70%が女性。年齢別に見ると、女性は20－40 歳の60－70%、20代の61.4%、30代の25.2%、40代の10.9%を占める。

被害者の出身地:70%以上の人が北西部の咸鏡出身で、1998年から2003年には77.6%を占める。

被害者が送られる場所:中国東北部旧満州地域、吉林省、遼寧省、黒竜江省、日本植民地時代に性売買が行われたところ

プッシュ要因:食糧危機、経済格差、女性に対する雇用差別

プル要因:中国における性産業の成長、結婚市場、中国における花嫁不足

Sextrafficking の形態:組織的な性売買と個人間の性売買

ここでまず、脱北者の数ではなく、人身売買の被害者の数が「10,000－30,000人」あるいは、「30万人が北朝鮮から中国東北部に人身売買されている」ということに驚いた。しかも、日本の植民地時代の性売買地域がその被害者の行き先になっている報告に胸がつまる思いがした。

また、Chun Bok-heeは、加害者の主語として“Chinese”という言葉を使ったが、この地域はモンゴル族をはじめ、少数民族の多い地域である。少数民族の中には、漢族社会の中でエリートとなり、一定の富を築いた人もいる。買う側の“Chinese”はいったいどういう人なのか、北朝鮮と中国(内モンゴル)の接点の地に行ってみたいと思った。

(3) 脱北者の「モンゴルルート」

このパネルをきっかけに、まだ韓国語初心者の筆者は、日本語で読める「朝鮮日報」、「中央日報」、「東亜日報」のウェブサイト을 頻繁に見るようになった。「朝鮮日報」のウェブサイトで、2001年3月1日から今日までの期間の記事を「モンゴル」をキーワードに探してみると、モンゴルから飛んでくる黄砂や渡り鳥のことやモンゴルにおける韓流事情まで、様々な記事が現れる。ここで、北朝鮮の脱北者がモンゴル経由で韓国へ向かう記事に絞ると30もある。その内、中国内モンゴル自治区からモンゴルへ脱北の成功が8、脱北の不成功12、韓国人牧師が脱北にかかわった事例が2つ掲載されている。今の筆者には記事の信憑性を問う力がないので、事実と受け止めて紹介することにする。

①「モンゴルルート」とは

脱北の「モンゴルルート」は、日本ではあまり知られていないが、1999年から韓国人牧師による開拓が始まったという記事がある。

「脱北者 500 人の命を救った「モンゴルルート」の開拓者」 「朝鮮日報」2003/02/23

申牧師は脱北者の間で「モンゴルルートの開拓者」と呼ばれている。中国内の脱北者をモンゴルの避難所に移住させ、生活の場を設けてあげ、再度韓国へと送り込む仕事を3年前から行っているためだ。彼の開拓した「ルート」を経た脱北者だけで500人あまり。この過程で彼は2000年末、脱北者7人と一緒にモンゴル国境守備隊に捕まり、1週間監禁されたこともある。「危険なことも数多かったですね。99年には「モンゴルルート」を作るため、国境地方を踏査したのですが、雪で凍りついた道で車が滑り、崖から転げ落ちたこともありました。それでも、車に乗っていた3人とも、まったく怪我をしなかった。神様が助けて下さっているとしか、考えようがありませんね。」

モンゴルの「ノツトイ・メデー」紙（2006年1月11日気付）には、「モンゴルを通して韓国へ亡命する北朝鮮人は2000人を越える。」と記されている。

②中国国境での脱北阻止

モンゴル政府は脱北者が希望の目的地に行くことを認めている。脱北者にとっては、モンゴル・中国国境をどう越えるかが、大きな問題となる。国境手前で中国公安に脱北を阻止されたのが次のケースである。

「脱北者ら11人が中国公安に逮捕」 「朝鮮日報」2003/08/12

脱北者10人と彼らの韓国行きを案内していた朝鮮族1人の11人が8月3日、中国北部の内モンゴル自治区のエレンホト市付近で中国公安に逮捕されたと、在中脱北者支援活動を行っているトリハナ宣教会側が12日明らかにした。

エレンホトとは、シベリア鉄道の中国側の国境の町である。

「中国、脱北者1人を射殺」 「朝鮮日報」2004/04/13

中国に滞在していた脱北住民 24 人が今月2日、内モンゴル地域で国境を越え、モンゴルに脱出する過程で、1人が中国軍の発砲で死亡し、17 人は現場で逮捕され、調査を受けている。また、残り6人は現在行方が分からない状態だと、トゥリハナ宣教会関係者は明らかにした。中国軍に逮捕された 17 人は、ほとんどが女性で、この中には妊娠6カ月の妊婦、2歳の子どもなどが含まれており、臨時収容所でハンストをしながら第3国行きを主張しているという。

次の記事記も、トゥリハナ宣教会の記者会見の内容である。

拉北者団体「国軍捕虜の孫 2 人が中国で拘束」 「朝鮮日報」2004/12/13

拉北者家族の会は 13 日、「北朝鮮で死亡した国軍捕虜の孫 2 人がモンゴル国境を越えようとして中国の国境警備隊に拘束され、北送の危機に直面している」と主張した。同団体によると、国軍捕虜だったハン某(昨年 3 月死亡)さんの内孫(10)と、キム某(90 年死亡)さんの外孫(11)の 2 人が先月 18 日、ほかの脱北者 7 人と共に延吉市を出発し、モンゴルに向かう途中、国境線の約 20 キロ手前で行方不明になったという。

③モンゴル国境でのゴビ砂漠越え

無事に中国国境を越えても、ゴビ砂漠を越えるルートをとると、死の危険が待っている。

「ある脱北少年の死…」 「朝鮮日報」2001/07/09

トゥリハナの関係者は「チョルミン君が他の北朝鮮脱出者 4 人と一緒に中国とモンゴルの国境を越えている最中、砂漠で道に迷って 30 時間余り歩いて力尽き、倒れて死亡したという連絡を受けた」

「身元不明」ユン・ウンジュさんがモンゴルで韓国行き要請 「朝鮮日報」2004/07/12

同団体の関係者はまた、「ユンさんは今年6月14日にもモンゴルへの越境を試みましたが、砂漠で食糧が底をつき途中であきらめた」とした。

筆者のフィールドはゴビ砂漠であるが、車2台で、しかも地元をよく知る運転手といっしょでなければ、危険がつきまとうことを知っている。モンゴル人の現地サポートがなければ、ゴビ砂漠の国境越えは不可能であろうと思われる。

モンゴルの「ノツトイ・メデー」紙(2006年1月11日気付)には、モンゴルルートで「脱北を成功させたのは3人に1人の確率で、非常に危険なルートである。」「しかし、モンゴルにたどりつければ、90%の確立で亡命が可能である。」と述べている。

④モンゴル国から韓国へ

一方、モンゴル経由で韓国に入ることができたのが、次のケースである。

「脱北者の朴イルファンさんが高麗大学法学部に合格」 「朝鮮日報」 2002/12/27

朴さんの北朝鮮脱出と韓国定着の過程は苦難と逆境の連続だった。なんとか国境を越え、中国の地を踏んだが、監視が厳しい上に、韓国行きを助けてくれる人を見つけることができず、1年間、さまよい歩いた末、モンゴルにまで渡った。朴さんはモンゴルで米国人の宣教師のポール・スワチュンドルバー(61)さん夫婦と知り合い、養父母の縁を結んだ。そして、この夫婦の助けを受け、昨年3月に韓国に無事到着した。

「脱北者“モーゼおじさん”ソウルで息子と6年ぶり再会」 「朝鮮日報」 2005/09/09

昨年11月、中国の延吉を出発し、97日間の長い旅の末、今年2月入国した通称「モーゼおじさん」(52)は先日、息子と劇的な再会を果たした。軍人だったモーゼおじさんは99年9月、中国の長春で韓国の牧師たちと生活していたところを摘発され、北朝鮮保衛部に捕まって家族が離れ離れになった。息子はこのときから青島、内モンゴル自治区、延吉などをさまよい、「コッチェビ(浮浪児)」になって、ありとあらゆる苦労を経験した。モーゼおじさんの妻が先に韓国入りし、息子は父より遅れた今年4月、モンゴルを通じて入国した。

「拷問で両足切断された女性 ついに脱北成功」 「朝鮮日報」 2005/09/21

脱北した罪で北朝鮮保衛部の拷問を受け、両足を失った女性が最近、長い道程を経てタイに到着し、韓国行きを待っていることが20日、確認された。パクさんが初めて脱北を図ったのは2000年秋だった。パクさんは、息子と一緒に中国・吉林省の長春に渡り、2003年12月、パクさんが働いていた食堂に息子を預け、内モンゴル自治区の満州里に向かった。内モンゴル自治区満州里は、脱北者たちがモンゴル国境を越えるために主に利用するルートの1つだ。しかし、パクさんは中国公安に捕まり、昨年1月に北朝鮮に連れ戻された。1か月ぶりに釈放されたパクさんは2004年9月、再び脱北した。パクさん親子は6月、内モンゴル自治区満州里からモンゴル行き汽車に乗るために長春を出発した。しかし、5月からの取り締まり強化で中国内の脱北支援団体が大量に摘発され、パクさん親子の脱北を支援することになっていた支援団体も中国公安に逮捕されたことで、脱出計画は頓挫した。

この後、パクさんはミャンマー、ラオス、タイから韓国入りを待つことになった。

これらの記事では、中国在住のトゥリハナ宣教会、拉北者家族の会、米国人の宣教師、NGO「被拉脱北人権連帯」、日本のNGOなどの善意の組織が脱北者を支援していることがわかる。モンゴルの「ノツトイ・メデー」紙(2006年1月11日気付)には、香港などの暴力団関係者が韓国の親族から依頼を受けて延吉を訪ね、国境越えの付き添いをする書かれている。

脱北者がまずたどりつくところは内モンゴル自治区であるが、モンゴル族はかかわっていないのだろうか。また、モンゴル国で受け入れる組織は、在モ韓国人であろうか、在モ朝鮮人であろうか。それとも、モンゴル国のキリスト教関係のモンゴル人であろうか。これらの記事からはわからない。

モンゴルの「ノツトイ・メデー」紙には、「韓国へ行くモンゴル人の5人に1人は北朝鮮からの脱北者である。」と述べている。前述の「モンゴルにたどりつけば、90%の確立で亡命が可能である。」とあわせて考えると、脱北者はモンゴル人のパスポートで韓国へ出国するケースが多いのではないかとすると、やはりモンゴルの非合法組織がかかわっているということであろう。

5 「ノツトイ・メデー」2006年1月11日

(4) 「人身売買・モンゴルルート」

モンゴルルートで、中国国境をようやく越え、モンゴルに到着したところ、人身売買の被害者になったというのが次ぎのケースである。

「一部の脱北女性が性搾取被害」 2005/04/04

北朝鮮担当の特別報告者、ビチット・マンターボーン氏は4日、「韓国行きのためモンゴルに密入国した一部の脱北女性が人身売買組織に引き渡され、性搾取にあった事例があった」と明らかにした。同氏はこの日、ラジオ・フリー・アジアとのインタビューで、「現地(モンゴル)で脱北者10人余と面談した結果、人身売買組織に引き渡され、性搾取にあった事例もあった」と述べた。また、「脱北者たちはモンゴル入国韓旋などの名目でブローカーに通常1人当り米ドルで2000ドルを支払っている」とし、「一部の脱北女性たちは入国の過程で人身売買など人権蹂躪の被害を受けている」とした。

(2) で見た「10,000—30,000人」あるいは「30万人が人身売買の被害者である」というのはこのこととかかわっているのだろう。2001年の「朝鮮日報」は、「中国・延吉市だけで3万人の北朝鮮脱出者が韓国へ亡命する日を待っている。」⁶と報道しているが、この3万人という数字は、人身売買で利益を得ようとする集団には「6000万ドルのビジネスチャンス」ということになる。

1990年以降、モンゴル国は人身売買の送り出し国になったが、この記事は、受け入れ国にもなったことを示している。1991年の市場経済移行の混乱の中で没落し、被害者になる人だけでなく、資本を蓄積し、ヒトをモノやカネとして扱いさらなる富を築くモンゴル人が一定数生まれている。その中から脱北希望者の弱みに付け込んで、「ビジネスチャンス」を活用する人がでてきても少しもおかしくない。

昨年の9月、ウランバートルで韓国から帰国した不法入国者Bさんから韓国への不法入国について聞いた。

私はチェコで働いた後、2003年から韓国の仁川で働いていましたが、今年(2005年)になって不法滞在者の取り締まりが厳しくなり、職場で警察の捜索にあい、強制送還されました。韓国行きのビザは、多くの友達からお金を借り、ある組織に5,500ドルを支払い、短期間のビジネス・ビザを購入しました。そのビザには、モンゴルから韓国の国境を越える時まで同行する人がつきます。その人は、マルチビザを持っていて、頻繁にモンゴルと韓国を往復している人です。入管で別室に呼ばれた時、その人は、5,000から10,000ドルの見せ金を空港職員に見せて、通過させます。私は、その人の帰るチケット代500ドルを国境を越えた後で渡し、そこで別されました。

この話は、特殊な話ではなく、街で売られている情報誌やテレビのお知らせのコーナーではビザの値段が紹介しているし、ウランバートルで暮らしている人なら、「韓国ビザ」がだいたいこれぐらいで手に入ることを知っている。「韓国ビザ」の値段は脱北のモンゴルルートの2.5倍になる。

(5) もう1つのパネルの報告 DVと闘う東アジアの女性のネットワーク

6月21日、北朝鮮の人身売買の報告を聞いた後、モンゴルのDVセンターのナラントヤーが参加するパネルディスカッションDomestic Violence and Women's Movement in East Asia: Moving

⁶ 「朝鮮日報」2001年3月1日

towards Regional Networking and Strategies(P1605)を開きに行った。

Park Inn-Hea	Organizer
Han Woo-Seop	Women's Movement to Eradicate DV in South Korea
Keiko Kondo	Women's Movement to Eradicate DV in Japan
Ferenandez Teresa	Women's Movement to Eradicate DV in the Philippines
Wang XingJuan	Women's Movement to Eradicate DV in the China
Purejav Narantuya	Women's Movement to Eradicate DV in the Mongolia

このパネルは、他のパネル2つ分の3時間の時間枠で、母国語と英語・韓国語訳の報告冊子⁷があるので、そちらを参照されたい。2007年に中国・韓国・フィリピン・モンゴル・日本のネットワークを強化するためのシンポジウムを日本で開催するという。

ナラントヤーの報告で興味深かったことは、社会主義の時代、家庭内暴力は隠蔽されていたということである。当時、女性に対する暴力は、刑法により、男性に対する暴力より厳しい罰が与えられていた。そのため、夫が出世できなくなったり、将来叙勲の対象にならなくなったりすることを恐れて、殴られた妻は我慢したという。確かに、誰もが尊敬できるような人物でないと党員にはなれず、党員となった後は人民の模範として働き、暮らさなければならなかったもので、こういう隠蔽も起こったのだらうと思われる。

また、ナラントヤーによると、教育や労働の現場での男女平等は数値目標を掲げて、眼に見える成果をあげたが、家庭内は外から見えず、遊牧の伝統的な性別役割分業の考え方が残っているため、女性の負担は重いままであったという。例えば、5時に仕事が終わっても、女性は急いで食材を買いに行き、家に帰り、食事の準備をする。男性はくつろいでご飯のできるのを待つということがあったという。

たしかに、当時は中央集権的な政治体制で、家庭の中には父権制が強かった。「社会主義の時代は男女平等」であったということを改めて問い直すことを促してくれたナラントヤーの報告であった。

(6) NGO"Korea Women's Hot Line"、モンゴルへ

9月、NGO"Korea Women's Hot Line"の代表者たちが、モンゴルのDVセンターを訪問した。この時、DVセンターが人身売買問題に最も熱心に取り組むNGO人権発展センターCHRDを紹介し、"Korea Women's Hot Line"と交流する機会が作られた。このようなつながりが、モンゴルに入ってくる北朝鮮の被害者女性を救うことになっていくだろう。「ビジネスチャンス」をめぐる闇の組織の連携だけでなく、被害者を救済するための女性NGOの連携も始まった。そのことを確認できたことは、非常に意義のあることであった。

(7) 韓国人と結婚するモンゴル人女性

① 国際結婚の増加

1990年以降、先進資本主義国の男性と結婚するモンゴル女性が増えているが、特に韓国人との結婚

⁷ Korea Women's Hot Line(2005) "Domestic Violence and the Women's Movement in Asia: Moving Towards Regional Networking and Strategies"

が多い。

「500 組中 80 組が国際結婚」⁸

2004 年に 500 組が国立結婚宮殿で結婚式をあげた内、モンゴル人女性が外国人男性と結婚したケースは 80 組、最も多いのが韓国人 20 人、アメリカ人 13 人、イギリス人・日本人・ドイツ人は 8 人、中国人・オランダ人・フランス人・インド人が 2 人である。これに対し、モンゴル人男性が外国人女性と結婚したケースは 1 年に 1、2 度と少ない。

クワンナルのモンゴル文化センターの D 先生のところには、韓国人男性と結婚し、相談のために訪れる女性たちが多い。

D 先生の話

最近、韓国人と結婚するための紹介所が増えている。韓国人男性は年齢が高かったり、再婚であったり、結婚しにくい境遇の人が多く、モンゴル人女性の方は、高学歴の人が多く、韓国ドラマで見るような華やかなソウルの暮らしに憧れてやってくる。モンゴル・タウンで働いている女性は、たいてい韓国人の夫がいて、化粧品やエステに 1ヶ月に 500 ドルぐらい使って、贅沢に暮らしている。⁹

表 1 は、社会福祉省が韓国で働くモンゴル人の学歴を調べたものである。

表 1 韓国で働くモンゴル人の学歴 (%)

学歴	男	女	全体
小学校卒	2.8	2.8	2.8
8 年制卒	12.7	8.3	10.7
10 年制卒	27.2	21.7	24.7
専門高等学校卒	11.8	13.3	12.5
大学中退あるいは卒業	45.5	53.9	49.4

(Нийгмийн хамгаалал, Хөдөлмөрийн яам, Монголын Хүн ам, Хөгжил нийгэмлэг,
НУБ-ын Хүн Амын сан (2005), "Монгол иргэдийн гадаадад хөдөлмөр эрхлэлтийн
байдал, үр дагавар судалгааны тайлан - ", УБ)

これを見ても、モンゴル人移住者全体で大卒が 49.4% を占め、高学歴であることがわかるが、女性の占める割合は 53.9% とさらに高いことがわかる。

② 夫婦間の習慣の違い

D 先生の話 2005 年 6 月 23 日聞き取り

実際に、モンゴル人女性が韓国に来て、結婚生活を始めると、いろいろな問題が起こり、家庭内暴力も発生

⁸ "Цаг үеийн мэдээ", 2005.8, ソウル

⁹ "Цаг үеийн мэдээ", 2005.8, ソウル

しているようです。私のところに相談に来た女性は、夫がほとんど話をしてくれないと言っていました。彼女の韓国人の夫は、教師をしているので、高学歴な人なのですが、家に帰った時に「ただいま」、その後「ご飯」、最後に「寝る」の3回しか話さないのだそうです。

モンゴル人は普通、家で家族同士よく話しますね。生活が貧しくても、暖かい心で支えあう。コートがなくて、寒い思いをしても「将来必ず暖かいコートを買ってあげるよ。」と言うので、その言葉だけで寒さを感じなくなります。

モンゴル人女性も、誰かが無理やり結婚させたわけではなく、自分で納得して結婚したわけだから我慢するしかない。それで、私のところに何度も話しに来るのでしょう。

ウランバートルで暮らしている時よりも、物質的な豊かさを享受できても、モンゴル人女性は国境を越えても存在するDVの問題と隣あわせに生きなければならないのだろうか。

③ 韓国人姑とうまくやっっていけないモンゴル人嫁

D先生の話 2005年6月23日聞き取り

韓国人男性と離婚するケースが増えているが、その原因は習慣の違いや夫の暴力だけでなく、義理の両親との関係がうまくいかないことも多いようだ。モンゴルの舅姑は、嫁に対して寛容だ。外国人の嫁は、幼い娘ができたと思って暖かく包み込む。しかし、韓国の姑は、初対面から距離をおき、厳しくつけようとする。特に、外国人の嫁は、他の韓国人に笑われないように厳しく注意するようだ。それに耐えられず、離婚するケースが増えている。

モンゴル人の姑は、独立した子どもたちを自分の思い通りにしようとは思わない。だから、姑の嫉妬はモンゴル人妻にとって非常に窮屈で、場合によっては人格否定に受け止めることもあると思われる。

④ 東大門移住女性人権センターとモンゴル人妻の会

タンコゲの米軍基地村のNGOトゥレバンから東大門には移住女性人権センターがあり、DVについて相談に来るモンゴル人女性がいると聞き、訪ねることにした。しかし、今のところ、モンゴル人はセンターに来るよりも、身近な知人や親戚に相談することが多いので、相談者は少ない。そこで、このセンターは、モンゴル人妻の会と連絡をとっている。

モンゴル人妻の会代表のEさんはモンゴルの大学を卒業し、給仕の仕事をしていたが、賃金が安いので、知人を頼って韓国に出稼ぎに来た。最初は韓国の言葉も、習慣もわからず、大変だったという。小さな繊維工場で働いていた時、同僚の韓国人男性と結婚した。今は、子どもを育てながら、モンゴル人が集まってくる食堂を経営している。また、「ダライン サルヒ（海風）」というNGOの主要人物でもあり、このNGOには、他にも実業家の会、労働者の会、学生の会がある。

Eさんの話 2005年9月8日

結婚当初は、韓国の家庭料理1つ、作れなかった。嫁として、肩身が狭かった。説明する言葉も知らなかった。ここに来るお客さんの中にも、同じ境遇の人がいます。できるだけ、言葉や習慣に慣れないモンゴル人の悩みを聞き、知っていることを教え、料理の講習会などを開くようにしています。

Eさんの話 2005年9月8日

最近ではWEBサイトを通じて結婚するモンゴル人女性が増えています。つい先日、父親ぐらいの年齢の人と結婚したという18歳の女性が訪ねて来ました。「いっしょに暮らしても愛情が生まれてこない。しかし、ウランバートルの家族に送金しなければならないので離婚できない。辛いけれども、耐えるしかない」と聞き、とても辛い思いをしました。

こうなると、国際結婚というよりも、身売りや人身売買に近い印象がある。この移住女性人権センターはモンゴルのDVセンターと人身売買問題のCHRDとも協力していくことになった。

(8) 性労働

① トウレバンとDVセンター

ソウルに行ってみたくと思ったもう1つのきっかけは、タンゴケの米軍基地村のNGOトウレバンにはモンゴル人スタッフがいる、ということを知ったからであった。初めは、人身売買などの被害にあって韓国に来たモンゴル人が、米軍基地村に流れ着いたのだらうかと思っていたが、トウレバンで話を聞いたところ、この基地村で働く性労働者の5割がフィリピン人、4割がロシア人（ロシア語圏の人）で、ロシア語の堪能な人材を募集したところ、モンゴル人女性が応募したということであった。その女性は、一定の役割を果たしていたが、米軍人と結婚し、アメリカへ渡ったということだった。トウレバンにはDVセンターのナラントヤーといっしょに訪問したが、離婚した女性や性労働に関わる女性が、いつかここを訪ねるだろう、と思った彼女は、今後も協力していきたいことを伝えていた。

② ソウルで働くモンゴル人性労働者

ソウルで不法滞在の人たちにモンゴル人女性が性産業で働いているのを聞いたことがあるか、と聞いたところ、Bさんは、「僕の知っている限りでは、女の人は住み込みでホテルの掃除係りや食堂で働く人が多い。バーのホステスや売春婦は聞いたことがない。」Aさんは「私も聞いたことがない。ただ、モンゴルで売春している人が向こうへ行ってもすることがあるかもしれない。むしろ、1人で来た女性が、ソウルに頼る知人もなく、職場でも孤立しているような場合、経営者に暴力的な扱いを受けることはあると思う。」D校長先生は、「売春に関わっている人たちは、普通に働いている人たちと日常的に接触することなく暮らしていると思う。私たちのところにも訪ねて来ない。」と答えた。

ソウル在住期間の長い人たちも、まだ、モンゴル人女性の性労働についてあまり知らないのは、住む世界が違うからであろうか。しかし、「朝鮮日報」には2つ記事があった。

ソウル・長安(チャンアン)洞のマッサージ施設で、午前9時から午後6時まで掃除をしているモンゴル人のブーヤ(女性/45)さんも、子供たちが大学を出るまではモンゴルに帰らないつもりだ。1999年と2000年に次々と長女や息子を韓国に連れてきたブーヤさんは、「私はロシアで大学を出たけど仕事がなかった」とし、「仕事はきつけれど、子供たちにより多くのチャンスを与えられるなら、いくらでも我慢できる」と語った。¹⁰

¹⁰ 「朝鮮日報」2003/08/20

次は、簡易売春場所「休憩テル」で7人のモンゴル人女性が摘発されたという記事であるが、長くなるので、最後に引用することにする。この記事は3月に「売買春防止法」が施行され、売春宿の取り締まりが強化された結果、売春婦が風俗産業に移り、そこで売春が行われるようになり、さらにそこにも摘発の手を入れたということを伝えている。

③売買春にどうむきあうか。

家畜を繁殖し、育てる遊牧民の研究をしてきた筆者を知る人は、「なぜ、最近、今岡は売春に興味を示すのか」と疑問に思うらしい。初め、筆者も、世界女性大会における韓国の売買春防止法をめぐる議論には参加できなかった。この問題にどう向き合うか、真剣に考えたことがなかったからだ。

しかし、グローバリズムの下、モンゴルは変貌していく。首都ウランバートルでの売買春については、前号「モンゴル国における女性研究の動向と研究紹介」でも述べた。2005年の9月、ウランバートルの移住者が集中する貧困地域を調査している時、そこに外国人の観光客が来るはずがないにもかかわらず、あちこちにホテルの看板を見かけた。地方の遊牧民が家畜を失い、首都に流れこみ、雇用の機会に恵まれず、自分の性を売るケースが増えているのかもしれない。遊牧研究している者も、売買春を視野に入れて研究しなければならないほど、現実には変貌している。

生産手段を所有する農民や遊牧民と違い、生産手段をもたない私たちは、自分の労働を雇用者に売って、賃金を得るしかない。受けた教育や習得した職業能力が高ければ、自分の労働は高く評価され、高い賃金を得ることができるが、そのような教育の機会に恵まれない場合は、3K業種で肉体労働をし、安い賃金を受け取ることになる。肉体労働で高収入をえるためには、極めて危険な仕事、不法な仕事、自分の肉体や性を売ることになるだろう。ということは、売買春は、性労働と呼び、賃金労働の1つとして理解した方がすっきりする。偏見なく、同じ労働者という立場で向き合えるからである。遊牧民が生産手段を失って、性労働に従事することにならないよう、伝統的な力量を発揮して、健やかに、文化的に暮らせる地域社会とは何か？このことを考えて続けていくためにも、生産手段を失った人たちが、首都に移住し、外国に移住していく現状をしっかりと見つめていかなければならないと改めて思った。

「不夜城の休憩テル 衛生は売春宿より深刻」 「朝鮮日報」2005年6月1日

1日、20代のモンゴル人女性7人が警察に摘発された。売春も兼ねた理髪店で働いていた疑いだ。厳しい不況の中、中国、ロシア、モンゴルの女性など国際売春婦の“ハブ”となっているほど、韓国はセックス産業が肥大化している。

3月に「性売買防止法」を公布した政府は、4月から大々的な売春宿の取り締まりに入った。しかし売春宿から逃げ出した女性と資金が「休憩テル(男性専用の休憩所、各種風俗営業と共に売春も行われる)」のような衛生検査も受けていない新種のセックス産業へと流れている。

ソウル・東大門区・チャンハン路。地下鉄5号線のチャンハンピョン駅から長安ロータリーに続く1キロメートル余の通りの両側には「休憩テル」と書かれた40余の看板が並んでいる。裏通りまで含めればこのような店は60カ所におよぶ。

「休憩テル」、「休憩タウン」、「休憩所」から「スポーツマッサージ」まで。名前は様々だが、ほとんどが売春を行う風俗店だ。一時有名だった「長安洞退廃理髪店(女性従業員が理髪と共にマッサージや売春を行う)」が取り締まりを避け、「長安洞休憩テル」に看板を変えた。

近くにある不動産会社の公認仲介士は「ほかの店はダメになっても、休憩テルの商圈は大繁盛」と話した。最近も休憩テル2カ所が新しくオープンし、10カ所が施設を改装した。

A休憩テルの“室長”というある男性は、顧客数について「平日で70～80人、週末は100人」と説明した。人気のある休憩テルは金・土曜日の週末の顧客だけで300～400人におよぶという。休憩テルの数と合わせ大略計算すれば、1日2000

～3000人が長安洞に来てカネを落としていっていることになる。

しかし盛業中の店は休憩テルのみ。近くの刺身専門店のオーナーは、「夜になると四方八方から酒に酔った男たちが集まってきて“事”を終えた後、そっと姿を消す」と話した。この刺身店の近くにある50坪余のチゲ専門店も夕食の時間帯であるにもかかわらず顧客は2組だけだった。

このように長安洞の休憩テルが大繁盛しているのは、警察が今年4月から始めた「売春宿取り締まり」と密接な関連がある。

B休憩テルの女性従業員は自分が「ヨンジュコル出身」だと話す。「顧客が急激に減り、収入を得るために休憩テルで働くことにした」という。京畿道・坡州市の売春街「ヨンジュコル」は、ソウルの売春街「清涼里588」、「彌阿里テキサス」と共に警察の主な取り締まりの対象となっている。

C休憩テルの男性従業員は「最近商売の振るわないルームサロン(高級個室バー)からも、相当数の女性従業員が流入している」とした。売春が行われるルームサロンとカラオケ付きの飲み屋は、最近の不況と政府の企業接待費制限措置で大きな打撃を受け、苦しんでいる。

女性たちが売春の仕事を転々とする最大の理由は、ずばりカネだ。売春女性は客1人当たり1時間余をサービスし、5万ウォン程度を受け取る。料金の6割にあたる金額だ。人気のある女性の場合、1日10人以上もの客を相手する。

“健全な仕事先”であるファーストフード店やコンビニエンスストアで働く女性従業員の時給は3000ウォン余。セックス産業が奇形的に肥大化した経済環境が生んだ格差だ。

女性らとともにカネも集中している。近くにある不動産会社の職員は、「業主らの新規投資が持続的に行われている」とした。共同出資による施設の大型化も進められている。ひとつの建物を2つの店が使用したり、ひとつの店が2階と3階を使用する大型店も登場している。

東大門区庁の某公務員は「小規模だった風俗店が統合、廃合を経て、中型や大型の休憩テルに変貌している」と説明した。

しかし、これらの休憩テルは衛生や保健の死角にある。休憩テルは誰もが運営できる自由業種にあたる。衛生関連の規制を受ける宿泊業や沐浴場業、理容業にも該当しない。業主らがこぞって“風俗店”の看板を下ろしたのも、取り締まりや規制、監視を避けるためだ。

このため、休憩テルの従業員は保健所で検診を受ける義務がない。ヨンジュコルや清涼里、彌阿里など売春宿の女性従業員は毎週1回検診を受けなければならない。Dスポーツマッサージの女性従業員は「1日10人余の客を相手にしているため、異常があるのが当然」と話した。性病に感染しても仕方ないということだ。

ボランティア活動のなかに生きて

アガリン・サラ ^{ながせ} 長瀬

はじめに

貧しい人々、抑圧され搾取された民衆に奉仕するための書物は、実際にコミュニティーのなかでその内容が実践として示され人々に理解されなければ、意味あるものとはいえない。そのような観点から、私がこれまでにしてきたこと、現在していること、そして今後にむけた展望についてここに記していきたい。この個人史、個人的経験がNPO/NGOで活動する人々、教会の宣教師、公務員として働く人々に何らかの励ましと教訓を与えられればと願っている。

この文章のなかでは以下のようなことに記していく。子ども時代、ミンダナオのNGO職員として活動した高校時代、最初の日本訪問、ドイツへの旅、アメリカへの旅、KAFINでのボランティア活動、2001年Bayaning Filipino賞（アジア太平洋部門）の受賞、日本とミンダナオでのボランティア活動、そして忘れることのできない様々な経験である。

子ども時代

私はミンダナオ南部の小さな村で、産婆さんの手によって取り上げられた。海にはたくさんの魚が泳ぎ、樹木が生い茂る森には金や銀などの鉱物がねむり、新鮮な野菜や果物など食糧も豊富だった。そこではモロ（フィリピンにおけるイスラム教徒）の人々とキリスト教徒がこうした資源を共有して生活していた。イスラム教徒とキリスト教徒の住民間の関係は良好で、クリスマスや新年などキリスト教の祭礼や、ミラドゥン・ナヴィ（モハメッドの誕生日）やアイディル・フィティル（断食月であるラマダンの最終日）などのイスラム教の祝祭をともに祝ったりした。

私にとって小学校時代は本当に懐かしい思い出である。学校の行事ではいつも友だちと一緒に踊ったり遊んだりし、村でなにか子たちの競争があるときには私たちがいつも一等賞になったものだった。満月の時には大人も子どもも近所のみんなでゲームをした。月の満ち欠けとともに、夜にはみんなで海岸で火を囲んで眠り、漁師たちが新鮮な魚を持ち帰るのを待った。週末には子どもはみんな川へ行って洗濯をし、お日様の下でそれが乾くまで泳いで遊んだ。畑や家で両親を手伝う子どもたちもいた。

10歳になるころ私は自分に癒しの力が備わっていることを知った。ただ、まわりから差別されたり、孤立してしまうのではないかと思い、クラスメートや友だちには内緒にしていた。私は1歳8ヶ月のときに4mの高さから地面に落ちたことがあり、それからの私の人生は、いわば二度目の人生だった。その事件以降、私には病気になった貧しい村の人々を癒す力が備わったのだ、と教えられた。この秘密は、ある母親が学校にやってきて自分の息子が高熱を出してしまったので助けて欲しいと話したことで、みんなに知られてしまった。この母親は私に家まで来て欲しいのだと先生にお願いしたが、先生は私にそんな力があるとは信じなかった。結局、先生は私が授業を抜けることを認め、私はその母親の家にいったのだった。

貧しい農家では病気になった家族を病院に連れて行くこともできなかつた。私はできる限りの応急処置をした上で、患者の安全のために医者に見てもらうように言った。だが私の処置で症状が改善することもあり、この提案を真剣に聞かない人もいた。附近の町で戦争が開始されたことで、私のこの村での生活は長くは続かなかつた。この豊かで美しい村を去る直前まで、私は友人や近所の人のために尽くした。

2、3ヶ月すると戦争は隣の町に迫るほど拡大した。父は移動するのは危険だと考えて、私に親戚のところへ行くのを止めるようにいったが、私はどうしても行くと言い張った。スルタン・クドラット州パリンバンに親戚のところに向かう途中、幹線道路は封鎖され陸上ルートも海上ルートもなくなつてしまったため、私は旅を中断することになった。戦闘服を着て体にたくさんの弾薬を装備した兵士たちが、大きなトラックに乗って通り過ぎるのを見て私はとても恐くなった。飛行機やヘリコプターが上空を行き交うなかで私は近くの町に行くにはどうしたらいいか尋ねてまわつたが、そこには軍隊が駐留しているから行くことはできない、と聞く人みんなに言われた。

その当時、移動映画館というのがよく行われていた。私はこれにボランティアとして加わつて、彼らといっしょに隣の町に行った。重武装の国軍の部隊が300～500mごとに配置されていた。部隊のそばを通りすぎるたびに停止させられ、車から降ろされて持ち物検査と身体検査をされた。通行許可証あるいは旅行を認める当局の書類を見せなければならなかつた。イスラム教徒であるかどうかに関係なくすべての人が取調べをうけた。もし通過できない場合つまりイスラム教徒である場合、この検問所に残され拘留所に連れて行かれた。

1974年、マルコス大統領はイスラム地域とくにミンダナオ島に対してノー・マンズ・ランド作戦を開始した。この作戦の対象地域では、その村や家のなかで見つけられた人はその場で射殺された。幼児でも子どもでも、年寄りでも障害者でも、イスラム教徒に対しては例外なくそれが実行された。私たちが通過したいくつかの場所でも人々が捕らえられ、国軍によって虐殺されていた。たくさんの家やモスクが焼き払われた。

パリンバンに到着することができた私はそこでたくさんの避難民たちを目にした。そこには私の親戚や友人も含まれており、みな町役場に避難していた。ここでも私の癒しの力が役立った。子どもも大人も含めて、重い病気になっていた親戚たちに処置を施した。ただし秘密でだ。私はとくに症状が重い人と、それから叔母がこの人には処置してほしいと助言した数人にしぼって処置をした。処置する間、私は患者の人たちに何があつたのか、どうやって国軍の爆撃を逃れたのか尋ねた。彼らが語つたのは以下のようなことだつた。

1974年9月11日、ラマダンの13日目の日だつた。国軍部隊がマリスボンの村々にやってきた。彼らは白旗を掲げ、自分たちは戦争のためにではなく平和のためにやってきたのだと知らせてまわり、緊急の会合を開くから集まるようにと村人たちに告げた。なかには同意して会合に行ったものもあつたが、多くの人々はきつと恐ろしいことが起こるに違いないと考えて山のなかに逃げ込んだ。その会合では女性と子どもは男たちと分けられた。1,500人の男たちが選ばれてモスクのなかに連れて行かれ、女たちは海岸に近い一つの村に集められた。

次の日、モスクのなかの男たちはそのなかで皆殺しにされ、他の男たちも海岸近くで後ろ手に縛られたまま泳げと命じられ、そして海のなかで一人ずつ射殺された。およそ3,000人の女たちは夫や息子が撃ち殺されるのを沖の軍用船の上から眺めさせられた。そして11歳の少女から65歳になる女性までもが昼夜を問わず兵士によって強姦された。その船での一泊が終わると、彼女らは海岸に戻されココナツの林のなかの有刺鉄線で囲まれた場所に13日間、閉じ込められた。女性たちはパリンバンの市長がそこに到着して、彼女達を救出してからやっと解放された。兵士が厳重に監視していたために、誰も逃げ出すことはできなかった。食べるものも水もなかつた。毎日のように病気と飢えによって7人から13人の子どもが死んでいき、母親たちがそれを海岸に埋葬した。なかには怒って兵士に挑みかか

る母親もいたが、その場で射殺された。

山に逃げたものたちは、海上からの砲撃と空からの爆撃をうけた。パリンバンの町へと逃げる途中、一週間も食べるものも水もなしに歩きつづけねばならなかったために老人と子どもをはじめとして約半数が死んだ。あまりの空腹に自分の服を食べる者もいた。負った傷は化膿していった。神経が衰弱しあるいは極度の緊張のために、自分の赤ちゃんを置き去りにした母親もいた。移動できるのは夜の間だけ。爆撃機やヘリコプターが彼らを探していたため昼間は立ち止まり、隠れていなければならなかった。森に潜む軍の狙撃兵に見つからなかった者だけが、生き残ってスルタン・クダラット州パリンバンの町にたどり着くことができた。

この話を聞いたとき13歳の私のころは張り裂けそうだった。私はこの避難所にいる寡婦や孤児たちのために何ができるだろうか考えるようになった。私の癒しの処置は彼らが受けた悲しみと不正義、人権侵害に対する答えにはならない。私はこのスルタン・クダラット州パリンバンで見聞きしたことを脳裏に焼き付け、胸に刻んだ。その後、戒厳令が公布され、すべてが秘密となりこの出来事についても誰も話さなくなった。

高校時代

1979年の2月私が高校二年生だったとき、私の村で戦争がはじまった。イスラム教徒の住民たちはキリスト教徒の住民たちの助けをうけて皆避難した。国軍兵士と民兵組織のメンバーたちは、避難民の家財を略奪し住居とモスクを焼き払った。逃げ遅れた子どもや障害者たちは国軍によって殺された。私の家族10人はそれぞれバラバラに逃げた。姉妹たちはジェネラルサントス行きの船に乗り、何人かはスルタン・クダラットに向かい、残りはダバオの南にあるパロット島に向かった。6ヶ月経ってからやっと私たちは再会し、一緒に生活することができた。

高校4年生のとき、私は避難所の寡婦や孤児のためにカウンセラーのボランティア活動をはじめた。当時、農村部は軍事化が強められ、殺害や拉致、誘拐、不法な逮捕などが頻発していたために多くの人が都市部へ、とくにこのムスリム避難センターに避難してきていた。二日に一度はラジオでイスラム教徒の市民が殺されたというニュースが流れた。ニュースを聞くと私はその場所へ行って国軍に死体を見せてくれと頼み、犠牲者の家族に連絡を取ってくれるよう頼んだ。犠牲者の親や肉親たちは言語の問題から国軍の取調べを恐れていたもので、私は彼らに代わって死体を引き渡すように要求し取調べを受ける活動をしたのだ。役所にいって支援を訴えたが、行政の回答は避難民に対する予算はないという全くなかりするものだった。行政もまた軍の統制下に置かれており、誰にとっても人権侵害を告発するのは危険なこととなっていた。その結果、みんなが泣き寝入りし黙り込んでいた。あるカトリックの司教が不法な逮捕や連れ去りに対してとても積極的な対応を示したことで、カトリック教会の司祭たちが軍キャンプに不法に拘束された人々の家族への支援を開始した。もしこのキリスト教会からの支援がなければ、もっとたくさんの罪のないイスラム教徒が殺されていたのではないだろうか。

ジェネラルサントス市の避難センターで、私はたくさんの子どもたちが病気で弱っていて、中には着る服がない子や栄養失調になった子たちがいることに気づいた。毎週末、私は彼らを訪ね、親たちと話した。私たちは一時的に作られたモスクで親たちと子どもの今後について相談した。そのなかでデイケア・センターを作ろうという私の提案も受け入れられた。私たちはデイケア・センターの活動を開始した。私たちが栄養失調の子どもたちに日々の米やミルク、野菜や豆を与えるために支援を要請したことで、6ヶ月後には社会福祉省が食糧の支給を開始した。私は毎日、朝と晩で6人の子どもの面倒を見た。母親たちはローテーションを組んで子どもたちのために料理をした。食事の前には、子どもたちと遊んだり絵を書いたり、読み書きや算数を教えたりした。

2年後には故郷の村に帰ることができる家族もでてきたが、都市のスラムに無権利のまま住みつづねねばならない人たちもいた。デイケア・センターで子どもたちと一緒に簡単な計算や読み書きを覚えたことで、母親たちは市場にいて野菜を売るなどして生活を支えることができるようになった。なかには商売に成功して小さな店をもった母親もいた。村に帰った人たちは畑仕事をしながらサリサリ・ストア（小さな雑貨屋）を開くということを知った。都会での嫌な経験から親たちは子どもを学校に行かせようと努力した。子どもと家族に教育を与えたことは彼ら自身にとってよい経験となった。

ミンダナオでの NGO 活動

ジェネラルサントス市の大学を卒業するとすぐ、私はプロテスタント系の教会に属する NGO で働いた。社会学を副専攻として経済学の学士号を取得したが、専攻した学問は NGO での活動とは直接関係なかった。私のそれまでの経験をかわれて、1983年に私は山村のコミュニティーでの医療活動に派遣された。翌年にはマリファナの常習者・売人となってしまった高校中退者たちを組織化する仕事を任された。難しい仕事だったが、その若者たちに未来が開かれるようにと願って努力した。

若者の親たちをはじめ村の人たちは私の安全を心配した。私のようにこの村にやってきてながく滞在する若い女性には、違法薬物の中毒になっているこの若者たちに虐待されたり強姦されたりする危険があったからだ。たとえば彼らのチェックポイントを通り過ぎる車が彼らに金を渡さなければ、その車は二度とそこを通ることを許されなかった。それでも私の場合、気を遣ってくれてコミュニティーを案内してくれたのは実はこの若者たちだった。なぜなら彼らは自分たちの状況を変える何らかの方法を見つけなければ、自分たちがより危険になることを知っていたからである。

私は彼らに「やあ」とか「こんにちは」と声をかけることからはじめ、友だちになっていった。彼らは毎朝チェックポイントに集まって通過する人や車を見張った。私はタバコやお菓子をもってこのチェックポイントに行き、笑い話や冗談をいいながら何気ない会話をした。自分の子供時代、学生時代のこと、さらにボランティア活動のことなどを話しながら自分を紹介していった。彼らからいろいろと質問が投げかけられると、私はできるだけ彼らのためになるような形で答えた。たとえば私の活動のことや人生の生き方、社会的な問題などについてである。

一ヶ月もすると彼らの態度が少しずつ変わってきた。他人に対してオープンになり、フレンドリーになったのである。ある時彼らは私にもっと長く自分たちのコミュニティーに残り、自分たちにいろいろと教えたり手助けをしてほしい、ろくでもない今の生活をよいものに変えたい、と言ってきた。私は彼らのグループに招待され、コミュニティーの改善と発展のための活動をはじめた。これは彼らの人生にとってよい変化の兆しだった。彼らは一つの組織をつくり、コミュニティーのなかに収入を生み出すための毎週の取り組み、そして月一のワークショップや会合などで忙しくなっていた。このよい変化は両親や村の人々、さらには町長までを驚かせた。私はみんなからあの危険な若者たちに何をしたのかと尋ねられた。私は彼らと話をし、いっしょに働いて食事をし、差別や隔たりなく彼らを尊重し、彼らの話をしっかりと聞いて理解し、アドバイスを与えたと答えた。自分のやるべきことにしっかりと自信さえもっていれば、こうした問題に取り組むのは単純で簡単なことだった。

1984年、私はこの子どもたちの将来の夢が理解され尊重されるようにしようと、若者たちの母親の組織化をはじめた。この活動のなかで私は母親や父親に読み書きと計算、そして家族計画を教えた。彼らには10人とか9人、少なくとも5、6人の子どもがおり、避妊について教えることがもっとも難しい課題だった。コミュニティーでは栄養失調と貧困が深刻で、彼らにとって避妊は切実に必要なことだった。

1985年、私は読み書きを教える講座の計画コーディネーターになり、同時に山間にある先住民ブラ

ーン族の村で農民のグループを組織することになった。6つの村に講師を派遣し、私が村々をまわって彼らの相談を受けることになった。当時、先住民社会では識字率の低さに漬け込まれて先祖伝来の土地が小資本あるいは大資本によって奪われるという事態が大きな問題となっていた。組織化を通して彼らは自分たちの権利について理解し、そのために闘うようになった。団結して組織を強化し、生計改善計画をつくり、自分たちのコミュニティをよりよくしていった。彼らは自分たちで「最後の血の一滴まで（闘う）」と言うほど、固く先祖伝来の土地を守るようになった。

1991年、私はブラーン族の地域内にある和平合意エリアに赴任した。その年は、LIC（低烈度紛争）戦略によって罪のない多くの市民を虐殺してきたコラソン・アキノ大統領の任期の最後の年だった。マルコス時代からアキノ時代にかけて、私が見た中でもっとも酷い内戦の場面は、私が活動していたこの6つの村に対する爆撃だった。NPA（新人民軍）と国軍がこの和平合意エリアの真中で戦闘を開始したために、約1,200人が村から避難した。砲弾を受けると家は吹き飛び、農民たちの作物も踏み荒らされ、鶏や豚、山羊も殺されて国軍の食糧にされた。2つのヘリコプターによって村々は爆撃を受け、子どもや母親たちは大きな精神的ショックを受けた。村に帰れるようになるまでの約2週間、皆は教会や学校の建物のなかで避難生活を送った。

1993年、私はモロ女性センターでの活動に集中して取り組んだ。このセンターは主に寡婦や孤児を支援する目的で私たちが設立したもので、松井やより氏がここを訪問したときには主に手工芸品を作って生活を支えるプロジェクトを行っていた。4人の専従スタッフには農民や漁民、物売りをしている会員たちから食糧の提供はあったが、給料を支払うことはできなかった。事務所の維持費は手工芸品の売上から捻出した。モロ女性センターは1992年の創設以来、今でも同じ建物で活動を続けており、コミュニティの貧しい人々のために医療や教育支援を行っている。

はじめての日本訪問

私のはじめてフィリピンの外へ出たのは1992年12月だった。その年の10月、法政大学から先住民女性フォーラムのゲストとして招請を受けたのだが、ビザ発給に問題が生じて参加することができなかった。やっとビザが下りたのは12月になってからで、それでもとにかく日本を訪問することにした。そしてフォーラムでは講演はできなかったが、東京で様々な小さなNGOやNPOに招かれて話をした。これが私の人生のなかで最初に寒い場所に行き、日本の友人たちと出会い、その社会に触れた旅だった。言葉や伝統、食べ物などの違いに私はカルチャー・ショックを受けた。でも日本の食べ物はおいしくて、私にとっては最高のごちそうだった。

当時、日本の印象を聞かれると詳しく説明するのは難しかったのだが、とても変な感じがする、と答えた。飛行機から下りたとき私はなんだか神様から遠ざかった所にいるような感じがしたのだ。巨大なビルとコンクリートの道路を見て神の創造物を人間がこれほどまでに変えてしまったのかと驚き、自然災害が起こったらいったいどこに避難するつもりだろうかと不思議に思った。発達した通信手段は、人々の間の関係が感情的、精神的に抑うつ的な、隔たったものになっているという印象を私に与えた。この時は一ヶ月と半分、日本に滞在してから、フィリピンに帰国した。

ドイツへの旅

1993年5月、私はドイツから招待をうけた。招待してくれた家族たちは、1980年代と90年代初頭にミンダナオを訪問した人たちで、ドイツにきて自分たちに会い、そしてヨーロッパの国々に触れてはどうかという誘いだった。私にとってそれはミンダナオでの10年間のボランティア活動に一息入れるための短い休暇になった。私は西ドイツ、東ドイツの両方でいろいろなお宅にホームステイし、その

中でゴスラーの町も訪問した。ゴスラーはかつて西側と東側の国境に位置した町である。この古い町にはたくさんの伝統的なドイツ文化と観光名所が残されている。私はホセ・リサールが暮らした家を訪れ、ハイデルブルグにある記念碑にも行った。

ドイツ南部の町エスリンゲンでは、近所の人やボーイフレンド、親類、義理の親からレイプや性的虐待を受けた若者のためのシェルターでホスト・ファミリーといっしょにボランティア活動に参加した。また別の場所ではボスニア、セルビア、トルコ、ユーゴスラビア、そして中東各地からやってきた人々の難民キャンプでも活動に参加した。子どもたちと一緒に参加し、楽しい経験だった。私は彼らの言語を理解することはできなかったが、なかには英語やドイツ語をしゃべる人もいた。ドイツには3ヶ月滞在し、シュツットガルト、フランクフルトの黒い森、そしてコロニーフリーバーク、ゴスラー、ワイマール、さらにフランスも少し訪れた。ここでも私は公園で男の人も女の人も裸で日光浴しているのを見てカルチャー・ショックを受けた。私のようなアジアからの訪問者にとって、これは大変な衝撃だった。

アメリカ訪問

1994年5月、私はアメリカ、シカゴにあるメノナイト中央委員会の交流事業に招待された。もともと1年間の滞在予定だったのだが、寒さを考慮して8ヶ月に短縮された。私はボランティアとしてパレスティナ女性協会で活動し、またEskwelahang Pinoyつまりフィリピン人移民の子どもたちのための学校でも働いた。この二つのNGOでのボランティア活動とは別に、ペンシルヴァニアやミシガン、ボストン、ニューヨーク、ミネソタ、トロント、カナダのラミントン、そしてシカゴなど各地で講演を行った。そこではミンダナオの先住民女性たち、そしてイスラム教徒とキリスト教徒の関係について話した。

私はアーミッシュの人たちのところにホームステイした。アメリカにいるアーミッシュの人たちの文化と伝統はとても興味深いものだった。米国人の中にはアーミッシュは保守的で、アメリカ社会のなかにいながら閉ざされた文化を維持しているために親しくなるのは難しいという人もいるが、私は素晴らしい経験を持つことができた。彼らはフレンドリーな人々である。ただ部外者との結婚の禁止は頑なに守られている。アーミッシュの人々はコミュニティの中に自分たち自身の手で電気や水道、学校、市場、教会、劇場を造っている。アーミッシュの文化活動グループのメンバーは、フィリピンで一ヶ月間、舞台演技の勉強をしたと教えてくれた。アメリカに戻ってからその経験をもとに演劇グループを結成したそうだ。

マサチューセッツ工科大学 (MIT) のノーム・チョムスキーにも会うことができた。私の友人が彼の研究室に連れて行ってくれて、私を紹介してくれたのだ。私はその時、彼がアメリカで超有名人であることを知らなかった。私たちは座って一時間ほどおしゃべりをし、ドールがエクアドルで起こしている問題について話した。ドールの問題について、私はミンダナオの南コタバトでのこの企業の問題についてたくさん話をした。ホームステイ先に帰ってホスト・ファミリーにその話をすると、あなたは素晴らしい幸運だと言われた。彼が訪問者とそんなに長く研究室で話をするのは珍しいそうだ。

KAFIN のボランティア活動

1997年、私は埼玉県川口市にやってきて西川口に住むことになった。最初の年、私はこのあたりにたくさんフィリピン人が住んでいることに気が付かなかった。東京にいる日本人の友人に連絡をとって、山谷と隅田川で暮らしている野宿者の人々への支援活動に参加したいとお願いした。彼は私を快く迎え入れ、夜のパトロールに連れて行ってくれた。野宿している人たちにおにぎりや味噌汁を配

ってまわった。二、三ヶ月してから、私はフィリピン人はどこで生活していても必ず教会に行くことを思い出し、カトリック教会を探すことにした。私はカトリック浦和教会にオープン・ハウス・センターという、性的人身売買や家庭内暴力(DV)の被害を受けたフィリピン人女性を支援しているNGOがあることを知った。私はここのフィリピン人スタッフに、私もボランティアとして参加させてくれないかをお願いし、一週間に二日、電話での相談とカウンセリングを行う活動をはじめた。1997年10月のことである。

1998年、私は川口市の青木会館で開かれていた日本語教室に通い始めた。そこで初めて私の近所に住んでいるテリーというフィリピン人の母親に出会うことができた。授業の後、私はテリーとおしゃべりをし、時間が足りないので帰り道の間もずっと話をした。私は最高に幸せだった。なぜなら彼女もミンダナオ出身で、私と同じミンダナオの言語を話すことができたのだ。彼女は1歳の息子を持つごく普通のお母さんだった。私が詳しく自己紹介して浦和のオープン・ハウス・センターでのボランティア活動の話をする、と彼女は問題を抱えている別のフィリピン人の母親のことを教えてくれた。

正午に授業が終わると、私たちはテリーの家でその別のフィリピン人の女性と一緒に昼食をとった。食事を終えてから互いに自己紹介をし、それぞれの経験や日本での問題などについて話し合った。楽しい笑い話があれば、涙がこぼれるような話もあった。これがフィリピン語のジェンダー用語でいうところの「talakayang babae」つまりグループ・カウンセリングだ、というようなことは彼女たちは知らなかった。DV被害を受けているその女性は、話し終わるとすこし元気になったようだった。私は彼女に、あなたの二人の息子に会わせてほしい、そして旦那さんに私を紹介させてほしい、と提案した。彼女の夫と会って、私は少しの日本語とそして英語で会話をしようとした。彼は妻が離婚したがつているのだ、という話をした。私は週末には一緒に子どもを連れて外出し、一緒に面倒を見ること、そして関係が良くないなら離婚についてしっかり話し合いをするように、と助言した。子どもを私が預かって、その夫婦が一日一緒に外出できるようにしてあげたこともあった。その時帰ってきた二人はとても穏やかで幸せそうだった。私は彼らには意思疎通が不足していて、お互いに誤解が生じていたのだと気づいた。それが喧嘩のもとになっていたのだ。彼らは1歳の男の子と6ヶ月の女の子を抱えて離婚するのは容易ではないことを理解し、離婚届を出すのはやめにした。関係を修復していま子どもたちと一緒に暮らしている。

私は週末、スーパーに家族といっしょに買い物にくるフィリピン人の母親を見つける、ということをはじめた。そのせいで日本語教室に参加するフィリピン人の母親がどんどん増えていった。スーパーでフィリピン人を見つけると私は電話番号を交換して、青木会館の日本語教室に誘ったのだ。いつも私たちはテリーの家でランチ・ミーティングを持ち、その参加者もはじめの3人から7人、10人と増えていった。私はなにか問題が起こったときにお互いに助け合うために川口にフィリピン人協会を創ってはどうかというアイデアを出し、みんなで相談をした。みんなの意見は、フィリピン人の母親と日本人の母親との間のシスターフッドを創ろうというコンセプトでまとまった。私たちは団体の名前を「エンパワーメントのための川口フィリピン人会：KAFIN」に決めた。

私たちは自分たちが抱える問題やコミュニティーが必要としている事柄に基づいてグループの具体的な計画を作ることにした。フィリピン人の母親たちが抱えている最も大きな問題はお金だった。そこで私たちはパラワガン、つまり共同貯金をおこなってメンバーが誰か緊急事態になった時に備えることにした。二つ目の問題は、夫の家族から外国人妻への差別の問題である。フィリピン料理を作らせてくれないこと、手で食事をとることやタガログ語で電話することを嫌われる、などの問題がおこっていた。そこで私たちは川口市が開催するインターナショナル・フェスティバルに参加してフィリピンの伝統的なダンスを披露したり、フィリピン料理を販売したりした。そこに夫の家族を招待して、ダンスを見てフィリピン料理を食べてもらい、自分たちを認めてもらおうとした。三つ目の取り組みは、日本人とフィリピン人の間に生まれた子どもたちに英語教室を開いて、フィリピンの人々や文化、

歴史について英会話を通して学んでもらおうというものだった。これは子どもたちが学校から帰ってきて、「ママ、どうしてフィリピン人は悪いの？ママと喧嘩しているときにパパもそう言ってたし、学校の友だちもそう言うんだ」と母親に尋ねるといようなことがおこっていたからである。

この日本人とフィリピン人の家族の中でおこっていたの三つの主要な問題に取り組んでから、私たちは活動をさらに広げ、DVや子どもの教育、医療、国際結婚、職場での問題などへの地域コミュニティに根ざした援助体制を創る活動を開始した。

KAFINEは埼玉県川口市に1998年4月18日に設立された。そして2000年に名称をKAFINE（エンパワメントのための川口フィリピン人会）からKAFIN（Kalipunan ng Filipino na Nagkakaisa：団結したフィリピン人の会）に変更した。これは私たちの団体が2000年には大阪に、2001年には名古屋に、さらに2003年群馬、2004年東京と名古屋、2005年新潟と横浜へとどんどん拡大していったからである。地域コミュニティに根ざした援助体制というコンセプトは、緊急事態に陥った個人を援助するための最善の考えであろう。日本社会では特にストレスやうつ病が日本人にとっても、外国人にとっても大きな問題となっている。KAFINは主にフィリピン人と日本人の個人からなるNPO組織であり、日本で生活するフィリピン人移民の権利と福祉のために具体的なプログラムとプロジェクトを立てて活動をしている。KAFINは地域に根ざして活動を展開する自立したNPOであり、民衆に奉仕するためには団結とエンパワーが重要だという信念をその基礎に置いている。KAFINは基本的にいかなる財団からの助成金にも依存せずに活動している。

KAFINの取り組み

DVと人身売買はKAFINが取り組むもっとも重要な課題である。KAFINには毎日7件から9件の電話がかかってくる。その大半は精神的あるいは肉体的なDVの被害者からのものである。被害者の話からは、このDVが外国人妻たちにとって非常に差別的な側面をもっていることがわかる。たとえば日本人の夫がフィリピン人妻を虐待する際に次のような言葉を投げつけることがある。「いいか。もし俺がしたことを誰かに言ってみろ、ビザの更新をしないからな。それともお前をフィリピンに送り返してやる。だが子どもは日本に残すぞ。お前には日本国籍はないが、子どもたちには国籍があるんだからな。」

これは単なるDV問題ではない。日本社会において移民は不可視の存在として扱われる傾向にある。彼女たちの問題は放置されている。移民たちが抱える問題のなかでも、DV被害者たちは日本社会の差別的なシステムのもとでもっとも視えない存在にされ、弱い立場におかれている。日本人夫が暴力をふるっているにもかかわらず、常に外国人妻が責められ犯罪者として扱われる。2006年3月23日、NHKニュースは東京に住むあるタイ人妻のケースを報じた。この女性は14年間にわたって日本人男性と婚姻関係にあり、一人の子どもももうけたが、彼女は10年以上にわたって夫からの暴力を受けていた。ある時には夫がアイロンで彼女の頭部を殴打したという。だが警察はこの事件の捜査を始めるとタイ人女性のほうを逮捕した。夫がビザの更新手続きを取らなかったために、女性はオーバーステイになってしまったというのである。本当の犯罪者は逮捕されなかった。その理由は彼が日本人だからである。

DVは子どもたちにも影響をおよぼす。母親があざができるほど殴打される様子を目撃することにより、直接に虐待されていなくても子どもたちには心理的、精神的な影響がおよぶのである。母親に対する虐待を目撃した子どもには抑うつ、精神障害、喘息、他の子どもへのいじめ、トラウマなどが見られたとする報告もある。最近KAFINが支援したある事例について述べたい。彼女は結婚して10年、子どもが二人いる。上の子は祖父母と暮らしており、4歳になる下の子は両親と暮らしている。両親は毎日けんかをし、4歳の少年は毎日それを見ていた。父親が母親の服を無理やり脱がして殴る蹴るの暴

行を加え、さらに窓につき飛ばしたときには、少年は声を殺して泣きながら「やめて、お父さん！お母さんがかわいそう！」と父親に言ったという。母親の体があざだらけになり、頭から血が流れるのを見てから、その子どもは喘息を発症した。いまでもその子は喘息もちで精神的にも不安定だ。トラウマから彼は夜中になると泣き出す。母親のほうも夫に胸を強く蹴られてから、右の胸部の痛みが消えない。

2004年のある事例では、母親と子どもたちが繰り返されたDVによって精神障害を負っていた。そのフィリピン人妻は夫がビザの更新をしてくれなくなることや、子どもが夫の実家に連れて行かれてしまうことを恐れて、家から出ようとしなかった。彼女は現在、子どもと会うことができない。また最近も類似した事例が3件あった。私たちは被害者たちに対してフィリピンに帰って家族の助けもかりて、適切な治療を受けるよう説得したが、そのフィリピン女性たちは帰国を拒んだ。これは例外的な話ではない。フィリピン人の移民たちに「いつ国に帰るつもりか」と聞くと、いつも同じ答えが返ってくる。「帰る予定はない」と。現在のフィリピンの状況のなかではとくにそうだ。DVと人身売買にKAFINが取り組むなかで、特に被害者が精神的な病を負っている場合、この帰国できないという状況はもっとも困難な問題である。

人身売買の事例

2004年、KAFIN名古屋は10人のフィリピン人女性を救出した。彼女たちは6ヶ月間、エンターテイナーとして働く契約をして日本に来ていた。契約には記されていなかったが、実際には客をよぶために裸で踊ることが強制された。経営者の言うことを聞かなければ、罰金が科せられて6万円の月給から引かれた。裸で踊ることを拒否したために給料以上に罰金を払わせられ、給料がもらえないものもいた。この罰金のほかにもマネージャーの要求に従わなければ、食事を抜かれるという罰則もあった。

2001年 Bayaning Filipino 賞（アジア太平洋部門）の受賞

2001年、私は浦和オープン・ハウス・センターからBayaning Filipino賞に日本からの候補として経歴を送ってはどうかという提案を受けた。それが何なのかよくわからないまま、私はプロフィールを審査委員会に送った。私は日本から応募した6人のフィリピン人の一人で、そのほとんどの応募者が10年とか、12年、15年、あるいは20年も日本に住んでいる人たちだった。みな何年にもわたってボランティア活動をしている人たちだ。私といえば、当時日本に住んでたったの5年で、6人のなかではもっとも若い応募者だった。ところが驚いたことに、私は日本にいるフィリピン人移民の代表としてこのアジア太平洋部門の候補者に選ばれてしまった。私は困った。他の応募者のなかにはたった5年しかフィリピン人移民の支援活動をしていない私がどうして候補に選ばれるのか、信じられない、という人もいたからである。実は候補者の選出には、日本に来る以前にフィリピンで行った活動と業績も含まれていたのだ。

私のもとに主催団体から、マニラでの最終発表の場に出席するようにとの手紙が届いた。マニラに赴き、この国際的な賞の授賞式に出席した。その夜、テレビ局ABS-CBNが選出した候補者たちがシンガポール、サイパン、韓国、日本からマニラに集まっていた。

最終発表はスタジオで行われ、テレビでフィリピン全国に放送された。国内部門賞とアジア太平洋部門賞の発表では、すべての候補者が名前を読み上げられステージに上がった。みな緊張し、誰が受賞するだろうかとドキドキしていた。まずはじめに個人の部の受賞者が発表された。それからたくさんの歌手や女優が出演するコーナーがあり、次に国内部門賞が発表された。さらに最優秀賞が、そして最後にアジア太平洋部門賞が発表される。たくさんの歌とダンスのコーナーがあってもう夜中の0

時30分になってから、アジア太平洋部門賞の受賞者として私の名前が呼ばれた。私は本当にびっくりした。ほかの候補者たちのほうがずっと長く活動しており、私が選ばれるなんて夢にも思っていなかった。選考では海外での活動と同時にフィリピンでの活動が考慮されたのだが、大半の候補者は海外でだけ活動していて、フィリピンでの経験がなかったのだった。

ミンダナオと日本でのボランティア活動

私は今、日本で暮らしている。日本で困難を抱えたフィリピン人移民のためにボランティア活動をしているのである。助けを必要としている人のためのボランティア活動に生活を捧げることは、私の喜びであり楽しみでもある。KAFINスタッフとしての無給の専従活動は、その仕事を心から理解していなければいけないものではない。だから時々フィリピン人の仲間たちからは、どうしてお金になる仕事をしないのか、どうしてボランティア活動にばかり時間を使っているのか、と聞かれる。私は、困っているフィリピン人の同胞のこと聞いたり見たりすれば放っておけないのだ、と答えることにしている。

自分の国、フィリピンには年に一度か二度帰っているがこれも義務としてではなく、必要としている人への援助を続けるためのボランティア活動の一貫である。故郷ミンダナオのことは外国に暮らしていても決して忘れたことはない。私はそこで生まれ、成長し、さまざまな経験を積んだ。たくさんの日本のよき友人や住民たちのおかげで、私たちはミンダナオと日本で援助を必要としている人たちのためにリサイクル品を集め、これを日本で暮らしているフィリピン人のシングル・マザーとその子どもたち、そしてミンダナオで暮らしている寡婦や孤児たちに送っている。毎年、私は日本の友人たちとミンダナオに行ってこれらの物資を配り、同時にコミュニティーで無償の医療支援を行ってきた。

忘れられない思い出

1989年のはじめに私はジェネラルサントスから9人の代表とともに、マニラ首都圏で開かれた会議に出席した。そのうち4人はマスコミの人で、のこりの5人はミンダナオの先住民から様々な階層を代表していた。私たちはジェネラルサントスからマニラまで船で移動した。このフィリピンの南から北までの船旅には3日間かった。その途中、船は積荷と旅客を乗り降りさせるために、2つの港に立ち寄った。ザンボアンガ市での7時間の停泊中、私は友人と外出した。その時、二人の男性がやってきて私にナイフと銃を突きつけ、おとなしく言うとおりに歩けと言う。道を歩く間、叫ぶことも泣くことも許されなかった。警察官が見えたので私は叫ぼうとしたが、撃ち殺される恐れがありできなかった。私は犯人に従い車に乗り込んだ。私たちは倉庫らしき場所に連れて行かれ、その倉庫の裏にある小さな小屋に入れられた。

そのなかには大きな男たちがたくさんいた。私は犯人に何が欲しいのか、カメラか、お金か、ネックレスかと尋ねた。「欲しいものはなんでもあげるから。とにかく船に帰して。友人たちが待っているの。多分、私たちを探しているわ。とにかく放して！」犯人が言った。「とにかく落ち着けよ、お嬢さん。ボスがいまこっちに来るところだ。」「ボスはどこにいるの？ボスと話したいわ。ボスの所に連れて行って。」数分してボスが到着した。彼はとても親切で、いかにもプロといった感じだった。私はそのボスに言った。「お願いですから、私たちを解放してください。もう私のお金と持ち物はすべて渡しました。ほかに何が欲しいのですか。お願いします。ここから出してください。私はお金持ちではありませんよ。私のIDを見てください。私は貧しい人たちを支援している単なるボランティアです。お願いだから、とにかく助けて！」私がこの犯人たちのボスと話しているあいだ、私の友人はショックのあまり意識を失っていた。私はボスに彼女が心臓発作になっており、すぐに助けたいと

告げた。しかし周りの男たちは、死んでしまえば海に放り捨てるまでで好都合だと言う。私はやめたと叫んだ。「彼女を殺すつもりなら、その前に私を殺しなさい。私は死んでもいい。どんなことが起ころうと覚悟はできている。私たちの人生は神から与えられたものに過ぎない。いつかはこの命も神の手に返すときがくるのよ。神によって我々は人間としてこの地球上に生きているのよ。」私たちを釈放するように説得するため、私はとにかくたくさんしゃべった。彼らは黙って聞いていた。そして一人の男が叫んだ。「お前はしゃべりすぎだ。こっちに来い！一人でいろ。」私は友人と別にされて小さな部屋に6時間監禁された。もしも強姦されそうになったら抵抗して逃げ出すことができるように、私は友人にポケットに砂を入れておくよう言った。大柄な男が私のところやって来て言った。「お前は頭がいいし、勇気があるな。俺たちの仲間にならないか？それだけ勇気があればリーダーにだってなれるぜ。」「あの、悪いんですが。私は人間や動物を殺したりできないんです。人からお金や物を盗むこともできないし。虐げられていたり、差別されたりしている人を助ける、というのだったらできますけど。」

「すいませんが、私をボスのところへもう一度連れて行ってもらえませんか。どうしても彼ともう一度話をしたいのです。」すぐに彼は私をボスのところに連れて行ってくれた。私はマニラへの旅の目的についてすべて説明した。ミンダナオの女性たちの状況について講演しなければならないので、どうしても時間どおりにマニラに行かねばならないことを説明したのだ。二時間ほど議論すると、彼らはこの出来事についてマスコミや警察に一切報告しないことを条件として私たちを解放し帰りのジブニー代として20ペソを渡した。

1994年にアメリカに行ったときには、良い出来事と悪い出来事があった。良い出来事は、シカゴで3日間過ごした後のことだ。私はホームステイ先の家から4駅離れた友人のところに泊まった。その帰り道、私は道に迷ってしまった。誰かに尋ねようにも人通りもなく公衆電話も見つからない。誰か見つけようと私は歩きつづけた。すると家のベランダで植物に水やりをしている年配の女性を見つけた。

私は彼女の家のドアをノックし、自分はフィリピンから来たのだが道に迷っていると説明した。その年配の女性はうれしそうに私を家のなかに迎え入れてくれた。コーヒーを作ってくれて、朝食まで食べさせてくれた上に、食べ終わったら車で送ってあげようと言ってくれる。彼女が言うには自分が入院していたときにフィリピン人の看護師が面倒を見てくれて、とても親切にしてもらったという。だから私がフィリピン人だと聞いたとき彼女はうれしそうだったのだ。彼女はもし週末時間があるのなら一緒にピクニックに出かけよう、シカゴの町を案内してあげよう、と誘ってくれた。

悪い思い出は、パレスティナ人のコミュニティーに行くために一時間半の道のりを移動していたときのこと。毎日、そこに行くのに電車とバスを利用していた。毎朝夕にその途中でアフリカ系アメリカ人の都市スラム地区を通り過ぎる。ある日、乗客が一人バスから降りるために停車すると、突然、若者のグループの間で銃撃戦が始まった。道路を挟んで銃撃が繰り広げられるとみな悲鳴をあげバスのなかにはパニック状態。私はバスのなかで眠っていたのだが、銃声に気づいて目を覚ますとすぐに運転席の椅子の下にもぐりこんだ。他の乗客はいすに座ったまま泣き叫んでいた。私はそこがどこなのか、考える余裕もなかった。バスが再び走り出してから私は席にもどると、他の乗客は私のほうをじろじろ見ていた。私はただ自分の体を隠しただけなのだし、気にしないことにした。

そのバスを降りてから電車に乗り換えた。バスでの出来事はいったい何だったのだろうと考えているうちに、電車は目的の駅に到着した。電車から降りて一人で歩いていると、若い男が一人近づいてきて、金を出せ、と言う。私は正直に、お金は持っていない、と言った。しかし彼は金を出せと要求しつづけて、もし出さないなら殺すぞと言う。「本当に悪いんだけど、お金を持っていないのです。」彼は銃を突きつけてカバンをよこせ、と言った。カバンを奪うと彼は走っていった。だが、私は追いかけてカバンを返してと叫んだ。中にはパスポートが入っていたのだ。「私は外国人よ。お金は持っていない。カバンを返して。パスポートが入っているの。お願い！」彼はカバンのなかをあさって5ド

ルを見つけるとそれを抜き取ってから、カバンを私に投げ返した。

私は怯え緊張したまま家に帰り、警察を呼んで起こったことを話した。ホスト・ファミリーからは、もし金を要求されたら迷わずに渡すようにと言われた。拒めば非常に危険で、悪くすれば殺されるかもしれないということだった。そういう場合に備えて、みなポケットにいつも5ドルを入れている。私もカバンのなかに5ドル入れていたのだが、とっさの出来事でそのことは忘れていた。結局、カバンのなかの5ドルを見つけたのは、その男だったのだった。

【日本語訳 河合大輔】

東アジアにおける戦争、グローバリゼーションと 移民女性の性的搾取 – 2005年度の研究をふりかえって

ふじめ
藤目 ゆき

「東アジアにおける戦争、グローバリゼーションと移民女性の性的搾取」はアジア現代女性史研究会（CAWA）が取り組んでいる大きなテーマの一つである。私たちは、第三世界から日本や韓国に移住する女性の性的搾取という問題を、戦争とグローバリゼーションという彼女たちを国外に流出させる原因となっている過去と現在の国際的要因からとらえようとしてきた。私たちの希いは、「国際人身売買」という結果をその原因と切り離して対症療法を求めるのではなく、原因の除去をも射程に入れたフェミニストの新しい国際連帯を築く手がかりを見つけだすことである。

世界女性学大会のパネル

そんな希いから、私たちは2005年6月にソウルで開催された世界女性学大会で「東アジアにおける戦争、グローバリゼーションと移民女性の性的搾取」と題するパネル（以下、パネルと略称）を主催した。

このパネルの開催を思い至った契機の一つは、2004年6月に日本で開かれた女性の人権に関する日韓シンポジウムの第6セッションであった。日韓の女性運動交流は、ともすれば日韓両国のみに視野が閉じられてしまいがちではないだろうか。だがこのセッションでは、久津美加奈子氏が滞日フィリピン女性問題を中心に第三世界の女性の経験を報告した上、鄭嬭鎮氏が韓国の基地村における移民女性の増加にふれて、今や基地村問題は韓国の対米従属問題とのみ見ることはできず、第三世界の女性の視点が必要になってきていることを報告された。鄭氏が、私たちには第一世界のミドルクラスに属しているという限界性の自覚が必要だと、「第三世界フェミニズム」の必要を提唱されたことは、二日間にわたるこのシンポの中でとりわけ刺激的であった。かくして私たちは、このようなセッションを受け継いで発展させたいと願い、シンポのコーディネーターであった山下英愛氏に仲介を頼み、鄭氏に世界女性学大会におけるパネルへの参加をお願いしたのである。

パネルの開催を決心してから、CAWAではモンゴル・フィリピン・タイなど日本・韓国に移民女性を送り出している国々の状況について調査を進めると同時に、韓国で性売買問題に取り組んできた団体セウムトの報告書を邦訳したり、また同じく韓国で基地村の女性たちの支援活動に蓄積のある団体トゥレバンの協力を得て、大阪外国語大学においてトゥレバンが製作したドキュメンタリー「私とフクロウ」の上映会とトゥレバンの活動家である鄭恵珍さんの講演会、研究会などを行って準備を進め

¹ 成果の一部については、本誌創刊号(2005年)参照。なお2005年4月には、アガリン・サラ長瀬氏の協力を頂き、大阪外国語大学で映像『第二の侵略 フィリピンへ開発・投資・派兵』（映像文化協会、2001年）の上映会、長瀬氏の講演会、研究会を行った。

た²。

パネルでの鄭氏の報告は、基地村の性売買問題がジェンダーのみならず階級と民族の矛盾の表出であり、「女性の被害」という認識のみではグローバリゼーション時代の性売買問題に対応できないことを主張した点で、私たちの意図を満たすものであった。女性学大会の実行委員として多忙をきわめる中を参加して下さった鄭氏に深く感謝する。報告が終わった後、会場から発言されたのが、梁東淑氏であった。本号には梁氏に依頼し、その発言内容を盛り込んで原稿を寄せて頂いている。また本号には、今岡良子氏、アガリン・サラ長瀬氏もパネルでの報告に加え、新しい原稿を寄稿して下さった。

光州アジア女性平和フォーラム

10月25日から27日までの三日間、第二次大戦終結60周年・光州事件20周年を記念して光州においてアジア女性平和会議が開催された。私はノ・ソンヒ氏が議長をつとめる性的人身売買問題を主題とするセッションで軍事主義と売春禁止主義の結合に関する報告を行う機会を与えていただいた。アン・ジン（安鎭）氏にコメントをいただいたことをとても感謝している。私の議論については本号の当該部分や、あるいは別稿を参照していただきたい。ここではアン氏のコメントへの私の回答と感想を書きたい。

1. 韓国の新しい性売買防止法と米国の禁止主義は無縁か？

第一の領域は、韓国の新しい性売買防止法とブッシュ政権の禁止主義との関係性である。アン氏は私が韓国の新しい法律が米国の禁止主義の影響を受けているという指摘が断定的すぎるとし、同法が韓国の女性運動の成果だと指摘された。私は二点でこれに答えたい。

一つは、私自身も韓国の女性運動の発展について山下英愛氏が書かれた一連の論文などから、また直接に訪韓して幾つかの女性団体を訪ね交流する機会を得たことから、90年代の韓国女性運動が性売買問題に取り組んできた事を承知しており、それを過小に評価してはいないという点である。もちろん私はアン氏と同様、韓国の女性運動を旧来の「道徳的保守主義」あるいはブッシュ大統領自身の禁止主義と同一視してはいない。逆に韓国女性運動がフェミニズムの立場から性売買問題に取り組んできたことを承知し、それに深い敬意を抱いているからこそ、なぜ新しい法律においてなお「禁止主義の原則」を堅持する必要があったのかを不思議と感じてきたのである。アン氏の表現を借りれば「『禁

² セウムトの報告書の紹介は本号154ページ。鄭恵珍氏は2005年5月24日から四日間大阪に滞在され、講演や研究会、交流会に出席して下さった。この取り組みのための通訳・翻訳では方清子さん、永谷ゆき子さんに全面的な協力をいただいた。なおこの交流をきっかけに清水さつきさんの尽力でフェミニスト映像の活動家たちによって「私とフクロウ」の日本語字幕が作られることになり、日本での上映運動が始まった。

³ Yuki Fujime, "Japanese Feminism and Commercialized Sex: The Union of Militarism and Prohibitionism", in *Social Science Japan Journal*, Volume 9, Number 1, April 2006. pp.33-50

⁴ 山下英愛「韓国の『慰安婦』問題解決運動の位相—80～90年代の性暴力運動と関連して」（上）・（下）（『戦争責任研究』34号74-83頁、2001年12月・同35号72-81頁、2002年3月）、同「韓国フェミニズム運動の最新動向」（『木野評論』33号、228-236頁、2002年3月）、同「書評 マグダレナの家編『＜書評＞勇敢な女たち～狼にのってはしる～』図書出版三仁、2002年、韓国『女性・戦争・人権』第6号、2003年、210ページ、韓国女性ホットライン連合編／山下英愛訳『韓国女性人権運動史』（明石書店、2004年）など。

⁵ 2003年9月に私は韓国を訪問し、新しい性売買防止法の制定運動にとりくむ女性たちにインタビューを行った。その当時、女性団体連合会による説明では、新しい法律は「『淪落行為』に対し、現行法（淪落行為等防止法）上の禁止主義原則を維持しながら、実質的には抱主など斡旋業者に従属し、性を売る者を『性売買された者』として刑事免責し、『自発的売春』もまた刑事上免責の幅を大幅に広げた」ものが提案されていた。

止主義』の枠組みに代わる政策の発展に道を開くもの」であるはずの新しい法律の制定において、何故韓国の女性たちが「禁止主義」を堅持するのかという問いこそ、私が韓国の女性たちに問いかけ、まだ十分に理解できる回答を得ていない疑問なのである。

もう一つは、新しい法律が韓国女性運動の成果であるという側面を認めると同時に、新しい法律がブッシュ政権が音頭をとる現在の国際人身売買禁止運動の影響下に制定された側面もまた否定しがたいという点である。確かに韓国の女性運動はブッシュ政権が成立する以前からフェミニストの観点で性売買問題に取り組んできた。だが、韓国政府はたんにフェミニストの意見に従って法律を制定したのではないだろう。鄭喜鎮氏が世界女性学大会を前に私たちに書いてくれた原稿の一節に次のようにある。

「国家が同法を制定した理由は、女性保護や男性の性の規制のためというより、肥大化しすぎた性産業が正常な国家経済を脅かす事への危機感と2001年に米国国務省が韓国を人身売買の送出国・経由国・最終帰着国と名指しし「人権侵害三等級国家」とした事への対応の意味が大きい。『人身売買三等級国家』、『女商売王国』という国際的な恥を避ける為だという見解が支配的だ」⁶

私が光州で問題にしたかったのは、このような国際政治的枠組みの中でフェミニズムはどのような態度をとるかということなのである。ブッシュ政権が国際人身売買と性的搾取を増大させる政策を取りながら国務省報告や援助機関などを通して禁止主義を世界におしつけようとしている中で、日本のフェミニストの中にはこれを援軍であるかのように受けとめる人々もいる。日本と同様米国の同盟国である韓国では、フェミニストたちはこれをどう評価し、どう対応しているのだろうか。私はそれを知りたいと思う。

2. 廃止主義と私の立場

第二の領域は、アン氏が問う「性売買に対する実践的立場について」である。アン氏が指摘する通り、私は性売買問題に対する立場を、歴史的な三つの類型に分類したが、「禁止主義」に反対であるという以上には自己の立場を明示せず、「何々主義」という用語で自分を表現することはしなかった。なぜなら、「何々主義」という表明は、その内容をていねいに説明しない限り、無用な誤解を生むからである。そこには私自身の売買春制度の歴史に対するある独自な見解がある。それを先ず、説明したい。

「廃止主義」はバトラーらが創立した国際廃娼連盟（IAF）のアプローチであり、売春に対する国家統制の廃止を要求し、売春の制度化にも売春の犯罪化にも反対した。私はそこに共感をもっている。その意味で、私は確かに「廃止主義者」である。だが今日「廃止主義」は世界で必ずしもそのような用いられ方をしていない。第二次大戦後の世界で「禁止主義」のアプローチが勢力を増す中で、「禁止主義者」たちは自分たちこそが19世紀末からの「廃止主義」の継承者であるかのように説明し、「廃止主義者」と自称するようになった。日本史研究者である私は、日本の廃娼運動史をふりかえる過程でこの問題に気が付いた。「廃止主義」は本来「売春に対する国家統制の廃止」、「売春の非犯罪化」、

⁶ CAWAでは2005年4月から5月にかけてパネルに向けて集中的な研究会を行った。引用した原稿は鄭喜鎮氏がこの過程で寄せて下さったものである。パネルの時間的制限のため、パネルのための報告文では残念にも元の原稿を短縮していただくことになった。

「反・国家統制」であったのに、「禁止主義者」たちはそれを「売春の廃止」、「売春の禁止／犯罪化」「反・売春」とすりかえて説明してきた。その後私は、これが日本だけの特殊現象でなく英語圏でも似通ったことが行われていることに気づいた。すなわち、今日の世界では禁止主義者は「禁止主義者」と自称するより、しばしば「廃止主義者」と自称するのである。だからこそ性売買問題へのアプローチは歴史的文脈の中で見なければならず、私は自分の立場を「何々主義」と表明することには慎重な態度をとってきたのである⁷。

バトラーらのフェミニズムを現代的に継承すれば、その内容は当然ながら売春の非犯罪化・売春女性の非犯罪者化を求めることになる。女性の売春を非合法化することを基礎とする「禁止主義」とも、女性の売春からの搾取を制度化する「規制主義」とも全く相容れない立場である。私自身もその立場を採ってきた。だがアン氏は、「リベラリストの『廃止主義』」と私の立場との差異を明確にする必要がある、といい、「行き先を持たない『廃止主義』は第三世界の貧困女性を無視し、彼女たちを資本主義の搾取構造のなかでより弱い立場におくような状況をもたらすことになる」と主張する。そして私の議論を延長し、新しいコンセプトとして「新廃止主義」を定義することを提案する。

だが私にはこの提案が腑に落ちない。一つの理由は、アン氏が定義する「新廃止主義」の内容は、IAFの廃止主義者たちが追求し、「売春からの搾取」を禁じる国連の1949年条約に結実したアプローチであり、「新しい」ものではないからである。むしろ、1949年条約が禁止したものが「売春からの搾取」であったにもかかわらず、1949年条約をつきつけられた日本、韓国、タイといったアジアにおける反共親米国家群が、おしなべて1949年条約の「廃止主義者」の精神を歪曲し、「売春からの搾取」ではなく「売春」を禁止するという換骨奪胎で外圧に対応した事実こそ問題にしたい。このような換骨奪胎によって各国では「禁止主義者」の国内法が制定され、「禁止主義者」が不当に「廃止主義者」を自称するような状況が定着してゆくのである。

アン氏が言うフェミニスト的な禁止主義という概念には、「『禁止主義』に由来する『売春の禁止』」と「『廃止主義』に由来する『売春からの搾取の禁止』」という全く異なる二つの要素が混在しているように思われる。私が問題にしているのは前者であり、後者は「新」をつけて表現するまでもない「廃止主義者」の伝統的政策であると思う。

3. 「セックス・ワーク」という用語と概念について

アン氏の提案する「新廃止主義」という概念が腑に落ちないもう一つの理由は、アン氏の「セックス・ワーク推進のリベラリストの『廃止主義』」についての議論が私の認識とかみあっていないからである。

「セックス・ワーク」・「セックス・ワーカー」という用語は、「廃止主義」という用語と同じく

⁷ prostitutionという用語は歴史的に、そして一般的に、金銭的対価を目的に不特定の相手とセックスを行う行為として定義づけられ、基本的に女性の行為と認識されてきた。本稿は、この用語をその伝統的な定義に即して用いている（prostitutionの用語法に関しては、本誌創刊号31頁を参照）。韓国で近年定着してきた用語「性売買」あるいは「性売買された女性」という表現は、それまでの、prostitutionを「淪落行為」と呼び女性の道徳問題とみなしたり、言葉の元々の意味では春を売るという肯定的意味になる「売買春」という語を用いることから脱却しようというフェミニズムに基づくと聞く（前掲、山下、2002年）。私はこのような韓国の新しいフェミニストの用語法を支持している。だが韓国語において「淪落行為」「売買春」から「性売買」へ、また「淪落女性」「売春婦」から「性売買された女性」へと用語を置き換えた際、「人身売買」(trafficking)及び「人身売買された女性」(trafficked woman)と語感が接近し、商業化された売買春や売春という行為の主体である女性を意味する際に使えなくなることは問題ではないだろうか。

らい誤解を招きやすい用語であり、売春(prostitution)・売春婦(prostitute)といった用語と同様、その用語を使う女性も使われる女性も感情が傷つきやすい用語である。それは売買春をめぐる社会の現実が誤解を招きやすく、また女性を傷つける実体をもっているからであって、私たちは文脈に照応して比較的妥当と思われる表現を用いてこの実体に立ち向かうしかない。それで私も用語には苦勞してきたが、日本では近年は、「売春婦」を「売春女性」に言い換えるような転換もみられる。売春婦、つまりprostituteという、語感がきわめて侮蔑的で、女性に汚辱を感じさせるスティグマをはられた用語から遠ざかりたいためである。これは英語でなら、prostituted womenやwomen in prostitutionと言い換えるのと比較的近い感覚ではないかと思う。

「セックス・ワーク」・「セックス・ワーカー」という用語は、私の認識においては、アン氏が言うような「リベラリスト」なる、何らかの主義の持ち主がその主義を貫徹するために用い始めた表現ではなく、なによりも売春の場で搾取や暴力を経験している当事者の女性たちが自らを呼称して使い始めた表現である。「売春婦」という蔑称に傷つけられ続けてきた人々がそう呼ばれることを拒否し、自らの尊厳を回復するために用い始めた表現である。フェミニストは、先ずもってこのような「売春婦」と呼ばれてきた女性たち自身の声を尊重するべきである。だが、この言葉には別の困難が伴う。売買春が行われている現実には耐え難いフェミニストの多くが、この言葉に激しい拒絶反応を起こし、この言葉を用いただけで「すわ、公娼制度の擁護論ではないか」「売買春を仕事と認めるのか」と反感を露わにすることである。それがブッシュ大統領を支持する保守的道德主義者たちの反応にすぎないなら、無視すればすむ。だが実際には誠実に真摯に売買春問題に関心を寄せるフェミニストの多くが、そのような拒絶反応を示す。私が「セックス・ワーク」という用語を必ずしも常に用いていない大きな理由は、このような反発を回避したいからである。私がアン氏に、そして全てのフェミニストに望むのは、「セックス・ワーカー」という用語の使用と、性産業・公娼制度の擁護や女性を犠牲にする資本主義的弱肉強食のリベラリズムの推進とは全く別の問題だということを了解して頂きたいという事である。

アン氏は、「セックス・ワーク」という概念を用いるのは性売買の権利の実現に関心を寄せるリベラリストであり、それはフェミニズムと相容れない立場だという。だがアン氏の言う「セックス・ワーク推進のリベラリストの『廃止主義』」という定義には、セックス・ワーカー自身の権利と闘いという「セックス・ワーク」の用語を使用する際に最も意味のある概念がこぼれ落ちていないだろうか。私の認識では、「セックス・ワーク」という用語や概念は必ずしもリベラリズムに由来するものではない。前述のとおり、それは先ずもって売春の場で現実に働いている女性たち自身の用語と概念であり、彼女たちと連帯しようとする多くのフェミニストがこの用語を用いている。私はもちろん人身売買の合法化に反対だが、現に様々な「性風俗産業」が存在し経営者と女性たちの雇用契約が交わされた「職場」があり、そこに働くことで「賃金」を得ている女性たちがいるにもかかわらず、それが「労働」でないと主張する態度には賛同できない。「売買春が男性が金銭で女性を支配するという権力関係の発現であり、女性の身体に対する虐待を意味している」、すなわち性暴力の一つの表現形態であると私も考えているが、そのような権力関係・性暴力が商業化されるのが資本主義社会であり、資本主義社会における労働は非人間的かつ反女性的なものが多い。かように非人間的かつ反女性的な労働が現実にも合法的にも非合法的にも存在している中で、私はこれを「労働として認めるか否か」を議論することには積極的になれない。

重大なことは、この苦痛の多い労働の場にいる女性たちが、その苦痛から解放されることである。この場から即刻逃れ出ることを望む女性たちの「脱性売買」を支援するフェミニスト的な人権団体や行政の取り組みはもちろん重要である。だが何らかの理由でその場で働き続けることを選ぶ女性たちが存在する以上、彼女たちが業者や客からの暴力、賃金や報酬の不払い、法外な搾取、劣悪な労働条件、団結権及び団体交渉権の剥奪といった状況に抗して自らの権利のために闘うことを支援すること

も必要である。売春の場にいる女性たちは、国家や民間の人権団体からの救済を待つ受動的な存在であるばかりではない。「セックスワーカー」という用語は、女性たちへの蔑称を避けるためのたんなる便宜的表現である以上に、彼女たちが自らの意志で人生を選ぶ能動的主体であり、自己解放のために闘う主体でありえることを表現するフェミニストの用語でもある。

アン氏は、「行き先を持たない『廃止主義』は第三世界の貧困女性を無視し、彼女たちを資本主義の搾取構造のなかでより弱い立場におくような状況をもたらすことになる」と指摘した。だが私の理解に即して言えば、この一文の主語である「行き先を持たない『廃止主義』」は「禁止主義」に置き換えるべきである。性産業で働く女性たちは資本主義的搾取構造の下で苦境にある膨大な数の女性労働者の一員であり、グローバリゼーションの中で今日その最底辺に第三世界の女性たちが編入されている。禁止主義やリベラリズムは女性を犠牲にするこのような搾取構造の改変に興味をもたず、女性の搾取を永続化させる。一方、バトラーのフェミニズムを継承するという意味での廃止主義の「行き先」は性産業で働く女性をもふくむ女性労働者のエンパワーと連帯であり、それこそが搾取構造からの解放をめざす女性たちの団結した闘争が可能になる前提条件をつくりだすと私はおもう。

2006年度を展望して

私たちは、世界女性学大会と光州女性平和会議において多くの女性たちと出会い、知的な刺激や貴重な示唆を得て、元気づけられた。またそれらを前後して実施した2005年度の様々な調査・研究活動の中で多くの方々の協力に助けられ、新しい出会いに励まされた。そのような2005年度の経験を貴重な糧として、2006年度（2006年4月～2007年3月）には、これまで取り組んできた韓国、モンゴル、フィリピン、タイに関する調査・研究を継続・発展させるとともに、アジアの他の諸地域にも視野を広げてゆきたい。

これまで一定の成果発表をしてきた地域に関しては、今後、売春女性／セックス・ワーカーたち自身の団体と交流を深めてゆきたいという願いがある。

例えばフィリピン・ミンダナオ島で活動する「タリカラ」については、これまで文書資料やフィリピンの女性資料センターCWRに提供して頂いた映像⁸、またアガリン・サラ長瀬氏のインタビューなどを通して知ることができた。近年、テロ対策の名目で米軍の大部隊がミンダナオ島に派兵され軍事化が進む中で地域の人権侵害が激化しているという。現地を訪ね「タリカラ」の女性たちと交流し、軍事化の実状を売春の場にいる女性の経験と視点から捉えたい。

また韓国ではセックス・ワーカーの組織が生まれ、平澤では彼女たちの組織した労働組合が正式に民主労総への加入を承認されたと聞く。アン・ジン（安鎮）氏が指摘したように、マスメディアは女性たちについて曲解して伝えることがある。彼女たちの考えを正確に理解するために、直接に彼女たちの声を聞きたい。平澤では米軍再編の動きの中で広大な農地を接収して米軍基地を建設する計画が進展しており、この原稿執筆の最中にも民衆の反対を押し切って土地の強制収容が開始されたとのニュースが伝わってきた。そのような激動の中で平澤のセックス・ワーカーたち、民主労総の組合活動家たち、移民女性問題に取り組む人々、脱性売買を支援するフェミニストたちがどのような経験と見通しを持っているのかを聞きたい。

アジアの他の諸地域ということで、強く意識しているのはベトナム、カンボジア、そして中国であ

⁸ ドキュメンタリー「Ang Prost」

る。

2005年9月、古沢加奈氏とともに私はプノンペンでWAC(Womyn's Agenda for Change)の専従活動家、外国企業が支配する繊維工業で働く女性労働者、WACの支援を得て活動するセックス・ワーカーたちに出会い、言葉に尽くせないほど感動した。WACのメンバーにカンボジア女性に対するグローバリゼーションの影響や彼女たちの闘いについて話を聞き、さらにプノンペンの夜の街を案内して頂いて、カンボジア人の女性は1ドルほど、ベトナム人の女性なら1ドル半か2ドルといった値段で売春に従事しているという今日の状況の一端を目にした。「東アジアの軍事主義とジェンダー」に大きな関心を抱く私たちにとって、インドシナ戦争、ベトナム戦争、カンボジア・ベトナム間の紛争、中越戦争、カンボジア内戦といった第二次大戦後の戦争における女性の経験を記録することは当初から大きな目標だったが、そのような歴史を刻んだカンボジアの女性たちの現在の苦難を知ったのみならず、希望をもって闘っているWACのメンバーたちに出会えたことは望外の喜びであった。ジャーナルの次号には、ぜひこれについてまとまった報告を載せたいと思う。

中国については、南の国境がインドシナ三国やビルマ・タイなどとの国際的な女性の売買を考える上で重要であると同時に、東北地区もまた北朝鮮やロシア・モンゴル国との関係で国際女性売買の実態が明らかにされる必要がある。CAWAでは既存の調査・研究から学ぶとともに、今岡良子氏を中心に独自のフィールドワークをも進めてゆく予定である。また現在の人身売買という問題のみならず、中国にはアジア現代女性史上に鮮烈な光彩を放つ、中華人民共和国樹立直後の1950年代に実現した娼妓解放という大きなテーマがある。このテーマは、アン氏と私の意見交換の中でも大きな論点であった売買春問題に対する私たちの理論的・実践的立場を明らかにしてゆく上でも大きな意味を持つであろう。2006年度には『上海娼妓改造史話』の日本語訳を上梓するとともに、50年代の中国における娼妓問題の研究者である林紅氏にも協力を頂いて、本格的な中国現代女性史の調査・研究に踏み出してゆきたい。

特集2

インドネシア・1965年

Indonesia 1965

TUTUR PEREMPUAN：女たちの語り¹

—彼女たちの語りが私たちの歴史になる場所

アユ・ラティ

インドネシアの女性史を語る上で、1965年後半に起こった国軍によるインドネシア史上最大の女性団体ゲルワニ（インドネシア女性運動）の壊滅という出来事を避けることはできない。スハルト將軍指揮下の国軍はゲルワニがインドネシア共産党（PKI）と共謀してスカルノ政権の転覆を謀ったとでっち上げた²。国軍はPKI、ゲルワニ、その他の左翼組織に関係するあらゆる者に対して大規模な襲撃を加えた。膨大な人間が殺害され100万人以上が投獄された。ゲルワニの女性たちには「不道徳」「野蛮」というレッテルが貼られ、恣意的な逮捕、投獄、強姦、そして殺害が行われた。組織は非合法化されメンバーたちの生活は踏みにじられた。ゲルワニの女性たちが裸で踊りながら拉致された6人の国軍将校の性器を切り落とし目玉をえぐり剃刀でその体を切り裂いたという作り話が国家の宣伝によって広められた。社会と政治の場で女性の平等な権利を実現するために、20世紀初頭に開始された女性たちの闘いは、このゲルワニの悪魔化と1965年から66年の集団的暴力によって悲劇的な最期を迎えることとなった。スハルト將軍は新秩序体制を開始し、ゲルワニの歴史的起源である先進的な民族主義運動の理念を一貫して否定し続けた³。

スハルト軍事独裁下において「ゲルワニ」という言葉は、政治に熱中し国家に悲劇をもたらす理性を失った野蛮な女性たちというイメージに直結していた。スハルト政権は自らの支配に対するあらゆる政治的批判者を「潜在的な共産主義の脅威」あるいは「PKI」とみなしすべてを罵倒したが、同様にインドネシア人として女性の中には、政治的なことまた1965年にゲルワニが行ったと政府が繰り返し発表しているようなことに女性に関わってはいけぬ、という意識を植え付けられた。こうしてひとたび「PKI」とか「ゲルワニ」というレッテルを貼られた者には極刑を課してもかまわないという社会状況が作られた。一方、生き残った被害者たちは沈黙を強いられた。多くの者は1970年代の終わりになるまで拘留所、刑務所あるいは強制労働所に幽閉されていた⁴。釈放されると今度はそれまで刑務所の外で女性たちが1965年以来ずっと耐えてきた苦しみが彼女たちを襲った。当局の厳しい監視、恐怖心からの社会的迫害、絶え間ない国家宣伝によって自分のなかに植えつけられる「罪を犯した」という意識である。膨大な女性たちに対して迫害が行われたにも関わらず、それが公に議論されることはなかった。それを知るにはわずかに研究者や活動家の間に出まわっていた海外の文献に頼るしかなかった。1980年代インドネシアの女性たちの間でフェミニズムが話題になり始めると、多くのフェ

¹ Tutur Perempuanに直接該当する英語の訳語はない。おおよそでいうなら「women's storytelling（女たちの語り）」。「tutur」はもともとジャワ語で「utterance（発話・発声）」と「storytelling（物語を話すこと）」の間あたりに位置する単語である。

² 1965年のクーデター事件に関する文献については、本号掲載の文献目録を参照。

³ サスキア・E・ウェリंगाはその著書においてゲルワニとインドネシア女性運動の歴史についてもっとも詳細な検証を提示している。*Sexual Politics in Indonesia*, New York: Palgrave MacMillan, 2002.

⁴ 女性政治囚の経験に関する記録については本号掲載の文献目録を参照。

ミニスト活動家たちがゲルワニが女性運動のなかで果たした地平を再発見し、その悲劇的な終焉についての研究をおこない、かつての指導者たちとの対話も開始された⁵。だが、これらのフェミニストたちは隠された真実を明らかにし新秩序体制によって捏造されたゲルワニのフィクションに立ち向かうという断固とした態度をとったわけではなかった。

1998年初頭の経済的、政治的危機はスハルト政権の基盤を確実に侵食した。これにより女性が政治に参加することは災禍である、という神話に女性運動が立ち向かっていく空間が生まれた。スハルト政権史上はじめて、かつてのゲルワニメンバーを含めたすべての女性が一致団結し独裁者に立ち向かうという大衆的な抵抗運動が現れた⁶。そして一方では、インドネシア女性史のなかに予想外の衝撃をはしらせる襲撃が発生した。ジャカルタ、ソロ、スラバヤの100人以上の中国系女性に対する強姦事件すなわち1998年の5月レイプ事件である⁷。

事態が皮肉なカタチで展開するなかスハルト政権は崩壊した。悲劇によって女性運動の結束は強まり、新たに登場した改革派の政府に対して強い影響を持つようになった。女性に対する暴力ははじめで社会的問題、国家的課題として扱われるようになった。この運動によって政府は5月レイプ事件に対する自らの責任を認め、民間団体と協力してふたつの半官半民組織を設立することに同意した。共同真相調査チーム（TGPF）と女性に対する暴力防止のための国家委員会⁸である。

1998年から99年にかけて女性運動は力強く前進し、政府に対して5月レイプ事件の責任を追及した。改革と開放を求める世論の全般的な要求にも後押しされて、女性活動家たちは政府が自ら犯しながらも長年の間隠されてきた女性に対する憎むべき暴力の真相を明らかにする活動を開始した。そこにはゲルワニ⁹に対する弾圧も含まれる。サスキア・ウェリंगा（Saskia Wieringa）のゲルワニに関する画期的な研究ははじめオランダで発表されていたが、これがインドネシア語に翻訳され出版された。

⁵ この時期、ジョグジャカルタとジャカルタを中心に左翼学生活動家たちが元政治囚との接触を開始した。また女性活動家のなかにはサスキア・ウェリंगाがインドネシアで秘密裏に調査を行った際に、また彼女たちがハーグにあるthe Institute of Social Studies (ISS)に留学した際にゲルワニについて知った者もいた。

⁶ 1998年2月、女性活動家と知識人女性たちはミルク代の値上がり抗議するデモを組織した。巧妙に「*Suara Ibu Peduli*, SIP（憂慮する母親の声）」と名づけられたこの行動は、それまで政治行動に参加したことなかった主婦層から広範な支持を集めた。この主婦層のちにスハルト政権の打倒へと向かう激しい学生デモに物資等の支援を送ることになる。もとゲルワニのメンバーのなかには女性団体が設立した共同炊事所や生協活動に熱心に参加したものもいる。主婦運動についてはAyu Ratih, "When Mothers Became Activists: The Voice of Concerned Mothers (SIP)", *Latitudes Magazine*, April 2002.

⁷ 1998年5月13日から14日にジャカルタで起こった暴動のなかで大規模な強姦事件が発生した。事件を調査するためにいくつかの人権団体によって独立した真相調査団として*Tim Relawan untuk Kemanusiaan*, TRuK（人道のためのボランティア・チーム）が創られ、また特にレイプ事件を調査するために特別女性班が編成された。5月レイプ事件の詳細に関しては*Tim Relawan untuk Kemanusiaan*, *Sujud di Hadapan Korban*, Jakarta, 1998 及び *Komnas Perempuan*, *Disangkal: Tragedi Mei dalam Perjalanan Bangsa*, Jakarta, 2002.

⁸ ハビビ大統領は事件に対する政府の責任を公式に認め、被害者に謝罪を行った。これはインドネシア史上はじめて女性に対する暴力が国家的問題として認められた事件である。1949年独立以降、インドネシアのすべての政権は従軍慰安婦問題をすらい取り上げてこなかった。

⁹ 5月レイプ事件の発覚に続いて、アチェでの国軍による反乱鎮圧作戦下での女性に対する暴力が明らかとなった。1998年7月下旬、下院によって組織された真相調査チーム（TPF DPR-RI）のメンバーがアチェに赴いた際、人権活動家の付き添いのもとで寡婦および性暴力の被害者が証言を行っている。NGOなどによれば1990年から1998年の間に100人から600人の女性が性的暴力を受けた。真相調査チームの記録については*The Straits Times*, July 29, 1998. 女性への暴力防止のための国家委員会も政府に対し、国連の女性に対する暴力に関する特別報告者Radhika Coomaraswamyを招請するように要求している。彼女が第55回人権委員会に提出した報告については*Integration Of The Human Rights Of Women And The Gender Perspective: Violence Against Women, Report of the Special Rapporteur on Violence against Women, Its Causes and Consequences*.

彼女の著書はいかにして国軍がゲルワニの「性的不道徳」という神話を作り出し、女性運動と左翼勢力に対する攻撃を正当化する根拠とされたかを明らかにしている¹⁰。

全インドネシア女性会議開催70周年を記念して開かれた全国女性会議のなかで、ゲルワニで最後の事務局長を務めたイブ・スラミ・ジョジョプラウィロ (Ibu Sulami Djojoprawiro) は1965年から66年にかけてのレッドパージによって彼女の組織を含め膨大な被害者たちが経験した悲劇と苦悶について語るという貴重な機会を与えられた。だが、この一見すると束縛をとかれたように見える歴史的な政治改革の歩みのなかでも、かつてスハルト政権の頑強な基盤であったもの、つまり「共産主義者」と烙印を押されたあらゆるものに対する根深い敵意が頭をもたげたのである。イブ・スラミはこの全国女性会議で最初の発言者という名誉ある地位を与えられることになっていたのだが、これに対して出席した著名な女性グループの代表らから即座に激しい批判があげられた。彼女たちは会議主催者が共産主義を復活させようとしているとして非難した。多くのインドネシア人と同様に彼女たちもまた1965年から66年の事件に関して国家が作り出した神話を信じてしまっているのだ。ゲルワニの悪魔化は被害者に同情することを阻止し、また既成の観念をより批判的に検証することを妨げるに十分な威力を持っているのである¹¹。

ゲルワニのメンバーが「共産主義者としての活動を再開するために」¹²女性団体を利用しているという疑いは、ポスト・スハルト期の女性運動全体に影響を与えていた。1965年事件について徹底した調査を行えという声が人権にかかわる様々な社会運動全体の要求として浮上しつつあったのに、女性運動はこの声に加わらず、この事件をより深く理解するためにジェンダー的視点を提起するということもなかった。また奇妙なことにイブ・スラミが実際に被害者たちの先頭にたって運動をしていたのにもかかわらず、それが彼女の周りにいる男性の仲間たちの威光をさえぎることになってしまうという事で、女性たちの経験は語られないままになっていた¹³。被害者と活動家、また知識人とくに歴史家たちの間で歴史の真実を明らかにし、歴史認識を再構築するためにどのような公的な取り組みが必要かといった議論がなされるときにも、女性の経験の重要性が考慮に入れられることはほとんどなく、また被害女性が証言する場が持たれることもなかった。つまり歴史に関する問題を議論することに対して女性運動の内部から起こる抵抗、そして人権運動のなかでの被害女性に対する意識の欠如、この両者によって被害女性たちは自らの苦しみを語り正義を実現するために声をあげることを、非常に限られた社会的空間においてしか行えなかったのである。

¹⁰ ウェリングはオランダでその論文が発表されるとインドネシアへの入国を禁止された。オランダ在住の元政治囚ヘルスリ・セティアワン (Hersri Setiawan) が中心となって彼女の論文の翻訳が進められたが、スハルト政権崩壊後になってやっと著名なフェミニスト団体Kalyanamitraによって出版された。

¹¹ ウェリングはこの会議にメイン・スピーカーの一人として出席していた。それはイブ・スラミの証言に対して学術的な裏づけを与える機会であった。この会議の様子についてはCarla Bianpoen, "Dynamic Plurality Marks First Women's Congress in Post-Suharto Era", *The Indonesian Observer*, December 22, 1998; Helene van Klinken, "Coming Out", *The Guardian*, July 14, 1999; "Women's Congress", *Inside Indonesia*, Vol. 58, April-June 1999. ウェリングはこの会議での保守的女性たちの憤怒に対して次の文章のなかで興味深い分析を加えている。"Reformasi, Sexuality and Communism in Indonesia", Paper prepared for first conference on Sexuality and Human Rights, Manchester, July 1999.

¹² これは政府系女性団体Kowaniの議長イネ・スカルノ (Ine Sukarno) の言葉である。前掲Wieringa, p. 1. からの引用。

¹³ イブ・スラミは数人の元政治囚とともにYayasan Penelitian Korban Pembunuhan Massal, YPKP 1965 (1965年大虐殺被害調査基金) を設立した。これは1965年事件に関する最初の被害者団体である。右翼民兵からの執拗な嫌がらせのなかになりながら、彼女は真相調査を行い、ジャワの大量埋葬地を発掘し、国内外で公式にスハルトの犯罪について発言した。2002年10月9日の彼女の突然の死は、1965年事件の被害者運動にとって重大な損失である。

女性の声の不在。このことが私とインドネシア社会史協会そして人権NGOで活動していた仲間たちが被害女性に個人的に接近していった理由であり、彼女たちは自らの経験を語るべきだということに気づいた理由だった。はじめ2000年に私たちは1965年事件に関するオーラル・ヒストリー・プロジェクトとして彼女たちの語りを記録する目的で彼女たちとの接触を始めた¹⁴。取り組みを始める前には多くの人たちから注意を受けた。被害女性たちは深いトラウマを負っていて、見ず知らずのものには経験を語りたがらないだろうというのである。だが取り組みをはじめてまもなく私たちはこうした見解が必ずしも正しくないということを知った。私ははじめて月例の寡婦たちの集まりに行ったときのことを鮮明に覚えている。それは元政治囚の家で開かれ、私が自分が来た目的を説明すると、まだ話が終わらないうちに何人かの女性たちが自分の経験を話しはじめたのである¹⁵。忘れられないのはかつてゲルワニの国会議員だったイブ・カルティナ・クルディ (Ibu Kartinah Kurdi) が私の自己紹介に対して言った言葉である。「私みたいな人間が裸で踊って將軍のペニスを剃刀で切り落とすなんてできるとおもうかい」私は彼女があまりに率直に話すので、のけぞってしまった。私が何か言葉を返そうと思っていると、その前に彼女が自分の経験を語りはじめていた。しかもとても平然と。そしてその話に対して他の女性たちも口をはさんで応答し、語りは途切れることなく続いたのである。

このはじめての会合とその後の集まりのなかで私は、安心できる環境があり信用できる人が相手なら女性たちは自らの経験を恐れずに話すことができるということを知った。なかには泊まっていった自分の半生を聞いてくれという人もいた¹⁶。この被害者たちは言語を絶する暴力と屈辱に耐えてきたのであり、語ることで蘇るその記憶の痛みを抑えることができるかどうかわからないという不安から、実際これまで聞き取りされることを拒みつづけてきた人たちである。また自らの経験を聞いて欲しいと望みつつも、録音されることを拒否する人もいた。加害者からの報復や家族とくに子どもに嫌がられることを恐れてである。だが全体としてみればこれらの集まりは、自分たちが「追放された者」の輪の外にいる人とつながれた、という喜びに満ちていた。またそれは自分が見てきた歴史を語るができるという喜び、そしてそれを若い世代の人に語るができるという喜びでもあった。そこには数十年にわたる国家のプロパガンダも自分たちが恐れていたほどには強力なものではなかった、と知ったことへの喜びも含まれていたのかもしれない。波のように打ち寄せる懐かしい思い出と苦痛に満ちた断絶の語りを聞く中で、私たちに何度も投げかけられた意味深い言葉がある。「もうわかったでしょう。私たちは売春婦じゃない。私たちの話はもうあなたたち、若い世代に託したよ。最後には本当のことが明らかになるように」

自分たちのライフ・ヒストリーを共有して欲しいという強い希望、また自分たちの人間性を認めて欲しいという強い気持ちは、歴史家として仕事をしなければならない私たちの心をかき乱した。そし

¹⁴ 2000年はじめにジョン・ルーサと著者は1965年事件の被害者に対する集団的なオーラル・ヒストリー調査を行った。この調査グループのメンバーとともに2003年、*Institut Sejarah Sosial Indonesia*, ISSI (インドネシア社会史協会) が設立された。その成果はJohn Roosa, Ayu Ratih, and Hilmar Farid (eds.), *Tahun Yang Tak Pernah Berakhir*, Jakarta: ISSI, Elsam dan TRuK, 2004。日本語訳は近日中に発行される予定。

¹⁵ ジャカルタの元政治囚の妻や寡婦は自宅で定期的な会合をもっている。これは夫や同志が投獄されてからはじまった。1970年代後半に政治囚が釈放されてからも、会合は続けられた。これは被害者の家族にとって極限的な弾圧のなかで直面する様々な困難、とくに福祉的な問題を乗り越えるための一つの生存のためのシステムである。

¹⁶ 私たちのグループの男性メンバーのなかにもランブ、中部ジャワ、東カリマンタンでの調査中、同じような経験をしたものがあつた。男性被害者と同席している会合では黙っていた被害女性が、こっそり近づいてきて個人的に聞き取りをしてほしいという。拘置所で兵士から繰り返しレイプされたという話をしながら女性は泣き崩れた。多くの被害女性は私たちが信頼できる子どものような存在として、またそのジェンダーにかかわらず自分の苦しみを理解してくれる者としてみている。

て私たちは社会史協会の音声アーカイヴに収蔵するために聞き取りを行うということとは別に、女性たちが安心を感じることのできる社会的な空間を広げるための取り組みが必要だと考えるようになった。それは自らの痛み、苦しみを語るためだけではなく、彼女たち自身が社会のよき一員であろう、役に立とうと努力するなかで尊厳を回復していくそのような空間を意味する。2001年10月、数人の被害女性と協力して私たちはジャカルタで小さな集まりを開催した。そこでは様々な人権侵害を経験した被害女性や支援者があつまり、お互いの経験をシェアしあった。25人ほどの女性が参加し司会は私たちの仲間の一人がおこなった。3時間にわたる集まりでは互いの語りのなかで胸が張り裂けるような気持ちを共有しただけではなく、女性たちの間に友情も生まれた。被害者たちがはじめて人前に立ち必死に自分の経験を語るとき、参加者たちは一瞬の沈黙に包まれる。そして他の被害者が慰めの言葉や自分自身の経験を語り、その悲しみを和らげようとする。参加者たちの顔には不信や疑問の表情も見られたが質問は多くはあげられなかった。そこにはまるで今は議論のときではなく、経験を語り耳を傾けるときなのだという沈黙の合意があるかのような感覚があった。この集まりが終わるころには会場全体がこういう集まりを定期的に持ちたいという気持ちに包まれていた。そして高齢の被害女性を中心に参加者みんなで民族独立闘争の時代の歌を歌った。

語りと傾聴というプロセスを通して被害者たちが自らの苦しみの歴史的原因を見つけ、暴力の加害者によって植え込まれた嘘と歪曲に立ち向かう言語を獲得できるようにとの期待をこめて、私たちはこの集まりを「*Tutur Perempuan* (女たちの語り)」と名づけた。被害者のなかには深いトラウマのために語ることにさえ困難な人がいることを私たちは知っていたが、それでもこの集まりを心理的な問題を解決するためのピア・カウンセリングを行う「医療的な場」にしようとは考えなかった。その場の力点はつねに、ともに抑圧の構造を知り、被害者の間にシスターフッドを築くということに置かれた。このシンプルな枠組みに立った上で、しかし実際にそれを実現するのはとても難しい。この取り組みのなかで私たちは、たとえ他の暴力の被害者や参加者が1965年の被害女性たちに強い共感を示したとしても、その人たちにとってゲルワニの経験と自分の経験を重ね合わせることは簡単ではないということに気が付いた。その人たちにとってみれば1965年の女性たちのケースは女性に対する人権侵害の一つのケースとしては理解できても、ゲルワニの壊滅がスハルト軍事独裁体制の建設と永続化のなかで中心的な意味を持っていたということは理解できないのだ。また逆から見れば、1965年の被害女性たちは自分の過去の政治経験を語ることを自制する傾向があった。彼女たちは「共産主義的」な思想を振りまいていると非難されることを恐れるあまり、自らを純粋な被害者として表現し、他の女性から非難されないように、完全な同情を得るようと振舞うのである。スハルト体制がいかに歴史的に女性の意識を破壊し、彼女たちの政治や人間性に対する感性を引き裂いたかを私たちはこうした経験を通して知った。それでも一時的で小規模ではあるけれど、この開かれた場が共感と連帯によって守られていることに私たちにささやかな喜びを感じた。

オーラル・ヒストリーの調査に専念していたために、第一回目の*Tutur Perempuan*のフォローアップが行われたのは開催から3年後、1965年事件39周年の時である。このときは約100人の女性がジャカルタでの会合に参加した。全参加者のなかで1965年事件の被害者がもっとも大きなグループだった。この第二回目の*Tutur Perempuan*はある意味では第一回よりもかなり政治的なものとなった。女性たちは苦しかった経験を語るだけでなく、自分がいかに不正義と闘ってきたのかをも語ったのである¹⁷。真実をより多くの人に語り、正義を回復するために社会的な取り組みをどう進めていくべきか。被害

¹⁷ この会合に参加したのはアチエの女性活動家、5月事件で子どもを亡くした母親、子どもが行方不明となった母親、移民労働者、DV問題に取り組む活動家。この女性たちはそれぞれの課題において人権を推進するために最前線で活動している。

女性たちがそうした議論をしたがっていることが鮮明になった。女性が声を上げ国家の責任を追及することが必要だと明言する他の女性たちや活動家たちとともに過ごすことを通して、1965年事件の被害女性たちのなかに被害者として、また市民としての自尊心が芽生えてきたといえるだろう。参加者たちの熱意に押されながら、私たちはこの様々な経験をもった女性たちの集まりをさらに拡大していくべきだと感じた。また一方で1965年の被害女性たちが独自の場をもってその経験を共有し、正義を求めるための運動をすすめていくことが非常に重要になっていると感じた。大規模な集まりは被害者が自尊心を増していくためには一定の意味があるが、抑圧がうまれる構造をより深く理解し、正義を実現するための要求をまとめていくには適切ではない。

私たちがこうした取り組みを行っている一方で、政府は真実和解委員会の設立計画を発表し、これに対して人権活動家、歴史家、また男性を中心とする1965年の被害者たちの間で議論が高まっていた¹⁸。だがこの議論のなかで被害女性たちは周縁化され、男性たちからは簡略化された情報しか与えられなかった。私たちはますます女性たちが *Tutur Perempuan* を活用して自分たちの見解をまとめ、主要な要求を提示するとともにそれをこの議論の重要な論点として提起するべきだと確信するようになった。またジャカルタの外に住む女性たちへの聞き取りの経験から、他の都市でも同様の集まりを持つことが必要だと感じた。私たちがジャカルタであった被害女性たちはほとんどがゲルワニのリーダーかあるいは1965年以前に著名な活動家、政治家だった人物の妻たちだった。彼女たちすべてが被害者団体で積極的に活動していたわけではないが、首都に住んでいてまたかつては社会的地位を持った人々であるがゆえに彼女たちは現在の政治問題にも敏感だった。

2005年を通して私たちはいくつかの被害者団体、人権団体と協力し、ジャカルタ、ソロ（中部ジャワ）、アルゴサリ（東カリマンタン）、そしてギアニャール（バリ）で5回の *Tutur Perempuan* を開いた。最後におこなったソロでの集まり以外は、会合の性格に関して当初のシンプルな基本理念を貫いた。参加した女性たちは半円になって座り、順番にそれぞれの経験を語る。ファシリテーターは事実関係を確認するためにだけ質問をする。これまでと同様、はじめにそれぞれの証言が行われた後、対話は次第に発展し過去の様々な社会運動や政治団体の内外での活動のことや、予期しなかった暴力や弾圧にどうやって対処したか、また日常的な監視と経済的な困窮のなかでどうやって生き抜いてきたかなど熱を帯びてくる。初期の *Tutur Perempuan* との違いで言えば、被害者たちが何を望んでいるのか、とくにどのような形で正義が実現されることを希望しているか、またそのための集団的な取り組みをどう進めるべきかについて語ってもらうように私たちが積極的に働きかけたということである。

それぞれの地域の女性運動の政治的な伝統や作風、また経験した国家や社会からの監視の度合いなどの違いによって、毎回の集まりはそれぞれ特徴をもったものとなった。山間の村、アルゴサリはかつて男性囚人の強制労働所だったところで、ここの女性たちは1970年代からこのコミュニティーに閉

¹⁸ 人権団体と被害者グループからの声に押されて、政府は2000年以前に行われた人権侵害事例を解決するための *Komisi Kebenaran dan Rekonsiliasi*, KKR（真実和解委員会）の設立に同意した。人権活動家および被害者の一部は、この真実和解委員会は政府が加害者に恩赦を与え、不処罰の連鎖を生み出す完璧な機能になってしまうと指摘するものもある。こうした人々は特別人権法廷の開催が被害者に正義を実現するためにより効果的に機能すると主張している。真実和解委員会設立の法案は2004年9月に可決されたが、いまに至るまで大統領は司法人権省の下にある選出委員会が提示した候補者から委員を最終確定する作業を行っていない。ここで重要なのはこの法律には性的暴力への対応などジェンダー的な条文は存在しておらず、諸人権団体がノミネートした女性候補者はすべて選出委員会によって却下されているという事実である。そのなかには著名なフェミニスト活動家で現在、女性への暴力防止国家委員会の監視活動班委員を務めているイタ・F・ナディア（Ita F. Nadia）も含まれている。

じ込められて生活してきた¹⁹。彼女たちは外界との接触をほとんど持っていない。だから「ジャカルタからの来訪者」を迎えて集まりをもつことをとても喜んだ。獄中経験をもつ数名以外は70代の高齢の女性たちで、もともとジャワから夫に連れ添ってこの村にやってきた人たちだった。この女性たちは自分の経験を語ることになんの抵抗もなく、むしろぜひ自分の話を記録して「外の世界の人たちに私たちの経験を知らせてほしい」と望んだ。彼女たちはあまりにも長く隔離した生活を送っており、そのため彼女たちが望む「正義」とは、いわゆる人権団体がいうような加害者の懲罰といったものではなく、自分たちの存在がしっかりと認知され余生をよりよい状態で過ごしたいというものだった。

バリの被害女性たちはまた同じく胸が張り裂けるような孤立を経験していた。彼女たちはもう30年以上にもわたって、仲間だった被害者たちが自分たちの生活圏の外でどんな生活をしているのかまったく知らず、1965年事件の政治的性格と規模についてもまったく知らなかった。彼女たちはなんとか暴力的な混乱状況を生き延び、自分の人生が滅茶苦茶になってしまったことに耐えてきた。そのとき助けになったのはカルマ思想に基づく悪報というヒンズー教の教えだった。1965年末にアカ狩りがはじまったとき、彼女たちのほとんどはゲルワニやPKIのメンバーではなく、またPKIに関係する大衆団体にも属してはいなかった。比較的若い人たちはPKIやその青年組織の様々な活動、例えば大規模な集会でのアート・パフォーマンスやマーチング・バンド、コーラスなどに参加していたが、その他の多くは活動家の妻として伝統的な役割を負って夫の政治活動を支えていた。そしてある夜、突然大切にしてきたものすべてを失った。「私が何をしたというの?」という問う彼女たちに、返ってきたのは「ゲルワニ」あるいは「*harak* (バリ語でアカ=共産主義者の意)」という烙印だけであり、これによって暴力と「市民」社会からの追放が正当化された²⁰。そんな彼女たちにとってみれば、私たちの集まりは単なる心に閉ざされた悲しみのはけ口であるばかりではなく、他の場所で行われた様々な暴力について知る機会でもあった。ある女性がブル島に送られた自分の夫の話をしたときには他の女性たちは大変な衝撃を受けていた。彼女たちはそれまで自分たちの場所以外に多くの収容所があることを知らなかったのである。

アルゴサリとバリの被害女性たちと同じように、ソロ周辺の被害女性たちも普段お互いに顔を合わせることはなかった。だがここでは被害女性たちが深刻な孤立状況に置かれたわけではなかった。ひとつには彼女たちの多くがかつていくつかの収容所やプラントゥンガンの女性の強制労働所で一緒に過ごしていたということがある。ただし釈放された後、彼女たちが会うことは二度となかった。またソロでは被害者団体の活動が他地域とくらべてもっともよく組織されており、全国的な政治状況に関しても活発に情報を収集し広めているということがある。バリでは反共虐殺のなかで著名な左翼の政治家や活動家が州議会議員から村々のレベルに至るまで殺されてしまったのに対して²¹、ソロでは中

¹⁹ 国軍は東カリマンタンの各地の拘留所から約300人の囚人をこの地に移住させた。その際、各自に住居と2.25ヘクタールの土地が与えられるという約束がなされた。だが待っていたのは巨大な樹木が生い茂る深い森だった。国軍はこの樹木を伐採し鉄道の枕木などとして使う高品質の木材として売却するために囚人の労働力を必要としたのである。囚人たちはなんらの賃金をも得ず、強制労働に耐えられないほどの栄養価しかないわずかな食事を与えられたのみだった。

²⁰ レスリー・ドワイヤー (Leslie Dwyer) はバリの被害女性たちのすさまじい経験に関して鋭い分析を与えている。"The Intimacy of Terror: Gender and Violence of 1965-66 in Bali", *Intersections: Gender, History and Culture in the Asian Context*, Issue 10, August 2004.

²¹ 国軍による反共襲撃とバリでのその壮絶な影響に関しては次の論文がすばらしい分析を与えている。Geoffrey Robinson, *The Dark Side of Paradise: Political Violence in Bali*, Ithaca: Cornell University Press, 1995 and Leslie Dwyer and Degung Santikarma, "When the World turned to chaos: 1965 and its aftermath in Bali, Indonesia", in *The Spectre of Genocide: Mass Murder in Historical Perspective*, edited by Robert Gellately and Ben Kiernan, Cambridge: Cambridge University Press, 2003.

堅幹部が生き延び、その後の被害者の取り組みの比較的強固な基盤となったのである。ソロの被害女性たちが *Tutur Perempuan* を互いの再会と友情の更新の場として活用することができたのは、この男性中心の被害者団体からの無条件の支援があつてのことである。こうして彼女たちは自らが直接に経験した出来事と新聞の見出しをかざったあの事件とのつながりをやっと知ることができた。

ソロでは様々な領域での取り組みが目覚しく進んだ。女性たちが語りを行うためのスペース作り、女性史を再構築する活動、社会的なネットワークの断絶状況を回復するための取り組み。こうした取り組みのなかで支援と理論の間に相互関係が生まれた。被害女性たちの語りは個人の人生、さらには家族関係にまで大きな影響を与えた国家暴力の性格と深さを明らかにする大きな力を持っている。私たちはその語りを新しい歴史記録として書き記すわけだが、被害者を単なる情報と記録の収蔵庫として扱うわけにはいかない。小さな独居房への幽閉、投げつけられた悪罵の数々、でっち上げられた罪、偽証への誘導、やってもいない犯罪を赦免にしてやるという甘言など彼女たちは語ることもできないほどの暴力を経験している。ソロのある被害者は次のように語った。「あの恐ろしい時代のことをやと話すことでできてほっとした。頭のなかで凍りついた塊をやと溶かすことができたよ」私たちが人権活動家あるいは歴史家として真実を知ろうとすると、いつも次の言葉に直面してきた。「どうして私が被害者になったんだ」「私がなにか悪いことをしたのか」。

なぜ自分たちがこんな目にあったのか合理的に説明してほしいという気持ちとともに、もうひとつ女性たちが強く求めることがある。多くの男性被害者たちとは違い彼女たちは壮大な語り、つまり1965年の独立に向かう反植民地闘争のなかで英雄あるいは悪党として語られてきた人々の評価を逆転させる、といったようなことにはそれほど関心をもちない。彼女たちが強い関心を寄せるのは、「女性共産主義者」を不道德で野蛮なものとして描き出し、共産主義者の疑いのあるものを（スハルトが言ったように）「根絶やし」にすることを正当化させてきた性的なフィクションである。この明らかな嘘が、彼女たちとその子ども、孫との関係に大きな影響を与えてきた。つまり彼女たちは子や孫に対して自分は本当に良い母だったのだと常に示さねばならないのであり、そうしてスハルト体制による極めて保守的な母性思想に屈服せねばならなかったのである。彼女たちにとって、社会から冷たくあしらわれたり公然と非難されることには耐えられたとしても、自分の子どもに誤解されたり拒絶されることはいわば無限の苦しみであつた。さらに胸を打つのは、彼女たちの関心が子どもに孝行してほしいという個人的な欲望よりも、女性の歴史に尊厳を取り戻そうということに置かれていることである。たとえばソロの女性たちは繰り返し次のように問う。「どうやったら自分の子どもたちが自分の歴史を継いでくれる、つまり歴史によって生まれた子どもになってくのだろうか」と。

男性も女性もふくめて若い活動家たちがいたことが、*Tutur Perempuan* の場にいる被害女性たちにある種の解放感を与えた。それは社会のなかに自分の話に興味を持ち、それを重要だと考える人がついに現れたという感覚である。さらに彼女たちにとって若者との新しい友情はさらに多くの人々に自分の話を届けるための架け橋のように思えた。被害女性たちは国家が過去の過ちを認めることが、自分たちの名誉と市民としての地位を回復するために死活的に重要だということを知っていたが、同時に1965年に何がおこったのかということを知ることが重要であると感じていた。彼女たちは様々な方法を使って、女性団体やその他の人権侵害被害者たちと建設的に対話する可能性を探った。驚くべきことに虐殺された将軍の娘たちとの対話までもが模索された。「彼女たちに言いたい。私たちはあなたのお父さんを虐待したり殺したりしていない、と。そんな計画があつたことさえ知らなかったのだから」

ソロで最後の *Tutur Perempuan* が開かれたのは1965年事件40周年を記念してのことだった。男女

双方の被害者たち、またその子どもたちが計画段階から実際の取り組みにいたるまで積極的に参加したことで、集まりは素晴らしいかたちで実現しその意義もより深いものとなった。中部ジャワから100人以上の女性が二日間の会合に出席し、それぞれが過去の記憶と未来に向けた希望を語った。全体会とグループ討論が行われ、会合は参加者と共に昔活動家だった女性たちに、かつて自分たちが開いた女性の政治集会を思い出させた。夕食が終わると女性たちは踊ったり昔のラブソングや愛国歌を歌ったり、詩を読んだりして楽しい時を過ごした。最終日にはこのような会合をそれぞれの町でも持つことを確認し、そして近い将来の再会を約束して取り組みを終えた。

*Tutur Perempuan*では私たちはいつも注意深く記録をとり、テープやビデオへの録音・録画を行う。そして取り組み終了後、報告書にまとめ参加者に配布する。こうした取り組みを通して私たちは1965年事件の被害女性の声を社会に広げたいという願いを共有する他のグループとも接触をすすめた。2005年6月からはKomnas Perempuan（女性への暴力防止のための国家委員会）および最大のイスラム教組織Nahdlatul Ulama（NU）傘下の青年組織Syarikat Indonesiaとの間で毎月討議を行っている。この二組織は1999年以来、故Ibu Sulamiとともに草の根にいる被害者の家族と加害容疑者の間に和解を実現するという課題に取り組んでいる²²。この討議のなかで私たちは被害者からの提案や要求に応えていくためにそれぞれのグループ間で取り組みを分担していく必要があるということを確認してきた。その地位と影響力からしてKomnas Perempuanは、ゲルワニと1965年事件の被害女性に対して国家が大規模に広めてきた歴史叙述に対抗して、被害者への支援を集める社会環境を整えることが中心的課題である。またSyarikatは和解の可能性を探るために*Tutur Perempuan*に類似した様々な集まりを持っている。また私たちのグループは被害女性の語りに立脚した歴史の再構築という課題に取り組む。今年またさらにたくさんの小さな集まりを各地でもち、少なくとも3ヶ所で州規模の会合を開催して取り組み状況のフォローアップを行いたい。すべてがうまく行けば、被害女性たちが多くの聴衆を前にそれぞれの事例について語るKomnas Perempuan主催の全国規模の公式会合が開かれることになるだろう。

【日本語訳 河合大輔】

²² NUの青年民兵組織、BanserとAnsorは国軍に支持されながら、とくに中部および東部ジャワでの大虐殺に参加している。彼らは共産主義者は無神論者であり、敬虔なイスラム教徒を皆殺しにしようとしているというでたらめな理由でみずからの虐殺への参加を正当化した。故イブ・スラミはNU内の若く先進的な活動家に接触し、和解を提案したおそらく最初の被害当事者だった。

『終わりのない年月：65年被害者の経験を理解する』

日本語版序章

ジョン・ルーサ

アユ・ラティ

「どれだけの人が殺されたのか」。人はこの本を編集した私たちが1965年から66年にかけてインドネシアで起こった虐殺と拘束について調査していると知ると、よくこう尋ねる。私たちは問い返す。どうして死体の数がそれほど重要な問題なのか。数がわかったとすれば、ではその数は何を意味するのか。このインドネシアでの大量虐殺を、20世紀中に起こった様々な虐殺事件のリストに加えようともいうのか。より多くの人間が殺された事件ほど重要なのか。ではどれだけの人間が殺されたのかわからないとしたら、今に至るまでその数を知ることが不可能だとしたら、私たちはどうすればいいのか。

我々はこの調査の初期の段階で、殺された人間の総数調査を最重要とするのをやめることにした。なぜならこの虐殺事件に関しては、インドネシア史研究の権威を含めて、誰もその基本的な質問にさえ確かな証拠を持ってこたえることができていないのだから。この虐殺の実行に直接の責任を負っていたのは誰なのか。軍人か、あるいは民間人か。だれが犠牲となったのか。インドネシア共産党(PKI)の支持者だけなのか、あるいはでたらめに選ばれた個人たちだったのか。どのようにして虐殺が実行されたのか。冷徹な処刑だったのか、それとも自然発生的に錯乱した暴徒たちによる統制不能の事態だったのか。いつ虐殺が始まり、いつ終わったのか。もし埋葬されたなら、犠牲者たちはどこに埋められたのか。虐殺と逮捕の間にはどのような関係があったのか。逮捕された人々は死を免れたのか、あるいは殺されたものもいたのか。その出来事についての研究も、記録も、そして理解も乏しいなかで、確かな数値を得ることは不可能である。

我々は2000年にオーラル・ヒストリーの調査を開始した。そのとき我々は次のようなシンプルな確信に基づいてこれを始めることにした。すなわち1965年から66年にかけてインドネシアでは何がしかの人道に深刻な惨事が発生したということ、そしてそのときの出来事とその意味をインドネシア人自身が議論し始めるべきときがすでに来たということ、である。はじめにテロ行為の犠牲者に関する調査を行うこととし、殺害された人々の親類、政治囚として投獄されていた人々とその家族たちに聞き取りをおこなった。なぜならこうした人々がもともと沈黙を守ってきたからである。それまでインドネシアに存在したテロの時代に関するほんのわずかな議論といえば、加害者の側からのものばかりであった。我々は犠牲者たちの側からの証言によって、これまでインドネシア人が語ることでできなかったインドネシア史上の事件について、新しく、より正確で詳細かつ広範囲にわたる検証が開始されることを展望していた。大虐殺のなかで国軍戦略予備軍司令官スハルトが権力を握り、その後32年間にわたっ

て権力の座にすわり続けたが、この独裁体制が大虐殺事件に関する社会的言説を規定しつづけてきた。独裁体制の崩壊によって、スハルト体制の血にまみれた起源について自由に議論することが今やっと可能になったのである。

1965年10月1日の朝、国軍司令官アフマド・ヤニを含む6名の国軍高級将校が自宅から連れ去られ、そして殺害された。国軍司令部でヤニに次ぐ地位にあったスハルトは国軍の指揮権を掌握した。将校らを拉致し殺害した実行犯らは、ジャカルタの国営ラジオ局を占拠し、自らは純粋に軍事作戦を実行した軍人であると表明した。彼らのラジオ声明によれば、実行犯のリーダーらはスカルノ大統領の理想に忠実に従う国軍大佐であり、国軍指導部内から反スカルノ分子を排除する目的をもって、自らを「9月30日運動」と名乗った。

スハルトおよびこれに同調する国軍幹部らは2日間のうちにこの「9月30日運動」を制圧した。以降、この出来事をどう描くかは彼らの自由となった。彼らはこれはインドネシア共産党によるクーデター未遂事件であり、共産主義者が全国的な反乱を開始しようとしていると発表した。国家は緊急事態にあり、国軍は共産主義者による蜂起の開始を鎮圧するために戒厳令を必要としている、と彼らは主張した。一方、スカルノ大統領は国軍のこの主張に対して繰り返し反対を表明した。スカルノは10月1日の事件は「(インドネシア民族)革命の大海のなかのさざ波」にすぎず、権力機構の大規模な刷新や共産主義者に対する暴力など必要とせず解決できる小さな危機にすぎない、と主張した。しかしスハルトらは共産主義者とスカルノ大統領に敵対する道を突き進んだ。スハルトはしだいにスカルノ大統領の権力を侵害していった。彼は1967年までスカルノを名目上の大統領としていたが、1966年にはすでに閣僚の任免権(さらには逮捕・処刑権まで)を掌握し、事実上インドネシアの支配者となっていた。

テロ事件は当時多くの人にとって謎に満ちたものだった。1965年10月、はじめの一週間で国軍はほぼすべての新聞社を閉鎖し、発刊継続を許

されたわずかな新聞に対して検閲を開始した。また国軍自身がいくつかの新聞の発行を始めた。1965年後半から1966年後半に発行されたこれらの新聞から、虐殺に言及した記事を見つけることはできない。これらの新聞は暴力によらない形で共産主義者に対する弾圧だけを報じている。たとえばインドネシア共産党の支持者がさまざまな政府機関から排除されたとか、共産党傘下の諸団体が解散させられた、学生たちが政府に共産党の非合法化を求めてデモをした、などである。新聞記者たちが虐殺事件のことを知っていたのは疑いない。恐るべき事件の話は口伝えに広まっていた。だが彼らはこれについて書くことをしなかった。代わりに記者たちは、国軍の心理戦専門機関が流すフィクションで紙面を埋めた。10月1日に6人の将校を拉致、殺害したのは共産党メンバーで、むごたらしい拷問が行われた。性器を切除し、目の玉をえぐりだし、100枚もの剃刀で体を切り刻み、その間中、女の共産主義者たちが裸で踊った、というフィクションである。当時、スカルノ大統領はこうしたふざけた話を否定し、これを伝えた新聞を非難した。だがすでに権力は彼の手にはなかった。メディアは国軍にコントロールされていた。のちにスハルトの時代を記録する全国紙となるKompasのような独立系の新聞でさえも、国軍の反共産党キャンペーンに加担した。

国軍は1965年10月以降、海外からのジャーナリストの活動を厳しく規制し、多くの場合入国を禁止した。なんとか入国し、滞在できたわずかなジャーナリストもジャカルタから出ることはできなかった。ジャカルタにいるジャーナリストからの情報の多くはスカルノ大統領とスハルト將軍による権力内部での政治的駆け引きに関するものだった。海外のジャーナリストたちは国軍スポークスマンの話から発生している虐殺は国軍によるものではなく、統制不能なまでに高まった民衆の怒りの表れである、と信じ込んでいた。1966年3月に国軍が報道規制を緩和するまで、彼らは虐殺事件についての詳細を伝えることはできなかった。ジャーナリストたちが首都の外へと取材を再開するにしたがって、虐殺の規模がしだいに明らかとなる。最初に調査を行ったのはワシ

ントン・ポスト紙のスタンレー・カルノウである。ジャワおよびバリなどでの2週間の調査によって、彼はこの虐殺によって50万人が殺されたとの推定を発表した。数ヶ月後に調査を行った彼の同僚で同紙のセイモワ・トッピンは、総数では50万人以上が殺された可能性がある結論づけた。この虐殺事件に関する記述では、これら海外のジャーナリストによるかなり粗い推定数が繰り返し引用されてきた。この50万人という数は、「何人殺されたか」という質問に対する標準的な回答となった。だが、これは信頼に足る数値ではない。実際の数はこれよりかなり少ない可能性があり、あるいはもっと多い可能性もある。つまり誰にもわからないのだ。

海外特派員のなかには、国軍関係者と反共民兵組織が虐殺を行っている、あるいは虐殺が組織的かつ秘密裏に実行されていると報じたものもあった。カルノウはジャワ中部の町サラティガでのある虐殺事件について次のように報じている。「国軍の部隊長は各建物で、リストのなかにある名前を読み上げ、『法の名において』彼らに有罪を宣告した。法廷など開かれてはいないのである。結局、60人の囚人たちはトラックに乗せられ、小隊に先導されて真っ暗な水田とゴム農園のなかを6マイルほど運ばれ、ジェロック村に近い空き地に到着した。近所の農民たちは前日、村の長から大きな穴を掘るように言われていた。囚人たちは穴の縁に並ばされ、数分のうちに銃殺された。生きていたがそのまま埋められた者もいたと思われる。」こうした話からカルノウはジャワ中部では国軍が継続的、組織的に虐殺を実行したと結論づけた。セイモワ・トッピンは国軍が虐殺に対する自らの責任を否認しているのは、トッピン自身の調査と矛盾するだけでなく、スハルト体制下のある国軍司令官による個人的証言とも矛盾していると指摘している。東ジャワ地区のスミトロ総司令官は彼のインタビューに対して、1965年11月スハルトがインドネシア共産党を壊滅させるための詳細な命令を発したと述べている。スミトロとその側近は同年12月、東ジャワ地区内の各部隊を訪問しこの命令について現場に支持を出している。トッピンの記述によれば、

スミトロは「現場の指揮官たちはできるかぎり多くの共産党幹部を殺害するために全力を尽くした」と認めている。

すべての海外ジャーナリストが、国軍が共産主義者の虐殺を組織していると報じたわけではない。虐殺の責任は民間人のみにあるとする国軍の主張に従ったものもいた。こうした親国軍的なジャーナリストたちは、インドネシア人は未開で、後進的で、暴力的だとするオリエンタリズムのステレオタイプを強調した。彼らの報道では、大量虐殺はインドネシア共産党の長年にわたる独断的な態度に対して、熱しやうい民衆たちが突然、理性を失って復讐心を爆発させたものであると繰り返し説明された。ニューヨーク・タイムズ紙はC.L.スルツバーガーによる社説「国民が錯乱(amok)に陥る時」を掲載した。彼によれば虐殺は「人命を軽視し、暴力に満ちたアジア」で起こったのであり、驚くほどのことではない。この流血の惨事は、マレー語のamok(錯乱)という単語がマレー語としてはめずらしく他の言語でも使われているように、マレー人の内に突発的に沸きあがる流血への欲求という奇妙な気質を証明するにすぎないのだ、という。同様に、ドン・モセルがライフ誌に掲載した記事もまた前近代のエキゾチックなインドネシア人についての低俗な決まり文句を繰り返している。いわく「他のどの場所でもなく、この神秘的で愛すべき島々において、…事件は想像を越えた形で、極めて暴力的に発生した。それは単に狂信的というのではなく、流血への欲求とある種の呪術に彩られていた。」暴力は国軍によって行われたのではない。それは完全に民衆によるものだ。バリでの「熱狂的」な虐殺は「残虐な祭礼」のようだった。いたるところで「集団的ヒステリー状態」が発生した、というのだ。ニュー Yorker 誌にのったロバート・シェイプリンの冗長な記事もインドネシア共産党に対する自然発生的な反逆という同じ話を繰り返している。伝統に縛られた、神秘的な「土着民」という植民地主義の神話を復活させながら、シェイプリンはインドネシア国軍による事件の説明を無批判に垂れ流している。

ある範囲でいえば、大量虐殺は確かに長年にわたるインドネシアの共産主義者と非共産主義者との抗争のあらわれであった。1920年代からインドネシア民族運動は、共産主義者と非共産主義者に分裂してきた。共産主義者はオランダおよび日本からの独立だけではなく、インドネシア社会内部における革命を要求した。共産党はその勢力基盤を労働者と農民に置いたが、これらの社会層の自己意識の高まりはインドネシアの多くの中産および上流階級を恐れさせた。1920年代後半、スカルノは常に民族大団結に関心をよせ、共産主義者と非共産主義者の双方に反オランダ闘争において互いに協力するよう呼びかけた。そして実際、両者はしばしば協力関係を持った。インドネシア民族運動の指導者であるスカルノとモハマド・ハッタが1945年8月17日に独立を宣言したとき、彼らは新政府がインドネシア民族運動内部のさまざまな異なる政治潮流の全体を代表することができるだろうという期待をもっていた。また彼らは独立政府はインドネシア人民全体の生活水準を向上させることができ、それによって社会の内部にある階級対立を緩和させることができるだろう、とも考えていた。

長年にわたるオランダの植民地支配はインドネシアにさしたる経済発展をもたらしてはいなかった。1942年から45年にかけての短期間の日本による占領も貧困を深刻化させただけであった。国家の資源、とくに石油はそのほとんどが日本の戦争遂行のために奪取された。インフラ建設のために多くのインドネシア人たちが無給労働を強制された。また女性たちのなかには性奴隷にさせられたものもあった。米その他の食糧の不足によって、いくつかの地方は飢餓状態にさしかかっていた。共産主義者、非共産主義者の双方を含めて1945年当時すべてのインドネシア民族主義者の緊急課題は貧困問題であった。すべての民族主義者は外国による搾取を終わらせる新しい政府の創設に希望を見出し、またすべての人が十分な食事と衣服を手にし教育を受けて民主的権利をもつ新しい社会の建設を夢見た。しかし、こうした経済的、政治的復興を開始する前に彼らがしなければなかったことは、戦争だった。日本軍の

撤退後、オランダ軍が再上陸してきた。インドネシア民族主義者は、オランダ政府とその経済的支援者である米国政府が再植民地化を断念するまで、1945年から49年の4年間にわたってオランダ軍との戦闘を行ったのである。

オランダに対する武装闘争のなかで、共産主義者と非共産主義者との対立が爆発する。1948年の中部および東ジャワでの戦闘、いわゆるマディウム事件である。1945年に独立を宣言した民族運動の指導者スカルノとハッタは、配下の若く、十分に組織されていない兵士たちに命じて共産主義者を攻撃させた。1948年、何千人もの共産主義者が殺害された。その多くは反共的な指揮官のもとにあった国軍部隊によるものである。マディウム事件は、オランダ軍による包囲という緊迫した事態のなかでさえ、民族運動内部には深い分裂が存在していることを示した。1948年時点でインドネシア民族運動はオランダ軍の侵略に敗北しつつあった。

スカルノとハッタという非共産主義者の指導者たちが反オランダ闘争の只中でも意識的に共産主義者を攻撃していることを見て、米国の外交筋はインドネシアは共産主義化されることなく独立されうるのではないかと考えるようになった。1948年マディウム事件の発生後、米国はオランダ政府に対して直接の統治を断念し、非共産主義者の民族運動指導者との交渉を行うよう指示した。1945年に宣言された民族の独立は1949年最終的に実現されたが、それは皮肉にも民族運動の団結した力によるものではなく、その弱さ（共産主義者と非共産主義者との分裂）によるものだった。

植民地支配後の時代、スカルノは共産主義者と非共産主義者の間の仲介をつづけた。その後、1965年までにインドネシア共産党は黨員数百万人を擁する巨大な政党となった。労働組合連盟、農民組合連盟など傘下の団体には、さらに数百万人のメンバーがいた。インドネシア共産党の勢力拡大を恐れる多くの非共産主義派の政治家と国軍幹部は、その拡大をいかに阻止するか策略をめ

ぐらせた。スカルノ大統領のバランス政治はますます不安定なものとなり、とくにスカルノの反帝国主義戦略（1963年にはじまったスカルノのマレーシアとの「対決」など）への支持を求めて彼が共産党にますます依存するようになるにつれて、不安定さは拡大した。1965年初頭までに非共産主義者たちはインドネシア共産党が権力の座に接近するのを阻止するためには、これ以上スカルノに頼ることはできないと考えはじめていた。国軍幹部らは、共産主義者の支配から国家を防衛するためには自分たちが権力を握るほかはないと信じていた。米軍が1960年代から70年代初頭にベトナムを共産主義から防衛しようとした、同じやり方で国家を防衛したのだ。つまりそれを破壊することによって。その意味では、1965年の大虐殺は非共産主義者がインドネシア共産党に対抗する手段として大規模な虐殺以外の方法を持つことに失敗したその表れである、ということもできるだろう。

1965年から66年の大虐殺の背景を理解するためには、この国内的な、また国際的な共産主義者と非共産主義者との抗争という政治物語が重要な意味を持っている。しかしそれだけでは十分ではない。それだけではどのようにして虐殺が発生したのか、具体的に誰に責任があるのか、そして生き延びた被害者たちがどのように被害に向きあってきたのか、を説明することはできない。インドネシアはこの1965年から66年の軍事独裁成立によって今日に至るまでの苦難を強いられてきたのであり、その苦難の一つは独裁によるテロ行為がすべて忘却されていくという苦難だったからである。

社会的記憶

スハルト独裁の32年間にわたって1965年から66年の大虐殺は「社会的記憶」、つまり人々の間で伝えられ、儀式などによって追悼され、あるいは書籍や博物館の記録に記されたり、記念碑が作られるような記憶、には含まれなかった。虐殺

の経験は多くの場合、個人の記憶のなかに止まり、あるいは一時的な会話のなかに表れるだけだった。スハルト自身、虐殺について語ることはなかった。自伝のなかでも虐殺への言及はない。スハルト体制下の国軍幹部がまれに当時、人々が殺されたことに言及することはあったが、虐殺の性格や国軍の関与について議論することは決してなかった。教科書にも記述はない。政府編纂の歴史書にもない。インドネシアのジャーナリストや歴史学者もこれについて調査したり、報告することはなかった。我々が知っている唯一の例外は、1967年に若い学生活動家ソ・ホクギによって書かれたバリでの虐殺の報告、そして人権運動家ジョピ・ラスットとボンケ・プリンセンが書いた1968年から69年にジャワ中部ブルオダディで起こった虐殺に関する新聞記事だけである。

歴史は勝者によって書かれる、という言葉はスハルトにもあてはまる。しかしこの言葉にはただし書きが必要だ。ピーター・バルケが言うように、「歴史はまた、勝者によって忘れ去られる」。スハルト時代に出された1965-66年の事件についての政府の公式出版物には共産主義者に対する大規模な暴力についての言及がない。例えばインドネシア大学のヌグロホ・ノトスサント教授（彼は名目上、国軍の役職にも就いている）のようなスハルト独裁お抱えの歴史学者たちは、インドネシアの国史を書き換えて暴力にはまったく言及せずに共産主義者に対する暴力行為を正当化してきた。彼らの歴史記述の主な内容といえは、インドネシア共産党は1920年の創設以来、裏切り、暴力、そして虚偽に満ちていた、というものである。インドネシア社会はこの政党の存在を許さなかった、というのだ。スハルト時代の歴史書は共産主義者を血に飢えた悪魔として描きながら、反共主義者が残虐行為をはたらいた1965-66年の殺戮については完全に沈黙する。まるで何事も起こらなかったかのように。

我々がこれまで被害者の声を聞くことがなかった理由の一つは、国家による検閲である。スハルト体制下では被害者は「共産黨員」のレッテルをはられ、公に発言したり文章を公表することは

法律によって禁じられた。国軍に統制された議会が1966年に制定した法律は、インドネシア共産党だけではなくマルクス主義・レーニン主義の宣伝そのものが禁止された。つまりその言動に「共産主義的な」内容が含まれていることを理由に、国家が「共産主義者」と認定した人には言論の自由が認められないということである。その言動が暗号化されている場合でもある。

政府は「共産主義者」の親戚をも孤立させるのが最善だと考えた。1970年代中期には公務員からインドネシア共産党の影響を完全に取り去るために、いわゆる「環境浄化」諸法が立案された。政治囚、元政治囚のきょうだい、配偶者、子供を政府関係の仕事に雇用することも、応募することも禁じられた。政府は社会衛生論に基づいて公務員に対する取調べを行い（「精神イデオロギー検査」と名づけられた）、彼らを「清潔」と「不純」とに分類した。この二元的な分類がすべての市民に適用された。例えばパスポートを取得したい人は、三つの書面（地元の警察署から、地元の部落長から、そして地区長から）を準備し、彼女／彼は「清潔な環境」から来ているということ、つまり彼女／彼は「共産主義者」とは親戚関係にないということ、を証明しなければならなかった。

元政治囚は、国が発行するIDカードにスタンプを押され、厳しい差別的諸法の対象とされた。1970年代にほとんどの政治囚が釈放されると、政府は新たな法律を制定して彼らが世論に影響を与えるような私的セクターで働くことを禁じた。（その時点ですでに公職からは追放されている）1981年に内務大臣によって制定されたこの法律によって、彼らはジャーナリスト、教師、弁護士、その他政府が「戦略性をもつ」と考える職に就くことを禁止された。

スハルト政権は1965-66年の事件について、政府と異なる見解を提供するあらゆる出版物を禁じた。ベネディクト・アンダーソンとルース・マクベイによる9月30日運動の分析も禁書とされ、さらにこのインドネシアの歴史と文化に関する世界最高の専門家であるアンダーソンの入国が

禁止された。元共産主義者や政治囚によって書かれた本など、禁書の所持が見つかれば投獄されることになっていた。1980年代後半にはプラムディア・アナンタ・トゥールの論文を研究し、普及しようとしていたジョグジャカルタの数名の学生が裁判にかけられ、懲役刑を宣告されている。

1965-66年のテロについては、書かれた記録、歴史的分析、またインドネシア内での公の議論が不足しているために、多くの人にとってこの時代は謎に満ちており、説明のつかないものとなってきた。この悲劇を目撃している世代は、社会から孤立して生活していた人も含めて、ほとんどみなインドネシア共産党の黨員あるいは同調者に対して虐殺や投獄が行われたということを知っている。「PKI」を捜して通りで暴れまわる群集のことや、工場や職場に兵士がやってきて「PKI」を逮捕したこと、近所の人や友人、親戚がいつの間にか行方不明になったこと、通りに死骸が転がっていたり船に乗せられて川にながされていたこと、学校や役場が拘留所になったことなどを覚えている。ほとんどの人が反PKIの魔女狩りが行われていたことを示す直接の現場を目撃しているのである。しかし、それについて書き記したり、公に発言するひとはいない。

優れた文筆家であるサチャグラハ・ホエリップは1972年のエッセイのなかで、大虐殺についての知識は口伝えに広まったと書いている。様々な話が口伝にのぼることはあったが、記されることはなかった。「奇妙なことに私たちは様々な話を聞いたことはあるが、新聞や雑誌に載っていたり、普段、国内外で活躍していて非常に有能で信頼できる記者が書いた記事や写真などはまったく見たことがない。」インドネシアの書籍ではめずらしく、彼は口伝えに聞きたいいくつかの話を簡潔に記している。「即座にめった切りにされた人々が川に流されている。体はまだつながっている場合もあれば、切断されているものもある。／目隠しをされた集団が海岸や峡谷に連れて行かれ、そして石と一緒に突き落とされた。／まず自分の墓穴を掘るよう命じ、そして彼らを射殺しその穴にしずめる。残された仕事は土を被せるだけ。／その

他…」ホエリッブはこれほど多くの人が殺されたにもかかわらず、これらの話には確証がなく、繰り返し話されるうちに誇張されてきてもう誰も信じなくなってしまった。そのために虐殺事件などなかったのではないかと考えるようになる人さえ出てきており、こうした人々に何か働きかけなければならないと感じていた。「この国で本当にそんな大虐殺が起こったのだろうか、と疑っているのが私たちの実状ではないだろうか。」

テロは「公然の秘密」、周知の事実だった。だが加害者側からのものも含めて、それについての記録がほとんどないために、人々は自分の記憶にどれほどの意義があるのか知ることができなかった。例えば、自分の村で虐殺を目撃したある人は、他の村や他の地域で何が起こっていたのかを知らない。彼女／彼は自分が目撃した被害が他の同じような虐殺、異常事態の一部を構成していることを知らない。口伝えでしか伝わらないために、他の場所での出来事についての話は信用性が乏しくなる。その話を信じるべきか、あるいは根拠のない噂なのか確証がもてないのである。虐殺の責任は全体的にあいまいなままとなる。錯乱状態になっていたのは民間人だったのでは？ 軍も含まれていた？ 民兵組織がやっただけだろう？ いや両者が共同でやっていたのでは？

1965-66年の事件についての公の議論や調査の乏しさは、誰も暴力の規模を知らないということにもつながった。どれだけの人間が投獄されてから殺された、あるいは直接に殺されたのか、誰にも分からない。通常の推定では殺害された人は数十万人とされている。相当数のインドネシア人、おそらく150万人ほどが政府によって「PKI」のレッテルを張られ、投獄されたと見られる。

スハルト体制の下で書かれた歴史によればこうした沈黙は、残忍な憎しみによって社会が分裂したあの時代、トラウマとなってしまったあの時代に対する集団的な後悔や羞恥心の表れだ、ということになる。テロについて沈黙するスハルトが唯一例外的に語った話としては、1971年にインドネシアのジャーナリストに対して述べたもの

であり、そこでは民間人が他の民間人を殺した、とされている。「民衆自身の行動によって、また長年にわたる狭い政治対立によって培われてきたグループ間の醜い偏見によって、多くの人が犠牲になった。」スハルトは大衆的な政治行動がもたらす危険性の一例としてこの虐殺事件に言及した。彼は国軍の虐殺事件に対する責任を不問に付すばかりでなく、民主主義を付与するにはインドネシア人は未だ未成熟すぎると言ってこれを非難して1965年以降つづけられている国軍による国家の支配を正当化したのである。

スハルト政権の正史によれば、記録されるほどの反PKIテロは存在しなかった。あったのはPKIによって国軍および非共産主義者の政党に対して行われた1965年10月のテロのみである。共産主義者はクーデターを企てることで自ら「反逆者」であり「裏切者」であることを証明した。PKIの「壊滅」は、6人の国軍幹部を拉致・殺害した9月30日運動に対する必要な措置だった。共産主義者は一挙に投獄され、政治の舞台から追放されねばならなかったのだ。PKIの壊滅を主導した国軍の行為は、インドネシアを強制的にソ連や中国と同様の共産主義国家にしようとした裏切りの攻撃者に対する自衛行為であった。軍は「国を守った」のである。

スハルト政権はPKIに対する国軍の攻撃を賞賛したが、しかし共産党の「壊滅」は通常の行政的な対応によって実現されたものとした。すなわち国軍や警察がPKIメンバーを逮捕し、彼らを尋問し、9月30日運動とPKIへの関与の度合いによって分類し、そのうち彼らを釈放あるいは収監した、と。自然発生的で統制不能な醜い反共産主義者暴動がわずかに起こりはしたが、それ以外はすべては粛々と、血を見ることなく行われた。虐殺は、法的手続きに則って実行された政府の政策を越える「行き過ぎ」である、としたのだ。

スハルトは大統領の座に就くとすぐにこうした社会的記憶を作りだすために虐殺の記憶を消し去り、一方では失敗に終わった9月30日運動のクーデターの記憶を拡張しようとした。今日、イ

インドネシアの一般の人に1965-66年の事件について質問すれば、もっとも重大な出来事はルバン・ブアヤにおける国軍幹部の虐殺だと答えるだろう。スハルト政権はその後に起こった数十万人の虐殺については沈黙したまま、このたった一つの事件のことを大衆に教えこんだのである。スハルトは9月30日運動を政権の正史の中心に据えた。ルバン・ブアヤには死亡した国軍幹部の実物よりも大きなブロンズ像とともに記念碑が建てられた。1969年に除幕されたこの記念碑は聖なるパンカシラ記念碑 (Monumen Kesaktian Pancasila) と名づけられた。パンカシラとは1945年にスカルノによって最初に発表されたインドネシア民族主義の「五原則」であり、これが公式の「国家理念」にまで高められ、国家に対する神聖な誓約とされたものである。記念碑は、このパンカシラがもっとも残忍に踏みこじられ、そしてこの国軍幹部が高徳の殉教者になったこの場所を清めているのである。

この記念碑はスハルト体制にとってもっとも重要な儀礼を執り行う場所でもある。五年に一度、国民協議会 (MPR) の議員はその任期のはじめにこの場所に集まり、パンカシラに忠誠を誓うのである。また毎年10月1日にはスハルトと最高幹部たちが記念碑で儀式を行う。その日は国民の休日とされ、「Hari Peringatan Pancasila Sakti (聖なるパンカシラを記念する日)」とされた。記念碑のとなりには1992年に政府によって二つの出来事に関する大きな記念館が作られており、34のジオラマによってPKI党員たちが拷問と虐殺を行っている様子が生々しく再現されている。あらゆる手段をつかってPKIの悪事を広く知らせるために、スハルト独裁は將軍たちの虐殺に関する映画も作らせた。「The Treason of the September 30th Movement/PKI (9月30日運動/PKIの反乱)」(1984年)と題されたこの映画は上映時間4時間。学童に対して毎年上映を行うことが義務付けられていた。子どもたちは特別上映会のために集団で劇場に連れられていった。また毎年9月30日の夜にはテレビでも上映された。

記念碑、記念館、儀式、映画、そして教科書によって社会的記憶を意図的に形成しようとする試みはすべて9月30日運動を記憶に留めさせ、その後の出来事を記憶から消し去るために計画された。7人の將軍の殺害事件が大量虐殺、大量投獄を押し退け、これこそが国にとってもっとも恐ろしい災禍だったとされた。大量虐殺という恐ろしい悲劇が沈黙にしずむ一方で、スハルト体制はたった一つの個別的で、比較的小さな事件について熱心に追悼事業を行った。世間では人間でない巨大な悪魔としての「PKI」のイメージが、被害の記憶や被害者への同情を凌駕した。国家は民衆に対して、「PKI」に課されたどのような処分もその極悪さからすれば相当である、と考えるよう仕向けた。それを人間として考える必要はない。それは「PKI」なのだ、と。

スハルト時代に絶え間なく続けられた「PKI」批判は、虐殺行為に加担した者たちの精神衛生のために重要だったともいえる。この批判によって彼らは自分の行為が道義的にも正しかったのだと再確認することができた。「PKI」は極悪の巨大な怪物だったと絶えず思い出すことで、彼らは自らの行為が倫理的に疑わしいという考えを避けることができた。民間人も軍人もだが、加害者たちの沈黙はおそらく虐殺は何かしら誇ることのできないことであるという自分たちの意識を示しているのだろう。もし彼らが虐殺について発言しなければならぬとすれば、その野蛮な行為と自分たちが誓ってきたパンカシラ(とくにその第二原理「人間性」)との整合性についてより深刻に考えねばならなくなる。

大虐殺を唯一はつきりと取り上げたのは小説であった。ホエリッブやウマル・カヤム、アーマド・トハリ、アジブ・ロシディなどスハルト時代に有名になった多くの反共作家たちが作品のなかで虐殺や大量投獄を取り扱った。これらの作品で興味深いのは、それがいかに政府による公式の歴史叙述を肯定したり否定したりしているか、という点である。その小説がPKIに対する暴力について守られてきた沈黙を破るときには、その沈黙がもう一度完成されるようなやり方で破ってい

る。政府の宣伝とは異なり、こうした作品は大量虐殺が発生したこと、そして確かに国軍が直接これに関与したことを認める。だが、この公然化は虐殺を正当化するためのものである。彼らは大虐殺は合理的に理解できるものであり、むしろ誇るべき行為だったとする枠組みを提供するのである。

「generation of '66 (1966年世代)」という作品で始まる文芸雑誌「Horison (地平)」に発表された虐殺に関する短編小説について見てみよう。その編集者たちはみな新秩序体制下で主要な文化人だった人たち。モクタール・ルビス、H.B.ジャシン、タウフィク・イスメイル、アリーフ・ブディマン、ゴナワン・モハメドといった人々である。彼らは自分たちを「普遍的ヒューマニズム」の体現者と宣言し、芸術の自由を侵害する狭い政治イデオロギーに反対していた。ヒューマニストたらんとする彼らは、大虐殺についてもいくらかの憂慮を表明した。「Horison (地平)」に掲載された短編のほとんどは、その主人公自身が虐殺に加わっており、しかしその暴力性に嫌悪感を抱いている、というものである。「普遍的ヒューマニスト」たるこの著者たちは、虐殺を被害者にとっての悲劇としては描かない。自らの人道的信念と殺害行為との間で苦悩する加害者の悲劇として描くのである。

「Horison (地平)」に掲載されたウサマの「War and Humanity (戦争と人間性)」では、自主的に国軍の取調べを手伝った民間の若者が描かれる。PKIがテロによる支配を始めようとしていると完全に信じた彼は、この政党を壊滅するために何かしたいと考える。しかし自分を教えた教師や、世話になった医者、同級生の女性が投獄されていくなかで、彼は深く困惑する。もはや犠牲となっているのは抽象的な敵ではなく、友人として接してきた人々である。ワヤン劇のなかで踊っていたその女性の姿を思い出す若者。兵士が医師に拷問をしているなかで、彼は「吐気がした」ことを認める。そこですぐに彼は読者に対してこう述べる。自分は原則のうえでは拷問の必要性を認める。だが実際にそれが行われるのを見る

ことが耐えられなかったのだ、と。吐気がしたのは「彼にすまないと思ったからではなく、念のために言うておくが、行われていることに反対だったからでもない。拷問されている人を見るのに慣れていなかっただけなのだ。」彼は自分のなかに本能的な思いやりの感情を感じても、それがPKIを「壊滅させる」ということに含まれる何がしかの問題性に対する反応とは考えず、ただ自分自身の問題だと考える。彼は暴行を見ていられなかった自分自身をのろい、より強靱な人間になりたいと熱望する。「もしも国軍幹部がみんな自分のようだったなら、全体の状況はまったく正反対になってしまっていただろう。」彼は拷問や処刑を行う者を賞賛し、うらやましくさえ思う。「ソロ地方の共産主義者たちに生きた『教訓』を与えたあの決然とした兵士たちがいなければ、そうあのダンサーのスリや教師のイブ・Y、医師のXなどに与えられたようなあの『教訓』がなければ、9月30日運動の壊滅は未だに実現していなかっただろう。」主人公は国家の公式叙述の正当性を確認する。PKIは攻撃する側に立っていたゆえに、「壊滅」される必要があった。すでに拘束されていたダンサーや教師、医師たちの秘密処刑は、まさにこの短編のタイトルが示すように、戦時であったからという理由で正当化される。国軍は無防備な市民に対して一方的な攻撃をしてはいない。軍は戦時下にあったのだ。犠牲者たちの悲劇や人的な大惨事があったわけではないのだ。

「Horison (地平)」の編集者たちはこのウサマの短編に対する序文のなかで、この著者は個々の人間を「個性をもった」存在として見ており、「他者に対する思いやり」を紡いでいる。著者は他に抜きん出た「すぐれた感性の持ち主」だ、と書いている。暴行のなかで主人公のなかに沸きあがった嫌悪感は、このようにして人間性の現われとして賞賛される。同時に編集者は反PKIの暴力を「必要悪」と考えている。こうして、あわれみ深い作家を自認する人々によって人間性の回復が行われ、大量虐殺が承認されていったのである。

1965-66年の間に本当に「戦争」があったのか。今、こう聞かれれば加害者たちの多くは自分の行

為を擁護するために、まるでPKIに参加していたすべての人が政治的対立者を殺す準備をしていたかのように、あの時は「殺るか殺られるか」の時代だったと答えるだろう。これが彼ら、加害者にとっての事件の理解である。だがその内容の妥当性は疑わしい。たとえスハルト体制による事件の説明に則ったとしても、あの時代を戦時と見なすのには無理がある。1965-66年のPKI「壊滅」の過程で、国軍は武装集団との間でのいかなる交戦もおこなってはならず、国軍側に負傷者が出たとの報告もない。「壊滅」された当時、PKIはいかなる抵抗も見せていない。もし抵抗があったなら、これほど簡単に、短時間で「壊滅」されてはいなかっただろう。PKIとの間でおこなわれた唯一の戦闘は、1968年東ジャワの南ブリターでのものであるが、ここでもPKIのゲリラ部隊はさしたる攻撃をおこなわなかった。ソ・ホクギは1967年バリでの虐殺についての記述のなかで、この虐殺は戦争というよりもスターリン体制下のソビエト連邦で行われた粛清のようだとしている。

「戦争では、互いがいかに不均衡な形で対峙しようとも、両者の間には小さくとも必ず相手を殲滅する、あるいは自己を防御するための努力がなされる。この事例の場合、大量殺戮あるいは大虐殺という用語がもっとも適切であろう。」

当時の状況を戦時として描いたウサマの短編を考えてみよう。ダンサー、教師、医師はすでに囚人となったのちに処刑されている。そして彼らは取るに足りない理由で処刑された。二人の女性が処刑された理由は、ゲルワニはルバン・ブアヤの虐殺に関与していない、とスカルノが述べたことに兵士たちが腹を立てたからというものだった。ほとんどの犠牲者が囚人であったことを考えても、これほどおかしい戦争はない。(因みに、戦争捕虜の処刑は戦争犯罪である。)

バリ出身の作家、プトゥ・アルヤ・ティルタ

ケディリーは共産主義者にとって安全ではなくなった。(奇妙なことに、彼らが何の抵抗もしない場合だけはその例外だったのだが)共産主義者の多くはスラバヤ(東ジャワ州の州都)への避難を試みた。あるいはケディリーの町にあるコディム(国軍地区司令部)に保護を求めた。しかし、あまりに多くの人々が保護を求めたためにすでに監獄は満杯であり、ここも安全ではなくなっていた。結局、国軍は彼らをトラックに乗せ、クロト

ウィリヤの短編「When People Become Numbers (人々が数になるとき)」は、虐殺を「將軍たちのリストにのった人を数える」過程として描いている。物語の主人公はPKIの影響のない村の若者で、彼は友達といっしょに村の夜警をしている。ある夜、別の村からこん棒や槍、刀やナイフをもった15人ほどの若者の集団がやってくる。彼らは「PKI」を殺そうとしており、名簿をもっている。「今晚の割り当ては、この村から3人だ」といって彼らは名簿に名前のある男の家に行き、その男たちを引きずり出して殺す。ティルタウィリヤが描くこうした虐殺は殺し屋によるものであり、戦争のそれではない。もし本当に戦争があったのなら、たくさんの武勇伝が文学作品のなかでも描かれたはずで、ウサマやティルタウィリヤの話のように一方的に管理下に置かれた暴力ではないはずである。

実際に管理下におかれた状況での虐殺が例外ではなく、標準であったことを示すいくつかの根拠がある。概して虐殺に関しては沈黙が支配しているが、相当数のノンフィクションの個人的証言が出版されてもいる。はじめに発表されたのは、ドイツ在住のインドネシア人、ピピット・ロキアットによるものである。言うまでもなく、1984年に出された彼のエッセイはスハルト体制下のインドネシアで出版されることはなかった。彼は当時、高校生として生活していた東ジャワの小さな町ケディリでの事件の記憶について書いている。9月30日運動の事件があつてからはじめの2週間はむしろ静かだった、と彼はいう。PKIの支持者に対しては反乱に関与していたのではないか、と追及が行われたが、ケディリでは暴力にはいたらなかった。彼らに対する攻撃が開始されたのは10月の後半からで、その時にはPKI支持者らは反乱の準備をしてはいなかった。何人かのPKI支持者は民兵組織の襲撃によって殺され、その他も軍に拘束された後に殺された。

ック山へと運んだ。(山への道は途中、第一公立高校の場所を通る)国軍が彼らに何をしたのかは定かではない。分かっているのはトラックは出発する時には満杯だったが、帰ってきたときには空だったということだ。また、民族主義団体や宗教団体がコディムにやってきて、共産主義者の誰それを引き渡せと要求すればコディムはそれに応じていた。コディムは運搬用の乗り物さえ持ってくれば(必ずバイク以外のもの)、よろこんで共産主義者を引き渡した。

最大のイスラム組織Nahdlatul Ulama (NU)に所属する東ジャワの青年団体Ansorは1996年にある本を出版した。この本のなかでAnsorはPKIの「壊滅」に参加したことを認め、ただしすべての行動は「国軍の部隊の下であり、別に行ったこと」は決してないと説明した。失敗したクーデターの後、AnsorはBanser (Bantuan Serbaguna: 多面的支援隊の略称) という名の民兵組織を創った。その本「Banser Berjihad Menumpas PKI (PKI壊滅の聖戦を闘うBanser)」はその戦略に関する公式説明にしたがってPKIの「壊滅」について描いているが、全体としては抽象的な表現にとどまっており、虐殺の実行過程についての詳細な説明は載っていない。ただこの本にはケディリに近いケブンでBanserのリーダーをしていた人物の話が載っており、そこに虐殺に関する記述が見られる。この人物の記憶によれば、同地区の約6,000人の「PKIたち」が一斉検挙され、プランテーションのなかに拘留された。拘留されるとすぐに、グループごとに連れて行かれて処刑された。「毎晩、コディムからの命令文書が届くと、Banserが警戒しながらPKIをクレンセンの森にあるSumbertigolに連れて行った。大体30人か40人ずつだった。クレンセンの森に着くと、一人ずつ殺されて、そして大きな墓穴のなかに埋められていった。」

また西ヌサ・テンガラ州ロンボックの元Ansorリーダー、ファツラーマン・ザカリアは1997年に本を出版し、同州でのPKI「壊滅」について書いている。彼の説明によれば、10月下旬から11月にかけてたくさんのPKI党员たちが一斉検挙された。すべての刑務所が一杯になり、軍は講堂やビルなどを緊急の拘置所として使用した。軍は尋問を行い、逮捕者を分類した。ザカリア自身も600人ほどが拘留されていた製氷工場跡で取調官として働いた。「1966年の4月から8月までこ

の仕事をした。グループCに分類された者は一時的に釈放されたが、このグループが一番多かった。彼らには週一回の報告が義務付けられた。1966年8月の終わりにかけて筆者が拘置所を訪れると、収監されている者の数がどんどん減っているのがわかった。何日かしてから筆者は小売業者の『在庫一掃大売りだし』のような新しい政策が始まっているのだ、と気付いた。」ザカリアは1967年初めにはしばしば夜間に逮捕者たちが10人から15人ずつ房から連れ出され、自分たちの墓穴を掘らされていた、と説明している。彼は「cuci gedung (ビルをきれいにする)」という婉曲表現を使っているが、それは実際には裁判なしの、しかもなんらの犯罪も犯していない者の処刑を意味している。婉曲表現を使っているが、ザカリアのように加害者が事実を語ることは稀である。

正史が虐殺について完全に沈黙しているなかで、小説や個人的な語りのなかからわずかな情報が浮かび上がる。それによれば虐殺の主な形態は、被逮捕者に対する裁判なしの処刑であったようだ。つまり大量虐殺は大量逮捕に次いで起こったことになる。この虐殺がどのように生じ、誰に責任があるのかを明確に理解するためには更なる調査が必要である。現在ある情報から分かるのは、PKIに対する大衆的なヒステリー状況を作り出し、民兵組織に虐殺を実行させた責任はスハルト指揮下の国軍にあるということである。スハルト体制によって広められた(まれに虐殺の存在を認めた上でなされた)説明、つまり民間人が錯乱状態に陥ったという説明は完全に間違っている。

人民民主党 (PRD)に代表される1990年代中期の急進的運動の高揚のなかで、新秩序体制の支持者の間には彼らの歴史叙述が若い世代には受け入れられていないという不安が起こった。スハルト

ト体制にとって人民民主党的登場はインドネシア共産党(PKI)の再来のようなものだった。人民民主党はその文書のなかで1965-66年の虐殺問題をあげ、国軍に責任があるとして告発した。新秩序体制の支持者たちはより多くの宣伝文書を発行して、PKIがいかに恐ろしい存在だったか、その「壊滅」がどんなに偉大なことであったかを広めなくてはならないと感じた。だが親の世代とは違い、若者たちにはテロに対するあの恐ろしい記憶はなく、国軍によるさまざまな虐殺行為の知識と合わせて、彼らは政府による1965年の悲劇の説明の有効性に疑問を投げかけ始めた。

1965-66年の事件に関する社会的記憶は国家の宣伝と被害者の沈黙によって形成された。素晴らしいおとぎ話は社会的記憶によって創られる。…PKIという名の巨大で極悪で醜い怪物が、善良で清廉な民衆を脅かす。恐れを知らない勇敢なスハルトに率いられた、偉大で英雄的な国軍がそれを打ち倒した。…遠足でルバン・ブアヤに連れていかれ、教科書でそんな話を教え込まれる子どもたちのなかには、今でもそんなおとぎ話を信じている子がいるかもしれない。だが、理性ある大人にとっては、もはやそれを信じることはできない。すでにスハルト体制の正史に対しては懐疑的な見方が広まっている。反PKIの暴力の加害者によるいくつかの出版物によって、スハルト指揮下の国軍が人道に対する罪を犯したことが指摘されている。「民族大団結」の名のものでスハルトの正史に固執することを止め、当時の出来事に関する記憶の多様性に誠実に向き合う必要がある。被害者が何も言っていない、と主張することはもはやできない。国軍諜報機関が国史の神聖な事実だといってでっち上げた話で、民衆が満足するなどということはもうないのだ。

オーラル・ヒストリー

1965-66年のテロを取り巻く秘密や嘘と格闘するなかで、我々はオーラル・ヒストリーを調査することによってこの問題に取り組む道が開け

るのではないかと考えるようになった。だが、オーラル・ヒストリー、インドネシア語で言えば *sejarah lisan* は多くのインドネシア人にとって馴染みのない用語だ。実際、広く認められている歴史とは、文書記録に基づいて研究された過去のことであり、オーラル・ヒストリーなる言葉は矛盾していると思われるかもしれない。実際、我々が口頭での聞き取りに基づいて歴史を記していると告げると、相手から疑いの眼差しを向けられるのが普通だった。「彼らの言っていることが本当だと、どうして言えるのか。」もちろん、人間の記憶は必ずしも正確ではないというのは理解できる反応である。過去の経験について個人が語る話には、多くの歪みや誤解が含まれることが多い。だが、こうした反応、それ自身のなかにも歴史研究、歴史記述に関する歪んだ理解が映し出されている。もし私たちが国立公文書館で、あるいはオランダの公文書館のなかで歴史研究をしているのだと告げれば、その人は「あなたはその資料が真実を記していると、どうして言えるのか」とは問い返さないだろう。すこしでも深みのある研究をしたことのある歴史学者ならみな、こうした公式文書も信頼に足らないことがしばしばあることを知っているにも関わらず、多くの人々は政府の公式文書や新聞は正しいという信仰を社会的に植え付けられている。それ自身、個人の記憶と同様に多くのバイアスや歪みを含んでいるにも関わらず、インドネシアに限らず現代世界の多くの人々が国家の公文書を歴史的真相の宝庫として物神崇拜している。

欧米諸国ではすでに1960年代からオーラル・ヒストリーが広く知られ注目されており、主に周縁化された、抑圧された、あるいは犠牲を強いられた社会集団の歴史を復元する手法として用いられてきた。その基本発想は、歴史記述は単に大統領や国王、大臣らに関するものだけであってはならず、一般の人々、その意識や視点、感覚などに関する事柄も含まれなければならない、ということである。この「下からの歴史」を記述するにあたっては、国家の公文書や文書記録からは多くの情報を期待することはできない。直接に当該の社会集団、例えば労働者、農民、あるいは難民た

ちのところへ行き、彼らと話をしなければならぬ。ポール・トンプソンが書いているように、オーラル・ヒストリーは「下から新しい証拠の存在を導入し、歴史的考察の観点を転換させて新しい観点を開き、これまで歴史学者の前提となっていた、あるいは当然とされていた判断に再考を迫り、無視されてきた人間集団への認識をもたらす」ことによって歴史記述の性格そのものを一変させた。「…歴史記述それ自体の視野が拡大され、豊富化された。そして同時にその社会的意味が変化した。一言でいうなら、歴史はより民主的になった。」

1960年代の歴史学者は、「上からの歴史」を研究するためにもオーラル・ヒストリーは有益だと考えるようになった。かつての政府高官のインタビュー集など、歴史的なオーラル・ヒストリーに属する古文書が存在している。こうした資料から政府の外交政策の決定などの政治史を解明することが彼らのオーラル・ヒストリーの目的である。これらのインタビューによって、政策決定過程の背景や国家機構の内部における個人間の力関係のダイナミズムを考察することができる。口述での聞き取りから得られる情報は、歴史学者が公的な文書記録の背景や伏線を理解する助けになる。こうした観点から取り組みを進めている人々は、自分たちでこれを「エリート・オーラル・ヒストリー」と呼ぶ。

多くの人がオーラル・ヒストリーに取り組むはじめると、それはより厳密なものとなっていた。例えば広く知られているところでは、聞き取り技術に関する知識などがそうだ。専門的な歴史学者だけでなく、たくさんの人々がオーラル・ヒストリーに取り組むようになった。1970年代にはオーラル・ヒストリーを専門に扱う学術雑誌が創刊された。（1973年創刊の*Oral History Review*など）今日までに多くの国で数多くのオーラル・ヒストリーに関する書物が出版されている。

他の国々で多くの歴史学者がオーラル・ヒストリーを歴史学における正統な一分野と認める

なかで、インドネシアの歴史学者たちはその多くがこれを見做してきた。インドネシアの大学でオーラル・ヒストリーが教えられることは普通無い。これまでに試みられたオーラル・ヒストリーの研究プロジェクトはごくわずかである。国立公文書館が前述した「エリート・オーラル・ヒストリー」の枠組みのなかでいくつかの口述インタビューを行っているが、その対象はかつての政府高官に限られている。こうしたことから分かるのは、インドネシアの歴史学者はオーラル・ヒストリーを文書記録の「すき間を埋める」ために必要だと考えているだけだ、ということだ。聞き取りは副次的、あるいは補足的なものと考えられている。彼らは聞き取りする相手を文書記録と同等のもの、いわば話す本のように考えている。もつとえば、彼らにとって聞き取りすべき相手とは、国家を代表するような人物たちのことなのである。

オーラル・ヒストリーという学問分野は私たちに、聞き取りよりも文書に重きをおくというあり方は逆転しうる、ということを教える。聞き取りを最重要資料とし、文書を「すき間を埋める」補助として利用することもできるのである。語られる話を文書よりも正確なものと思ふことも可能なのだ。文書が含んでいるかもしれない事実以上のものが、語りに含まれていることもあるのだから。またその語りが、個人のアイデンティティーについての本質的な疑問に関するものだと考えられる場合もあるだろう。我々が聞き取りを最重要と位置付けるなら、聞き取りを簡単で単純なもの、あるいは歴史学者ならこれまでの取り組みを見ずともすぐにできるものと思ふさずに、オーラル・ヒストリーの方法論についての深く学んでおく必要がある。

インドネシアで一般の人々に対する口述での聞き取りに熱心に取り組んできたのは、インドネシアを研究する海外の研究者たちだった。オーストラリアのアントン・ルーカスは、現代インドネシアのオーラル・ヒストリーをもっとも前進させた人物といえるだろう。彼は多くの人への聞き取りをもとに1991年その著書「*One Soul, One Struggle*（一つの魂、一つの闘争）」を発表し、

またオーラル・ヒストリーにいかに関与すべきかに関してもさまざまな文書を書いている。ピーター・カーレイとロバート・クリブの諸著作もその多くを口述の聞き取りに拠っている。またインドネシア人によって初めて独自に取り組まれたオーラル・ヒストリーの調査プロジェクトも、国外でのものだった。著述家で元政治囚のハースリ・セティアワンは、ヨーロッパ、ベトナム、中国で約50人の「65年以前世代」の亡命者に聞き取りを行っている。

我々が知る限り、インドネシア人によって書かれたオーラル・ヒストリーに基づく最初の本は日本の戦争犯罪に関するもので、プラムディア・アナンタ・トゥールによる1943 - 45年の日本軍「慰安婦」に関する名著「Perawan Remaja dalam Cengkeraman Militer (軍に捕われた10代の少女たち)」である。1970年代、政治囚として離島であるブル島に送られたプラムディアは、その島にたくさんのジャワの女性たちが暮らしていることに驚いた。話を聞くと、彼女たちは10代のころに日本で教育を受けられるという約束でジャワから連れ出されたことがわかった。彼女たちは日本に行くことはなく、何もわからないまま日本軍基地に連れて行かれて性奴隷にされた。戦争が終わっても、彼女たちは恥辱のあまりジャワの家族のもとに帰ることができず、ブル島に残ることを決意しこの島の先住民と結婚した。プラムディアと仲間の政治囚たちは1970年代にこの女性たちに聞き取りを行い、これを書き記したのである。

ブル島の元「慰安婦」への聞き取りのなかで、プラムディアは人類の経験の膨大な部分は文書記録の外にある、ということに気付いた。日本軍関係者は少女たちの拉致や奴隷化についてどんな文書も作成していないであろうことから、彼は口述による証言に重大な意味があると考えた。彼は1940年代前半に関する文書を見れないことを非常に残念がった。囚われの身である彼には宗教書以外、すべての文書の閲覧が禁止されていたのだ。それでも彼は紙と鉛筆を所持することを特別に許可されるという幸運に恵まれた。彼は日本の

占領軍政府は自らの犯罪に関してはどんな文書記録も残していないことに思い至った。「はじめから彼らの行為の形跡は消されていた。」日本軍は自らが女性たちを奴隷にしていることについて、公式の発表をしてはいない。だが結果としてはジャワの人々の間ではそれは、プラムディアによれば、「公然の秘密」になったのだ。公文書を作成する当の機関によって犯された犯罪を調査するためには、口述での聞き取りがどうしても必要だと彼は考えたのである。

プラムディアの考えは正しかった。慰安婦に関する日本当局の記録は非常に乏しい。日本政府の公式文書を調査した日本の歴史学者田中利幸は、性奴隷に関する記録がほとんど残されていないとしている。残された記録は単に基地付近に軍が「慰安所」を開設したことを記しているのみで、女性たちを集め、強姦し、牢に閉じ込めた暴力の具体的方法については記されていない。こうした公式文書を鵜呑みにすれば、なんら犯罪行為は行われていなかったと考える者もでてこよう。それらはみな正当な理由に基づいて行われた行政手続として記されているだけなのである。1940年当時のある軍事文書に記されているように、日本軍幹部にとって慰安所は「兵士の荒くれた気持ちを癒し、低下した士気を統制するためのものだった」のであり、それによって「略奪、強姦、捕虜の殺害」(1937年南京でこうした行為が繰り返された)などの犯罪を防止するためのものだったのである。つまり慰安婦のところへ行くというのは、「道徳心を高め、規律を維持し、犯罪と性病を防止する」ことを意味した。また別の軍事文書では女性を拉致したり、虚偽の約束によって連れ去るなどする「不適切な人材手配業者」が批判されている。これらの公文書からすれば、慰安婦の供給決定は人道的措置のようにみえる。

日本政府はいまだ多くの戦争中の軍関係文書を機密扱いにしたままである。田中によれば「重要な文書の閲覧が制限されていることによって、この問題に関する十分な調査を行うことは非常に困難となっている。」歴史学者にとって問題なのは、日本の公文書が壟にまみれている、という

ことではない。問題は、それらの文書は穴だらけだ、ということだ。これらの文書から慰安婦たち自身の経験を理解することはできない。その経験を知るには、生き残っている元慰安婦たちの話を聞く以外にはない。田中はその著書の多くの部分を元慰安婦の女性たちの証言に基づいて書いている。オランダ領東インドの慰安婦に関する章では、多くの資料とともにプラムディアの本が引用されている。(当時この本はまだ出版される前の原稿の段階だった。)

プラムディアはブル島で自分がやっていることがオーラル・ヒストリーだとは知らず、また自分がオーラル・ヒストリーの本を書いているという認識もなかった。彼はそれを「人道に対する罪」についての単なる「記録」と「情報」を集めたもの、として発表した。自分自身も馴れ親しんできたような歴史の本に書かれた非個人的な言葉を利用するのではなく、彼は個人からの言葉を選び、それをインドネシアの若者たちへの手紙として発表した。その冒頭には次のようにある。「あなたがたにこの手紙を書く私の気持ちは重い。」プラムディアは10代の読者たちに対して、1940年代に同じ10代だった少女たちにとって、ジャワから連れ去られ性奴隷にされるということがどんなことだったかを、しっかりと想像してほしいと願ったのである。彼自身はこの本を歴史書ではないとしたが、この本は当然オーラル・ヒストリーの業績として認められる、すばらしい「情報」の集成の書である。

歴史学者はプラムディアと彼の仲間の政治囚によるこのブル島の女性たちの記録に多くのものを負っている。この政治囚たちが当時、強制労働のなかで生きるために闘争していたことを考え合わせれば、この調査への献身は眩目すべきものといえる。インドネシアでもっとも優れた歴史書の一つであり、また慰安婦に関する唯一のこの本が、スハルト体制下であらゆる書物の閲覧を禁止させたブル島の政治囚によって書かれたという事実は、歴史研究を生業とするインドネシアの研究者にとってある種、恥じ入るべきことといえるだろう。

方法論

この本を支えるオーラル・ヒストリー調査は集団的に行われた。2000年の冒頭から、「人道のためのボランティア・チーム (TRuK)」からの10名のグループは会議を開始し、当時この団体の代表を務めていたカーリナ・スペリとともに調査に向けた議論をおこなった。我々はこの自主的グループのアドバイザー兼コーディネーターになった。当時、この「ボランティア・チーム」は主に1998年5月のジャカルタ暴動で家族を失った人々への支援を行っていた。彼らは被害者に寄り添ってカウンセリングを提供し、また目撃証言を集めることで、なぜ、どのようにこの暴動が発生したのかの全体像を明らかにしようとしていた。誰もオーラル・ヒストリーに関する専門的な経験をもっていなかったが、我々が見るところでは彼らは適切な聴き手としての資質を備えていた。彼らは他者の話を辛抱強く聞き、苦痛に満ちた話にも耐える精神的強さ、また暴力の被害者に向き合う誠実さを持っていた。彼らは被害者と対話をすることができる。私たちはぜひ彼らとともに調査を進めたいと思った。我々の経験では、最悪の聴き手というのは大学生や教授などで、こうした人々は自分は何んでも知っているとか、知りたいことは本を見れば書いてある、と思いこんでいる。その傲慢さのせいで、そうした人は適切な質問を発し、一般の人の話をしっかり聞くということができない。よき聴き手というのは、人間相互の関係についてしっかりと理解していなければならない。

我々を含めて聞き取りを行ったのはすべてボランティアであった。我々は研究費を得たからではなく、この調査の重要性に確信をもっていたがゆえにこれをはじめた。この調査は、自分の社会の歴史をしっかりと理解したいと願い、国家のプロパガンダによるその単純化や虚偽を越えて進みたいと願う1965年以降世代の努力を表現したものである。

この10人のボランティアのために、まず2ヶ月

のオーラル・ヒストリーに関するトレーニング・コースをおこなった。週に少なくとも一度はミーティングをもち、たくさんの論文や本を読み、調査計画を作成し、聞き取りの方法についての議論を重ねたうえで、質問内容を決めていった。このトレーニングは調査員が1965年に関する歴史的な文献、とくに海外で出版されながら国内では禁止されていたり手に入らなかったものを読むために非常に重要な意味をもった。(このトレーニングのためにいくつかの資料を英語からインドネシア語に翻訳した。) ボランティアのうち歴史学者の一人を除いた残りのメンバーはみなこの事件に関してスハルト体制による説明しか知らなかった。彼らは1965年以降に生まれ、スハルト時代に学校生活を送ったのである。彼らはスハルト独裁体制の崩壊に立会っており、この政権の腐敗、冷淡さ、暴力性を十分理解していた。だがスハルト体制成立に際してのテロ行為についてはほとんど何も知らなかった。このテロ行為の犠牲者のことについても、誰も聞いたことも気にとめたこともなかった。このボランティアのメンバーたちはスハルト体制に反対して敢然と闘った人たちだったが、1965-66年の事件については政府のプロパガンダを内面化していた。つまり、スハルトは当然、合法的な形で政権についたのであり、暴力的で危険な無神論者な共産主義者は「根こそぎ」壊滅させられる必要があった、というものである。彼らは大虐殺や投獄については、ぼんやりとした噂として知っているだけだった。

トレーニングはオーラル・ヒストリーの方法を習得するという意味でも重要だった。口述での聞き取りといえば、相手の顔にマイクを向けて話してもらえばいいのであり聞き手が議論を主導する必要はない、と思っている人もいるが、それは正しくない。聞き取りは双方向的なものであり、二者間の相互作用によるものである。聞き手あるいは語り手の一人語りではだめなのだ。聞き手は注意深く、慎重に話を聴き、そして話を深める方向を探りながら、質問を続けなければならない。聞き手は黙っているだけでも、会話を乗っ取ってもいけない。聞き取りを受ける相手に対して適切な問いかけをしなければならない。実際の聞

き取りには一定の繊細な技術が必要なのである。

我々はボランティア・グループと議論し、聞き取りの対象を元政治囚とその家族とすることにした。人生のなかで同じような経過(つまり1965年以前、逮捕、取り調べ、投獄、解放、その後の人生)を経てきた人々の個人史を集めて、まとめ上げることをその目的においた。

トレーニングを終えると、我々とボランティアたちは意を決して聞き取りに取りかかった。まずジャカルタにいるこれまでも知り合いだった人々、友人や親戚、近所の人などからはじめ、次に彼らが紹介してくれた人々へと聞き取りを広げた。二ヶ月後にはジャカルタの外へと調査を広げることになった。学んだことを共有し調査状況を把握するために、我々は普段は週一でミーティングをもった。毎週のように調査員たちは新しい問題に直面した。ほとんどが技術的な問題で、たとえば恐ろしい経験を語って非常に感情的になっているときにマイクをどこに置くべきか、というようなことだった。こうした問題に適切に対処するために定期的なミーティングをもち、皆で議論した。

たいていの場合、録音インタビューをはじめる前に相手との面識を持つために一度は会うようにした。事前の顔合わせは、我々が何者なのか、その目的、聞き取りでどんな話したいのか、を相手に説明するために重要だった。またそれは我々がその相手にどんな聞き取りをするか、を決めるためにも重要だった。どんな質問を中心にすべきか。どんなテーマを話してもらうか、といったことである。聞き取りの後には、これで十分かどうか検討する。もしまだ個人史としてはっきり聞けていない部分があったり、さらに詳細に聞かすべき話題があったりした場合には、もう一度聞き取りをした。調査終了時点で、我々は260人に対して聞き取りを完了した。

なかには録音されるのを好まない人もいた。その理由はいつも同じ、恐怖、だった。スハルト体制は崩壊したが、いまだ国軍が大きな権力を握

っており、いわゆる「reformasi（改革）」派といわれる政治家も実際には長年スハルトに忠誠を尽くしてきた昔からの保守的人物たちであることを彼らは知っていた。わずかだが聞き取りを拒絶した人もいた。そうした人々は暴力によって深刻なトラウマを抱え、国軍をいまだに非常に恐れており、個人的に私たちと会話することも嫌った。

調査員たちはテロのサバイバーたちへの聞き取りをするなかで、この人々が自分たちの社会の歴史から、あるいはその家族の歴史からさえも無視されてきたことに怒りを感じていった。調査の課程で調査員の多くが自分の家族のなかにもあった秘密を知ることになった。例えばある調査員は、東ジャワの実家に帰った折、1965年に何があったのかと祖母に尋ねた。祖母の反応に彼はとても驚いた。祖母はその時はじめて、彼の祖父が当時インドネシア農民戦線（BTT）の地区代表で、1965年後半に行方不明になったのだ、と語った。家族はいまだに祖父の行方を知らない。祖母はずっと黙って、祖父が生存していつか帰ってきてくれることを願っていたのだ。また別の調査員は叔父が元政治囚だということを知っていたが、彼の個人史については詳しい話を聞いたことがなかった。別の調査員がその男性への聞き取りを行ってはじめて、彼は自分の叔父さんの経験の全体を理解することができた。また別の調査員は1965-66年にかけて中部ジャワで自分の親戚がたくさん殺されたことを知った。それまで彼の家族はその話をしたことがなかった。

我々がアブドゥラ・ワヒド大統領の任期中にこの聞き取りを行ったのは幸運だった。この時期、旧体制の力はもともと弱まっていたのである。1999年10月から2001年7月までの短いワヒド政権の期間、元政治囚たちは1965年以来、はじめて自由の空気を吸うことができた。ワヒドはいくつかの前例のない態度を見せた。彼は自らが属するイスラム組織Nahdlatul Ulamaが1965-66年の虐殺に加担していたことに関して被害者に謝罪した。またマルクス主義・レーニン主義を非法とした1966年の法律を廃止することを提案し

た。さらにプラムディア・アナンタの家へ数度の訪問を行った。1965年の被害者たちは、はじめて国家による重圧が取り払われたように感じた。さらに政治囚の天敵である国軍は混乱に陥っていた。ワヒド大統領は国軍の幹部人事にも口を出したし（例えば、スハルト派のウィラント将軍が罷免された）、米国議会は1999年9月東ティモールで国軍が焦土作戦を繰り広げた後、インドネシアに対して軍事関係全面停止の制裁を科していた。ジャカルタでは数万の学生たちが反国軍のデモを繰り広げていた。元政治囚たちは、スハルト派と国軍内の強硬派が復活してくる可能性が十分あることを知っておりワヒド政権のもとにあっても用心深くしていたが、かつてに比べればかなり自分たちの経験を語れるようになっていた。

我々は聞き取った話の真実性について慎重を期した。個人からの聞き取りについては、それ自身の内容の一貫性、他の証言との整合性、語り手の印象からする信頼性、またその語り手の知り合いからの確認などによってその真偽を判断した。さまざまな証言を広く比較し検討できるように、全国からたくさんの被害者に聞き取りを行うことにした。これによって例えば逮捕された人、拷問を受けた人、投獄された人、解放された人のそれぞれの数を明確にしたいと考えた。聞き取りは語り手の自宅の居間で、家族や友人も同席して行うことが多く、同席した人たちが話を補足したりした。また同じ町あるいは刑務所にいた人々にまとめて聞き取りを行うことで、一つの出来事について異なる説明を得たり、共有された経験について異なる感想を聞くことができた。聞き取りでは、その人が誰かから間接的に聞いた話よりも、直接経験したことに重きをおいた。

聞き取りを中止した対象者も多くいる。調査員が数度にわたって面会したある元政治囚は、話が曖昧で、まるでなにか隠したいことが多くあるようだった。誰でも自分の人生について語る時には、例えば恥ずかしい話とか何か隠しておきたいことがあるものだが、その男性は語ることにすべについて何か過剰に注意深くなっているようだった。さらに彼の話は、彼の友人が彼について

話した内容と食い違っていた。また別の元政治囚の話には妄想が多かった。例えば彼はブル島で元アメリカ大統領のジミー・カーターに会ったと言うのだが、カーターがその島を訪れたことはない。彼の友人によればこの人は時々ファンタジーの世界に入り込んでしまうようで、多少合理性がない場合があるのだが、非常に面白い人物だった。口をきくことができない元政治囚もいた。この人との最初の面会で、我々は彼が人生のなかであまりにも深い苦痛に苛まれつづけ、無力感に押しつぶされて、影のような存在になってしまったのだ、とわかった。

我々はこの聞き取りによって歴史的事実を再構成するに足る情報を得ようとしたのであるが、その中で歴史とは必ずしも過去の出来事についての真実を知る、ということだけではないことに気づいた。それは一般の人々がもっている過去に対する認識を検証することでもあるのだ。オーラル・ヒストリーの実践は古くから言われている次のことを強調する。人間の行いについて、真実とは絶対的なものではない。何に関することであれ、そこには無限の真実が解釈可能である。事実として証明することへの道筋は極めて鮮明であるが、歴史にとつての最大の課題はそこにあるのではない。無限の事実があるなかで、どれを議論すべきかということにこそ、最大の課題はある。歴史は「唯一の真実」に向かうものではなく、むしろ「多くの真実」に向かうのである。

イタリアの歴史学者アレサンドロ・ボルテリの著作は、過去が現在に対して持っている意味について探求する学として、オーラル・ヒストリーの概念を切り開き、これにたずさわる多くの研究者の教科書となってきた。客観性に固執する古典的な歴史学者たちは、人間の記憶の不正確さをオーラル・ヒストリーの致命的な欠陥と考えてきた。だがボルテリにとってみれば、その欠陥にこそ積極的な意味がある。「記憶は事実を正確に保存する貯蔵庫ではない。だが記憶は意味を作り出す積極的な過程である。故に歴史学者にとって口述情報をもつ特別な意味とは、過去を保存することよりも、記憶によってつくられる変化にこそある。

この変化こそが、過去を意味づけ自らの人生を形作ろうとする語り手の意識を明らかにする。そしてこの変化こそがその聞き取りと語りを歴史的文脈のなかに据えるのである。」語り手がある事実について勘違いをしている場合でも、しばしばその勘違いの根拠そのものが社会的記憶の何か重要な作用を明らかにするようなかたちで引き起こされているのである。

我々が聞き取りをおこなった260人は幸運な人々だということを、この本の読者には理解してほしい。彼らはあの大虐殺を生き延び、長年にわたる投獄にも耐え人間性を保ちつづけてきた。彼らは自らの経験について語ることができ、これを記録することを受け入れた勇氣ある人々なのである。

執筆

この本に収録された論文は、聞き取りに参加した6名のボランティアによって書かれたものである。それぞれの主題は、聞き取りのなかで浮かび上がった重要な論点のなかから選んだ。ただし言うまでもないが、これによってすべての論点が網羅されたわけではない。ほかにも取り上げるべきテーマがあったが、メンバーの関心からこれらの主題が選ばれた。

読者はここに二つタイプの論文が収録されていることに気が付くだろう。収録されたうちの3つは歴史的な出来事や経過を分析したものであり、他の3つは被害者の個人的な感覚や視点を扱っている。前者は被害者らの個人史のなかの特定の時期に関するものであり、後者は被害者の個人史全体を扱っている。前者は歴史的分析という論理的な枠組みに沿って書かれており、ここでは個人の証言から学ぶことは少ないだろう。一方、後者は被害者の経験を時間を追って扱っており、読者はその人の人生を詳細に理解することができる。リント、ラジフ、アンドレによる論文は歴史的分析に属するものであり、アシ、アキノとジョ

ン、ヤンによるものは個人の記憶に関するものである。

すべての論文で、聞き取りからの引用は段をずらしたパラグラフとして記載してある。引用は録音テープから一語一語おこした。我々が書き加えたり書き換えたりした部分はない。語りを読みやすくするために何ヶ所かで聞き手の質問を、また1、2ヶ所で語り手の発言を削除した。我々は読者が目にする文字が語られた言葉と完全に一致するよう努めた。きれいな文章にするために、不規則な発話法を整理することもしなかった。オ

ーラル・ヒストリーを記述する目的は、読者に語り手の声の感覚を伝えることにある。文字によって声の質感を完全に伝えることは不可能であるが、その一部を伝えることはできる。

記載されたほぼすべての人命は仮名である。元政治囚に対して脅迫が継続している状況のなかで、多くの被害者たちが実名公表に危険を感じている。特に表記がない限り、語り手の名前は実名ではない。ただし地名、日付については語りをそのまま引用した。

おわりに

この本は2004年に出版され、すぐさま大きな反響を呼んだ。Kompas紙やMedia Indonesia紙などの日刊紙、Tempo誌などの週刊誌などに多くの肯定的な書評が掲載された。その中では、この本が9月30日運動を取り巻く謎にではなく、各地の被害者の経験に焦点をあてたことが高く評価された。1965年の悲劇を扱ったこの本が、その被害者でも加害者でもなく、これまで歴史研究をしたことがなかった若い研究者によって書かれたことも注目された。

2004年を通して、執筆者と編集者はジャカルタ以外のボンティアナック、デンパサール、バンドン、ジャンビなど各地で講演を行った。大学生や歴史研究者、活動家とも議論した。多くの人々がこの本が1965年の悲劇を理解する重要な一歩になると評価するなかで、「社会の古傷に触る」として我々を非難する人もいた。こうした人々によれば、1965-66年の暴力を取り巻く沈黙を破れば被害者たちの復讐心に火をつけ、新しい暴力の連鎖を開始させることになるというのだ。だがこうした心配には根拠がない。被害者たちには40年間という時間があつたが、復讐によって殺されたものは一人もいなかった。我々が話した被害者のなかで復讐を口にしたものはいなかった。彼らが一様に口にしたのは、被害者たちは9月30日運動とは関係のない善良な人々だったと歴史のなかにはっきりと記し直してほしい、ということだった。被害者たちは社会によって受け入れられることを望んでいる。1965年の前も後も、彼らは国のために貢献することを願っており、そしてそのことをこれまで以上に認めて欲しいと願っているのである。

かつてのスハルト支持者のなかには、この本に1965年以前にPKIが犯した罪についての記述がないことを理由に、我々がPKIを支持し共産党の再建を目指しているのではないかと疑うものもいた。我々はこうした批判を、スハルト時代の「何も知るな」という態度を復活させる策動以外の何ものでもないと考える。1965年以前のPKIについては、これを記したスハルト時代の歴史書のなかにある嘘と歪曲について、また別の本を執筆して明らかにする必要があるだろう。1965年以前、共産主義者と非共産主義者との間には抗争があつた。その抗争のなかでどちらか一方が純粋に正義で、一方が純粋に極悪だったということとはありえない。スハルト体制によってつくられたPKIだけが暴力をふるったという話は、善対悪のおとぎ話の類である。1965年にPKIが行ったどのような行為によっても、1965年以

降に発生した大量虐殺、大量投獄を正当化することはできない。これは自明だと我々は考える。

歴史研究の専門家たちからあがった質問は、被害者の語りに依拠するとき、どの程度まで調査の「客観性」を保障しうるか、というものだった。我々が被害者の話に大きなスペースを割いていることで、我々を被害者の「同志」なのだろうと考える人も多くいる。インドネシアの歴史学者は政府文書や政府高官による文書からの情報以外は信用できない、あるいは重要でない、バイアスのかかったものだと考えることに馴らされており、こうした反応は予想されたものである。

我々が聞き取りをした人や、この本を見てはじめてこのプロジェクトの存在を知った被害者たち自身からの反応は、予想以上に私たちを励ますものだった。この本は被害者の話を堂々と、理解ある形で発表した最初の本だ、とってくれた人もいた。中部ジャワ・ソロのある元政治囚の妻は、自分の子どもも含めてこれまで誰にも自らの体験を語ってこなかったが、娘にこの本は1965-66年の悲劇を記した手本だと話した。バリのある研究者は、当時テロを目撃していた近所の男性がこの本を見つけてどうしても読みたいといってコピーをとった。そして自分の友人や親戚にそのコピーを配ってまわっている、ということを教えてくれた。

聞き取りに応じてくれた人のなかには本を読んでから、自分たちの話をこんなに詳細に丁寧に本にしてくれるなら、もっとたくさん話をすればよかったと言う人もいた。聞き取りのなかで我々は、語り手のなかには完全には心を開いていない人もいたということに気づいていた。彼らは自分を善良な人として書いてほしいと願っていたのだが、長年にわたって「PKI」として悪魔扱いされたせいで、善良と思ってもらうには1965年以前にPKIには参加していないと認識されなければならないと思いこんでいたのである。多くのインドネシア人がそうであるように、この調査員も当然PKIとのつながりを持っている人を恐れるだろうと考えて、その語り手たちは自分とPKIの関係を控えめに語る傾向があったのである。この本のなかで1965年以前を取り扱わなかった一つの理由は、被害者のその時期に関する語りは完全には信頼できないからということだった。だが、すでに被害者たちは我々がどのように歴史を記述するのかを理解し、このテーマについてもっと語りたいと言っている。

出版してから我々はこの本の一部をラジオ番組にしてはどうかと考えた。そして、そのことをもうすでに実行した人がいることを知って驚いてしまったのであった。民放ラジオ局ジャカルタ・ニュースFMの担当者がこの本にいたく感銘を受け、我々への相談もなしに2005年4月、日曜日の夜に自分の番組でこの本のなかの二つの文章を読み上げて放送したのである。その後、彼が我々に語ったところによると、もともと彼は一回だけこの本を取り上げるつもりだった。だが本を読み終えて番組が視聴者からの電話を受けるコーナーになると、たくさんの電話がかかってくるまで自分たちの話をしはじめた。自身が被害者だったという人やその親戚、当時の状況を目撃したという人からの電話だった。電話をかけてきた人は、自分自身の経験を話したいという人か、あるいは被害者とその家族になぐさめの言葉をかけたいというものだった。もちろん読み上げられた内容に抗議するものもあったが、大半は痛ましい悲劇の記憶を共有したいという人たちからだった。番組が終わってから局は電話の受付をつづけた。その担当者自身、気が付くときにかく誰かに話を聞いて欲しい電話の相手と深夜まで話していた、という。この反応を見て彼はその後二回、番組で本の文書を読み上げ視聴者からの反応を呼びかけた。

この本によってオーラル・ヒストリーに取り組みはじめた若い研究者たちもいる。「人道のためのボランティア・チーム (TRuK)」は1998年5月の暴動、そして1998-99年にジャカルタで起きた大学

生への虐殺事件について、オーラル・ヒストリーの調査プロジェクトを進めている。下層の子どもたちのあるグループは、ジャカルタの北東部にあるカクンのゴミ集積場で暮らす人々のコミュニティの歴史についての調査を開始している。この本の執筆者の一人でもあるリント・トリ・ハスワロは日本軍占領下での東ティモールの従軍慰安婦の経験について、オーラル・ヒストリーの調査をコーディネートしている。また一方では、1965年の悲劇が一般の人々の人生にどのような影響を与えたかについて、様々な調査が開始されている。この序文を書いている間にも、少なくとも4つの調査プロジェクトが次のようなテーマで進められている。中国人学校の破壊について、1965年以前と以降の女性活動家の経験、東カリマンタンの村にある元政治囚のコミュニティについて、港湾と鉄道労働者の経験について、である。抑圧され周縁化された社会集団からの声がさらに加えられることで、この数年のうちにもインドネシアの歴史記述がスハルト時代のそれとは大きく変わっていくことを、我々は強く期待している。

【日本語訳 河合大輔】

文献案内:インドネシア1965年事件のなかの女性たち

テオドラ・J・エルリーナ

1965年の出来事はインドネシア現代史の政治的、社会学的な背景を形作るターニングポイントだった。それゆえに、この事件をインドネシア創生の「ミステリー」としつづける新秩序体制さらに現政権の政治的思惑によって書かれた文書、研究が様々に存在し、その数はさらに増えようとしている。インドネシア社会史協会 (ISSI)¹は現在までに1965年事件に関する200以上の書籍、論文および一次資料を確認している。インドネシア語あるいは英語によって書かれたこれら研究者や作家の著作は、そのほとんどが9月30日運動 (G30S) によるクーデターの失敗に関するものである。そこでは限られた、また信憑性の乏しい資料を駆使して、7人の将軍の拉致と東ジャワ、ルバン・ブアヤでのその殺害へと向かう過程がさまざまなシナリオで描かれている。そのなかでインドネシア共産党 (PKI)、国軍、CIA、スハルト、さらにスカルノがこの事件にどのように関与したのかが議論されている。長年にわたってスハルト新秩序体制下で政府は、将軍たちの殺害を「国民的悲劇」だと宣言してきた。だが私の考えは違う。推定100万人にもおよぶPKI党员、その支援者、左派系大衆団体のメンバーたちに対する残忍な暴力と虐殺、このことこそ1965年の悲劇と呼ばれるべきである。

1965年に関する著作のほとんどは、インドネシア政府と米国政府、またPKIと左派系大衆団体の公式文書に基づいて書かれている。当時、放火や破壊活動が広がるなかで、被害を受けながら逃げた人々は資料を安全な場所に隠す必要があった。したがって現在、被害者の状況についての資料は公には残されておらず、新秩序体制による公式文書はこの国家暴力を正当化するための虚偽に満ちている。相互に矛盾していたり論理的整合性のない左翼の人間と組織についての嘘やつくり話が人々の間に広がっていった。スハルト体制下では政府の公式発表以外の説明が禁止されたために、インドネシアの人々は政府発表を信じこむか、あるいは疑問を押し殺して沈黙するかしかなかった。スハルト新秩序体制の崩壊とともにやっと1965年に関する政府の公式説明に疑いを持つ人々による新たな調査が開始された。

被害者たちの回顧録は1965年の事件を理解するための重要資料である。だがスハルト新秩序体制のもとで、それらの出版物に対しては検閲が行われた。そのためこうした資料は非公然にしか出回ることができず、したがってその価格が上がりあがった。海外において英語で出版された回顧録、例えばカ

¹ Institut Sejarah Sosial Indonesia (インドネシア社会史協会) は歴史研究者と読者によって2002年に設立された。東ジャカルタに事務所がある。

² Stanley Adi Prasetyo, "Orde Baru 31 Tahun, 2.000 Judul Buku Dilarang", *Tempo Interaktif*, 29 Januari 1996, in Human Rights Watch Report, "Dismantling Soeharto-Era Barriers" (August 1998). Angka ini hanya perkiraan.

ーメル・ブディアルジョ(1995)³などは検閲を受けずにすんだ。

スハルト時代の30年間にわたって元政治囚に対しては弾圧と厳しい監視がつづけられてきた。それゆえに元政治囚は自らの体験を語ることを恐れ、とくに同じ村や隔離地域に住むものに対してそれを語ることはなかった。オランダの社会学者サスキア・E・ウィエリングは非合法化された左翼女性組織ゲルワニ(インドネシア女性運動)について調査し1980年代にそれを博士論文⁴としてまとめているが、その聞き取りは秘密裏におこなわれねばならなかった。さらにこの学位論文のインドネシア語訳はスハルト体制が崩壊してからやっとインドネシアで発表された。一方、ルース・ハプラーのペンネームで書かれたジツケ・ムルダーの作品は早くから発表され、そこではブル島における元政治囚の妻たちの経験が語られている。⁵

今ではほとんどの被害者たちが自らの体験を語り始めているが、それを書き記そうという人は少ない。私は聞き取りを進めるなかで、被害者の語りは1965年の事件とその後の困難な歳月を理解するために非常に重要な資料であると確信した。ストウツ・テルケルが被害者の経験とは周縁化され、抑圧された社会集団の歴史だと述べたように、被害者の語りは1965年の事件を理解するためのオルタナティブな情報源なのであり、歴史を再構築するための信頼にたる資料である⁶。それゆえ、下からの語りを提起し、否認されてきた国家犯罪を明らかにするためには、オーラル・ヒストリー研究が重要となる。インドネシア社会史協会は2000年から1965年の被害者に対する調査を開始し、ジャワ、バリ、ランボン、パルにおいて200人以上の被害者への聞き取りをおこなった。そしてそれは2004年、ELSAMおよびTRuKとの共著として出版された。⁷

本論では女性被害者たちの経験に関する文献を紹介する。その際、言っておかねばならないのは、2001におよぼ1965年の事件に関する文献のなかで、インドネシア社会史協会が選り出した本はたった9冊しかないということである。その9冊とは、ブディアルジョ、ハフェラル、ウェリング、マルニの各自伝⁸、ゲルワニの元事務局長スラミ⁹の著書、ゲルワニの教育部門幹部だったスジナ(Sudjinah)¹⁰の著書、アンネ・ポールマン(Anne Pohlman)¹¹、ヤヤン・ウィルディハルト(Yayan Wiludiharto)とヨゼーファ・スカルティニンシ(Josepha Sukartiningsih)¹²による文書である。1965年の女性

³ Carmel Budiardjo, *Surviving Indonesia's Gulag* (London: Cassell, 1995). 他の政治囚と同様、裁判なしで4年間投獄されたBudiardjoはその後、出身国のイギリスに帰郷した。彼女はスカルノ政権で大臣のスタッフを務めた人物で、Himpunan Sarjana Indonesia (インドネシア学者協会)の会員でもあった。この団体も1966年に解散させられた。

⁴ Saskia E. Wieringa, *Penghancuran Gerakan Perempuan di Indonesia* (Jakarta: Kalyanamitra&Garba budaya, 1999), translated by Hersri Setiawan from *Politization of Gender Relations in Indonesia: The Indonesian Women's Movement and Gerwani until the New Order State*, Dissertation, Universiteit van Amsterdam, 6 Oktober 1995.

⁵ Ruth Havelaar, *Salamat Tinggal Indonesia* (Jakarta: Lentera, 1995). Translated from *Quartering: A Story of a Marriage in Indonesia during the Eighties* (Monash Papers on Southeast Asia, No. 24, 1991)

⁶ John Roosa et al., eds, *Tahun yang Tak pernah Berakhir, Memahami Pengalaman Korban 65*, Esai-esai Sejarah Lisan (Jakarta: ELSAM, TRuK, & ISSI, 2004)

⁷ 同上

⁸ Ibu Marni, "I am a Leaf in a Storm", terj. Anton Lucas, *Indonesia*, No. 59 (1985)

⁹ Sulami, *Perempuan-Kebenaran dan Penjara* (Jakarta: Cipta Lestari, 1999)

¹⁰ Sudjinah, *Terempas Gelombang Pasang, Riwayat Wartawati dalam Penjara Orde baru* (Jakarta: Penerbit Pustaka Utan Kayu, 2003)

¹¹ Anne Pohlman, "A Fragment of a Story: Gerwani and *Tapol* Experiences" (August, 200), diambil dari <http://www.murdoch.edu.au/intersections/issue10>.

¹² Yayan Wiludiharto, "Penantian Panjang di Jalan Penuh Batas", hal. 61-85, dan Josepha Sukartiningsih, "Ketika Perempuan menjadi Tapol", hal. 87-112, in John Roosa et al., op.cit

被害者たちに関する資料が乏しいことには、説明すべき理由がある。第一に、男性被害者と比べて女性被害者は概して低い教育課程しか受けていない。回顧録を書いている男性被害者たちは1965年以前には詩人や作家をしているなど学のある人々であり、自分の作品を出版することにも慣れていた。第二に、女性たちは何よりもまず家族の世話をする役割を負っており、書き物をするような時間も場所も持っていなかった。第三に、左翼女性運動を壊滅させた後、女性の政治活動そのものに犯罪者というイメージが植え付けられた。そのために女性たちが自らの痛ましい経験を表現することが困難になったのである。ルバン・ブアヤでの将軍殺害と拷問(性的暴行)にゲルワニの女性たちが参加していた、との宣伝がなされ、これこそが左翼の不道徳性を証明する証拠だとされた。これはまた他の集団が彼らを排除する根拠ともなった。実際、このようなプロパガンダによって1965年事件の様々な暴力が引き起こされていく。

女性たちは「悪魔の共産主義者」という烙印だけでなく、「悪魔の女」という烙印をも押された。この烙印は社会のなかでの女性の役割に関する家父長制的伝統と表裏をなし、女性は政治にかかわるべきではない、もしかかわれば秩序が破壊されることになるという保守的な価値観が強められることになった。

政府からの迫害、社会からの非難を恐れて女性被害者たちの多くが自らの経験を封印した。彼女たちは自分の子どもにさえもその経験を語らなかった。母親たちは子どもから自分が受けた迫害のせいで家族の生活が困難になっていると責められるのを恐れた。

女性被害者の著作

ウィエリング(1990)は植民地時代から独立、そして1966年の崩壊に至るインドネシア女性運動の理論および実践面での歴史について、深くかつ広範な解説を提供している。スカルノとPKIとの政治関係を背景とするゲルワニの歴史に焦点をあてながら、ウィエリングはフェミニズム概念の有効性について検討し、その上でゲルワニの女性性に関する思想は保守的だったと結論づけている。だが実際に女性/母性の境界を越えて社会運動を展開し、女性の権利を政治の場に押し上げたのはこのゲルワニによる大衆的女性運動だった。

ゲルワニの文書、機関紙、指導者へのインタビューなどに基づいて書かれたウィエリングの研究は、ゲルワニの公式的な側面を中心にしたものである。彼女によれば、ゲルワニの全国的方針は最高指導部によってほぼ決定されていたが、各現場でのその執行に関しては地方のリーダーたちの柔軟な活動が認められており、各地の力量に応じて草の根レベルで独自の活動を行うことができていた。ゲルワニはたとえばメラティ(Melati)幼稚園の建設などのプロジェクトの実施にあたってつねに財政的な自立性を確保しようと努めていたが、各支部の活動家たちは自分たちの組織財政のひっ迫状況を解決するために別の手段を採る努力をしていた。このようなことから、地域のゲルワニ支部の活動状況、例えば中央指導部からの指示に対する対応や地域住民との共同事業などについてそのダイナミックな実態を研究することが今後、重要だといえる。

ヨゼーファ・スカルティニンシーはジャワとバリの様々な刑務所で政治囚となった女性被害者たち

の経験について書いている¹³。政治囚のすべてがゲルワニのメンバーだったわけではなく、そのなかには主婦や左翼活動家の妻らも含まれていた。彼女たちは「共産主義者を根絶せよ」という国軍司令官からの命令によって逮捕されたのである。

ゲルワニのメンバー、とくに1950年代まだゲルワニがゲルウィス（覚醒したインドネシア女性運動）と名乗っていた時代からのメンバーたちは1940年代にオランダと日本に対する独立戦争を闘った戦士たちだった。（p.89）スカルティニンシーの文章にはスナルティ（Sunarti）女史の話が載せられている。彼女は自分がゲルワニに参加した理由について「自分の村で女性たちを支援したり社会的な連帯活動（gotong-royong）に取り組んでいた唯一の女性団体がゲルワニだったから」と語っている。（p.91）こうしてゲルワニはインドネシアの歴史上最大の女性団体になったのである。

その活動が自分や家族の人生に惨劇を引き起こすことになるうとは、その当時まだ誰も思ってもみなかった。ゲルワニの現場指導者の一人だったスジナ¹⁴でさえ次のように述べている。「ドゥウィコラ（Dwikora）への志願兵を養成するための訓練が（ルバン・プアヤ）で開かれたとき、私たち、とくに中央指導部にいたメンバーはゲルワニの第四回全国総会¹⁵の準備で忙しかった。」彼女はまたあの虐殺は、PKIを後ろ盾にしたスカルノから権力を奪い取るために仕組まれた国軍の計画の一部だった、としている。スラミは「あれは高度の政治的戦争だった」¹⁶とも言う。だがスラミもスジナも1950年代から活動に参加していたのにもかかわらず、その活動経験については述べていない。

ゲルワニの犯罪と不道徳性についての体制側のプロパガンダがいかにスジナのあの出来事についての認識に影響を与えたのか、彼女の著書から読み取ることができる。彼女がゲルワニをスカルノの「マレーシア打倒」キャンペーンの軍事訓練から撤退させようと試みたという一節では、軍事訓練に参加したゲルワニのメンバーたちは中央指導部の正式任務としてではなかった¹⁷、と書いている。だが現存する記録にはそうは書かれていない。ゲルワニは「マレーシア打倒」作戦に積極的に参加すると、自ら公式に宣言している。

逮捕されたゲルワニのメンバーとその他の女性の政治囚は監獄で拷問をうけている。なかにはスラミ、スジナ、スリ・アンバル・ルクミアティ（Sri Ambar Rukmiati）、そしてスハルティ・ハルソノ（Suharti Harsono）らのように裁判にかけられたものもいたが、正式なものではなかった。ポールマン¹⁸の記録には、拘禁と分類の方法、特別軍事法廷（Mahmillub）による被告人の権利の剥奪、取調べのなかでの様々な拷問、政治囚がおかれた環境、さらに釈放されたのちも続く政治囚への人権侵害などが記されている。この記録によれば、女性の政治囚はより弱い立場に置かれ、つねにセクハラ、性的暴行と強姦の標的とされた事実が明確に示されている。こうした女性に対してインドネシア各地で行使された暴力の実態とパターンをさらに調査する必要があるだろう。

¹³ Josepha Sukartiningsih, "When Women Become Detainees", in John Roosa et al., Eds, *The Neverending Years: Oral History Essays on Understanding the Experience of 1965 Victims* (Jakarta, Elsam, TRuK, & ISSI 2004).

¹⁴ 同P.4

¹⁵ 同P.3

¹⁶ 同P.14

¹⁷ 同P.2

¹⁸ Anne Pohlman, "A Fragment of a Story: Gerwani and *Tapo*/Experiences" (August, 2004), diambil dari <http://www.she.murdoch.edu.au/intersections/issue10>

子どもと引き離されることも彼女たちにとっては大きな苦痛だった。イギリス人の女性研究者であり、政府の経済問題アドバイザーだったカーメル・ブディアルジョ¹⁹は一時的にジャカルタ南部に収監された際、赤ちゃんに乳をやっている女性と同房になった。この女性はカーメルに次のように語った。

「私は昨日の朝、夫と一緒に逮捕されました。ここに連れてこられたのは私たちが最初だったようです。はじめ子どもと一緒に連れて行くことが許されなかったのですが、こんな赤ん坊を小さな子どもたちと一緒に残していくことはできなかった。子どもたちは赤ちゃんの面倒をみるなんてできないのですから。」²⁰カーメルはブキット・ドゥリ刑務所に移されたとき、また別の赤ちゃんと同房になった。

「私の房は150人ほどの女性が収容された3区画のなかでは最大で、天井がとて高く、天井近くに鉄格子の入った小さな窓が二つあった。房には私以外に4人の女性がいてみな20代前半の新入りだった。うち一人は男の赤ちゃんを連れていて、結局、3人用のこの房のなかで5人と赤ちゃん1人が生活した。

²¹」

カーメル・ブディアルジョとスラミ、スジナ、そしてヨゼーファ・スカルティニンシーは、女性政治囚たちが拘禁と拷問のなかで生きるために行った個人的、あるいは集団的な闘いの様子を描いている。最低限の栄養しか与えられないなかで、それは肉体的な闘いであるばかりでなく、精神的、さらには言えば知的な闘いでもあった。カーメルは自分が他の政治囚に英語を教えたとも書いている。同じくブキット・ドゥリ刑務所に囚われたスラミとスジナは、自分たちがカーメルと一緒に刑務所のなかで文化活動をした、と記している。自分たちで芝居の脚本を書き、それを上演したという。

政治囚の妻とその子どもたちも、こうした状況のなかで別の困難を強いられた。男性の元政治囚のなかには、もし家族からの食料の差し入れがなければ、自分は獄中生活に耐え抜くことができなかったらう、というものもある。1970年代、新秩序体制は食料の配給を停止する決定を行ったのである。ヤヤン・ウィルディハルトは被害者の家族たち、とくに妻や子どもたちが当局の厳しい監視の下で生き抜いたその闘いの様子を記している。夫が逮捕されると、妻がたった一人で家族全員の面倒をみるようになった。周囲からの差別と孤立のなかで彼女たちは子どもの世話をし、同時に獄中の夫の面倒もみなければならなかった。もし当局に「汚染された環境」の過去がある、つまり直接、間接に「共産主義者」あるいはその組織と関係があった人間だと知られば仕事をクビになることもあった。メニク (Menik) はウィルディハルトに次のように語っている。「いつも恐怖に怯えていました。私は当時、車が通りすぎる音を聞くたびに、心臓が張り裂けそうなほど動悸がしたものです。」²²

政治囚の家族たちは生きるために、金目のものならなんでも売りにだした。子どもたちは経済的理由から学校に行けなくなった。子どもたちは学校で友だちと教師から耐え難い屈辱を受けた。例えばウィルディハルトの文章のなかでパルトノ (Partono) はこう述べている。「子どもの頃、外でスポーツをするのが大好きだった。でもそのころ私がPKIの子ともらしいと知ると周りの人々は、PKIの家族もお前も遊び場に入ってはいけぬ。PKIの子どもは『社会のクズ』だからだ。役立たずだ、といわれたものです。」²³

¹⁹ Carmel Budiardjo, *Surviving Indonesia's Gulag* (London: Cassell, 1995)

²⁰ 同P.8

²¹ 同P.150

²² 同P.67

²³ 同PP.79-80

最後に

1965年の悲劇はインドネシア現代史の研究に重大な影響を与えてきた。国内外の様々な研究者によって多くの調査・研究がなされてはいるが、この悲劇の規模、そしてその一般の人々の人生への影響を明らかにするためには、多くの側面でさらなる調査が必要である。なかでも急がれるべきなのは、女性の経験について被害者としてだけでなく、活動家としての女性また家父長制社会における女性としてのその経験に関する研究である。これまで私が読んだ女性たちの経験をベースにしながら、以下のテーマについて今後さらに研究する必要があると考える。

1. 1965年事件以前の草の根レベルでの女性活動家の経験をベースとして、女性運動史を再構築すること。
2. 1965年の大規模粛清に関連してインドネシア各地で行われた女性への暴力について、その場所と構造の全体像を明らかにすること。
3. 国家による監視下で家族を支えた政治囚の妻たちの闘いを記録すること。
4. 真実を語り、正義を実現することを可能にするための社会的取り組みや制度の整備に関して、女性被害者たちの考えを調査すること。

【英語訳 Anom Astika】

【日本語訳 河合大輔】

1965年事件とその後に関する文献目録

ーインドネシア社会史協会の資料から

スハルト体制編纂による9月30日運動の記録

Atmowiloto, Arswendo, *The Treachery of G30S/PKI* (Jakarta: Sinar Harapan, 1986; reprints 1988, 1994).

A "novelization" of the film of the same name, with still photos from the film.

Central Intelligence Agency, *Indonesia—1965: The Coup that Backfired* (Washington: CIA, 1968).

Dinas Sejarah Tentara Nasional Indonesia Angkatan Darat, *The Demolition of G30S/PKI Coup* (Bandung, 1982).

Dinuth, Alex, *Selected Documents around G.30.S/PKI* (Jakarta: Intermasa, 1997).

---- *National Alert and the Latent Danger of Communism* (Jakarta: Intermasa, 1997).

Djanwar, *Revealing The Treachery and Coup of G30S/PKI that Secure Pancasila and Constitution of 1945* (Bandung, 1986).

Facts Around "30 September Movement", Special Edition no. 2 (Jakarta: The Army Center of Information,

- 5 November 1965),
30 September Movement, The Coup of Indonesian Communist Party: Its Background, Actions and Its Demolition (and English translation) (Jakarta, 1994).
The Origin of Building the Sacred Pancasila Monument (Jakarta: Departement of Education and Culture, 1982).
Supreme Command Operation, "Serial of Speeches and Official Statements around "30 September Movement", (Djakarta, 1965).
Kopkamtib (Command Operation of Security and Order), Indonesian Communist Party's 30 September Movement (1978).
Center of History and Tradition of Indonesian Armed Forces, Headquarter of Indonesian Armed Forces, The Latent Danger of Communism in Indonesia (Jakarta, 1994), four volumes. [vol. 1: The Growth of Movement and The Treachery of Communism in Indonesia (1913-1948); vol. 2: The Demolition of PKI's Coup (1948); vol. 3: Consolidation and Infiltration of PKI (1950-59); vol. 4, part A: The Offensive of Manipolis and Revolutionary PKI till the Dawn of G30S/PKI Coup and its Demolition (1959-65), part B: Destroying the Remnants of Communism in Every Kind of Its Manifestation (1966-90).
Nugroho Notosusanto, 40 Days of G30S Break Down (Jakarta: Staf of Defence 1966).
Nugroho Notosusanto and Ismail Saleh, The Coup Attempt of the 'September 30 Movement' in Indonesia (Jakarta: Pemimbing, 1968). Indonesian translation: Tragedi Nasional: Percobaan Kup G 30 S/PKI di Indonesia (Jakarta: Intermasa, 1989; four printings 1989-93).
Poesponegoro, Marwati Djoened and Nugroho Notosusanto, Indonesian National History vol. VI (Jakarta: Department of Education and Culture, PN Balai Pustaka, 1974; fifth reprint 1986), pp. 387-415
Secretary of the 8th Regional Military Command of Brawijaya, Trisula Operation of the 8th Regional Military Command of Brawijaya, ed. 1 (Surabaya: Yayasan Taman Tjandrawilwatikta, 1969)
Soeharto, Soeharto: My Thoughts, My Word, and My Deeds
Soerojo, Soegiarso, Siapa Menabur Angin akan Menuai Badai: G30S-PKI dan Peran Bung Karno (Jakarta: cet. 1, Mei; cet. 2, September; cet. 3, November, diterbitkan sendiri oleh penulis)
Susilomurti and S. Etjip, The Dawn Terror: Facts on the Treachery of G30S/PKI (Jakarta: Jajasan Dharma Sedjahtera, 1966).
Sunnyoto, Agus, dkk., Banser Berjihad Menumpas PKI (Tulungagung: Lembaga Kajian dan Pengembangan PW. GP. Ansor Jatim & Pesulukan Thoriqoh Agung [PETA] Tulung Agung, 1969)
Tim Cidesindo, Membuka Lipatan Sejarah: Menguak Fakta Gerakan PKI (Jakarta: Pustaka Cidesindo, 1999).
Tjondronegoro, Dharmawan, Ledakan Fitnah Subversi G-30-S (Jakarta: Matoa, 1966).

一次資料

- "Selected Documents Relating to the 'September 30th Movement' and Its Epilogue," *Indonesia*, 1, 1966.
"Report from East Java [report by an intelligence officer in November 1968]," *Indonesia* (1968).

政治囚による被告人陳述

- Iskandar Subekti Yusuf, "Liberation Path of Indonesian People," 1972.
Col. Latief, eksepsi 5 May 1978. (Published in Amsterdam by Komitee Indonesia in 1978, also as "Colonel Latief's Defense," *Tapol Bulletin* No. 35 (August 1979).
Munir, "In Defence of Independence, Democracy and Justice," 1973.
Subandrio, "The Defence of (Pledoo) Dr. Soebandrio," by Yap Thiam Hien (October 17, 1966), in Y.T. Hien, *Negara, HAM & Demokrasi* (Jakarta: YLBHI, 1998), pp. 213-236.
Sudisman, *Analysis of Responsibility*, translated by Ben Anderson (Melbourne, 1975).

最高軍事法廷の裁判資料

- I. "The Movement of 30 September" in front of Supreme Military Court, 1. Case of Njono (Jakarta: Pusat Pendidikan Kehakiman A.D., not dated). Trial in February 1966; published no earlier than May 1966.
- II. "The Movement of 30 September" in front of Supreme Military Court, 2. Case of Untung (Jakarta: Center of Army Judge Training, 1966). Trial in March 1966.
- III. "The Movement of 30 September" in front of Supreme Military Court 3. Case of Subandrio (Center of Army Judge Training, 1966?), two volumes: Also, Let. Kol. Ali Said dan Let Kol. Darmawel Ahmad, *Pengupas Fitnah Chianat* (Jakarta: Ethika, 1966?).

The Process of Jusuf Muda Dalam (Jakarta: Special Field of Supreme Attorney, 1967).

9月30日運動の政治囚に関する政府文書

Indonesian Department of Foreign Affairs, Indonesian Government Policy in Dealing with the G30S/PKI Detainees (Jakarta, 1978).

回顧録、自叙伝、伝記

- Anon, "By the Banks of the Brantas", appendix A of Human Rights Watch, *Injustice, Persecution, Eviction: A Human Rights Update on Indonesia and East Timor* (New York, 1990).
Bud, S., "Salemba," serialized in *Arena*, part 5: "Indoktrinasi di Lapangan Salemba."
Budiardjo, Carmel, *Surviving Indonesia's Gulag* (London: Cassell, 1995).
Dani, Omar, God, Use My Heart, My Mind and My Hand: The Defense Statement of Omar Dani (Jakarta:

- ISAI, 2001).
- Hanafi, A.M., *A.M. Hanafi Menggugat* (Lile, France: Edition Montblanc, 1998).
- Havelaar, Ruth (Jitske Mulder), *Goodbye Indonesia* (Jakarta: Lentara, 1995). Translation of *Quartering: A Story of a Marriage in Indonesia During the Eighties* (Monash Papers on Southeast Asia, no. 24, 1991).
- Hersri, "Keeping Your Head: Memoir of Detention in Prison," *Inside Indonesia* (October 1984).
- Hersri, "Dua Wajah dalam Satu Haribaan: Warna-warna Pendewasaan di Pulau Buru," *Prisma* (Oktober 1979).
- Hersri, "Art and Entertainment in New Order's Jails," *Indonesia*, no. 59 (1985).
- Hersri, *Memoar Pulau Buru* (Magelang: IndonesiaTera, 2004)
- Ibu Marni, "I am a Leaf in a Storm," trans. by Anton Lucas, *Indonesia* 47 (April 1989).
- Karim DP, A., "Tiga Faktor Penyebab G30S," lecture in Jakarta at PAKORBA seminar, 25 October 1999.
- Kusni, JJ., *Di Tengah Pergolakan: Seorang Dayak "Rengan Tingang Putra Naga" di Pedesaan Jawa* (Yogyakarta: Penerbit Ombak, 2005)
- Kusni, JJ., *Membela Martabat Diri dan Indonesia: Koperasi Restoran Indonesia di Paris* (Yogyakarta: Penerbit Ombak, 2005)
- Latief, Col., *Serangan Umum 1 Maret 1949 di Ibu Kota R.I. Yogyakarta* (unpublished manuscript, 1996; 118 pages).
- Moestahal, Achmadi H., *Dari Gontor ke Pulau Buru* (Yogyakarta: Syarikat, April 2002)
- Oei Tjoe Tat, *Memoar Oei Tjoe Tat, Pembantu Presiden Soekarno* (Jakarta: Hasta Mitra, 1995).
- Pandu Nusa, "The Path of Suffering: The Report of a Political Prisoner on his Journey through Various Prison Camps in Indonesia," *Bulletin of Concerned Asian Scholars* 19: 1 (1987).
- Pramoedya Ananta Toer, *Nyanyi Sunyi Seorang Bisu*, 2 volumes (Jakarta: Lentara, 1995-97).
- Pranoto Reksosamodra, "Pembuat catatan kronologis" (Jakarta, 1 April 1989; 3 pages)
- Pipit Rochijat, "Am I PKI or non-PKI?," *Indonesia* 41 (April 1986).
- Raid, Hasan, *Pergulatan Muslim Komunis* (Yogyakarta: LKPSM/Syarikat, 2001).
- Saroso, Kresno, *Dari Salemba ke Pulau Buru: Memoar Seorang Tapol Orba* (Jakarta: ISAI & Pustaka Utan Kayu, Agustus 2002)
- Siauw Giok Tjhan, untitled manuscript on G30S.
- Siauw Tiong Djin, *Siauw Giok Tjhan* (Jakarta: Hasta Mitra, 1999).
- Soebandrio, *Kesaksianku* (various editions, 2001).
- Sophiaan, Manai, *Kehormatan Bagi Yang Berhak: Bung Karno Tidak Terlibat G30S/PKI* (Jakarta: Yayasan Mencerdaskan Kehidupan Bangsa, 1994).
- Sudjinah, Terempas Gelombang Pasang: *Riwayat Wartawati dalam Penjara Orde Baru* (Jakarta: Penerbit Pustaka Utan Kayu, 2003)
- Sulami, *Parempuan-Keberaran dan Penjara* (Jakarta: Cipta Lestari, 1999).
- Sulami, *Merentang Purnama* (Jakarta: Cipta Lestari, 2001).
- Suparna (SOBSI leader), untitled autobiography, c. early 1980s, 22 chapters.

D&R, interview with Sulami, 15 May 1999.

D&R, "Wawancara Serma Boengkoos: Tahu-Tahu Jenderal yang Masih Hidup Digandeng," 12-17 April 1999.

Raykat Merdeka, "Ibaruri Aidit: Kesalahan PKI Harus Diungkap," 13 March 2000.

Sydney Morning Herald, story on the PKI ex-prisoners by Louise Williams, July 1999

Tempo, "Kol. A. Latief: Kami Harus Bertanggung Jawab," 12 Oktober 1998.

学術研究

Anderson, Benedict, and McVey, Ruth, *A Preliminary Analysis of the October 1, 1965 Coup in Indonesia* (Ithaca: Cornell University Modern Indonesia Project, 1971).

Anderson, B. & McVey, R. "What happened in Indonesia?," *New York Review of Books* (1 June 1978).

Anderson, Benedict, "How did the Generals Die?," *Indonesia* 43 (April 1987).

Bass, J., "The PKI and the Attempted Coup," *Journal of Southeast Asian Studies* Vol. No. 1 (March 1970)

Bowen, C., *From the Ashes: The Rise and Fall of the PKI* (Sydney, 1990).

Brackman, Arnold, *The Communist Collapse in Indonesia* (New York: Norton, 1969).

--- *Indonesia: The Gestapu Affair* (American-Asian Educational Exchange, 1969)

Budiardjo, Carmel, "Indonesia: Mass extermination and the consolidation of authoritarian power" in A. George, ed., *Western State Terrorism* (Polity Press, 1991).

Bunnell, Frederick, "American 'low posture' Policy toward Indonesia in the Months Leading to the 1965 Coup" *Indonesia* No. 50 (October 1990).

Brands, H.W., "The Limits of Manipulation: How the United States Didn't Topple Sukarno," *The Journal of American History*, 76: 3 (December 1989).

Cayrac-Blanchard, Francoise, *Le Parti Communiste Indonésien* (Paris: Armand Colin, 1973).

Center for Information Analysis, *Gerakan 30 September: Antara Fakta dan Rekayasa* (Yogyakarta: Center for Information Analysis, 1999).

Cribb, Robert, ed., *The Indonesian Killings: 1965-1966: Studies from Java and Bali* (Clayton, Victoria: Monash University, 1990).

Crouch, Harold, *The Army and Politics in Indonesia* (Ithaca: Cornell University Press, 1978).

--- "Another Look at the Indonesian 'Coup'," *Indonesia* 15 (April 1973).

Dake, A.C.A., *In the Spirit of the Red Banteng: Indonesian Communism between Moscow and Peking 1959-1965* (The Hague, 1973).

Fealy, Greg, *The Release of Indonesia's Political Prisoners: Domestic vs. Foreign Policy* (Clayton: Monash University Centre for Southeast Asian Studies, 1995).

Goodfellow, Rob, "Api Dalam Sekam: The New Order and the Ideology of Anti-Communism" (Monash University, Center of Southeast Asian Studies, Working Paper 95, 1995).

Gunawan, Basuki., "Political Mobilization in Indonesia: Nationalists against Communists," *Modern Asian Studies* 7: 4 (1973).

Gunawan, Basuki., *Kudeta, Staaatsgreep in Djakarta, de Achtergronden van de 30 September-Beweging in Indonesie* (Meppel: Boom, 1968).

Holtzappel, C. "The 30 September Movement: A Political Movement of the Armed Forces or an

- Intelligence Operation?," *Journal of Contemporary Asia* 9:2 (1979).
- ISAI, Bayang Bayang PKI
- Kahin, George, Nationalism and Revolution in Indonesia
- Kasenda, Peter, "Sarwo Edhie Wibowo dan Operasi Militer: Penghancur GESTAPU/PKI dan Pendobrak Orde Lama," *Prisma* (1992).
- Krisnadi, I.G., "Sistem Pertanian Kolektif Tapol Buru 1969-79," *Gerbang*, vol. 4, no. 9 (April-May 2001).
- Krisnadi, I.G., *Tahanan Politik Pulau Buru 1969-1979* (Jakarta: LP3ES, 2001).
- Kok, Jean van de, Robert Cribb, and M. Heins, "1965 and All That: History in the Politics of the New Order," *RIMA* (Summer 1991).
- Lembaga Studi Ilmu-Ilmu Kemasyarakatan (LSIK), Rangkaian Peristiwa Pemberontakan Komunis di Indonesia 1926-1948-1965 (Jakarta, 1983).
- Lev, Daniel, "The Political Role of the Army in Indonesia," *Pacific Affairs* 36: 4 (Winter 1963-64).
- "Indonesia 1965: The Year of the Coup," *Asian Survey* (February 1966).
- Lyon, Margo, *Bases of Conflict in Rural Java* (Berkeley: University of California Center for South and Southeast Asian Studies, 1970).
- Maxwell, Neville, letter to JCA, 1979.
- McGehee, Ralph, "The CIA and the White Paper on El Salvador," *The Nation*, April 11, 1981.
- "Should the US Fight Secret Wars?," *Harpers*, December 1984.
- McVey, Ruth T., "Indonesian Communism and China," in Tang Tsou, ed., *China in Crisis*, 2 vols. (Chicago, 1968).
- McVey, Ruth, ed., *Context, Meaning and Power in Southeast Asia* (Ithaca: SEAP, 1986); article on "The Wayang Controversy in Indonesian Communism."
- Monash University seminar "Trauma of 1965" 1987.
- Mortimer, Rex, Indonesian Communism under Sukarno: Ideology and Politics, 1959-1965 (Ithaca: Cornell University Press, 1974).
- Mortimer, Rex, "The Downfall of Indonesian Communism," *The Socialist Register*, 1969.
- Mortimer, Rex, "Indonesia: Émigré Post-Mortems on the PKI," *Australian Outlook* 22: 3 (1968).
- Mrazek, Rudolf, The United States and the Indonesian Military 1945-1965: A Study of an Intervention (Prague: Oriental Institute, 1978), two volumes.
- Paget, R.K., "The Military in Indonesian Politics: The Burden of Power," *Pacific Affairs* (Fall 1967).
- Pauker, Guy, The Rise and Fall of the Communist Party of Indonesia (Santa Monica: Rand, 1969).
- Pauker, Guy, "The Gestapu Affair of 1965," *Southeast Asia: An International Journal* 1: 1-2 (1971).
- Poulgrain, Greg, The Genesis of Konfrontasi Malaysia
- Robinson, Geoffrey, "The Post-Coup Massacre in Bali," in Daniel Lev and Ruth McVey, eds., *Making Indonesia: Essays on Modern Indonesia in Honor of George McT. Kahin* (Ithaca: Cornell Southeast Asia Program, 1996).
- Scott, Peter Dale, "The United States and the Overthrow of Sukarno, 1965-67," *Pacific Affairs* 58 (Summer 1985).
- Coming to Jakarta
- Sen, Krishna, *Indonesian Cinema: Framing the New Order* (London: Zed Press, 1994).
- Sloan, Stephen, A Study in Political Violence: The Indonesian Experience (Chicago: Rand McNally, 1971).
- Sutter, John O., "Two Faces of Konfrontasi: 'Crush Malaysia' and the Gestapu," *Asian Survey* (October 1966).

- Tornquist, Olle, *The Dilemmas of Third World Communism: The Destruction of the PKI in Indonesia* (London: Zed Press, 1984).
- Van der Kroef, Justus, "Interpretations of the 1965 Coup in Indonesia," *Pacific Affairs* 48: 4 (1971).
- "Origin of the 1965 Coup in Indonesia: Probabilities and Alternatives," *Journal of Southeast Asian Studies* 3: 2 (1972).
- "Indonesia: the Battle of the 'Old' and the 'New Order,'" *Australian Outlook* 21 (April 1967).
- Weatherbee, Donald, "Interpretations of 'Gestapu': the 1965 Indonesian Coup," *World Affairs* 132: 4 (1970).
- "Phoenix Supine: the Indonesian Communist Party and Armed Struggle," in *Armed Communist Movements in Southeast Asia* (1984).
- Webb, R.A.F. Paul, "The Sickle and the Cross: Christians and Communists in Bali, Flores, Sumba and Timor, 1965-67," *Journal of Southeast Asian Studies* 17: 1 (March 1986).
- Wertheim, W.F., "Indonesia Before and after the Untung Coup," *Pacific Affairs* (Spring-Summer 1966).
- "Suharto and the Untung Coup - The Missing Link," *Journal of Contemporary Asia* 1 (Winter 1970).
- "Whose Plot? - New Light on the 1965 Events," *Journal of Contemporary Asia* 9: 2 (1979).
- "Sejarah Tahun 1965 Yang Tersumbunyi," *Arah*, no. 1, 1990.
- Wieringa, Saskia, *Penghancuran Gerakan Perempuan di Indonesia* (Jakarta: Kalyanamitra and Garba Budaya, 1999).

Tapol Bulletin の記事

- Tapol. "Massacres in East Java," *Tapol Bulletin*, April 1976.
- Tapol. *The trial of D.N. Aidit* Tapol Bulletin No. 41/2 September/November 1980
- Tapol. "Did Suharto Mastermind the 1965 Coup Attempt?" *Tapol Bulletin* No. 50 (March 1982).
- Tapol. *A clean up for Suharto's image* Tapol Bulletin No. 72 November 1985
- Tapol. *Purging a hundred million* Tapol Bulletin No. 78 December 1986
- Tapol. *Suharto and the 1965 Affair* Tapol Bulletin No. 78 December 1986
- Tapol. *Suharto's role in the G30s* Tapol Bulletin No. 90 December 1988
- Tapol. *Looking back at SuperSemar* Tapol Bulletin No. 92 April 1989
- Tapol. *How Washington backed the 1965 Massacre* Tapol Bulletin No. 95 October 1989
- Tapol. *US Embassy helped Suharto's 1965 death squads* Tapol Bulletin No. 99 June 1990
- Tapol. *Revelations in CIA's hidden history* Tapol Bulletin No. 100 August 1990
- Tapol. *The 1965 Massacre* Tapol Bulletin No. 101 October 1990
- Tapol. *Another look at 1965* Tapol Bulletin No. 103 February 1991
- Tapol. *A banned book and a White Book* Tapol Bulletin No. 122 April 1994
- Tapol. *Flogging the official line* Tapol Bulletin No. 128 April 1995
- Tapol. *Book on 1965 tragedy launched* Tapol Bulletin No. 132 December 1995
- Tapol, *Treatment of Indonesian Political Prisoners: Forced Labour and Transmigration* (London, 1978), 29pp.

米国政府関係者による文書

CIA, Intelligence Report: Indonesia – 1965, The Coup that Backfired (1968).

Hilsman, Roger, To Move a Nation: The Politics of Foreign Policy in the Administration of John F. Kennedy (New York: Delta, 1967).

Green, Marshall, *Indonesia: Crisis and Transformation, 1965-67* (Washington: Compass Press, 1990).

Jones, Howard, *Indonesia: The Possible Dream* (New York: Harcourt Brace Jovanovich, 1971).

Tovar, Hugh, "The Indonesian Crisis of 1965-1967: A Retrospective," *International Journal of Intelligence and Counterintelligence*, 7 (Fall 1994).

ジャーナリストによる報告

Hughes, John, *Indonesian Upheaval* (New York: McKay, 1967).

映像

Pengkhianatan G30S/PKI. Directed by Arifin C. Noer, 1984.

Shadow Play, Produced by SBS Australia, 2004

海外の新聞・雑誌記事

"And How They Died," *The Economist*, 20 August 1966.

Sutton, Horace, "Indonesia's Night of Terror," *Saturday Review*, 4 February 1967.

"One Million Dead?," *The Economist*, 20 August 1966.

Mallor, Bridget, "Political Killings in Indonesia," *New Statesman*, 5 August 1966.

King, Seth S., "The Great Purge in Indonesia," *New York Times Magazine*, 8 May 1966.

Topping, Seymour, "Slaughter of Reds Gives Indonesia a Grim Legacy," *New York Times*, 24 August 1966.

Contenay, Jean, "Another Bloodbath?," *FEER*, 23 November 1967.

---- "Heritage of Blood," *FEER*, 14 December 1967.

Moser, Don, "Where the rivers ran crimson from butchery," *Life*, 1 July 1966.

Rey, Lucien, "Dossier of the Indonesian Drama," *New Left Review* 36 (March-April 1966).

インドネシアの新聞・雑誌記事

- "Setelah wawancara Sudomo," *Tempo*, 10 July 1976.
DeTak, no. 12, 29 Sept – 5 October 1998.
Kompas, "Saya Menyesal Mayjen M.T. Haryono Tertembak," 30 Maret 1999 [re: Bungkus].
Tempo, October 1990.
Budiman, Arief, "Soal Tahanan Politik Bagaimana Menghadapinya," *Tempo* (9 Januari 1973), p. 13.
"30 September, 7 Tahun Kemudian," *Tempo* 3: 30 (1972), pp. 5-10.

小説

- Aleida, Martin, *Layang-Layang Itu Tak Lagi Mengepak Tinggi-Tinggi* (Emansipasi, 1999).
Aveling, Harry, ed. and trans., *Gestapu: Indonesia Short Stories on the Abortive Communist Coup of 30th September 1965* (Honolulu: University of Hawaii southeast Asian Studies Working Paper no. 6, 1975).
Putu Oka Sukanta, *Merajut Harkat* (Yogyakarta: Pustaka Pelajar, 1999).
Yudhistira ANM Massardi, *Mencoba Tidak Menyerah* (Yogyakarta: Yayasan Benteng Budaya, 1996).
William Frederick and John McGlynn, eds., *Reflection on Rebellion: Stories from the Indonesian Upheavals of 1948 and 1965* (Athens, Ohio: Ohio University Center for International Studies, 1983). [contents: Pram, "Acceptance"; Rukiah, "An Affair of the Heart"; Khayam, "Bawak," and "Sri Sumarah."]

LEKRA (人民文化協会) と文化論争

- Ajip Rosidi, "Manifes Kebudayaan dan KKPI," *Horison* (January 1987 and February 1987), "Masa Lalu Sebagai Sejarah" (August 1987).
Moeljanto, D.S. and Ismail, Taufiq, eds., *Prahaya Budaya: Kilas-balik Ofensif Lekra/PKI* (Bandung: Mizan, 1995).
Aveling, Harry, "Indonesian Writers and the Left, Before 1965," *RIMA* 4: 1-2 (January-June 1970).

論文・文献案内・研究ノート

Essay, Bibliography, Research Note

ビルマ女性はどうのように語られてきたか

ー邦語文献に見るビルマ女性ー

みなみだ
南田 みどり

はじめに

ビルマが我が国のメディアでとりあげられることは稀である。それでも2003年の女性指導者襲撃、2004年の首相逮捕、2005年の首都移転などは記憶に新しい。たしかに、これらの断片的な報道は、水面下の真実に迫るものではない。それでも、それらが軍事政権下の出来事だと説明されれば、一応納得されるのが常である。戦後60年を越えたいま、我々の中で軍国主義時代の記憶を持つ者は減少の一途をたどる。我々の大半は、言論統制や停電の闇に思いを馳せることすらかなりの想像力を駆使しなければならない。ただ、軍事政権下では尋常ならざることや理不尽なことがまかりとおるという認識がかりうじて保持されているからこそ、ビルマの現状にたいしてもそのような納得が成り立つのである。

一方ビルマを訪れる観光客は、都会の喧噪と熱気、豊かな自然、仏教建築、そして人々の微笑に目を奪われる。そして眼前の風景と、我が国で与えられてきた情報との落差にとまどうのが常である。貴重なドルを落とす観光客の目からは、軍隊の基地も強制労働も、軍事政権にかかわる多くの事物が巧みに遮蔽されているのである。

このような風景と水面下の真実との落差は、ビルマ女性に関しても見いだせる。風景の中のビルマ女性は、元気でたくましい。ビルマ女性は地位が高く、恵まれた権利を享受しているという主張は、いまま根強い。また女性指導者アウンサンスーチー「活躍」の印象も強く与えられている。その一方で、遅きに失した観はあるが、ビルマ軍による性暴力の被害や人身売買も、メディア等で取り上げられはじめた。26年間の社会主義という名の軍事官僚独裁、その後18年に及ぶビルマ族仏教文化至上主義をかかげた軍事政権の迷走、そのもとで国防費が国家予算を圧迫し、兵員は増強の一途をたどり、物価は年々上昇し、難民は増加し、エイズが拡大する現在、それらと風景の中の「元気な女性」とのかかわりは、どのように説明されるのか。

本稿では、そのような問題を念頭に置きながら、邦語文献におけるビルマ女性関係の言説をたどってみたい。

1. ビルマ女性に関する邦語文献について

本稿でとりあげた文献については、若干の説明が必要であると考え。まず第一に、ここで扱う文献の範囲とその分類についてである。我が国におけるビルマ女性に関する研究はいまだ緒についたばかりで、学術論文は極めて少ない。したがって、学術的なものだけでなく一般向けのものや報道的な

ものまで必要に応じて、ビルマ女性に言及した叙述を現時点で可能な限り収集した。そしてそれらをその内容から便宜上、(A) 社会と女性(女性全般)、(B) ビルマ仏教・慣習法の中の女性、(C) 文学の中のビルマ女性、(D) 民主化・人権とビルマ女性、(E) 人身売買・性暴力・「慰安婦」とビルマの5項目に分類した。さらに各項目内ではその形式から、著書、論文、解説・報告、記事の細目に分類し、各細目内の著者名を五十音順で提示した。

(D) と (E) は本来は不可分のものであり、両項目にまたがって言及する文献もある。しかし、アウンサンスーチーに関する著作が多数に上るため、民主化運動に言及したものは、便宜上 (D) に含めている。そのほか (B) ③オブライエンのように、便宜上仏教の項に含めたが、結婚離婚からアウンサンスーチーにまで叙述が及ぶ著作もある。

(C) の邦訳文学作品は、ビルマ女性による直接の発信としての意義を持つ。したがってその背景として著者の生きた時代を把握する必要もあろうかと、著者名の後の() 内に生年没年を、《 》内にビルマでの出版年を入れている。(C) ①にあげたマウン・ターヤならびに南田編の2冊の短編集には、それぞれ12編、21編の作品が収録されるが、作品名は割愛した。この2冊以外の書籍、雑誌など掲載された作品は、(C) ④に示した。なお、獄中作家であったサンサンヌエーの短編は(C) ②南田1999に、同じくマ・ティーダーの短編は(C) ①南田2001のほか(C) ③南田1997にも収録されている。

さらに、各項目内の細目についても、若干ふれておく。著書のうち(B) のビルマ仏教徒慣習法に関する2点は、女性に関する叙述に限定されるものではないが、慣習法そのものが女性の問題と深くかわっているのも、著書の細目に含めている。また(D) ①アムネスティ・インターナショナル1993も、女性問題に特化したものでなく、(E) ①稲垣もビルマの問題に限定したものではない。ただ、章立てによる区分はないが、ビルマ女性の問題について断片的あるいは、分散的に言及されるため著書に含めた。

論文の細目には、注記や文献名が提示されたいわゆる論文形式のもののみを入れている。学術的であっても、それ以外のは解説・報告の項に入れた。また、同じアムネスティ・インターナショナルの報告でも市販されているものは、(D) ①で著書として扱い、内部向け報告書は(D) ③で報告として扱っている。なお執筆者名が明記されたものは、新聞雑誌記事も解説・報告の項に含め、執筆者名のないものは記事の項に入れている。

以下本文で言及する文献のうち、同一細目内における同一著者の著作は出版年を付記することによって、また同一著者の同一出版年の著作には出版年の後に文献目録の提示順の番号を付記することによって区別することとする¹。また、それらの文献のうち特にページの明示が必要と思われるものや、引用に限り、<>内にページを示した。

以上、文献の範囲と分類に続いて第二に、文献の全般的な傾向について概観しておく。出版年の最も古いものは1941年から43年の、(A) ②クリスチャン、シュウエイヨ・ー²、鈴木、ラヒリ、(B) ①ムーサムである。この時期は「南方進出」の必要性から、風土論、資源論をはじめとする「南方」関係書籍多数がにわかに出版された³。これらはその一環である。このほかにも、日本軍によるビルマ占領期(1942-45)には、日本国内ならびに占領地における邦語出版物にビルマ女性への言及が見られる⁴。これらの収集と分析は今後の課題としたい。

¹ たとえば(A) ②南田1997-1と表記する。

² この人名は訳者の誤記でありカタカナ表記はシュウエイ・ヨーとなるべきものである。なお、これは英国人官僚ジョージ・スコットの別名である。またクリスチャンは米国人教師であった。

³ 南田「[D] 文学[E] 芸術」東京外国語大学ビルマ語研究室ビルマ研究グループ『ビルマ関係邦語文献の解題及び目録』1985. p.13-14

⁴ たとえば1942年9月20日読売新聞社が陸軍当局からビルマにおいて軍管理のもとで新聞事業の経営を委託さ

戦後は、1960年代70年代まで文献が少ない。(A)②で太田が日本占領期の女性団体などに言及し、土橋が留学体験を記録するほかは、(B)③の生野、大阪外国語大学ビルマ語研究室、大野、黒木などによる女性仏教修行者、仏教徒慣習法や成文法における女性の権利の断片的叙述にとどまる。1962年以降ビルマは、ビルマ式社会主義体制下の鎖国政策により、情報も閉ざされた。ビルマ女性関係の記述がこれにとどまったのは、この時期まで、ビルマ女性についての特筆すべき事柄が、この分野以外にとりたてて見いだされなかったことをも意味するであろう。

80年代に入ってもこの傾向が踏襲されるかに見える。たとえば、ビルマ女性の名を冠した論文としては最初のものである(B)②村上は、仏教徒慣習法ダムマタツ⁵⁾における女性の立場を扱い、(B)③ウー・ウエプツラは、現代社会にも生きる女性に関する金言を列挙する。強く美しく賢明なビルマ女性像については、引き続き(A)②土橋1981や松井が言及している。

ただ、70年代後半から80年代にかけて、女性作品の翻訳紹介がなされたことはひとつの変化であった。(C)①に7点の長編、(C)④で3点の短編女性作品を示したが、なかでも、(C)①マウン・ターヤ編の女性短編集によって、12人の女性作家が語るビルマ女性の日常が80年代に紹介されたことの意味は大きい。12人のうちモウモウ(インヤー)⁷⁾は、ほかに短編2点、長編2点の邦訳があるが、強く美しく賢明で、法的に恵まれた立場にいるはずのビルマ女性の問題を控えめに浮き彫りにした。そのメッセージを日本の女性作家である山崎が受けとめ、(C)③の3点を著した。山崎は(D)③南田1997の編者ともなっている。

さて、リストの大半を占めるのは90年代以降の文献である。(A)①ミヤミヤキン、(B)②飯國、平木、(B)③川並、そして奥平による(B)①③など、従来の分野での業績の増加もあるが、翻訳を契機に文学作品からビルマ女性の問題を読み取る南田の業績が、(C)から(A)(D)の分野へ広がっている。

90年代に新たに加わった分野が(D)(E)、すなわち民主化闘争・人権・性暴力である。この分野は学術的な叙述よりむしろジャーナリスティックな叙述が凌駕している。(D)で圧倒的多数を占めるアウンサンスーチー関係の著作は、彼女がノーベル平和賞を受賞した91年から92年、彼女が自宅軟禁を解除され面会が可能だった95年から96年に集中する。ただ、アウンサンスーチー関係の新聞・雑誌記事の渉猟は未完であることをお断りしておきたい。

ビルマの人権問題や国軍による性暴力は、すでに社会主義時代から発生していた。しかしそれが世界の注目を浴びたのは、88年の民主化闘争弾圧が契機であった。また(E)の人身売買や「慰安婦」問題の書き手は、ビルマ研究者の中からというより、むしろビルマ研究の外部から世界的な運動の流れとあいまって登場した点が特徴的である。

以下にこれらの言説の内容的特徴を、前述の問題すなわち、軍事政権下で注目を浴び出した女性への抑圧が、女性の「強さ」とどうかかわるかという問題に絞って整理しておきたい。

れ、1943年1月1日より『ビルマ新聞』を発行している。不完全であるが大阪外大図書館に所蔵され、断片的に女性関係の叙述が見られる。

⁵⁾ ダムマタツ(ダマタツ)はビルマ族歴代王朝で遵守され、その時々判例慣行を加えて書き改められてきた慣習法。現在も親族法、相続法は大部分が慣習法であり、各人が信仰する宗教によって適用の如何を異にする。

⁶⁾ モウモウの訳書には2長編が収録されるが、同様にマ・サンダーの訳書には『ラングーン歌4時30分発』(1983)も収録されている。なお「マウン」「ウー」「マ」「ドー」はMr.やMs.にほぼあたり、ペンネームには用いない作家が多い。

⁷⁾ ビルマの人名は誕生曜日に属する文字を使用する原則があり、姓はない。中黒「・」は姓と名の区切りでなく、音節の区切りである。またビルマ語の発音のカタカナ表記は翻訳者によって異なる。たとえば「モウ・モウ」「モウモウ」「モウモウ」は同一人物であり、(C)①キン スウエ ウーは④キンスエウーと同一人物である。

2. ビルマ女性をめぐる言説の過去と現在

ビルマ女性の「自由さ」は古くは、(A) ②クリスチャン、シュウィイヨ・ー、ラヒリ、鈴木によって、すなわち英国人、米国人、インド人、日本人男性によって語られてきた。その根拠としてあげられるのは、第一に、現在も人口の7割近くを占めるビルマ族の仏教徒慣習法に保障される「男女平等」である。すなわち財産所有、結婚離婚、遺産相続などにおいて女性が男性と同等の権利が与えられてきたことをさす。その詳細は、(B) ①ムーサム、奥平、(B) ②村上、③大野、奥平などを参照されたい。

第二の根拠は、社会「進出」すなわち家庭外労働あるいは経済活動への従事や、教育レベルの高さである。これについては上記のほか、(A) ②川並、土佐、根本(敬)、松井などによる言及もある。たとえば土佐は社会主義計画党時代の公務員の賃金や待遇における男女平等や、90年代における高等教育機関に在籍する女性の割合の高さを指摘している。川並、松井はさらに、結婚によって姓が変わらないことを、父系制の緩さ、母系社会の伝統ととらえて、女性の「強さ」の証しに加えている。そのほかにも、根本(敬)やラヒリは家庭内における妻や母の実権の強さを指摘し、鈴木は妻が夫の仕事にも重大な発言権を持つことに言及している。

しかし、たとえば川並、松井に見られるように、女性が社会的経済的に「強い立場」にあるが、ビルマ社会で最終的に女性より男性が優越するとの指摘もなされている。その根拠は男性の宗教的優位性に求められる。出家して涅槃に至ることのできるのは男性のみであり、女性は功徳を積んで男性に生まれ変わることによって涅槃への道が開けるというのである。これらはビルマ女性に対する調査や取材によって得られた叙述である。松井は仏教思想の壁に加えて、農村女性の劣悪な労働状態に言及し、ビルマ女性が直面するのは「男女差別の問題よりも、生活環境の全般的改善」だと結論づける。

ビルマ女性は社会的経済的に「強い立場」にあるが、宗教的優位性により最終的には男性が優越するというのが、ビルマ女性に関する文献の大半の共通した認識となってきた。これと並行して、ビルマ女性の「地位の高さ」の根拠とされる仏教徒慣習法に、一夫多妻を容認する条項があることもしばしば問題とされてきた。たとえば、(B) ②奥平2000<p.3>は、夫の姦通罪は妻への残虐行為に伴わない限り離婚の要件にはならないが、妻の姦通は要件となることをもって女性が不利な立場にあると指摘する。

しかし現実にはこの条項は有名無実化しているという主張も、往々にしてビルマ女性自身によって発信されてきた。たとえば(A) ②ドー・ポー<p.31>は「ミャンマーでは一夫一婦主義が実行されていて、「ミャンマーの女性は経済的にも社会的にも教育の上でも結婚生活の上でも抑圧から解放されており、彼女達は女性としてのすべての権利を完全に手中にしている」と述べる。

一方ビルマ女性著者による唯一の邦語論文(A) ①ミヤミヤキン<p.71-72>は、「ミャンマー連邦の法律では一夫多妻制が認可されている。法律ではミャンマー(ビルマ族の人々も含む)の男性に経済力があればあるほど、法的に離婚しないで、多数の女性と結婚できる。ところがミャンマーの女性の場合、離婚した後でなければ再婚できない。また、女性が不倫していることを彼女の夫が知ったら、相手の男性は訴えられ、逮捕されるのである。妻は夫のものなので、彼女に手を出す人は他人の物を取ることであり、泥棒とみなされる」とするが、現実にはビルマ族社会は一夫一妻制を最良とみなし、一夫多妻は「不忠実」とみられると述べる。⁸

⁸ ミヤミヤキンのいう「法律」は注5にも述べたように慣習法をさす。なお1989年軍事政権は国名ビルマのローマ字表記をミャンマーに統一した。その根拠はミャンマーは国民をさし、ビルマはビルマ族をさすということであったが、ビルマ(パマー)とミャンマーは同義語で従来よりビルマ族をさし、1948年の独立後国内では国名として双方が使用されていた。

このような叙述はあるものの、(A) ②佐久間<p.166-167>と(B) ③オブライエン<p.132-135>が、裕福な家庭における一夫多妻の見聞に言及し、(C) ①南田も、第一の妻や第二の妻の視点から書かれた女性作品2編を収録する。この点については、次の章でさらにふれることとする。

一方このような世俗の問題を離れて、宗教の場における女性とくにティラシン(女性仏教修行者)の研究からビルマ女性に言及した業績がある。剃髪し八戒を守る女性修行者を(B) ②平木、③川並は尼僧と称する。前者はその修道施設における修行の一端を紹介し、後者は仏教教団におけるその潤滑油的存在としての役割を評価する。一方(B) ②飯国は比丘尼との差異を明示したうえで、その地位上昇への努力に言及する。

なお川並が(B) ③1997-2<p.269-270>で、ビルマやタイの仏教社会で女性と生まれたことは前世の悪業の報いと思われるため、女性は現世では功德を積んで男に生まれ変わるよう祈るのであり、女の人生は男に比べて「苦」に満ち、「女であることは困難で大変だ」という一般通念がまだまだ強い」と述べ、それによって「出家」する女性が少なくないと指摘する一方で、(A) ②で社会的経済的な「強い立場」を強調していることにも注目しておきたい。

このように、(A) (B) で多数言及される仏教徒慣習法における比較的对等な権利や、「社会主義」下における制度的な「整備」に裏打ちされた社会的経済的「強さ」と、現世における「苦」や見え隠れする一夫多妻制度、そして宗教的な男性優位は、どのように整理されるべきか。さらにはそれらが(D) (E) で扱われる女性を取り巻く諸問題とどうかかわるのか。

3. 内なる男性優位思想

それらを整理する作業は、現在のところ、女性作品の分析を基礎とした南田の一連の仕事に、とりわけ95年以降のものに見いだされるだけである。以下にそのあらましを伝えたい。

(A) ②1996は、仏教思想が男性優位の社会通念を作り上げてきたことを明らかにし、ビルマ女性が処世訓や仏陀の前生譚の賢女像にとらわれているさまを、賢女幻想の呪縛と規定している。

さらに(A) ①1997は、現世の苦から逃れるために功德を積み来世で男子に転生することを願うビルマ女性が、積徳の一環として家庭内外で労働に勤しみ、最高の功德であるパゴダの建立や息子を出家させることに邁進してきたさまを、「内なる男性優位思想」のなせるわざと規定し、「内なる男性優位思想は善女たちに、現世での対決を回避させ、労働に情熱を注がせ、財を蓄えさせ、家庭内は波風立てず夫を立てさせてきた」<p.121>と述べる。

続いて著者は、「内なる男性優位思想」がビルマ女性に男性の視点を内在させたことを指摘する。すなわち、結婚離婚の「自由」や、財産所有や家庭外労働における「対等性」などは、たとえ実際にそれで両性が対等の権利を持つとみなせたとしても、対等は対等に過ぎず、それが一方の性の地位の高さを意味するのではないとして、対等の権利を持つことをもって女性の地位が高いあるいは自由だと判断する観察者の視点に着目する。それは、女性が男性と対等の権利を有しないことを当然とする前提に立つ視点、すなわち男性の視点である。男性の視点は男性に限らず、ビルマ女性を語る多くのビルマ女性の中にも存在することを明らかにするのである。

これに続いて著者は、ビルマ国内で出版されたビルマ女性に関するビルマ語英語文献を中心に洗い直しながら、「恵まれた地位」ゆえに低調だったといわれる女性運動についてその系譜をまとめる。その中で著者は、格別「恵まれた地位」を獲得したという思い込みにとらわれたビルマ女性が、独立闘争、抗日闘争そして独立後の政治闘争において、男性組織の別動隊として運動の一端には連なったものの、政治の中枢で指導者となって政策立案にたずさわることを回避したプロセスを提示し、政治の舞台を男性に明け渡した彼女たちの国軍の長期支配にたいする責任の有無をも問いかける。

著者のこうした着眼は、女性作品の読み取りにもとづいたものである。「恵まれた女性の地位」と、日常を描く女性作品を覆う暗さとの落差への関心が、女性を取り巻く見えない鎖の探求に向かった。

(A) ②1997-1、2が述べるように、95年以降毎年現地を訪れ、女性作家たちに疑問をぶつける中で、見えない鎖がビルマの世間における男性に寛容で女性に厳格な規範の二重基準であるという認識を獲得するに至った。

規範の詳細は、(C) ①の女性短編集の巻末における女性作家ジューと南田の解説を参照されたい。ジューはこの作品集が「ビルマ社会において世間が女性というものをいかにとらえているのかを明確に提示した、いわば社会規範の陳列室ともいべきもの」〈p.300〉と述べる。

その例をいくつかあげれば、女性の価値は処女性、純潔性、貞節に置かれ、妻の価値は家庭維持能力を基準に測られる。性的嫌がらせの被害者が軽蔑され、買う男より売る女が軽蔑される。夫のいない女性の妊娠にたいして女の側だけが非難され、男の責任は見過ごされる。男は複数の妻を持てるため離婚を申し出る必要もなく、離婚再婚にも不自由はないが、離婚した女は軽蔑され、子供も肩身の狭い思いをするので、形だけでも夫の存在が必要となる。夫に期待しない妻は子供を支配し依存し、極道息子を盲愛するが娘を厳しく管理する、などである。

小説の創造した世界は虚構であるが、社会的文化的意識を内在させて今を生きる個人としての書き手が構築する世界である。この女性短編集の書き手の多くが、「ここに書いたことは99パーセント事実だ」と訳者に語っている⁹。厳しい言論統制下、報道が真実を伝える任を果たさない中で、このようにノンフィクションに限りなく近づいたフィクションが、昨今の文学界の一潮流を形成している。それはビルマのジェンダー研究に限れば、材料に不足がないことを意味する。

女性作品の分析は、(C) ②③に挙げたが、それらを集成した(C) ②2002にもふれておく。著者は3人の典型的な女性作家キンフニンユ、モウモウ(インヤー)、ジューの作品を取り上げ、まずモウモウの一長編で、財産所有の自由、結婚の自由、女の地位の高さ、そして結婚の中の愛という幻想が、現実の困難によって粉碎される過程を提示する。続いて、結婚生活と愛の両立という困難への解決策として、ジューの短編が描く結婚外の愛と、キンフニンユの長編が描く愛なき結婚を示し、前者はビルマの世間に受け入れがたく、後者が大多数のビルマ女性の選択する道であることを明らかにする。そしてモウモウやジューの作品では女性を束縛する存在である規範が、キンフニンユの作品ではビルマ伝統文化の維持装置として示されることを指摘する。

伝統文化維持装置である規範再生産の拠点としての家庭というキンフニンユの認識は、家庭という国家の基礎単位の向上を通して女性が国家建設に参加することを奨励し女性翼賛団体の組織に乗り出した軍事政権の96年以降の言説と符合する。すなわち、拠点の維持は女の忍耐と献身にかかっており、女の忍耐と献身を求める伝統規範が、軍事政権の支配を維持し強化するための武器となる。著者は、女の忍耐と献身を説くことに関して、ビルマ賢女たちと男性権力者の視点が合致することを指摘した。そしてこうした規範と権力の関係を明示したうえで、迷走する男たちを再生産する家庭の功罪にも以下のように言及する。

「このような社会で結婚は、女たちにとって自分を立派に見せる勲章であった。男は家庭を立派に見せるお飾りであり、家庭を存続させる「子だね」提供者でもあった。家庭の維持こそが女の立派さの前提であり、家庭を維持するためにも、夫の「自尊心」をくすぐる性規範の二重基準の存在が不可欠となった。それは男が「水準以上」の人格に発展する可能性をも疎外することに通じはしなかったか」〈p.243〉

著者は、性規範の二重基準が男女を賢女と自壊する男に両極分解させたことについてさらに、「女たちは、世間の女の目を意識して、女を立派に見せる家庭という入れ物を守るあまり、夫たちを愚か

⁹ 南田みどり「2000年のビルマ作家と作品舞台をたずねて」世界文学会『世界文学』No.93, 2001, 7, p.49

な息子としての位置にとどめてきた。母性的寛容という美名のもと、性規範の二重基準に支えられ、愚かな息子たちの迷走は黙認されてきた」(p.243)と述べ、軍事政権の台頭と強く美しいビルマ女性のかかわりについて以下のように結ぶ。

「賢女たちの存在は、これら男たちの武装集団の迷走の制御装置とはなりえなかった。それは賢女たちが自らを立派にみせることに、すなわち自らが社会通念の枠を逸脱しないことにのみ、制御装置を作動させつづけた結果だったのではあるまいか」(p.244)

以上の仕事は、合法社会におけるビルマ女性の発信から、ビルマ女性の「恵まれた地位」と、現世の「苦」と、宗教上の男性優位と、権力とのかかわりをまとめたものであった。これを押さえたうえで、もうひとつのビルマ女性の問題に論を進めねばならない。

4. 分断を越えてへ

ビルマは1948年の独立直後から分断社会であった。非ビルマ族や共産党など反政府軍の支配する非合法地域と合法地域に分断されてきたのである。1988年に民衆に向けられた銃口は、すでに国軍が非合法地域の住民を蹂躪してきたものであった。これらの事実から目隠しされ、「恵まれた地位」を喧伝してきた合法地域の女たちは、客観的には国軍のチアリーダー的存在として、軍事政権台頭を補完する役割を果たしたといっても過言ではない。1988年の民主化を求める民衆の決起とその弾圧によって、はじめてビルマの大地に暮らす女たちが同じ地平に立ったのである。この事件は女たちの垣根を撤去したのみならず、ビルマ史上希有な女性指導者を誕生させた。

ここでは、そのような状況のもとで登場した(D)(E)について、前章であげた女性の問題とのかかわりを中心に概括したうえで、軍事主義とビルマ女性を分析するための視点についての問題を提起しておきたい。

軍事政権下の女性の問題については、政治的理由による投獄、強制労働、強制移住、レイプや超法規的処刑、人身売買などが、アムネスティ・インターナショナル(D)①③や(D)①ビルマ連邦連合政府などで、さらには(E)③クラマスワミ、スミス、松井などで報告されている。とりわけ(A)②でビルマ女性の「強さ」を驚異をもって報告した松井が、人身売買に視点を移動したことが注目される。

「慰安婦」問題については、戦時性暴力の実態解明という姿勢からなされた西野、森川、林ら業績がある。また、(D)③南田1997(p.190-191)と(E)②森川(p.328-330)は、日本軍特務機関が創設したビルマ軍が日本軍にならって慰安所を開設した事実にも言及する。なお森川は同書ほかで、植民地朝鮮から連行された女性とヤンゴンに残留する広東人女性から被害者証言を取り、ビルマ人「慰安婦」の存在を確認し、(E)③で生存者捜査における困難について報告する。軍事政権下における行動の自由の規制のほか、ビルマ女性をめぐる規範の壁の厚さもうかがえる。ビルマ女性の戦後はいまだ終わらず、ここにも日本の関与の責任が存在する。

アウンサンスーチーに関しては、その行動のみならず彼女の直接の発信からその背景にある思想を見ておく必要がある。(D)①のアウンサンスーチー、伊野、③アウンサンスーチー、ならびにクリッシャーと山本によるインタビューが重要である。特に日本の援助に関する発言は、上述のように日本軍部がビルマ軍の生みの親であり、戦後日本が最大の援助国としてビルマ軍部を肥大させ、いまでも額は減少したとは言え、2国間援助で最大の供与国として軍事政権を支えている現実をふまえて、重大に受け止めるべきものである。

一方、軍事政権評価の立場からアウンサンスーチーの政治家としての資質を問う(D)③草野のような論調も、96年には存在したが、軍事政権側の施政能力が疑われるべき昨今の情勢の中で鳴りをひ

そめる傾向にある。

アウンサンスーチーの思想や行動に関して、発言者の政治的意図を反映した解釈がなされる傾向が多く、研究といえるものが少ないことに着目した (D) ①伊野2001は、入手可能資料多数を用いてアウンサンスーチーの民主化運動における足跡をたどり、その思想的背景をもまとめている。著者は、父アウンサンの思想やガンディーの非暴力主義の影響、思想の核としての仏教におけるカルマの概念の再解釈や、真理と慈悲の実践、思想と行動の一致などについて解説し、ビルマ語付録として対話集会のテープ起こし記録を添付する。アウンサンスーチーの女性問題についての発言は、南田 (A) ②2001 (D) ②1999が紹介する。それによれば、アウンサンスーチーは女性の潜在的な政治能力に期待する。すなわち平和がなく教育・健康問題で遅れた国で、とりわけ苦しむのは家族に献身する女性であり、家庭の問題は政治と切り離せないと述べ、多民族国家では男より女同士が理解し合えるから、女性の社会的政治的活動は不可欠だと主張する。またビルマの女性問題で優先的に考えるべきは国境地帯の難民女性であり、それは身の安全を保障する「家」というものが所有できないからで、すべてのビルマ人の政治的経済的安定を保障する政府の登場がない限り、この困難は解決しないとみなす。ゆえに彼女は、安全で快適な「家庭」のような国家を建設すべく団結するよう訴える。

これらの発言は、長期にわたって分断されて来たビルマ女性の連帯の促進を目指すものととらえられよう。それはまた、「関与する仏教徒」として精神革命を唱え、(D) ①伊野2001<p.86>のいう、カルマの思想を自己変革のために行動する思想としてとらえるアウンサンスーチーらしい発言である。

(A) ②南田2001は、軍事政権が女性の組織化に乗り出した理由を、第一に他の翼賛組織同様各階層の組織化の一環として、第二に女性の存在を再認識して、伝統文化擁護、愛国心涵養キャンペーンの先兵として利用するため、第三にアウンサンスーチーの存在をあげる。それはアウンサンスーチーが依然として民衆に影響を及ぼす存在であることを、軍事政権が認識していることを意味している。

ビルマ政治史上女性がトップの指導者となるのが希有であったことを、南田 (A) ① (D) ③1997とともに指摘する (D) ②伊野<p.240-242>は、アウンサンスーチーのカリスマ性の根拠を、英雄アウンサンの遺児としてのみ説明することに無理があることを指摘し、「無償の慈愛」をもって人々を護る「母」のイメージによる「道徳的善」ならびに、「(不当な) 権力への反抗」による「威力」をあげている。

さらに伊野は女性指導者の登場が実現したことを、「伝統的支配の正統性」原理が崩壊したと見ることもできるが、それは本来仏教的な「徳」「運命」「業」概念との関連で女性が政治指導者の資質に欠けるはずだという前提に立った議論であると述べる。そして、アウンサンスーチーが「母」として民衆にイメージされることで、「道徳的善」という「理想的指導者」の資質の一つが満たされ、民衆が抱く「支配者の正統性」の観念が、仏教的価値観から解放され、民衆の世界観によって規定されたと考えれば、民衆が女性指導者を受け入れたことはビルマの伝統と矛盾するものではないと、伝統の枠組みで彼女への民衆の支持の意味合いをとらえている。

上記のようなアウンサンスーチーの女性問題に関する発言やそのカリスマ性の根拠と、前章で述べた伝統規範とがいかにかかわるかについての考察は、いまは控えたい。驚異的な精神力で軍事政権と対峙し、いま3度目の自宅軟禁中で生命の安全も危ぶまれるこの女性ひとりが、ビルマのすべての人々の希望を託し得る存在であるところにも、この国の困難が垣間みえることだけを指摘しておくにとどめることとする。

なお (D) ②南田1999は、1998年6月にヤンゴンとバンコクでそれぞれ出版されたビルマ女性の著作集『ビルマ女性の鏡』と『闘う女たちの声』を比較検討したものである。後者は多数の非ビルマ族女性の書き手を含み、その居住地も国境地帯から世界各地に及ぶ。それは、長年合法社会で知られなかった非合法社会の女性の直接の発信であり、合法社会では検閲で封じられていた闘う女性群像や生活苦が語られる。南田は、多くの執筆者が「恵まれた地位」幻想を脱却して、民主主義的立場からビ

ルマ女性の権利の見直しを図っている点を評価するが、解放軍の女性兵士としてのがんばりの強調や、ビルマ族とおぼしき女性が伝統規範とまだ明確に対峙できていない点も指摘し、極めて厳しい民主化闘争におけるビルマ女性の現段階での到達点と困難を映し出した著作ととらえている。

非ビルマ族女性からの直接の発信としては(D)①アダムズと(E)④ナン・ラウ・リャン・ワンによるものがある。ビルマ軍が非ビルマ族女性に組織的に行ってきた強かんの被害状況を告発した英文報告書『強かんの許可証』が2005年5月にシャン人権基金、シャン女性アクションネットワークによって出版された。後者はそれをきっかけに、ネットワーク創設者の一人であるナン・ラウ・リャン・ワンにたいしてなされたインタビューである。ここには人身売買から日本の援助まで、ビルマの現状と女性の直面する問題が凝縮されているが、注目すべきは彼女がこれらの強かんが家父長制の問題とつながると述べ、権力に挑む場合家父長制の問題が常に立ち現れると指摘していることである<p.61>。すなわちこれはビルマ家父長制に言及した初の邦語文献であるといえる。

したがって最後に、家父長制の概念について先達の仕事に依拠して補足しておくことにする。¹⁰現代社会最大の危機である戦争を生み出すものが家父長制的男性支配型国家であるととらえる若桑みどりは、一方で堆積したジェンダー理論が難解となる傾向を憂慮し、平和を創るジェンダー理論をその著書『戦争とジェンダー』において、わかりやすく説明している。その序で彼女は、ジェンダーによる性別役割分業によって男女が社会的に組織化されてきたこと、その組織は「男性が私的領域すなわち家庭においても、公的領域すなわち政治経済文化宗教施設においても、女性のうえに立って女性をその下に従属させる権力組織」であること、このようなジェンダー秩序を構築し、維持し、補強してきたのは、この秩序から利益を得るものたち、すなわち家族における家父長、国家またはその他の体制における権力者たちであり、国家とその他の体制における権力者は同時に家父長でもあるので、このような支配体制を家父長制社会と称すると説明している。¹¹戦争は男たちが自分を中心に組織している体制を維持するための暴力装置ととらえられているのである。このようなジェンダー理論や家父長制の研究の成果に我々は学びつつも、各国別民族別の具体の事例から補完する必要がある。それは今後の課題としたいが、ビルマ軍事政権への挑戦をナン・ラウ・リャン・ワンのいう家父長制とのたたかいとして位置付ければ、それは若桑のいう「国家間紛争を前提とした軍事的安全保障でなく、人類が、この世界で、安全に平等に生きていくための人間の安全保障」¹²獲得のためのたたかいとして、全世界のひとびととの連帯への道に通じると考えることは可能であろう。

他者を語るということ—おわりにかえて—

「あれは売春婦だから、、、」という答えにわたしは一瞬息を飲んだ。

ビルマでことあるごとにわたしは、信頼できるとにらんだビルマ女性にある問いを発してきた。その答えが上記のものである。そしてその問いとは下記のものであった。

「日本軍の性暴力の被害者である女性を探している人がいます。もし名乗りがあげられたら手伝っ

¹⁰ 南田の仕事はたとえば、大越愛子・源淳子・山下明子『性差別する仏教』1990法蔵館、山下明子編『日本的セクシュアリティ』1991法蔵館、牟田和恵『戦略としての家族 近代日本の国民国家形成と女性』1996新曜社、大越愛子『近代日本のジェンダー』1997三一書房、井桁碧編著『「日本」国家と女』2000青弓社はじめ近代日本とジェンダーに関する業績多数から多くを学んでいる。なかでも「軍国主義のチアリーダー」としての女性の位置付けは、若桑みど里『戦争がつくる女性像 第二次世界大戦下の日本女性動員の視覚的プロパガンダ』1995筑摩書房に示唆を得ている。

¹¹ 若桑みど里『戦争とジェンダー 戦争を起こす男性同盟と平和を創るジェンダー理論』2005青木書店p.5-10

¹² 同上 p.240

てくれますか」

上記の答えにたいして次にわたしが発したい言葉はふたつあった。ひとつは「売春婦だからどうなのですか」であり、もうひとつは「彼女が売春婦ならあなたは何者なのですか」という問いである。

「彼女は売春婦だ」と発するその人物はいったい何者なのか。自分を何者だとしてとらえて、そのような発言にいたるのか。答えは簡単である。自分は売春に縁もゆかりもない賢女だという意識が、彼女にそのような発言をさせるのである。

本文で述べてきたように、ビルマ女性について論評する者は、自己の意識のありようをもまたあらわにする。他者を語ることは自己を語ることである。それは自己の目に映った他者を語るに過ぎない。すなわち他者を語る行為は、自己の視線がいつどこにあるかを示すと同時に、自己とは何者かをもさらけ出しているのである。わたしは、ビルマの事例からだけでなく、人生のさまざまな局面でそのことを学んできた。

さて、売春女性を称するビルマ語は多数あるが、その中に「悪い女」という呼称がある。ビルマ女性には前述のように合法社会と非合法社会とに分断されてきたが、それぞれの社会においても、女性は「よい女」と「悪い女」に分断されてきた。ふたつの領域、すなわち合法社会と非合法社会、あるいは戦闘地域と非戦闘地域、そして「よい女」の領域と「悪い女」の領域、これら分断された領域を自由に往来するのは女でなく男であった。すなわちそれは軍隊であり、凌辱する男であり、経済活動する男であり、買う男であった。

女性の経済的社会的「進出」も、家庭内の「発言権」も、あるいは姓を持たない命名の伝統的習慣も、内なる男性優位思想に呪縛された女性の内包する男性の視点によってとらえられた「自由」であり、国家的規模での性別役割分業のもと、長期にわたる国軍による戦争暴力は見過ごされた。それは、ビルマの世間に浸透した社会規範によって呪縛された女性によっても支えられた。財産所有や経済活動（家庭外労働）とひきかえに家父長制の補完物として組み込まれた女たちの形成するビルマの世間は、いわば女の顔をした家父長制社会であったといえるのではあるまいか。

このような社会で生まれるべくもない女性指導者の登場は、軍部にとって予定外の事件であり、彼女のがんばりもまた予想を超えるものであった。アウンサンスーチーにたいする軍事政権による常軌を逸した憎悪と攻撃も、家父長制の概念から説明が可能かと思われる。

本稿はとりあえず現時点で収集できた邦語文献から、ビルマ女性に関する記述をたどったものである。英文、ビルマ文についてはいずれ稿を改めたいと考える。

ビルマ女性に関する邦語文献

(A) ビルマ社会と女性 (女性全般)

①論文

南田みどり

1997「囚われのフェミニズム ビルマ女性運動の系譜」大阪外国語大学女性研究者ネットワーク『女の性と生』嵯峨野書院 p.115-145

ミヤミヤキン

2003「ジェンダーの視点から見たビルマの社会構造 ー文献研究を通じてー」神戸大学社会人類学研究会『ぼぶるす』第2号 p.51-84

②解説・報告

太田常蔵

1977「第四章 教育・文化・宗教・宣伝政策の展開 第三節 文化団体、青年および婦人団体」『ビルマにおける日本軍政史の研究』吉川弘文館 p.256-262

川並宏子・伊東利勝

1994「社会と教育 2 家族・親族関係 3 女性の社会的地位」綾部恒雄・石井米雄編『もっと知りたいミャンマー』第2版 弘文堂 p.188-193

クリスチャン、ジョン・ルロイ

1943「[九] ビルマの社会 (一) 家庭生活 (二) ビルマの婦人」『現代ビルマの全貌』日本外政協会太平洋問題調査部訳 同盟通信社 p.209-221

佐久間平喜

1994「Ⅲ ビルマの暮らしと人々 10、ビルマ女性讃歌」『ビルマに暮らしてー閉ざされた国の人々と生活』勁草書房 p.131-136

シュウエイヨ・ー

1943「六、耳飾り 七、結婚 八、家庭生活」國本嘉平次 今永要 訳『ビルマ民族誌』三省堂 p.53-82

鈴木寛一

1942「ビルマ婦人の生活」『南方事情』74 p.34-37

高谷紀夫

1997「社会生活」フジタヴァンテ編 奥平龍二監修『ミャンマー [慈しみの文化と伝統]』東京美術 p.90-95

田村克巳

1990「ビルマ式フェミニズム」TOKK発行所『TOKK』215号 p.12-13

ドー・ポー

1996「ミャンマー女性の素描」静岡県国際経済振興会『SIBA』23 p.28-31

土佐桂子

1997「社会の中の女性、精神世界の中の女性」田村克巳 根本敬編『暮らしがわかるアジア読本 ビルマ』河出書房新社 p.137-144

土橋泰子

1964「ビルマの女子学生と暮らして」あちらのくらし社『あちらのくらし』 p.6-8
1981「ビルマ雑記帳12 ビルマの女性」日本ビルマ協会『ビルマ情報』No.282 p.3-4

根本敬

1997「ヤンゴンの雨とヤンゴンの女性は支配できない？」『暮らしがわかるアジア読本 ビルマ』河出書房新社 p.20-26

根本百合子

2000「ミンマティ村のお蝶さん」「カローの未亡人」「女性村長」「エミさん」「祖国を戦場にされて ビルマのささやき」石風社 p.13-29, p.56-66, p.69-92, p.205-231

松井やより

1985「仏様と微笑の国ビルマ」『魂にふれるアジア』朝日新聞社 p.182-190
1987「たくましいビルマの女たちー母系社会の伝統」『女たちのアジア』岩波書店 p.187-201

南田みどり

1996「ビルマー賢女幻想からの解放を求めて」大阪外国語大学女性研究者ネットワーク編『地球の女たち』嵯峨野書院 p.54-63
1997「ビルマ女性をたずねてー96年夏ヤンゴンー」世界文学会『世界文学』No.85 p.101-105
1997「微笑の国の女たちー97年夏ビルマをゆくー」大阪府立男女協働社会づくり財団『DAWN』No.13 p.5
2001「軍事政権下のビルマ女性たち」大阪外国語大学女性研究者ネットワーク編『地球の女たち2』嵯峨野書院 p.53-61
2003「コメント」女性史総合研究会女性史学編集委員会『女性史学』第13号 p.126-127

ラヒリ、アマル

1941「ビルマ婦人の社会的地位」『ドバマ ビルマ人のビルマ』興風館 p.95-96

(B) ビルマ仏教・慣習法の中の女性

①著書

奥平龍二

2002『ビルマ法制史研究入門ー伝統法の歴史的役割ー』日本図書刊行会

ムーサム、オー・エイチ

1942『ビルマ仏教徒と慣習法』満鉄東亜経済調査局 発行・訳

②論文

飯国有佳子

2002「出家と在家のはざま ビルマ、仏教女性修行者（ティーラシン）の事例から」『EX ORIENTE』Vol6 p.131-152

平木光二

1997「ミャンマーのティラーシン サーティンダイツーKhemarama尼僧院の事例を中心として」パーリ学仏教文化学会『パーリ仏教文化学』第10号 p.65-75

村上結花

1989「ダムマタツ文献に見られるビルマ女性像」東京外国語大学『言語・文化研究』7 p.119-121

③解説・報告

生野善應

1975「第三章 ビルマ仏教僧団 二 ビルマ仏教の支持層 修道女」『ビルマ仏教—その実態と修行—』大蔵出版 p.182-185

池田正隆

2002「女性品」『南伝仏教の処世訓『ローカニーティ』講話』京都光華女子大学真宗文化研究所 p.135-158

ウー・ウエーブツラ監修

1982「女性品」『処世訓—ローカニーティ—』ウー・ダンマサーラ訳 世界平和パゴダ p.65-77

大阪外国語大学ビルマ語研究室

1968「ビルマ研究資料 (6) ビルマの慣習法と成文法 (1) 婚姻」『ビルマ研究V』p.3-12

大野徹

1972「ビルマの社会 3. 慣習法と家族形成の原理」『ビルマの社会と経済』アジア経済研究所 p.72-97

2001「第4章 アジア諸国の民法 第8節 ビルマ（ミャンマー）の民法」『現代のアジア』晃洋書房 p.149-154

奥平龍二

1997「家族の慣習」『ミャンマー [慈しみの文化と伝統]』東京美術 p.38-49

2000「ミャンマー人の家族慣習—成文法ダマタツにその源流を求めて」『ユネスコアジア文化ニュース』311 p.2-3

オブライエン、ハリエツト

1992「信仰 ビルマ人の生活規範」『忘却の国 ミャンマー再発見の旅』田辺希久子訳 心交社 p.232-262

川並宏子

1997「女性と仏教修行」『ミャンマー [慈しみの文化と伝統]』東京美術 p.68-73

1997「ビルマ仏教における女性—出家と世俗—」アジア女性史国際シンポジウム実行委員会『アジア女性史』明石書店 p.267-274

黒木三郎

1966「第1章 前近代的伝統的法意識による婚姻法 二」『婚姻法の近代化 ―アジアの現代家族法』勁草書房 p.136-138

(C) 文学の中のビルマ女性

①著書

キン スウエ ウー (1933生)

1982『我が祖国』《1961》田辺寿夫訳 井村文化事業社

サンサンヌウェ (1945生)

1984『雨漏りしそうな折り畳み傘』《1977》高松光雄訳 井村文化事業社

ジャーネージョー・ママレー (1916-83)

1978『血の絆』《1973》原田正春訳 毎日新聞社

セインセイン (1927-72)

1985『迷路の旅』《1970》大野徹訳 井村文化事業社

マ・サンダー (1947生)

1985『欠けているところを埋めてください』《1974》堀田桂子訳 井村文化事業社

マウン・ターヤ (編)

1989 (1995第2版) 『12のルビー ビルマ女性作家選』土橋泰子 南田みどり 堀田桂子訳 段々社

南田みどり (編訳)

2001『ミャンマー現代女性短編集』大同生命国際文化基金

モウ・モウ (インヤー) (1944-90)

1982『母・道なき道を手探りで』《1978・1974》土橋泰子訳 井村文化事業社

②論文

土橋泰子

1998「小説に見るミャンマーの食文化 モウ・モウ (インヤー) の作品を中心に」東京外国語大学『東南アジア学』第4巻 p.205-214

南田みどり

1995「現代ビルマにおける女性小説の役割」女性史総合研究会『女性史学』第5号 p.1-16

1996「赤い石たちのゆくえ ―ビルマ女性小説の過去と現在―」世界文学会『世界文学』No.84 p.60-68

1999「憤怒の女性作家―サンサンヌエ<ターヤーワディー>―」大阪外国語大学世界文学研究会『世界文学4 大阪外国語大学における世界文学の教育と研究』p.213-251

2002「第8章 ジェンダーと女性 ―小説が語るビルマ女性の性と生―」東アジア地域研究会 北原淳編『講座 東アジア近現代史6 変動の東アジア社会』青木書店 p.217-248

③解説

土橋泰子

2001「ジャーネーション・ママレー『血の絆』日本軍人の子」『週刊朝日百科 世界の文学』114
アジア・アフリカ・オセアニア』 p.12-104-12-106

三木朋子

1996「文学に書かれた女性像 マウン・ターヤ編『12のルビー』ービルマ女性作家選」日
本婦人団体連合会『婦人通信』9月号 p.44-45

南田みどり

1991「＜アジアの女性作家ービルマ＞しなやかな強さ」『婦人通信』11月号 p.20-22
1991「ビルマ 雪どけを待つ赤い石たち」風呂本淳子・楠瀬佳子・池内靖子編『女たちの世
界文学 めりかえられた女性像』ウィメンズブックストア松香堂 p.208-221
1992「炎の女性作家」『海燕』10月号 p.203-205
1997「20年の孤独ーマ・ティーダー（サンチャウン）の作品紹介」大阪外国語大学世界文
学研究会『世界文学3』 p.331-363
1999「ビルマ女性事情 軍事政権下の女性作家たち」松香堂『ウィメンズブックス』第71号
p.15
2001「Ⅱビルマ文学 5 女性作家時代の真実」宇戸清治・川口健一編『東南アジア文学への招
待』段々社 p.89-92
2003「なぜキンフニンユは執筆できたのか 『ビルマ式道徳』で検閲パス？」『東京新聞』9
月5日夕刊
2004「民族文学賞 女性が2部門制覇の「快挙」 再三の検閲くぐり抜け」『東京新聞』11
月5日夕刊

山崎朋子

1985「モウ・モウ・インヤー（ビルマの作家）」『アジアの女 アジアの声』文芸春秋社 p.131-154
1889「ひとりの作家」『日経新聞』9月20日夕刊
1990「ビルマの女性作家の訃報」『文芸春秋』6月号 p.41-43

④女性作品

ウィンウィンミン（ナンドーシェ）（1959生）

1995「銀色の日」《1990》南田みどり訳解説 『griot』9号 平凡社 p.124-127, p.137-139
1995「蟬」《1990》南田みどり編訳・解説 『ミャンマー現代短編集1』大同生命国際文化
基金 p.33-46
1997「息子」《1995》川口裕子・西山愛訳『世界のわかものよ 第27号』（海外翻訳作品集）
外大祭 出版記念 p.81-91

キンキントゥー（1965生）

2002「駅・商い」《1995》南田みどり訳解説 日本民主主義文学同盟『民主文学』1月号 p.106-121

キンスエーウー

1998「小さなエーチャンの告白」《1995》南田みどり編訳・解説『ミャンマー現代短編集2』
大同生命国際文化基金 p.59-69

キンパンフニン（ミャウンミヤ）（1950生）

1998「授氏零度」《1988》『ミャンマー現代短編集2』 p.23-36

キンフニンユ (1928-2003)

1995 「甘い微笑」 《1988》 『ミャンマー現代短編集1』 p.79-94

キンミャズイン (1956生)

1998 「僻地歌」 《1995》 『ミャンマー現代短編集2』 p.70-81

サンサンヌエー

1995 「だれのせいだって！」 《1988》 『ミャンマー現代短編集1』 p.23-32

ジュー (1958生)

1990 「望遠鏡」 《1985》 堀田桂子訳 『早稲田文学』 6号 p.89-97

1995 「漂流果実」 《1983》 『ミャンマー現代短編集1』 p.125-138

2001 「愛する人への手紙」 《1982》 南田みどり訳 『東南アジア文学への招待』 段々社 p.108-117

2001 「月明かりを怖れる人」 《1999》 徳竹礼圭訳 『世界のわかものよ第30号』 (海外作品翻訳集) 外大祭出版記念 p.148-165

タンミンアウン (1953生)

1998 「生成流転」 《1993》 『ミャンマー現代短編集2』 p.167-178

ヌヌイー (1957生)

1995 「かぐわしき接吻を」 《1988》 『ミャンマー現代短編集1』 p.151-163

マ・ウィン (ミッゲエ) (1957生)

1998 「雲間の薔薇」 《1996》 『ミャンマー現代短編集2』 p.106-118

マ・サンダー

1998 「鶏の値段」 《1991》 『ミャンマー現代短編集2』 p.149-160

マ・フニンプエ (1946生)

1983 「泥棒」 《1975》 大野徹編訳 『現代ビルマ短編小説集』 下巻 井村文化事業社 p.83-91

1995 「同類多数」 (1989) 『ミャンマー現代短編集1』 p.47-54

マ・レーカイン

1983 「犠牲」 (1977) 大野徹編訳 『現代ビルマ短編小説集』 下巻 p.92-104

ミャフナウンニョウ (1949生)

1995 「雲間浮遊」 《1986》 『ミャンマー現代短編集1』 p.69-78

メーマウン (1957生)

1998 「注文、、、恋しがらないで」 《1992》 『ミャンマー現代短編集2』 p.82-96

モウモウ (インヤー)

1989 「隣近所」 (1972) 土橋泰子訳 『婦人之友』 9月号 p.181-189

1992 「脱獄囚」 (1985) 南田みどり訳 平凡社 『griot』 第4号 p.43-48

(D) 民主化・人権とビルマ女性

① 著書

アウンサンスーチー

- 1991『自由』ヤンソン・由美子訳 集英社
1996『ビルマからの手紙』土佐桂子・永井浩訳 毎日新聞社
2000『希望の声』大石幹夫訳 岩波書店

赤津みずは

- 1994『アウン・サン・スーチー』桜桃書房

アダムズ、ネル

- 2002『消え去った世界 あるシャン藩王女の個人史』森博行訳 文芸社

アムネスティ・インターナショナル

- 1993『ビルマ報告新版 「我々が法だ」－軍事政権下での人権侵害－』翻訳・発行 アムネスティ・インターナショナル日本支部

アムネスティ・インターナショナル日本支部ビルマ調整グループ

- 1995『ビルマ 自由へのはるかなる道のり スーチーはほんとうに解放されたのか?』アムネスティ・インターナショナル日本支部

伊野憲治

- 1996(編)『アウンサンスーチー演説集』みずす書房
2001『アウンサンスーチーの思想と行動』(財)アジア女性交流・研究フォーラム

早乙女勝元

- 1996『スーチーさんのいる国－ビルマと日本の接点－』草の根出版会

田辺寿夫・根本敬

- 2003『ビルマ軍事政権とアウンサンスーチー』角川書店

根津清

- 1992『難民認定 ミヤミャウインが語った1500日』ダイヤモンド社

ビルマ連邦連合政府編

- 1999『ビルマの人権』田辺寿雄監修 ビルマ国際議連、菅原秀、箱田徹訳 明石書店

三上義一

- 1991『アウン・サン・スーチー 囚われの孔雀』講談社

ミヤミャウイン

- 1997『カンチャマ 運命 在日ビルマ人難民認定の3000日』ダイヤモンド社

②論文

伊野憲治

- 1994「理想的支配者像を求めて－ミャンマー『民主化』運動下の民衆像－」田中忠治先生退官記念論文集刊行委員会『地域学を求めて－田中忠治先生退官記念論文集－』ぎょうせい p.209-251

南田みどり

- 1999「ビルマ女性に関する最新二作について」大阪外国語大学言語社会学会『EX ORIENTE』Vol.1 p.265-280 (書評論文)

③解説・報告

アウンサンスーチー

1997「新ビルマからの手紙」①-⑩ 毎日新聞朝刊不定期連載[1月6日、2月3日、3月3日、4月7日、5月5日、6月9日、7月13日、8月4日、9月8日、10月20日、11月24日、1月12日、3月2日、4月6日、5月11日、6月1日]

アムネスティ・インターナショナル

2000『ビルマ（ミャンマー）の女性たち』アムネスティ・インターナショナル日本 ビルマ（ミャンマー）調整グループ訳

伊藤三郎

1991「スー・チー、普通の母に戻って．．．」『朝日ジャーナル』12月20日 p.3-7

岡本登

2003「孤立化へ突き進むミャンマー軍事政権 スー・チーさん拘束の舞台裏」『世界週報』8月5日号 p.10-14

草野厚

1996「スー・チー英雄史観には呆れる」『諸君』8月号 p.128-136

クリッシャー、バーナード

2000「単独インタビュー アウンサン・スー・チー 日本は軍事政権との妥協をやめよ」『週刊東洋経済』3月18日号 p.86-90

斎藤照子

1997「アウンサンスーチー演説集」岩波書店『へるめす』1月号 p.138-141

中尾恵子

2001「カレン難民キャンプから」『アジア ウェーブ』No.100 p.10-11

中川一政

1989「スー・チー女史インタビュー ビルマの民主化運動は止まらない」『朝日ジャーナル』1989.4.28 p.94-96

根本敬

1995「アウンサン・スー・チーの解放が意味するもの 軍事政権の思惑と「建設的関与」の実態」『週刊金曜日』8月25日号 p.21-23
1996「ミャンマー 軍事政権とNLDのにらみ合いは続く アウン・サン・スー・チーは国際世論に期待した「捨て身の戦法」を展開」『世界週報』新春特大号 p.14-17

三上義一

1995「解放されたミャンマーのシンボル」『GEO』10月号 p.74-89
1996「アウンサンスーチー 心を強くする」『グラツィア』4月号 p.260-265

南田みどり

1991「彼女の手には自由の花を 滞日中の思い出」『婦人之友』12月号 p.34-36
1996「素顔のアウンサン・スー・チー」大阪外国語大学教職員組合『文集』創刊号 p.2-12
1997「アウンサンスーチー 孔雀は飛翔するか」山崎朋子編『アジアの女性指導者たち』筑摩書房 p.179-220

武藤光朗

1992「サン・スーチーのアジアか、マハティールのアジアか」『諸君』第24巻5号 p.40-51

森枝卓士

1992「ビルマ／アウンサンスーチー女史にノーベル平和賞 なぜ、ビルマが東南アジアで最も貧しい国になったのか」『Cardie』1月号 p.108

山本宗補

1996「アウンサンスーチー単独会見 日本政府はODAで誰が恩恵を受けたのか分析すべきです」『週間金曜日』2月16日

④記事

1991「軟禁生活2年！ ノーベル平和賞に輝いたスー・チー女史の夫君が撮った秘蔵写真」『VIEWS』11月13日号 p.16

1996「アウンサンスーチー女史独占インタビュー」『ボ・ナチュレ』1月号 p.22-28

1996「独占インタビュー ミャンマー民主化運動のリーダー」『コスモポリタン』10月号 p.8-15

(E) 人身売買・性暴力・「慰安婦」とビルマ

①著書

稲垣三千穂

1996『少女買春をなくしたい』青木書店

西野留美子

1992『元兵士たちの証言 従軍慰安婦』明石書店

1993『従軍慰安婦と十五年戦争 ビルマ慰安所経営者の証言』明石書店

文玉珠・森川万智子

1996『文玉珠 ビルマ戦線楯師団の「慰安婦」だった私』梨の木舎

②論文・研究ノート

林よし子

1999「ビルマで調査したこと」『女性・戦争・人権』第2号 行路社 p.190-198

森川万智子

2000「第5章 ビルマの「慰安婦」・性暴力被害」西野留美子・林博史編『「慰安婦」戦時性暴力の実態Ⅱ 中国東南アジア・太平洋編』緑風出版 p.314-335

③解説・報告

オグレディ、ロン

1993「旅行者と子ども」『アジアの子どもと買春』エクパット・ジャパン監修 京都YMC Aアプト訳 明石書店 p.119-150

クラムスワミ、ラディカ

2000「女性売買及び強制売春」『国連人権委員会特別報告 女性に対する暴力』クラムスワミ報告書研究会訳 明石書店 p.103-121

スミス、マーティン

1997「女性の権利、強制売春、AIDS」『ビルマの少数民族 開発、民主主義、そして人権』高橋雄一郎訳 明石書店 p.172-182

羽田令子

1999「チェントン・ガール／舞う少女／消える少女」『黄金の四角地帯 山岳民族の村を訪ねて』社会評論社 p.75-91

古沢加奈

2005「“A MODERN FORM OF SLAVERY: Trafficking of Burmese Women and Girls into Brothels in Thailand” の日本語訳発行にあたって」アジア現代女性史研究会『アジア現代女性史』創刊号 p.102-105

松井やより

1994「タイの山岳民族の子どもたち」『日本を問うアジア 開発・女性・人権』解放出版社 p.32-34.

1994「タイに売られるビルマの子どもたち ー台北で子ども買春問題会議」アジア・太平洋資料センター『オルタ』4月号 p.38

1996「ビルマ、中国の少女も」『女たちがつくるアジア』岩波書店 p.22-24

森川万智子

2002「あと少しで被害者発見です ビルマ慰安婦調査2001年12月」『草の根通信』第352号 p.4-5

2002「産みの苦しみでしょうか ビルマ被害者にたどりつけず」『草の根通信』第355号 p.6-7

④記事

1995「ニュース最前線 少女売春撲滅の道遠く」『バンコク週報』3月24日・30日号

1995「ニュース最前線 少女売春ボーダーレス時代」『バンコク週報』3月31日・4月6日号

2005「前夜インタビュー ナン・ラウ・リャン・ワン <平和>のなかで生きたいービルマ軍事政権による性暴力に抗する女たちー」影書房『前夜』4号 p.49-65

日米軍事同盟と売春取締地方条例

ふじめ
藤目 ゆき

始めに

近年日本では、第二次大戦後の占領下及び日米安保体制下における米軍性暴力についての研究が進んでいる¹。2001年11月には京都において「東アジアの軍事基地と女性」を主題に女性史交流会が開催され、韓国や沖縄、静岡、伊丹、岩国、日出生台からの報告が行われた²。また草の根の地域女性史研究の交流の場として28年の歴史を誇る「全国女性史交流の集い」においても、1998年の第7回（神奈川県）の集いを契機に大戦後の米軍性暴力を女性史上の重要問題と位置づける視点が確立し、2003年の第9回（新潟県）の集いではこの課題を女性史研究の重要な柱として全国各地の地域女性史サークルが協力して取り組むことが提案された。この流れの中で2005年の第10回（奈良県）の集いにおいても「軍事基地と性暴力」に関する分科会が開かれ、神奈川、新潟、佐世保、静岡、奈良からの報告が行われている。沖縄からの参加者をはじめ会場からの発言も相次ぎ、活発な議論がくりひろげられた³。このような米軍性暴力に関する研究がさらに前進することを念願して、本稿は、売春防止法の公布までに全国で制定された売春取締地方条例と日米軍事同盟との関係をとりあげている。

売春防止法が公布されて今年でちょうど半世紀が経つが、1990年代半ばまで日本の女性史研究では、売春を禁止した同法を高く評価し、同法の制定過程を「公娼制度廃止と女性解放」に向かう進歩の過

¹ 平井和子「米軍基地と『買売春』—御殿場の場合」（『女性学』Vol.5、1997年12月、120-147頁）、「米軍基地買売春と反『売春』運動—御殿場の場合」（『女性史学』2001年、1-14頁）、「日本占領を『性』で見直す」（『日本史研究』2004年、107-130頁）、「米軍と地域／性—占領期の東富士演習場の事例を中心に」（『戦争責任研究』45、2004年秋季号、10-17頁）、藤目ゆき『性の歴史学—公娼制度・堕胎罪体制から優生保護法・売春防止法体制へ』不二出版、1997年、315-342頁、「冷戦体制形成期の米軍と性暴力」（『女性・戦争・人権』第二号、行路社、1999年、116-138頁）、「占領・安保・性暴力」（石月静恵・藪田真編『女性史を学ぶ人のために』世界思想社、1999年、106-128頁）、「女性国際戦犯法廷に参加して」（『日本史研究』第468号、2001年、55-77頁）、『東アジア冷戦とジェンダー』（2001-2002年度科学研究費補助金(C)研究成果報告書、2002年）、「日本のフェミニズムと性売買問題—軍事主義と売春禁止主義の結合—」（英語版は『SSJJ』2006年4月、pp.33-50、日本語版は『女性・戦争・人権』第8号、2006年刊行予定）、茶園敏美「映画『狂宴』にみるおんなたちの声—奈良RRセンター周辺の場合」（『待兼山論叢』33、1999年、49-64頁）、「映画『狂宴』にみるRRセンター周辺のおんなたち」（『女性・戦争・人権』3、2000年、208-215頁）、「語り尽くされること／了解されてしまうこと—「パンパン」という表象」（『女性学年報』23、2002年、90-107頁）、「おんなたちを管理する法制度—花柳病予防法特例から性病予防法まで」（『大阪大学日本学報』24、2005年3月、45-61頁）、影山澄江「基地に生きる女性たち—横浜・横須賀の基地と買売春」（『史の会研究誌』第4号、5-47頁）、田中はるみ「奈良RRセンターと地域住民—朝鮮戦争下の在日国連軍基地をめぐる—」（大阪国際平和研究所紀要『戦争と平和』Vol.10、2002年3月、43-64頁）、海保洋子「米軍基地チトセの売買春の実態と住民の動向—売春防止法施行以前を中心に—」（『女性史研究』ほかいどう』創刊号、2003年、37-54頁）など。

² 『「軍事基地と女性」集い報告集』同編集委員会編集発行、2002年3月、山本真理「東アジアの軍事基地と女性—歴史と現在を問う」『女性・戦争・人権』第5号、2002年、153-164頁。

³ 全国女性史交流の集い 神奈川、新潟、『第10回全国女性史交流の集い in 奈良』ついで実行委員会編集発行、2005年9月

程と描くのが常識であった。その見方によれば、戦後日本はGHQの廃娼令により「公娼制度は廃止」されたものの、その後も「私娼の黙認」が続けられており、これに反対する廃娼運動団体・女性団体・女性国会議員らが女性の人権擁護の立場から売春を禁じる法律の制定運動を展開し、女性たちの団結の成果として売春防止法が勝ち取られた、ということになる。そこでは占領米軍はもっぱら「廃娼令」の布告者・民主化と女性解放の運び手として登場するだけであり、米国の対日占領政策の転換や日米安保体制の成立が日本の売春制度の再編成に与えたインパクトや売春禁止主義のもつ抑圧性は全く無視されていた。売春防止法は、早くから女性史上の重要テーマと認識されながらも、日米軍事同盟との関係で考察される課題ではなかったのである⁴。

近年、米軍性暴力に関する各地の地域研究が発展するにつれて各地のRAAや米軍基地周辺の売買春の実態が掘り起こされるようになってきたものの、当該地域の条例を全国的な文脈の中において分析する視点が確立しているとはいえず、しかも禁止主義的な評価の枠組みはなお牢固である⁵。売春防止法制定過程に関する藤野豊氏の優れた著作においても、条例に対する米軍の示唆や介入は分析対象になっていない⁶。

そこで本稿は、先行研究や自治体史・都道府県警察史・地方議会史などの二次資料とともに地方議会議事録などの一次資料を用いて売春取締地方条例の全体像を示し、条例の総体が米軍の日本占領及び日米安保体制の確立に密接不可分に結びついていることを検証する。売春取締地方条例に光をあてることで、これまで隠蔽されていた売春防止法と日米軍事同盟の結びつきが明らかになるだろう。

第1章 売春取締地方条例の始まり

第一節 売春取締地方条例制定の前史

売春取締地方条例は、日本政府が同年GHQの示唆を受けて国会に提出した売春等処罰法案が流産したために地方政府が採った代替措置である。そこで本節では、条例制定の前史として、1948年までにGHQが売春制度改革にどのように関与してきたかを概説する。

GHQは占領当初から占領軍人の買春を前提として、日本政府や地方自治体に売春女性の性病管理を徹底させることに強い関心を寄せていた。占領軍は進駐直後から日本の為政者に買売春施設の紹介を求め、自ら買売春地区に洗浄消毒所を設置する一方、日本政府に売春と性病をめぐる法律の強化を要求した。これを受けて1945年12月には戦前から存在した「花柳病予防法」を強化する厚生省令「花柳病予防法特例」が制定され、接客業従事者に対する性病検診制度が厳格化された。1946年2月には前月にGHQが布告した公娼制度廃止令を受けて、それまでに日本の公娼制度を規定していた貸座敷・娼妓取締規則が廃止された。だが現実には、GHQの支持の下に旧公娼地区は名称を変更しただけで温存され、そこでは自主的検診の名目で性病検診が続けられた。

これらの集娼地区では公権力による統制管理が容易であったのに反して、戦後激増した「街娼」、「バンバン」、「闇の女」などと呼ばれた女性たちの性病管理は至難であった。そこで占領軍と日本

⁴ 売春防止法をめぐる研究史については、前掲拙稿『性の歴史学』11-47頁及び「女性史研究と性暴力パラダイム」大越愛子・志水紀代子・持田季未子・井桁蒼・藤目ゆき『フェミニズムの展開—ジェンダー・クリティックの可能性』白澤社、197-225頁）参照。

⁵ 宮城県／みやぎの女性史研究会編著『みやぎの女性史』河北新報社、279-282頁、東京女性財団『都民女性の戦後50年—通史』1997年、前掲海保論文など。

⁶ 藤野豊『性の国家管理—買売春の近現代史』不二出版、2001年

政府は、彼女たちを性病の感染源とみなし、全国で「狩り込み」、「パンパン狩り」、「キャッチ」などと俗称される売春容疑者の街頭における一斉検挙、強制検診、強制治療を追求するようになった。それまで娼娼地区で行われてきた性病検診の実態はそれ自身が残忍な性暴力であったが、敗戦後、この暴力は占領軍の示唆によって街頭に拡大されたのである⁷。

当初、「狩り込み」を正当化する国内法は、「密売淫」の取締を規定する警察犯処罰令(1908年)と行政執行法(1900年)であった。これら二つの法律によって、警察は「密売淫」容疑者の家宅搜索や逮捕や拘留が令状や裁判なしに実行でき、当該行政官庁は「密売淫」常習者とされる者に対して健康診断と入院治療を強制することができた。貸座敷・娼娼取締規則によって売買春を統制下に置いた大日本帝国政府は、国家の統制外で行われる「密売淫」をこれら二法によって厳格に排除していたのである。

ところが占領下、警察制度改革によって警察犯処罰令が1948年5月、旧行政執行法が翌6月に廃止され、「密売淫」に対する摘発、臨検、強制的検診、強制治療のための根拠法は消失することになった。

「狩り込み」による娼娼排除を続けるためには、失われた二法に替わって「密売淫」を取り締まる新たな法律が必要であった。とはいえ「密売淫」とは「公認売淫」の表裏の概念であるから、娼娼制度が建前上廃止された新時代には「公認売淫」が名目的に否定されており、論理上、「密売淫」も存在しない。したがって提唱された新しい法律は「密売淫」取締法ではなく、売春一般の取締法となった。が、そのターゲットが実際には売春女性一般ではなく、公権力の統制に服さず定期的性病検診を受診しない「密売淫」の女性たち、すなわち娼娼たちであったことは明らかである。当時GHQが売春を禁止する法律の制定を日本政府に強く求めた理由はここにあった。

1948年日本政府はGHQの買売春取締要請を受けて、売春等処罰法案と性病予防法案を第二回国会に提出した。売春等処罰法案は、「売春行為」を性道徳を破壊し善良な風俗を乱し性病を蔓延させる反社会的行為として禁止するもので、売春防止法の原型である。仮にこれが通過していれば、「売春」は犯罪であり、犯罪容疑者である娼娼を逮捕・拘束する法的根拠となり得た。性病予防法は前述の「花柳病予防法特例」をより体系的にしたもので、対象を接客業従事者から一般市民に拡大し、都道府県知事が売春常習容疑者に性病検診を命じる権限、性病患者に治療と入院を命じる権限を与えている。この二法を併せて適用すれば、娼娼を逮捕し、さらに性病検診・入院・治療を強制することができる。ところが性病予防法が成立した一方、売春等処罰法案は審議未了となった。性病予防法は確かに売春常習容疑者への検診と治療を命じる権限を都道府県知事に与えたが、その強制力がどこまで認められるかには疑問の余地があった⁸。「売春」を犯罪として禁じる法律がなければ、娼娼の逮捕と拘束には限界がある。売春等処罰法案の不成立は、娼娼排除を追求する上で大きな挫折であった。

かくして売春等処罰法案が審議未了になった直後から、同法案と類似する内容の地方条例が全国の地方自治体で続々と制定されてゆくことになるのである。

第二節 宮城県の条例

1948年7月6日、宮城県は「売淫等の取締に関する条例」を制定した。全国60余りに上る売春取締地方条例の最初である。

宮城県は東北地方の中心県であり、戦前から重要な軍事的役割を担っていた。敗戦後、宮城県には

⁷ 米国の売春禁止主義政策の起源は第一次大戦時の軍隊保護策「アメリカン・プラン」である。それが日本占領下においても米国の性政策を基礎づけていた。その目的は売春を社会からなくしたり売春から女性を解放したりすることではなく、売春の非合法化によって売春女性と性病の管理統制を容易にし、統制のきかない「危険な売買春」がもたらす性病から軍人を護ることにあった。前掲「日本のフェミニズムと性売買問題」参照

⁸ 法務府『昭和二十五年度法務総裁意見年報』1951年、535-542頁

一万名にのぼる占領軍が進駐、仙台には先ず第14軍団司令部、46年4月以後は関東以北の占領を統括する第9軍団司令部が置かれ、連合国対日占領の中核都市と位置づけられた⁹。その中で占領軍人を顧客とする売春は急激に増加していった。占領軍買売春の始まりは、内務省の司令を受けて県が用意したRAA施設—占領軍性的慰安施設である。仙台市内では小田原の貸座敷11軒（娼妓55名）、東八番町にある私娼料理屋11軒（酌婦22名）が占領軍用に改造され、小田原中江南の元東京第一陸軍造兵所挺身隊寮跡にはダンスホール（慰安婦100名）が開店した。また県は、塩釜市の私娼料理屋22軒（酌婦76名）、石巻市の私娼料理屋（酌婦30名）の各組合、さらに岩沼、船岡、古川、鳴子など占領軍の駐屯地や出入りの多い各地で買売春業者などを督励し、占領軍慰安施設の強化を図った¹⁰。ところが翌46年性病問題を懸念した占領軍がRAA関連施設に対する兵士立入禁止措置（オフリミッツ）を布いた結果、職を失った女性の多くが街娼となった。また占領側の需要が多いことから他県から流入して占領軍人相手の売春に従事する女性も多く、宮城県内には多数の街娼がいたのである。

こうした状況の中で宮城県軍政府は性病管理に強い関心を示し、宮城県当局が街娼に対する摘発と管理を徹底化するよう強い圧力をかけた。これに応じて県内各地で「狩り込み」が実施され、1947年の一年間で仙台北署は売春容疑で484人（延べ1462人）の女性を検挙し、そのうち32%が性病感染者と認められ仙台市立診療所に強制収容されている¹¹。軍政府は1948年1月元旦に街娼の放逐こそが「性病の厳選と原因を駆逐する第一歩」であり「性病予防のために市民たちは支援協力しなければならない」とのアナウンスを出し、性病診療研究所・公衆衛生臨床診療及び病院施設の徹底、血液検査の実施などを呼びかけている¹²。宮城県における売春取締条例は、占領軍と県当局がこのように実施してきた街娼排除政策の延長線上に制定されたのである。

宮城県における条例制定過程の実態は、次のようであった。

1948年7月3日、県知事の名で宮城県議会（6月定例会追加議案）に「売淫等の取締に関する条例」が提案された。「売淫」を「報酬を受け又は報酬を受ける約束で不特定の相手方と性交をすること」と定義し、「売淫をした者又はその相手方」に罰金又は拘留の処罰を定めるものである。この条例案が提出される経緯は、県の「民政教育衛生総務警察合同常任委員会会議録」（1948年7月5日）に記録されている。この会議で古野秀雄衛生部長が次のように発言している。

「事の起こりは本月頭初知事と県警察長、市警察長と私の四名が九軍団に呼ばれ、九軍団の意響として花柳病予防の見地よりは是非とも何らかの方策をとれと云う事で具体的方法について種々協議した結果、軍団側より一方法として米国では取締条例を出しているが之も一策ではないかといふ意見が出たので、良く協議する旨を述べ参考として米国の条例をもらって来たのである。以後の経過は県議会議長より話された通りであり、九軍団の意響としては是非この条例を通してもらいたい事と思料せられるのである。それで本問題に関しては非常に関心を持って居り、議会の動きは逐一報告せよという厳命であり、現在までの経過を報告している。以上述べた通りで頭初よりこちらから出すという意志ではなかったのである事をご承知願いたい。しかし一度条例を出すということに決定すれば私としては出す意志はある事を付け加えた。」

ここには、第九軍団が知事をはじめ宮城県行政のトップリーダーたちを召喚し、米国で施行している条例までも用意して、性病対策としての売春取締条例の制定を強く要求したこと、宮城県側はすぐ

⁹ 仙台市史編さん委員会編集『仙台市史 特別編4 市民生活』仙台市、1997年、324-235頁

¹⁰ 宮城県警察史編さん委員会『宮城県警察史第二巻』宮城県警察本部、1972年、26頁

¹¹ 『河北新報』1948年1月24日

¹² 『河北新報』1948年1月1日

さま第九軍団の要求に応じて条例案を議会に出し、第九軍団の命令に従って議会の動向を報告していたという経緯が明らかにされている。古野衛生部長は第九軍団による召喚の日付を明示していないが、「本月頭初」といえば議会への提案までに一日か二日しかかかっていない。

このように占領軍の命令で条例が制定されることに関して、宮城県側に全く葛藤や抵抗がなかったとは思われない。民政教育衛生総務警察合同委員会の場で県議会の古参議員である菊池委員が、冒頭、「重大問題であるのでこの条令を提案致すに到った真相を執行部側より具体的に腹藏ないところを聴取して審査の参考にしたいので秘密会にしてはどうか」と発言していることは、その表出であろう。すなわち占領軍の命令で条例案が議会に上程されたという「真相」は秘匿すべきだとの感覚を菊池委員は抱いたのである。菊池委員は「執行部側も真相を話す上にお手具合の悪い事があるのではないかと、秘密会を希望する旨を再三発言したが、結局、只木県議会議長の判断で秘密会にしないことに決まり、古野衛生部長の前述の発言が議事録に残った。菊池委員はその後、「審議に当たってはいやしくも他から強いられることがあってはならない」と発言している。

審議過程で条例内容に関する反対は出なかった。社会党の佐藤議員が憲法違反になるような誤った運用をしないようにと要望を述べた他、逐条審議の中で幾つかの字句訂正が行われたのみで原案が承認された。最後に施行期日の延期を菊池委員が提案したが、古野衛生部長が「第九軍団としては一日も早く施行されることを望んでいるので、このままでも実際問題としては相当遅れるので原案で適当であると思う」と述べ、沼田警察長もこれに同調した。こうして同条例は第九軍団の要求に従って制定されることになったのである。

第2章 朝鮮戦争の勃発と売春取締地方条例

第1節 売春取締地方条例の急増

表(1)と表(2)に示すように、宮城県条例制定以後の約2年間に制定された条例は新潟県、東京都、別府市、群馬県の4条例に留まるのに対して、1950年6月25日に朝鮮戦争が勃発して以後、全国各地で条例を制定する自治体が急増する。

朝鮮戦争勃発2日後にあたる6月27日、「中野村風俗並売淫等取締条例」が制定された。中野村はもとは農耕と漁業で暮らす小さな山村であった。が、1949年6月、旧日本軍の北富士演習場が米軍のキャンプとして指定され、乏しい耕地は更に狭められ、村に売春女性が多数流入するようになり、住民3000人台の村に1950年には売春女性200人～300人、やがて夏の最盛期には300～400人が集中するという、典型的な「基地の村」であった¹⁸。中野村条例は、村が売春常習容疑者に性病検診を受けさせることができること、検診の場所は村が指定し公示するこ

売春取締地方条例

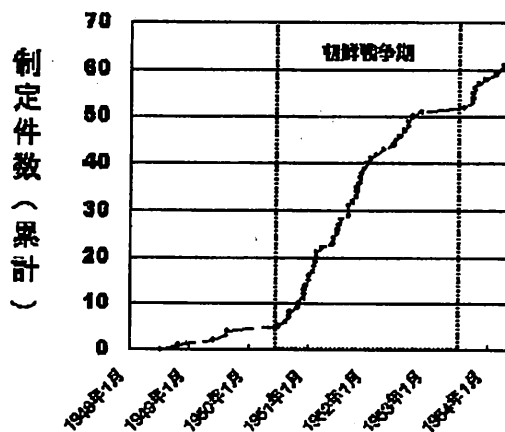


表1：売春取締地方条例制定件数（累計）

¹⁸ 猪俣浩三他編『基地日本』和光社、1953年、116-125頁

	年月日	都道府県市町村	条例名称	取締項目
1	7月10日	宮城 県	売淫等の取締に関する条例	①②③④⑤⑥
2	10月28日	新潟 県	新潟県売淫等処罰に関する条例	①②④⑤⑥
3	1949 5月31日	東京 都	売淫等取締条例(50.12.28改正)	①②③④⑤
4	8月20日	別府 市	街頭における売春勧誘等の取締条例	③④⑤
5	8月23日	群馬 県	売淫等取締条例	①②④⑤⑥
6	1950 6月27日	山梨 県 中野 村	売淫及び風紀取締条例	
7	8月14日	広島 県	売淫等取締条例	③④⑤⑥
8	9月7日	埼玉 県 朝霞 町	売淫等取締条例	①②③④⑤⑥
9	9月10日	埼玉 県 大和 町	売淫等取締条例	①②③④⑤⑥
10	10月25日	大宮 市	大宮市売淫取締条例	①③④⑤⑥
11	11月1日	香川 県 善通寺 町	売春取締条例	①②④⑤⑥
12	12月1日	大阪 市	街頭等における売春勧誘行為等の取締条例	③④⑦
13	12月4日	横浜 市	横浜市長紀取締条例(51.10.1改正)	①②③④⑤
14	12月8日	佐世保 市	佐世保市長紀取締条例(50.12.28改正)	③④⑤
15	12月15日	甲府 市	風俗保安条例	③④
16	1951 1月1日	香川 県 端岡 村	売春取締条例	①②④⑤⑥
17	1月2日	埼玉 県	売春取締条例(52.7.15改正)	①③④⑤⑥
18	1月25日	豊中 市	風紀取締条例(1953.10.1改正)	①②③④⑤⑦
19	2月2日	兵庫 県 川西 町	街頭等における売春勧誘行為等の取締条例	③④
20	2月6日	福岡 県 芦屋 町	芦屋町風紀取締条例	①③
21	2月14日	奈良 県	街頭等における売春勧誘行為等の取締条例	③④
22	2月18日	札幌 市	札幌市長紀取締条例(53.2.17改正)	①③④⑤
23	3月20日	栃木 県	街頭その他における売春等の取締に関する条例	③④⑤⑦
24	5月28日	神戸 市	売淫等取締条例	③④⑤⑦
25	6月3日	岩手 県	売淫等取締条例	③④⑤
26	6月21日	北海道 千歳 町	千歳町風紀取締条例(53.9.9改正)	③④⑤
27	7月1日	長野 県 軽井沢 町	軽井沢町売春取締条例	①②③④⑤
28	7月4日	東京 市	道場等における売春勧誘取締条例	③④⑦
29	7月18日	小倉 市	小倉市長紀取締条例	①②③④⑤
30	8月31日	津久見 市	街頭における売春勧誘等の取締条例	①②③④
31	9月2日	清水 市	清水市道場等に於ける売春勧誘等取締条例	③④⑤⑦
32	9月4日	富山 県 富田 市	富山富田市長紀保安条例	③④
33	9月29日	西宮 市	売淫等取締条例	①③④⑤⑥⑦
34	10月18日	岐阜 県 岐阜 市	街頭等における売春に関する諸行為取締条例	①②③④⑦
35	10月23日	福岡 県 和自 村	和自村風紀取締条例	
36	10月28日	函館 市	函館市長紀取締条例	③④⑤
37	11月8日	熊本 市	「風紀取締条例」制定	③④
38	11月15日	青森 県 大沢 町	売淫及び風紀取締条例(1954.12.19改正)	①②③④⑤⑥
39	11月23日	焼津 市	道場等における売春勧誘行為等取締条例	③④⑤⑦
40	12月1日	小樽 市	小樽市長紀取締条例	③④⑤
41	12月21日	横須賀 市	風紀取締条例	①③④⑤
42	1952 1月10日	福岡 県	福岡県風紀取締条例	③④⑤⑦
43	2月12日	尼崎 市	尼崎市長例第四号	①③④⑤⑥⑦
44	4月1日	姫路 市	売淫等取締条例	③④⑤⑦
45	5月31日	京都 市	風紀取締条例	③④⑤⑦
46	6月13日	山梨 県	山梨県風俗保安条例	①②③④⑤
47	7月8日	加古川 市	加古川市長例第一三号	③④⑤⑦
48	8月1日	鎌倉 市	鎌倉市長化条例	①③④⑤
49	8月29日	佐賀 県	佐賀県風紀取締条例	③④⑤⑦
50	9月1日	八戸 市	街頭取締条例	③④⑤
51	9月27日	青森 県 市川 村	街頭取締条例	①③④⑤
52	11月14日	市川 市	売淫等取締条例	①②③④⑤⑥
53	1953 8月4日	岡山 市	売淫取締条例	③④⑤⑦
54	9月24日	守口 市	売春勧誘行為等取締条例	③④⑤⑦
55	10月2日	八尾 市	風紀取締条例	③④⑦
56	10月3日	岐阜 県	岐阜県売淫勧誘行為等取締条例	③④
57	10月13日	静岡 県	静岡県売淫取締条例	③④⑤
58	11月5日	東京都 福生 町	福生町風紀取締条例	①⑤⑥
59	12月21日	東京都 砂川 村	砂川村風紀取締条例	①⑤⑥
60	1954 2月15日	池田 市	池田市長紀取締条例	③④⑤⑦
61	3月26日	茅ヶ崎 市	風紀取締条例	①②③④⑤
62	4月1日	川崎 市	川崎市長紀取締条例	①②③④⑤⑦
63	6月1日	防府 市	防府市長紀取締条例	③④⑤⑦
64	1955 11月25日	守山 市	守山市長紀取締条例	
(注) 取締項目の内容 ①売淫行為 ②買淫行為 ③娼館の誘引行為 ④売淫勧誘の誘引行為 ⑤場所提供 ⑥特殊関係を利用して売淫をさせる行為、⑦性交類似行為				
改正された条例は改正後の項目を示す。なお内容が確認できないものは空白とした				
(出典) 労働省婦人少年局「売淫に関する法令 改正案」(1955年)				
藤野景「性の国家管理」(2001年)				

表2：各地方条例の制定年月日および内容

と、売春女性は検診及び治療証の公布を受け、常時これを携帯し、当該官吏の請求に応じて呈示することなどを規定するもので、「米軍に接近し、その物資又はそれに関係するすべての物を所持売買及び之に代るべき行為を慎まなければならない」（第9条）、「米軍に交友的な交わりは之を許容するもその指示又は占領の目的に違反する行為があつてはならない」（第10条）といった条文に表出しているように、米軍の利益に即して売春女性の行為を制限しようとするものであった¹⁴。

朝鮮戦争開戦半年以内に10の自治体が条例を制定し、その後停戦までにさらに42の条例が制定されている。米軍買春地域は占領の始まりとともに占領軍の駐屯する全国各地に形成されてゆくが、朝鮮戦争下には米軍売買春の激増を背景に性病統制の徹底化を要求する米軍からの干渉が強まり、それが各地の売買春取り締まり条例続出につながったのである。朝鮮戦争開戦後に条例を制定したことが確認できる地方自治体のうち、村制を敷くものが5、町政を敷くものが9と、全体の約4分の1を占める。これらは当時「基地の町」、「基地の村」として全国に知られていた町村であった。

朝鮮戦争開戦に前後して出された性病検診強制に関する法務府の意見書が、条例制定の流れをさらに加速したと考えられる。性病予防法単独で街娼に性病検診をどこまで強制できるかには解釈の幅があった。そのため厚生省は1950年5月12日付けで、都道府県知事が性病予防法に基づいて売淫常習容疑者に健康診断を命じるに当たって「その命令書を交付する吏員と即時同行すべきことを命ずることができるか」との照会を法務府に行っている。同年10月30日付けの法務府による法制意見は、「現行性病予防法の下では、できないものと解する」というものであった。都道府県は受診命令を出すことはできるが、別の法律が制定されない限り、本人の意思に反して強制するための実力行使はできないという公式見解を公表したのである¹⁵。

第2節 占領軍のための売春取締地方条例——埼玉県内の諸条例から

朝鮮戦争時代に条例を制定した自治体の中から、米軍の示唆と議会の対応が自治体議事録にすこぶる露骨に記録されている埼玉県の事例をとりあげよう。

1950年9月7日・10日に埼玉県南東部に位置して隣り合う朝霞町（現朝霞市）・大和町（現和光市）が相次いで「売いん等取締条例」を制定した。町制をとる自治体としては、全国最初の条例であった。両町の境に位置する朝霞キャンプは朝鮮戦争当時米軍の補給地として将兵の数が多く、川越街道をはさんで米軍の大兵舎が約4キロにわたって設置されていた。米兵のための歓楽街が川越街道沿いに形成され、両町には多くの街娼が集まった。実は、埼玉県では占領軍の要請に基づき1949年10月の県会に知事が条例案を提出したが、審議未了で継続審議の状態であった。そこで県内で米兵相手の街娼が最も集中していた両町が、県に先んじて条例を制定することになったのである¹⁶。

埼玉県で朝霞町に続いて大宮市（現さいたま市）が条例を制定したが、同市の条例の特色は、売春を「外国人を相手とし報酬を受け又は受ける約束で性交すること」（第1条）と、外国人相手と限定して定義した点である。田村廣助警察長は大宮市議会で「朝霞の憲兵隊長からお話がありまして、本案を上程するようなわけ」で、「進駐軍関係の予防、性病の予防、撲滅ということに、重点を置いてくれというお話がありましたので、立案にかかった」と、朝霞憲兵隊の命令で条例案を作成したことを告白している。田村警察長自身も、条例を「外国人」に限定することへの違和感を隠さず、次のように説明した。条例を「外国人」と限定するのは「変」で、誤解されるような気がする。だが「本来の

¹⁴ 労働省婦人少年局『売春に関する法令—改訂版』1955年、29-31頁

¹⁵ 註(8)に同じ

¹⁶ 埼玉県警察史編さん委員会『埼玉県警察史第2巻』埼玉県警察本部、1977年、963-968頁

考え方はさきさまの話がかようなわけなので」、外国人という文字を消して全ての売春を対象に取り締まる考えはない。こうした条例ができれば従来の法律以上に売春の取締りはやりやすいから、「私としては、いわゆる了解事項として、さきさまがこういうご命令のもとに私どもに取締りをしてよいというならば、了解事項として、朝霞の条例と同じ様なやり方でやっていくことがむしろきれいではないかと考えるのだが、私どもから考えると、外国人という文字そのものがあえてどうこうということにもなりますまい。その点、いちおうお酌み取りのうえ、とくと事情はご賢察の上、審議願いたい」(傍点は筆者による)¹⁷。

こうした説明を「やむをえない」と容認する議員もいたが、「自治体の議会が外国人を対象としてやる場合に、ただ外国人だけの性病予防を骨子に考えてそれで決めるというようなことは、これは、共産党では私はありませんが、非常に議会の権威を考えなければならぬ」、「当然、日本人の性病予防ということも考えなければならぬ」と難色を示す議員もいた。だが他ならぬ警察長自身がその反対意見に同感を表明し、難色を示した議員の「考え方」で取り締まりを行うとの希望を述べ、結局「外国人」に限定するというすこぶる異例の条文は残された¹⁸。宮城県議会と同様、大宮市議会においても、自治体議会が占領軍の命令に従って占領軍の利益のための条例を制定するというあり方に対する葛藤や抵抗がありつつ、占領軍の意向に従って問題を決着させたのである。

このような決着がはかられた理由として、占領軍への屈従のみならず、女性の人権が軽視されていたという事実もまた看過できない。外国人への限定が「変」だと自覚されながら、条文からその文字が消去されなかった理由は、売春一般を禁止することに対する強い抵抗、換言すれば強い「売春必要論・公娼制度擁護論」が議会内に存在したからだと推察できる。ある大宮市議は「日本の軍その他の関係で、適当なはけ口を準備されておった」、「私どもが外地にいった関係でいえば、男ばかりで、ほかに大した楽しみもないということはいいいことはやらないということが実状」という自身の外地経験を語り、朝霞憲兵隊の主旨が性病予防ということなので心配ないと思うが、条例制定で性的なはけ口を塞ぐことにならないか、と危惧を述べている¹⁹。この発言からも、占領軍への屈従という側面と同時に、軍には売春女性が必要だという当時一般的であった日本人男性の意識が窺える。

同じことは、埼玉県条例審議にもあてはまる。1951年1月に制定された県条例は、占領軍の示唆に従って議会に提案されてから制定までに一年以上かかっている。当初の条例案では「売春」は外国人への限定はなかったが、後に外国人に限定する案へと修正され、ようやく県議会を通過したのである²⁰。占領解除後の52年7月の条例改正で外国人への限定が削除されるのだが、それを審議した県議会の場合でも、江部顕一議員が「街娼のみならず特殊飲食店のものを取り締まるということはないか。総務部長が警察隊長と了解しているというが、この了解が後任者に伝わるか」を確かめ、特殊飲食店に取締りが及ばないように要望する発言をしている²¹。すなわち、街娼の取り締まりはかまわないが特殊飲食店までが取り締まり対象になっては困る、という公娼制度擁護の要望である。

これらから見て取れるのは、占領軍の命令に背くことはできないが禁圧対象は占領軍相手の街娼に限定し、日本人対象の集娼地区は残したいという思惑である。大宮市と埼玉県の当局と議会は、内部に葛藤や抵抗を抱えながら、占領軍の命令で占領軍のための条例を制定するという植民地的従属を露呈する見苦しさ进行を避けるよりも、「外国人」という限定を残すことで集娼地区を守ることを選んだといえる。占領軍からの強制に対する抵抗はあっても、軍人に安全な買春を保証するために公的な統制外にいる売春女性を病原菌と見なし犯罪者扱いすることについては、占領軍と日本側の間に異論がな

¹⁷ 「昭和二十五年埼玉県大宮市議会十月定例会会録」40-43頁

¹⁸ 同前43-50頁

¹⁹ 同前47-48頁

²⁰ 『第七十三回埼玉県議会会録 第六巻第三号』147-150頁

²¹ 埼玉県議会編集発行『埼玉県議会史』第3巻、1974年、560頁

かったといえよう。

第3節 日本再軍備と地方条例——善通寺町の事例から

朝鮮戦争の勃発で日本再軍備への道が歩み出されたことは、よく知られている。本節は、米軍の同盟軍を建設する第一歩として創設された国家警察予備隊が地方条例制定の契機になった事例として、香川県善通寺町（現善通寺市）の条例をとりあげる。

朝鮮戦争勃発直後、朝鮮半島に出動する米軍の穴埋めをさせるため、マッカーサーは日本政府に国家警察予備隊75000人の創設を命じた。日本政府は8月10日ポツダム政令として警察予備隊令を公布、即日施行し、隊員を急募した。組織編成が急がれるなかで7月、香川県知事増原恵吉が参考幹部要員として設立準備委員に就任し、さらに警察予備隊本部長官に就任のため香川県知事を依願退職（歴代香川県知事調）、8月同長官に正式に任命された。9月6日には警察予備隊四国駐屯地が善通寺町旧山砲隊跡に決定している²²。香川県善通寺町と警察予備隊はこのように創設時から強いつながりがあった。

善通寺町は大日本帝国時代、四国屈指の軍都であった。1896年四国全域を管区とする第11師団が新編されるにあたって善通寺町に師団司令部の設置が決定し、98年初代師団長に乃木希典が就任して開庁した。師団司令部の設置に伴って地域に遊郭を新設する動きが起こり、開庁と前後して香川県は善通寺村砂里裏を貸座敷免許区に指定している²³。

以下、善通寺議会議事録から条例制定審議を見よう。警察予備隊1000名の配備が日程にのぼる状況の中、遠山町長は10月の町議会において「現在の本町の情勢から見て、やむをえない」と、売春取締条例の制定を提案した。これに対し、議場から「予備隊が誘致されたから適切な条例と思って当局が出されたのか、もしくは国家又は県全般に行うための指示によってやったのか」との質問が出た。警察署長は次のように答えている。

「その筋から出せという指示によって出したものではありません。現在六大都市では出している。高松も最近可決するといふ事を聞いています。本条例を提案しましたのは、街の声もありましたのと、予備隊の中で既に街のこうした女と接触したものと云う噂がある。もう一つは一〇〇〇名が四〇〇〇名になると云う声があるので、ゼスチュアーと云ふたらおかしいが、進駐軍に対しても出しておいたら良いのではないかと考えまして、提案した次第です。現在ある法規は花柳病取締法だけです。新聞記事で病の女を挙げたのが出ますが事実は条例がないと出来ないのであって犯罪の捜査中そえものとしてあがるのです。」

「その筋」からの指示は否定されているが、この答弁にも占領軍への配慮が見える。また町議会審議をみると、善通寺町でも主眼は街娼の排除による軍人の性病予防であり、公娼制度擁護論が支配的だったことが分かる。平石議員は「登録している女性は監督している」ので問題はないが、「闇の女」の流入増大による「病毒感染」を恐れる。その取り締まりが条例の本旨と思う、と「闇の女」の厳重な監督指導を要望した。他方、原議員は「予備隊が誘致されている事でも非常に適切な方法ではあると思う」が、「女というものが街の発展というのに効果的であるから、花柳病の蔓延に主をおいてもらう。この狙いは花柳病にあると思う。本案は適切な案ではあるが、痛し痒しという感がする。本町の発展のためなるべく街の発展を疎外しないよう、あんまり締め付けない様ねがう」と述べ、遠山町長はそれを「充分了解している」と答えている。

²² 香川県編集発行『香川県史別編Ⅱ 年表』1991年、450頁

²³ 井上俊夫「四国講演旅行」<http://www.vega.oc.jp/~toshio/index.html>

善通寺町は前述のように第11師団司令部の設置とともに砂古裏遊郭がつくられた歴史があり、軍人が性的慰安を求めることを当然視し、そこから町が利益を得ることを肯定する風潮があった。議事録にも、議員や当局が警察予備隊を迎えるにあたって公娼地区の設定を暗黙の了解事項とし、砂古裏遊郭のあった西山地域を警察予備隊用の買売春地区と想定している様子がみえる。例えば塩田議員は、他所でも一定の買売春地区を設置しつつあることにふれ、盛時には1000名の売春女性がいた米軍駐屯地帯・各務ヶ原では特定の買売春地域を区切って警察署長がうまく指導監督し、米軍もこれを黙視しているとし、そうする事も一案ではないかと提案している。また川崎議員は、善通寺町には1000名の隊員を受け入れる遊興施設が不足しているので、今後相当数の「オアシス」を造り、「女を増やさなければいかんと思う」と言い、出入りの激しい街娼の取締まりと警察署が業者に法を周知するよう要望している。警察署長はこれらの提言に同調し、「私の狙いは、悪質者、浮浪者を対象にしたい。決して西山から頼まれて本案を出したのではない。予備隊員の中で偶々外部で病気をもらった事実があっても私のほうはこういう条例を出して取締まっているが、取締りを行っても手ばかりが無いこともないのであるからと言って弁明できるというへらこい（ずるい——筆者註）気持ちも一面あるわけです。署としてはあくまで無責任な行為者を対象としてやるつもりです」と述べている。

かくして条例が制定され、集娼地区は残された。1956年10月15日の時点で善通寺市には特殊飲食店9件、売春女性20名が登録されている²⁴。

第3章 朝鮮戦争下の軍事基地と地方条例

第1節 朝鮮戦争下の九州北部

朝鮮戦争時代、朝鮮半島の直近に位置する九州北部は米軍の広域基地の様相を呈していた。長崎県佐世保市、福岡県芦屋町、小倉市、福岡県和白村、福岡県、佐賀県など九州北部の自治体が次々に売春取締条例を制定したのは、これらの諸地域が朝鮮戦争の前進基地となったために米軍買売春と性病が蔓延し、売春女性管理が厳格化したからである。

先ず佐世保市を見よう。同市の条例制定は、占領軍の上陸禁止措置による圧力が直接の契機であった。占領軍は朝鮮戦争が勃発すると旧日本海軍の重要拠点であった佐世保港の施設の大部分を接收し、韓国への出兵作戦と軍需補給の用に当て、国連軍佐世保地区司令部を設置した。開戦前は1000名ほどであった街娼は50年10月に約8000人と激増し、開戦から半年ほどで国連軍将兵を相手にする商売が活気づき、リンクは20台から1500台に、タクシー社は一社から七社に、土産物店、キャバレー、ダンスホール、レストラン、ピヤホール、旅館なども数倍から数十倍に膨張した。性病感染者も倍増し、50年秋以降は月平均400～500名、51年に入ると一ヶ月792名の患者が保健所で確認された²⁵。占領軍は佐世保市に対して街娼の取締りを強く求め、ついに水兵の上陸禁止措置を採った。すでに特需によって巨額を得ていた佐世保市の商業関係者にとって、この措置は痛打であった。1950年12月8日に召集された臨時市会に約100名の傍聴人が集まる中、市長は条例を作らねばならぬ羽目に立ち至ったのは遺憾だが風紀上の問題と性病の問題があるため仕方がない、「その筋に置いても、この問題に非常に関心を持って居られ、しばしば県当局と市及び占領軍当局と、この性病問題について、会して度々対策を考え」ており、今後も占領軍と佐世保市側とで相談し処置を講じてゆきたい、と語った。堀正夫議員は

²⁴ 香川県警察史編集委員会『香川県警察史』香川県警察本部、1989年53頁

²⁵ 『佐世保市史』51、340～342頁、前掲『基地日本』196～198頁

単刀直入に、「占領軍で、こういう条例を作らねばいかぬということをいったということを新聞情報では聞いておりますが、この取締条例が出来た暁には占領軍の上陸禁止が解けるものかどうか」と質問した。市長は明確な返答は避けながら、「上陸禁止になったことは佐世保市のため非常に不利であり、損害であります。一日も速やかに禁止を解いてもらうよう折衝に努力しており」、「私どもは自主的にあらゆる手段を通じて、上陸禁止を解いてもらうよう努力したいという主旨であります」と答えている²⁶。

福岡県内の諸条例も朝鮮戦争との関係は明白である。福岡県で真っ先に条例を制定した芦屋町は、米第五空軍の極東最大の空輸基地たる芦屋基地が置かれた町である。50年9月同基地に米輸送航空群が到着し、極東空軍の航空輸送総司令部が置かれ、朝鮮戦争下には兵員や弾薬、食料などの物資が24時間体制で朝鮮半島に送られていた。停戦までの三年間に同基地を舞台に兵員300万人が空輸された。朝鮮戦争前、小さな飲食店が13軒しかなかった芦屋町には開戦直後の二ヶ月で売春女性の「ハウス」400軒、キャバレーなど24軒にふくれあがったという²⁷。和白村（現福岡市東区）もまた、博多キャンプを抱える「基地の村」であった。敗戦時東洋一の国際空港といわれた同村の雁の巣飛行場は占領軍に接收され、朝鮮戦争が勃発すると第一線の米軍基地として使用されていた²⁸。また小倉市（現北九州市）は、敗戦直後占領軍に「慰安所」を請求され北方の元皇軍慰安所に占領軍用慰安施設を開設したという経験があったが、朝鮮戦争が勃発すると小倉は補給基地となり、特需景気が現出して売買春が蔓延した²⁹。『昭和二十六年小倉市議会速記録 六ノ三』（6月30日）によれば、同市でも性病予防法に基づく強制性病検診が行われており、売春女性は一週間に一回の検診が義務づけられ、感染していなければカードを交付され、感染していれば入院・治療が強いられていた。だが「最近占領軍などのお話によっても本市における売春婦の横行は、実に目に余るものがあり」、「性病も増加の一途をたどっており」として、1951年6月、条例が議会に提案された。条例には売春の「相手方になったもの」への処罰規定があった。だが西井議員の「進駐軍人であった場合に、日本警察が取り締まるだけの力を有しておるか」という質問に対して、松永公安委員長は「相手方」とは実際には「日本人なり三国人であります。占領軍軍人軍属は日本に裁判権がありませんために逮捕する訳にゆきません」と返答している。

福岡県が条例を制定したのは1952年になってからであった。県の条例が県内の軍事拠点たる市町村に遅れた経緯は、埼玉県条例と類似している。福岡県は米軍博多キャンプMP司令官の請求を受けて51年12月8日に議会へ条例案を提出し、制定を急いだ。ところが県議会で、県原案では街娼のみならず特殊飲食店街から芸妓まで拘束することにつながるの反対意見が出てまともならず、施行期日を交付の日から半年後に延ばすこと、また「規定中『専ら売春を行う者』の中には、風俗営業取締法に規定により許可を得た営業者の従業府を含まないと解する」という付帯条件をつけることでようやく修正可決した³⁰。ここでも公娼制度に固執する議員たちの抵抗で条例の制定が遅延したということである。

第二節 朝鮮戦争下の本州及び北海道

北部九州以外の米軍基地を擁する自治体でも、朝鮮戦争下に次々に条例が制定されている。視線を九州から東へ移しながら、各地の状況を概観しよう。

²⁶ 佐世保市議会議事録及び『佐世保市議会月報』第15号、1950年12月30日

²⁷ 福岡県警察史編さん委員会『福岡県警察史』福岡県警察本部、1993年、845頁、『朝日新聞』1996年9月21日

²⁸ 前掲『福岡県警察史』504-509頁

²⁹ 『北九州市史 近代・現代 行政・社会』709、728-729

³⁰ 福岡県女性史編纂委員会『光をかざす女たち—福岡県女性のあゆみ』西日本新聞社、1993年、284-285頁、福岡県議会議事録（1951年、福岡県議会事務局所蔵、頁記載なし）

山口県の岩国基地は朝鮮への出撃拠点となり、軍の移駐に伴って基地周辺に街娼が急増した。岩国市の条例は1950年10月頃から考慮されており、翌51年6月の市議会で条例案が可決された。市議会では公娼制度擁護論者からの質問に対して、警察署長が旧来の集娼地区は対象ではなく、あくまで街娼取締が主眼であることを説明し、「占領軍当局からずっと以前からこの取締まりについて私共に対して非常に強硬な取締りの申し出があった」こと、朝鮮戦争前は豪州軍憲兵隊の嚴重な取締まりで街娼が問題にならなかったが戦争勃発に伴い米軍が進駐して以来相当街娼が流入したという経過、「最初は米軍もやかましくいわなかったが、最近非常に女の問題がやかましくなり何とかせねばならん様な話があって」条例案を提出したという経緯を述べている⁸¹。

関西における最大の米軍拠点は兵庫県と大阪府の境にある伊丹基地であった。兵庫県内では三市一町が占領下に条例を制定したが、その最初が伊丹基地と隣接する川西町（現川西市）であったことは偶然ではあるまい。同じく伊丹基地に隣接し蜷池地区が米兵歓楽街と化した大阪府豊中市が川西町とほぼ同時に条例を公布していることから、その関係が推察できる。

神奈川県で最初に条例を制定したのは、当時街娼が6000人ともいわれた横浜市であった。横浜市政会が警察本部長小林正基が行った答弁は、条例制定と占領軍の関わり方の経緯をよく示している。小林によれば、当初「パンパンの取締まり」は占領軍当局の命令と指示に基づいて行っていたが、1948年の性病予防法制定後は「日本政府の執行に関与しない」という「建前」から占領軍の「指令」がなくなりなくなったため取締まりが困難になった。すると占領軍当局は、大阪府が軽犯罪法、道路交通取締令、警察官等職務執行法などと各種法律の継ぎはぎをして取締まりしている例を挙げて、「一番パンパンの存在している横浜」も取締まりを遂行するように「示唆といいますが、勧告といいますが、要請」を行った。そこで横浜市は大阪にならって既存の法律を継ぎ接ぎし、「進駐軍当局の要望しておりますように、性病の予防ということに主眼を置きまして」、何らかの理由をつけてまず連行し、売淫常習者だと判断すると県衛生部の保官が知事の検診命令を発し、県の病院で検診、診療をするという方法で取締りを行った。だが法務府がそういう方法が憲法違反だという見解を出し、非常に苦慮していた。そこに宮城県をはじめ各県で次々と条例が制定され、取締まりが合理的かつ有効に行われ、条例を制定して取締まりを行えば「憲法違反のそしりもまぬがれ」ということで法的根拠になる条例を提案したというのである。ここには占領軍が一貫して横浜市に圧力をかけていたこと、公権力による人権蹂躞行為が憲法違反とそしられなくする便宜のために売春を禁止する条例がつくられたということが語られているのである⁸²。

東北地方で目立つのは航空基地が置かれた青森県大三沢町（現三沢市）である。同町は、米軍の占領と基地拡張によって人口が急増し町制を布くにいたった「基地の町」である。「青森県の上海」とも呼ばれ、街娼は数百人にのぼり、50年中の上北郡内の日本人性病患者は480人、うち大三沢町居住者が389人（81%）を占めていたという⁸³。条例制定の背後に米軍からの圧力があったことは、これを可決した1951年11月14日の町議会議事録からも明白である。審議の冒頭、町長は「進駐軍の意向もありまして」、速かに性病問題の対策を採るため町長、渉外委員長、警察署長らが、米軍憲兵司令官と相談を重ね、条例案を提出した経過を説明している。続いて渉外委員長は、軍より呼び出しを受けて性病患者が増えた関係上対策を講じるよう要求され、「軍より外出を禁止する処置をとるかも判らないとの話」が出たことを報告している。すなわちオブリミッツを布告するという脅迫である。米軍の上陸禁止措置による圧力から条例を制定した佐世保市と同様、大三沢町もこの脅威にすくみあがった。オブリミッツを駆使することは米軍が基地の地元に圧力をかける常套手段であった。審議過程では「条

⁸¹ 岩国市議会緊急臨時会議事録（岩国市議会事務局所蔵、頁記載なし）

⁸² 横浜市政会第八回定例会議録 第十七号 1950年11月30日、48-49頁、55頁

⁸³ 青森県警察史編纂委員会『青森県警察史』下巻、1977年、1041～1049頁、西村嘉福『三沢市史』三沢市、1988年、214～215頁、234～235頁

例を真面目に執行した場合は人権蹂躪の線に入る」との危惧や、条例制定で強制キャッチが可能になり人権侵害につながる憂慮も出されたが、結局全員一致で原案通りに可決された⁸⁴。経済的に基地に依存している大三沢町にとって、米軍の意向に添う条例を制定することは避けがたいことであつた。

最後に北海道を見よう。51年3月に札幌市、6月に千歳町が街娼行為を取り締まる条例を制定する。農林業を営む静かな町だった千歳町は占領下「基地の町」に変貌していた。朝鮮戦争が勃発すると防空戦闘隊基地となり、51年4月町人口に匹敵する大規模部隊、オクラホマ第45州兵師団約20000人が進駐すると多数の売春女性が流入し、性病管理の徹底が迫られたのである。千歳町の条例は、同月千歳基地を視察したリッジウェイGHQ最高司令官が州兵師団の性病を憂慮し、GHQを通じて外務省に勧告すると同時に北海道庁に「風紀取締の徹底化」「性病の予防措置」「性病者の治療」の三カ条を嚴重に要求したことから大至急制定したものであつた。条例制定からまもなく、米軍当局と千歳警察署の肝いりで「チトセ陸会」が組織されている。所属女性は定期検診を受け検診カードを公布され、米軍はカードを持たない女と接触しないように勧告、カードは実質的に売春免許証と機能した⁸⁵。米軍は性病から守るために、新たな公娼制度を作つたのである。

第4章 安保体制下の売春取締条例

朝鮮戦争を背景に1951年9月、日米安全保障条約とサンフランシスコ講話条約が調印された。本章では両条約が発効する1952年4月28日以後の地方条例について考察する。

第一節 日米安保体制の成立と売春管理の強化

講和条約の発効で占領は解かれたが、安保条約で米軍駐留の無期限継続が保証されたため米軍買春も継続し、各地の基地周辺ではより徹底した売春管理が日米協同で追求されるようになった。講話発効以後新たに制定された条例は20、取り締まりを強めるために改正された条例が5にのぼる。表2が示す通り、条例制定の第二の波が寄せたのは朝鮮戦争停戦直後の約一年間であつた。朝鮮戦争開戦後とぎれなく続いていた条例制定の流れは52年11月でいったん止まり、翌年8月までの約9ヶ月間は一つの条例も制定されていない。だが、停戦後の米軍再編過程で再び条例が次々に制定されるようになるのである。

第二の波が高まる契機は、1953年6月16日の日米合同委員会で駐留軍施設周辺の「風紀問題対策」に関して「関係地方への地方連絡協議会を設置」、「売春性的犯罪の取締強化」、「駐留軍による立入禁止の設置」などの合意が成立したことであつた。米軍駐留地で日米当局間の意志疎通をはかるために「地方連絡協議会」を設置し、その下で「売春並びにこれに伴う犯罪」の取締を強め、日本側の取締が効を奏さなければ現地駐留軍が駐留軍要員の立入禁止の地域又は建造物を指定する、という合意である。日米合同委員会の決定に基づいて日本政府は同月中、関係各省次官名で北海道や大阪府など33都道府県に対して「駐留軍施設周辺の風紀対策に関する件」を通達、米軍側もまた総司令官から地方司令官に対してこれを通達した⁸⁶。かくして「地方連絡協議会」が各地で新設されることになり、労働省が1954年に実施した調査によれば、戦後新たに発生した集娼地域20の内15までが、地域により多

⁸⁴ 大三沢町町議会議事録、三沢市立図書館所蔵、4-11頁

⁸⁵ 海保前掲論文、47-49頁

⁸⁶ 労働省婦人少年局編集発行『売春に関する資料——改訂版——』7、33-35頁、加藤一明『豊中市議会史』記述編、豊中市議会、1990年、523頁

少名称が異なるが日米地方連絡協議会を持ち、「一般衛生、性病予防、風紀肅正」のために定期的あるいは随時に現地米軍司令部と連絡をとっている。正式な協議会がない地域においても、日米当局間で非公式に毎月1回、日本側10名、米軍側7名が定例会を開き問題を協議していたり、日本警察とMPが月に数回、打ち合わせ会を開いて取締面を協議し、毎夜MP2、警察1の割合でパトロールをしていたり、米海軍病院の担当士官と業者組合の代表者が常に連絡をとり、協力して性病取締を行っている等、それぞれ何らかの方法を講じている⁸⁷。占領下にも自治体と現地米軍司令部が売買春・性病対策をめぐって接触していた事実は既述の通りだが、日米合同委員会が公然と恒常的な協議体の設置と立入禁止措置をふくむ取り締まりの強化を決定しこれを各自治体に通達したことで米軍買売春を日米両政府の協同で取り締まることがフォーマライズされ、安保条約に基づく日米合同委員会「風紀問題対策」に関する地方連絡協議会という枠組みの下で米軍から自治体への売買春問題に対する介入や圧力は制度化されたのである。

この時期の条例の新設や改正の事例を伊丹基地周辺自治体から見てみよう。

豊中市では次官通牒「駐留軍施設周辺の風紀対策に関する件」が大阪府にも発せられたため53年7月に特別委員会を設置し、街娼の取締に限定された従来の条例を改め、売春を禁止し、場所提供の禁止や周旋行為などへの罰則を強化する条例を新設した。この間に日米地方連絡協議会が発足し、豊中市の特別委員会は駐留米軍司令官の意向を確かめるため、同協議会に「基地の風紀問題に関する伺い書」を提出している。売春禁止の法的措置や「善良なる家庭の婦女子」への危害防止措置などを「伺い」、米軍の協力を求めるもので、伊丹航空基地部隊司令官は10月7日開催の日米地方連絡協議会でこれに回答し、「売淫禁止の法律を公布施行することが最大重要事」であり、「良家の婦女はかかる法律の施行によって影響を受けない」と断言、売淫禁止法律成立後に同法違反が疑われる淫売宿やホテルに対して「急襲臨検」を実施することをも勧奨し、「この種の急襲臨検は、民間当局が行うこと。ただし、軍人が関連する場合には、相当数の空軍並びに海兵隊、憲兵を利用されても差し支えない」と米軍の協力を約束した。また売春施設に対してはオフリミッツ措置をとることを宣言している⁸⁸。豊中市と同じく伊丹基地に接する池田市でも、同時期に条例に向けて協議が始まった。豊中市同様に売春を禁止するか否かをめぐる議論が長引き、結局翌54年2月に街娼や場所提供のみを処罰する条例を制定している⁸⁹。

八尾市の条例は、上程にあたり、公安委員会が「旧大正飛行場に突如として駐留軍が駐留するということになりました」ので提案する条例であると説明し、条例文にはないが条例の目的は駐留軍であって売春一般の取締という意図ではない、と断っている。公安委員会と市長による経緯説明によれば、八尾市は敗戦後米軍に接收されていた大正飛行場の払い下げをかねてから政府に陳情していたが、53年8月一方向的に行政協定に基づく米軍の再使用が通告された。使用開始前日の8月13日に伊丹飛行場の方と八尾へ来ている隊長が来て、「明日から使用する」と告げる一方向的告知であった。八尾市では伊丹市で日米協議会が設定されたのにならい、大阪府を通じて交渉し、9月半ばに八尾市の市長と市会議長、隣接する志紀村・柏原村の各村長と議会の長の6人が米軍側ミッチナー隊長以下6人と初会合を開いた。この協議の結果、各地の条例を参考に作られた条例案が9月30日に市議会で可決された⁹⁰。このように講和発効後にも日米安保条約を背景に地域には植民地的従属状態が続いたのである。八尾市議会では田中穂積議員がこれについて、「結局これは日本の婦人だけが取り締まられるものであって、

⁸⁷ 労働省婦人少年局編集発行『婦人関係シリーズ 調査資料No16』戦後新たに発生した集娼地域における売春の実情』1955年、4頁

⁸⁸ 前掲『豊中市議会史』519-527頁

⁸⁹ 池田市議会臨時市会議事録、1954年2月15日、頁記載なし

⁹⁰ 「昭和二十八年九月二日八尾市議会（定例会）会議録」26-29頁、「昭和二十八年九月三十日八尾市議会（定例会第二日）会議録」175-195頁
八尾市議会議事録

いわゆる相手方はまったく何らの罪科も受けない。結局これは明らかに、まさに植民地的な法令である」と遺憾を表し、日米行政協定が改訂され双方の行為が取り締まられることを期待すると述べている⁴¹。

なお、本節では紙幅の都合上伊丹基地周辺のみ取り上げたが、この時期に条例を制定した岐阜県、静岡県、東京都福生町、同砂川町、神奈川県茅ヶ崎市、同川崎市、防府市のいずれもが米軍基地を抱える自治体である。これら各地においてもオフリミッツが条例の制定を促す契機となった⁴²。

第2節 売春禁止主義の内面化

このような諸条例が、占領が解除された講話発効以後にも米軍の要請に応じて続々と制定された理由は何か。前節で述べたように、日米安保条約に基づく政治的圧力とオフリミッツという経済的圧力を理由に挙げることができる。だが政治や経済という外的圧力ばかりが各地に条例を生み出したのではない。米国流の売春禁止主義とその政策が敗戦後の日本社会にしだいに浸透し、「進歩的」な人々の心をとらえ内面化していったという側面をも見過ごすことはできない。本節でこの問題を考察しよう。

講和発効後最初に条例を可決した京都市の議会で、木俣茂雄議員は占領下に制定された一連の売春取締条例を全面的に批判した⁴³。木俣議員は米日の関係性についても次のように述べている。

「他府県、他都市の同様条例を作りました経緯を調べて見ますと、大部分は当時の占領軍当局の示唆もしくは勧告、注意というものによるところが多いのであります。とくに横須賀市の如きは同地区海兵隊司令官の一片の厳達に慌てふためいて作っておるのであります。強権に対しては羊の如き日本の官僚が、外国人の喝に震え上ってデッチ上げた弱い者いじめの制度であることは公安条例と大体同様であります。占領下の国辱的束縛からわれわれは速やかに解放されなくちゃならぬ。「もはや不要となった外国の押しつけ条例をわざわざ制定せんとするが如きは時代逆行も甚だしいものではないかと私は思う。」⁴⁴

だが当時、このような批判的見解は異例であった。講和発効後の条例審議過程で表れたのは、占領期と変わらない自治体の屈従ぶりのみならず、「売春禁止」こそ正義であり善であるという米国由来の禁止主義が地方の進歩勢力にも定着しつつあったことである。

占領下に制定された条例は、知事や市町村長が議会に提案し、「保守的」な公娼制度存続派が取締対象を外国人相手の売春や売春勧誘行為に限定したり、文面はさておき実際には「了解事項」と「運用の妙」によって集娼地区は温存するとの言質を得たりすることによって、しぶしぶこれを受け入れるというケースが多かった。だが講和条約の調印前後から、自治体議会録のなかにも売春を禁じる条例を積極的に要望する「進歩的」な議員や市民の声が登場してくる。1951年の熊本市議会では川辺ミチ議員が、取り締まりを街娼に限らず売春全体を禁止し両罰主義を採るべきであるとの発言をしている⁴⁵。1952年の鎌倉市条例や1953年の市川市条例の制定の背景には、女性団体や市民による条例請求運動があった⁴⁶。同年の豊中市における条例改正も、伊丹基地司令部からの示唆ばかりでなく、売春禁止

⁴¹ 「昭和二十八年九月三十日八尾市議会（定例会第二日）会議録」194頁

⁴² 岐阜県、静岡県、東京都福生町、同砂川町、神奈川県茅ヶ崎市、同川崎市、防府市

⁴³ 「昭和二十七年京都市会（定例会）会議録第三号」五月二四日、70-87頁、同五月三〇日、167-177頁

⁴⁴ 同前五月三〇日、174頁

⁴⁵ 熊本市議会議事録、1951年10月30日、98-100頁

⁴⁶ 『鎌倉市議会史 記述編』309-309頁、市川市「十一月市議会臨時会会議録」1952年11月21日、1-98頁

を求める市民運動を背景とした飯田シズエ議員らの活躍があつて可決されたものであつた⁴⁷。池田市の条例審議過程でも、取締対象を街娼に限りたい理事会に対して市民と革新派の議員たちが徹底した売春禁止を求めていた⁴⁸。同年静岡県が条例を設けた背景にも、静岡県婦人団体連絡会による前年からの強力な条例請求運動があつた⁴⁹。守口市の条例は、異例なことに議員提案であつた。同市に新しい特殊飲食店街が生まれつつあるなかで女性団体やPTAから反対運動が起き、これを背景に条例案が出たのである⁵⁰。市当局は審議過程の9月17日大阪地検に、大阪市や豊中市の条例創案に当たったト部節男検事を訪ね、助言を求めた。ト部検事は売春を禁じる条例の制定に消極的であり、「全国の都市でもボツボツこの種条例（売春行為を禁じる条例——筆者註）ができていますが、これは貴方方のお考えで決めるべき問題であり、我々の容喙すべき事柄ではない。しかしこれを見て受ける感じは守口にもアメリカ人がいるのかなというふうに感じます」⁵¹と皮肉もとれる返答をしている。この返答には、各地で売春禁止条例をおしつけてきた米軍やそれと同様の条例を希望する日本人へのト部検事の反感が垣間見える。

積極的に売春禁止条例を求める地方の声は、講和発効以後の売春禁止法制定運動の高揚を反映していた。戦前から娼婦運動を担ってきたキリスト教関係者や市民的女性運動の活動家たちは1952年6月「基地風紀問題」に取り組む「純潔問題中央委員会」（同年12月「売春処罰法制定推進委員会」と改称）を結成し、売春行為を禁止し処罰する法律の制定運動を推進していった。1953年中には3月に議員立法として「売春等処罰法案」が提出され（審議未了）、11月には超党派で法制定を目指す衆議院婦人議員団も結成された。この運動において常に礼賛されたのが、米軍が第一次大戦を契機に採用した「アメリカン・プラン」、つまり性病から軍隊を保護するために売春を禁止し、売春容疑で膨大な数の女性を検挙したという禁止主義政策である。当時の「進歩的」勢力にあつて、米国の禁止主義が「危険な売買春」から米軍人を護り「より安全な買春」を実現するものであることを見抜く視点は欠けていた。逆に、米国の禁止主義を賞賛し、日本国内に「売春禁止」を確立させることこそが民主化であり社会進歩であると考えられた⁵²。

その論理は1953年2月27日の参議院本会議における社会党の藤原道子の発言にもよく表れている。彼女は基地売買春に関する米国側の責任を問う一方で、「売笑婦を許さないという規定を設け」「逮捕されました私娼は一万五千名に上つた」アメリカン・プランに特に言及し、「母に代つて青年の純潔と健康と墮落から青年を守つた米軍をこそ、信頼し、期待していた」が、「この期待はみごとに裏切られました」という論法で、米軍の素行を非難するのである。そして米軍当局が日本では売春が合法だと本国議会に報告したことについて、日本の多くの自治体に売春禁止条例があるにもかかわらず「売春国である旨を世界に向つて闡明」したのは不当だと訴えた⁵³。この論理において「売春禁止」は疑いの余地ない正義であり、禁止主義が内包する抑圧性には省察がない。諸地方条例が米軍の示唆によって制定され抑圧的に機能してきた事実は無視されている。米国の禁止主義に対する共感を基礎に日本駐留米軍の売春への寛容さを非難し、日本にも売春禁止条例があることを強調するのである。

こうした売春禁止主義は基地売買春や特殊飲食店街の新設に対する地方市民の売春排斥意識と結び

⁴⁷ 樽美政恵・森一女による飯田しづえのインタビュー、1999年。（財）大阪府男女協働社会づくり財団企画・製作『大阪おんな自分流・扉を開けた8人の肖像⑧飯田しづえ』2003年

⁴⁸ 池田市議会臨時市会会議録、1954年2月15日、頁記載なし

⁴⁹ 平井前掲論文、2001年、8-12頁

⁵⁰ 守口市議会「常任財政総務警察消防合同委員会記録」1953年7月20日、同年8月12日、同9月14日、同9月21日。

⁵¹ 守口市議会事務局所蔵資料『「売いん周旋行為等取締条例案」に対する大阪地検ト部検事の見解等についての記録』

⁵² 前掲『売春に関する資料』所収年表1-11頁、拙稿「性売買問題とフェミニズム」

⁵³ 本会議第28号、「駐留軍軍人の子女及び警察官に対する暴行事件と売春行為対策に関する緊急質問」

<http://kokkai.ndl.go.jp/SENTAKU/sangin/015/0512/01502270512028a.html>

つき、それらを正統化し、地方社会にも浸透していったのである。

第3章 女性の犠牲化

日本の売春禁止主義者たちの主観において、「売春禁止」は女性の人権を守るための正義であった。だが売春取締地方条例は、売春女性の犯罪者化を通して売春と性病の管理を強化するものあり、売春女性はさらに立場が弱められ、売春から解放されるところか厳格な行政の管理、社会的な排斥、警察による虐待の対象となった。

売春廃絶でなく性病管理を指向する米国の禁止主義の本質は、米軍が自治体に売春を禁じるの条例を求める一方で集娼地区の設定を示唆・容認し、実質的に新しい公娼制度が各地に登場したという事実にも表れている。例えば大三沢町では53年中にも強硬なオフリミッツ発令がくりかえされたため町ぐるみの街娼追放運動を展開し、戦々恐々として対策に取り組まねばならず、54年にも取締規定を強化するため条例を改正している。だがその一方、あるとき司令官が町議会議長の耳元に「名古屋の中村町にある遊郭街は遊ぶ場所として区切られているため、衛生管理と取締が実にうまく行き届いている。あのように特殊婦人のいる地帯を設定したら、町内で風紀問題を騒ぐことはないでしょう」とささやき、議長は早速、関係者を呼んで協議し、赤線地帯を設定したという⁵⁴。また藤原道子は前述の国会発言の中でこう述べている。52年6月に歩兵第24師団司令官が宮城県知事に対し、同年8月に第34連隊司令部司令官が静岡県知事に対し、「性病の責任を一方的に日本側に押付け、その対策の強化を双方協議の上で樹立することを指示」し、極東軍最高司令官が深く関心を寄せているとして、対策を迫った。その結果静岡県では1952年9月に米軍と日本側が折衝をし「御殿場地区性病対策大綱」を合意、売春女性に写真付きのカードを発行し、売春店には女性従業員が性病検診を受けたことを示す「健康の家」なる表示を掲げるようになった⁵⁵。実質的な公娼登録と公認売春店である。このように自治体が米軍相手の女性に検診を受けさせ、証明書を交付して実質的に公娼化していた事例は多数あり、前章までに述べた小倉や千歳、また岩国市や奈良市など枚挙にいとまがない⁵⁶。かくして条例では売春が禁止されながら、公権力の統制下に売買春は続いたのである。

また、条例が売春行為と同時に買春行為をも禁止する両罰主義を採用しても、「運用の妙」によってほとんどの買春者は逮捕・処罰を免れ、しかも米軍は地位協定によって保護されていた。例えば埼玉県では、講和発効後、「外国人のみを対象とする現行条例は、本県の外国人に対する感情を誤解されるおそれがある」として「外国人」の限定をはずす条例改正を行った。それと同時に罰則は強化され、条文の上では両罰主義が採用された。ところが審議過程では、当局の側から「男も罰すべきである」との見解もあるが、県内の場合相手の男には外国人が多く、矢張り取り締まり上困難な点がある」と断っている⁵⁷。実際、改正後に条例違反で逮捕された米軍人は存在せず、米軍買春は蔓延し続けた。1953年末県内末、警察が把握していた街娼は545名にのぼる。最も多いのは真っ先に条例を制定した朝霞、大和の両町で、両町に次ぐのが所沢市、豊岡町、入間川町など、いずれも駐留軍施設の周辺地区であった⁵⁸。

売春取締条例施行後の実態を岩国市から見てみよう。前述のように1951年6月に米軍からの圧力で条例を制定した岩国市では、1952年6月売春女性を抱える「ハウス」の業者たちが岩国市警察署と結びついて街娼の一部を保健衛生組合に組織した。兵隊の6割が性病にかかるとオフリミッツが発せられると

⁵⁴ 「赤線地帯を設定」（三沢市立図書館所蔵資料綴り所収）

⁵⁵ 註(52)に同じ。なお平井前掲論文（1997年）の188頁にも詳しい。

⁵⁶ 米国型売春制度 千歳町、奈良市、岩国市

⁵⁷ 前掲『埼玉県議会史』551頁

⁵⁸ 前掲『埼玉県警察史』968頁

いわれており、業者と市当局は性病対策に情熱を注いだのである。同年から翌53年にかけて、市内の街娼は、保健所に登録して検診パスを受けている者が約800名、非登録の者が約500名と見積もられていた。検診料や治療費は女性の負担であり、登録している女性でも週二回の検診を忠実に受ける人は少なく、治療するまでパスが停止されるために治療費稼ぎに「闇の商売」をする人も多かった。警察の取締は業者を対象とせず、「街娼個々への虐待」が行われた。岩国基地の影響を調査した山川詮三は、「弱い者いじめの取り締まりだけが、売春等取締条例のすべてである」と、虐待を受けた女性たちの声を紹介している⁵⁹。

「二階で一人で昼寝している時、黙ってずかずか上がってきて、いきなり布団をめくるのです。その場合、警察官ではない、一人のみだらな男でしかないのです。そして、そこら中さがしまわって、外国たばこなどをみんな持っていってしまいました」

「わたしは何の理由も説明されないで、いきなり留置場にぶちこまれました。そして公職的な数人の警官によって調べられたのです。髪をひっぱったり、腰がぬけるほどなぐったりしました。なぜわたしたちはこんなひどい目にあわなければならないのでしょうか」

「わたしは哀願戦術をしました。わあわあ泣いてたのんだら、許してくれましたが、とにかく、泣きの一手に限ります」⁶⁰

このような売春取締地方条例の運用の実態は各地の条例審議過程から予測のついたことであり、それが現実となった時点では各地の実状を調査すれば把握できたことであった。だが売春禁止法制定運動のリーダーたちはその実態を把握しないまま、禁止主義をより徹底し売春女性をいっそう厳格に処罰する法の制定こそが正義であると信じた。売春女性たちは、「安全な買春」を求める米軍のみならず、日本人の禁止主義者たちの信念によって犠牲化されたといわねばならない。

終わりに

売春取締地方条例は、戦前来の「密売淫」を犯罪とする法律が消失しながら売春禁止法が未だ成立していなかった期間に地方自治体が採用した、売春禁止法の代替措置であった。性病予防法だけを根拠に容疑者を強制的に逮捕し性病検診を強要することは、人権侵害のそりを免れなかった。このそりを免れるためには、売春行為が犯罪となる法的根拠をつくる必要があった。換言すれば、売春取締条例は、売春容疑者の身柄を拘束し性病検診を強制するという公権力の人権侵害を合法化するために制定されたのである。

占領米軍が自治体の長に売春を犯罪化する条例の制定を示唆し圧力を加えていたことは、自治体議事録などから明白である。全国最初の条例を制定した宮城県議事録には、占領米軍が県当局に条例の制定を強く求め、米本国の条例案を参考にするよう用意していたことが明らかにされている。米国は第一次大戦に際して国家をあげて売春禁止主義を採り、軍隊を性病から護るために軍に売春禁止地区を指定する権限を与え、その後、売春を取り締まる州法を続々と制定することによって国内の売春と性病を統制する政策を追求してきた。占領米軍はかかる「アメリカン・プラン」を日本でも執行したのである。

⁵⁹ 前掲『基地日本』176-184頁

⁶⁰ 同前183頁

朝鮮戦争の勃発で米軍の朝鮮出動を支えた基地周辺では売買春と性病が蔓延し、売春女性に対する取り締まりの徹底が要求される中で各地に続々と条例が制定された。朝鮮戦争最中に連合国の対日講和が成立したが、講和条約と同時に日米安保条約が結ばれたため占領が解除された後もなお基地売買春は続き、日米合同委員会の下で基地売春の取り締まりに関する日米協力が制度化され、基地を抱える各地の自治体で条例制定が続いた。

多くの自治体議会が軍事的政治的圧力とオブリミッツという経済的圧力に屈して条例を制定したが、条例の文面上で売春一般が禁止され、しかも両罰主義が採られていてさえも、実際の運用では街娼だけが対象になることが、関係者に合意された「運用の妙」であり「了解事項」であった。売春取締条例制定の一方で、市町村による集娼地区の新設や米兵相手の売春女性に対する性病検診受診証明書の発行など、米軍用の新公娼制度が組織されていた。両者は矛盾ではなく、相互補完しあい売春女性を公権力に隷属させた。

売春禁止政策はたんに米軍が日本に強要して押しつけたのではなく、「アメリカン・プラン」を信奉する「進歩的」日本人が禁止主義を内面化し、米国からの示唆を歓迎して中央における売春禁止法と地方における売春取締条例の制定を推進したという事実も重大である。戦前から廃娼運動を担ってきたキリスト教関係者や市民的女性団体、日本社会党などの「進歩的」勢力は、内々の「了解事項」でしおぶ米軍側の要求を容れた「保守的」勢力とは異なり、米国の売春禁止主義を文明国たる証であるかのように見なし、追隨した。かような売春禁止主義者の運動は地方市民の売春女性排斥意識を励まし、正統化した。

このようにして売春取締地方条例は売春防止法制定の前年までに全国64を数えるにいたり、法律不在の急場をしのご代理の役割を果たしたのみならず、売春女性が犯罪者として扱われ人権を侵害されることを当然とみなす意識を日本社会に広く浸透させ、売春を禁じる国法への道をしきつめたのである。

CAWA 翻訳シリーズ紹介

『フェミニズム、民主主義および人権の理念の統合
—スニー・チャイヤロットの経験的研究—』ますだ しん
増田 真

本書はスニー・チャイヤロットさんが2004年5月にタマサート大学大学院女性学課程に提出した修士論文『*Kanlomruam udommakan feminit prachathipatai lae sitthi manutsayachon : suksa phan prasopkan Suni Chaiyarot*』の日本語訳である。本論文はタマサート大学の2003年度優秀論文に選ばれたが、選考委員の中に「個人史をもとに論文を書くことが妥当かどうか」という疑問の声があったようだ。しかしながら、本書の目的は単なる個人史を書くことでなく、自らの経験に照らし合わせながら、フェミニズム、民主主義、そして人権の理念の統合過程を明らかにし、それらの理念の実践、並びに経験の理論化にまで結びつけることである。スニーさんも述べているように、さまざまな女性の経験は単に個人的な問題でなく社会全体の問題につながっているし、それらの経験を持ち寄って分析することの意義も説明されている。従って、個人史をもとに研究を行うという方法自体を批判することは本論文に関しては正当ではないだろう。

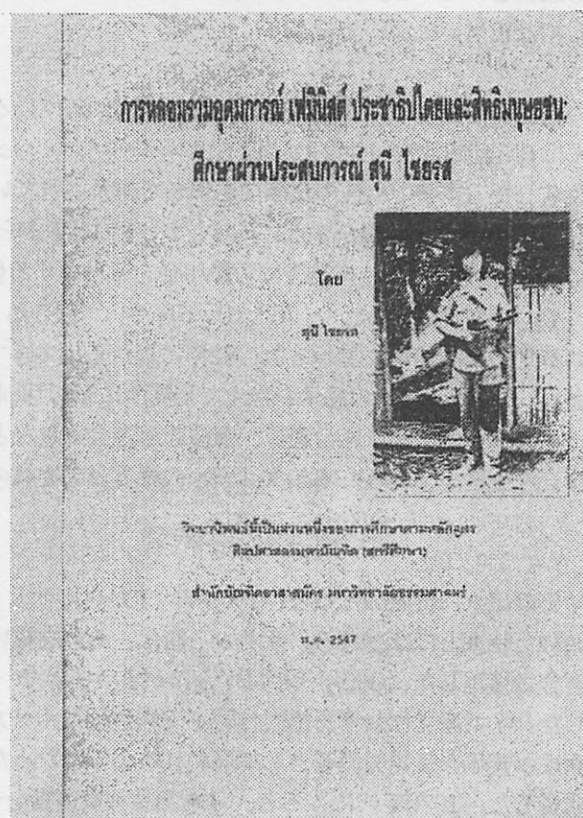
著者であるスニーさんの人生や活動については本文中に詳しく描かれているので、簡単に略歴だけ紹介しておく。スニーさんは1954年6月24日生まれ、旧名はニパーパン・パッタナパイブーンで、結婚した際に現在の名前に改名した（本書でも他の文献でも旧名で言及されている場合があるので注意が必要である）。1970年にタマサート大学経済学部に入學、1年生のときから学生運動に参加し、4年生のときに「73・10・14事件」を経験した。卒業後は労働組合を手助けする仕事をし、76年3月に共産主義者容疑で逮捕され、4ヶ月間収監された。「76・10・6事件」が起きると、姉や友人とともに東北タイの森に入り、タイ共産党の武力闘争に加わった。82年に森から出てきて、87年に夫とともに再び共産主義者容疑で逮捕され、生後2ヶ月半の息子を抱えて刑務所に8ヶ月間収監された。出所後は編集者として働いた後、ノンブアラムプー県県会議員、憲法起草議会委員などを務め、現在は国家人権委員会委員として多忙な日々を送っている。本論文は国家人権委員会委員の職務をこなしながら書き上げたものである。

スニーさんの半生をタイ史の流れに位置づけると、1950年代末からのサリットの開発独裁体制によって社会が大きく変化し始めた時期とほぼ重なる。サリット時代、それを継いだタノーム＝プラパー体制下では民主主義の理念は後退した。1960年代半ばからはベトナム戦争への対米協力が本格化し、国内でも武装闘争を開始したタイ共産党に対する掃討作戦が実施された。一方、積極的に工業化が進められ、農村から多くの女性が安価な工場労働者として雇われるようになった。また、タイで休暇を取る米兵向けの性産業が成長した。1970年代に入ると、日本商品不買運動を一つの契機として学生運動が活発になり、一般市民からも注目を集めるようになった。勢いをつけた学生運動は反日運動のみならず、反米、反独裁の運動へと拡大していき、「73・10・14事件」に至ったのである。事件後、民

主的な政治の雰囲気の中で学生、労働者、農民などの運動が盛んに行われたが、軍部を中心とした旧勢力の巻き返しがあり、「76・10・6事件」が起きた。そこで多くの人たちが森に入り、タイ共産党の武装闘争に参加したが、やがてタイ共産党の姿勢に幻滅し、80年代初頭のプレーム政権による穏健路線もあって、多くの人々が森から出てくるようになった。80年代は曲がりなりにも議会制民主主義が実現していたが、91年に軍部がチャートチャイ政権の腐敗を理由にクーデターを敢行した。翌年にクーデター首謀者のスチンダーが首相の座に就くと、反スチンダーの運動が始まり、軍と民衆が衝突して多くの犠牲者を出した（「92年5月事件」）。それ以後、軍部の政治的影響力は著しく後退し、97年にはタイ史上もっとも民主的と言われる人民版憲法が誕生した。

本論文の最大の特徴と魅力は、以上のような激動の歴史の中で著者自身の波乱に満ちた半生を中心に母親や友人たちの話を交えながらタイ現代史における女性の社会的状況が具体的に描かれていることである。特に、子ども時代の生活、二度にわたる刑務所での生活、そして森で武装闘争を行っていた頃の生活は当事者にしか知り得ない状況が詳細に示されており、非常に興味深い話がたくさんある。また、母親のキムスワンさんの手記や友人である「10・14のフェミニスト」たちの証言についても、一人の女性の物語として、また、スニーさんの主張を理解する上でも貴重な資料となっている。こうした具体的な記述の部分は女性学やフェミニズムに関する知識や関心がない人にとっても興味を持てる内容であろう。

写真：タイ語版表紙



海外翻訳資料紹介

『韓国性売買問題とフェミニズム』
—京畿道地域 性売買実態調査および政策対案研究—ふじめ
藤目 ゆき

本書は、韓国の民間団体である「性売買被害女性支援センター・セウムト」（以下、セウムトと略称）が2001年8月から12月にかけて行った調査研究の報告書『京畿道地域 性売買実態調査および政策対案研究』の全訳である。

アジア現代女性史研究会は、原書を翻訳するに当たって邦題を『韓国性売買問題とフェミニズム』とした。京畿道という地名が日本の読者になじみが薄いという理由もあるが、何よりも本書がこの邦題にふさわしい普遍的な内容をもっているからである。本書の主要な調査地域は京畿道だが、大都市、中小都市、農村地域、軍事地域を包摂する京畿道には基地村から企業型性売買事業所まで、ありとあらゆる種類の性売買が混在しており、韓国全体の縮図がここにある。またフェミニズムの国際的水準をふまえ、性売買に対する韓国の国家的施策を提案する目的で行われた調査研究であり、一地域の事例研究の枠を超え韓国における性売買の歴史と現状を包括的に分析する内容となっているのである。

セウムトは、1996年11月、基地村女性と児童の脱性売買と自立のために被害者たちと共に努力することを目的に東豆川で設立された団体である。現在、基地村のある東豆川の保山洞と平澤の新場洞にセンターを置き、相談所の運営、職業訓練や児童支援のプログラム、共同作業や共同食事などの活動に取り組んでいる。

基地村に焦点をあわせて出発したセウムトだが、2000年9月に群山市の大明洞で発生した火災事件をきっかけに、基地村以外の地域にも事業を拡大し、性売買の防止及び被害者保護・支援のための総合支援事業を行うようになった。大明洞は昔ながらの集娼地域で、売春女性たちは南京錠や鉄格子で建物の中に監禁されていた。そのため火災が起きても脱出できず、五人が死亡したのである。火災現場から売春女性の日記帳と金銭出納簿が見つかり、人身売買と性売買を強要されている深刻な人権侵害状況が明るみに出た。

大明洞のような昔ながらの集娼地域が営業を続けていると同時に、性売買が多様化し、拡大しつつあるにもかかわらず、政府も民間団体も実態の総合的把握にたち後れている状態であった。韓国の人身売買状況は、2001年7月の米国国務省報告では世界各国のなかでも最下位の国家群に属すると判定されている。こうした状況の中でセウムトは、既存の資料を渉猟するのみならず、性売買問題に取り組んできた実績を基礎に、独自の調査方法を開発し、性売買業の密集地域に直接接近して調査を実施した。本書はその成果であり、韓国における性売買地域の実態を知る上で信用性の高い貴重な資料となっている。一例だけ挙げておこう。性売買密集地域の数と性売買に従事する女性の人数は性売買問題に関する基本的なデータだが、それまで京畿道は12地域・620人の女性、京畿道警察庁は6地域・1322人の女性しか把握していなかった。これに対してセウムトは33地域・7096人の女性を発見し、性売買地域の拡大と深刻な人権侵害の実態を確認している。

私は2003年9月、「軍事基地と女性」ネットワークの基地村訪問団に参加し、ソウルに事務所を持

つ駐韓米軍犯罪根絶運動本部、平澤と東豆川のセウムト、議政府のトゥレバンの事務所を訪ねた。そのときに平澤のセウムト福祉施設所長チョン・スギョンさんから手渡されたのが本書である。2004年にアジア現代女性史研究会をたちあげ、研究会の事業として海外の重要文献を翻訳することになったとき、迷わず本書をその一冊と決めた。訳出は、全面的に永谷ゆき子さんが引き受けて下さった。

本書の構成と内容は次のようである。

第1章と第2章では研究の意義、目的、方法を明示している。

第3章から第7章までの各章は実態の解明にあてられ、性売買の多様化と拡大の様相を類型別分析と地域別分析によって詳しく解説している。米軍駐屯地域に形成された「基地村」の性売買をはじめ、商品陳列のようにガラス窓の中に女性が座らされている「ガラス部屋」、飲食店の名目で営業する「座布団酒場」や「遊興酒場」、カラオケやマッサージや理容業の名目で性売買を行うもの、性売買斡旋を事業とする「補導部屋」や「電話部屋」、性売買の場所提供を行うホテルなどに加え、近年は数百坪以上の規模に数十人以上の女性を雇用する、新種の企業型性売買事業所が出現しているという。

調査は女性の人権に視点を置いて行われ、女性たちへの面接調査をふまえ、人身売買、性的虐待、強姦、暴行、言葉の暴力、人種差別、児童に対する性的虐待といった性売買業における人権侵害の実態に迫っている。借金は前払い金と紹介費から始まり、搾取過程を通じて増え続ける。性売買事業所が客から得る収入は莫大だが、女性にはわずかな報酬しか与えられず、搾取構造の中で借金が増え続ける。女性は逃げ出せないように相互監視を強制されており、もし逃げ出せば業主は詐欺罪で告発し、警察は業主のために女性を逮捕する。業者による人権侵害を調査・処罰し被害者を保護すべき警察は業主と癒着しているのが現実で、被害女性は普段から性売買店内で接待を受けたり賄賂を受け取る警察・公務員の姿を見ており、彼らを信頼することができない。このような癒着不正が女性が法律や支援体系に接近するのを妨げているという。

なお駐韓米軍の女性に対する犯罪や「基地村」における人権侵害、とりわけ近年急激に外国人移民女性の性売買が韓国に広がっている事実、近年韓国の内外から大きな関心が寄せられている。この角度からも、駐韓米軍が韓国の性売買に与えてきた影響や人身売買国際化の実状を明らかにする本書は貴重である。

第8章と第9章は、性売買及び人身売買を防止し被害者を保護しうる政策の準備を目的に、国内外の関連法と民間の活動の分析及び政策提案を行っている。国内法としては性売買行為を禁止する淪落行為等防止法などの関連諸法、国際条約としては韓国も加入する1949年の「人身売買と他人の売春からの搾取を禁止する国際条約」と1979年の「女性に対するあらゆる形態の差別撤廃のための国際条約」、2000年の「国連国際組織犯罪防止条約を補充する人身売買、特に女性と児童の売買予防及び抑制のための議定書」、そして外国の法律についてはスウェーデンの女性暴力防止法やカナダ、米国の法律をとりあげている。民間の活動に関しては、「究極的に性売買被害女性の脱性売買を目的にする」という点で共通する団体として、国内ではトゥレバン、セウムト、ウンソン園、韓国女性の家、ハンソリ会、国外ではフィリピンのブックロード、香港のAction for REACH OUT及びZi Teng、スウェーデンで実施され七割以上の女性たちの脱性売買を実現したというマルモ・プロジェクト、そしてカナダと米国の男性教育プログラムJohn's Schoolを紹介している。

これらをふまえてセウムトは、性売買と人身売買の防止及び被害者保護のための新しい法律の制定を提唱する。前述の火災事件は韓国の女性運動界が性売買問題に目を向けるきっかけとなり、新しい法律の制定に向けて既に協力が始まっていた。当時韓国女性団体連合会を中心に準備されていた法案の主要内容は、「性売買に対する禁止主義維持および多様な性売買犯罪に対する規定および処罰強化、青少年・外国人・障害者は同意の有無にかかわらず被害者と規定、不法行為による収益没収、内部告発者刑事処罰特例、および補償金、被害者に対する人権保護および支援、性購買者に対する処罰およ

び保護処分、国際的性売買防止、性売買防止および被害者保護についての国家の義務明示など」である。

このように本書には、韓国性売買の実態把握をふまえ、新しい法律をめぐるセウムト、ひいては女性運動界の性売買認識や法律の実効性を高めるための諸施策の提言が詳述されている。日本人にとって他人事ではない人身売買対策を考察するためにも、韓国における女性運動の動向を知るためにも、本書は重要な参考資料になるだろう。

ここで原書が出版されてから以後の韓国性売買問題の展開について言及しておきたい。決定的変化は、2004年4月韓国女性運動の努力が結実し、ついに新しい性売買防止法が制定されたことである。半年後の9月、同法は施行されるに至った。

が、以後の展開は、同法の制定に尽力してきた女性運動界に大きな困惑と混乱をもたらすものとなった。フェミニストたちが救済したいと念じていた、他ならぬ性売買密集地帯の売春女性たちが激的な抗議行動を展開し始めたのである。連日のデモやハンストによって売春女性たちは新法が彼女たちを窮地に追い込むものだと訴え、法の廃棄を要求した。この闘争は年を超え、2005年6月に売春女性たちの労働組合組織として全国性労働者連帯が組織されるに至った。法の制定に尽力したフェミニストたちは予期せぬ売春女性側の反応に遭ったのである。フェミニズム内部に困惑が広がり、議論は現在もなお続いている。売春女性側の抗議や闘いを性売買業者が裏で糸をひく「やらせ」だと捉える人々もいれば、彼女たちの闘争に根拠があることを認め脱性売買の支援策を強化することで解決を図ろうとする人々もいるし、彼女たちに共感を寄せ連帯しようとする人々もいる。

売春女性たちの闘争に加え、新しい法律の施行以後も従来の性売買業に大きな変化がないことも、同法の制定を推進したフェミニストたちが苦悩するところである。本書に明らかなように、フェミニストたちは基地村その他様々な業態で経営されている性売買の根絶をめざし、性売買事業所の経営や斡旋で利益を得る行為を犯罪として厳重に処罰する法律を作ろうとした。だが法の施行後、一時的に取り締まりが励行され、性売買密集地区が縮小したとはいえ、半年、一年とたつ中で多くの事業所が再開して地区に賑わいが戻り、依然として多数の女性が性売買に従事している。トゥレバンで活動する鄭恵珍さんによれば、基地村にある事実上の性売買店は「性売買事業所ではない」とみなされてしまい、新しい法律の影響はほとんど及ばなかったという。またハンソリ会のリーダーとして法の制定に尽力したチョ・ジンギョンさんは、「新しい法律は半年を過ぎてからは効果がなくなったも同然」だと言う。半年たっても被害を訴え出てこない売春女性は「性売買被害者ではない」と見なされて、法律で救済する枠外に置かれてしまうというのである。徹底した被害者処罰・女性支援というフェミニストが法律にこめた理念は、現実の法律運用において生かされているとはいえないようである。このようにして本書もまた、「法律制定以前の過去」の記録ではなく、韓国性売買の現状を伝える資料であり続けている。

研究ノート：東ティモール

女たちのポストコロニアル ～民族独立とジェンダー～

ふるさわ きよこ
古沢 希代子

私は2005年8月20日から9月17日まで東ティモール民主共和国に滞在し、今まさにポストコロニアル期にある東ティモールのジェンダー状況を追った。この現地調査は科研費共同研究「アジア現代女性史の研究～北東及び東南アジアにおける軍事主義とジェンダー」の一環であり、知見の一部はすでに「国連大学グローバルセミナー／金沢セッション」における「ジェンダー平等という人間の安全保障」(05年11月)やアジア女性資料センター主催の連続講座「開発をジェンダーの視点で見直す」における「東ティモール～女たちのポストコロニアル」(06年1月)等の講義、大阪東ティモール協会発行「季刊東ティモール」第20号に掲載された「現地NGO活動紹介～続編」(05年11月)や『東ティモールを知るための24章』(明石書店近刊)に掲載予定の「ジェンダー問題への取り組み」「日本軍慰安婦問題」に反映されている。次年度における最終報告では、これまでの研究(「東ティモールの民族解放運動とジェンダー」『開発とジェンダー』国際協力出版会、「東ティモール／多角的和解という課題」『アジア研ワールド・トレンド』第82号、「東ティモールにおける政府予算のジェンダー分析ーその意義と課題」新潟大学法学会『法政理論』36巻4号など)を基盤に、東ティモールにおける紛争の歴史が現在の東ティモールのジェンダー状況にどのような影響を与えているのか考察しながら、ポストコロニアルにおけるジェンダー平等推進の課題を抽出したいと計画している。本稿ではその過程として東ティモールの女性運動に関する研究視点を示したい。

革命や独立など現行の社会経済秩序が大きく変動した時、女性たちはその動きにどうかかわったのか、また、階級支配打倒や植民地支配(外国占領)打倒の闘いは女性解放の思想や実践を内包したのかといった問いは女性史研究における普遍的テーマと言える。この問いが繰り返し投げかけられる理由は、この問題が旧体制の崩壊後に構築される新体制のあり方にかかわってくるからである。また敵対する集団の軍事主義に対抗するために自らも軍事主義に陥り、そこから新たな暴力と抑圧が発生した歴史的事例も多い。しかし四半世紀にわたる東ティモールの抵抗運動は国際政治の中で黙殺されてきたため、抵抗運動の内的過程に注目した研究者は限られており、人々の運動を総括するという視点は希薄であった。ひとつの社会のジェンダー平等のありようを捉えるには、その思想、制度、社会運動の三つが描かれねばならないが、東ティモールにおける抵抗運動の歴史は、その光も影も、抜きさしがたく女性たちの現在(いま)に結びついている。

東ティモールでは、1975年にポルトガルからの植民地独立の過程で独立運動を主導したFRETILIN(東ティモール独立革命戦線)という政党があり、その政党にはOPMT(ティモール民衆女性組織)という女性組織が設立された。OPMTは反植民地闘争への女性の参加とティモール社会における女性差別との闘いという二つの目標を掲げた。その後OPMTは山間部のFRETILIN解放区で後方支援を担い、インドネシア軍の掃討作戦でそれらの拠点が崩壊するとインドネシア支配地域で地下活動を続け、

食糧、医薬品、情報をFALINTIL（東ティモール民族解放軍）に運んだ¹。初期FRETILINに関する研究はジル・ジョリフ²とヘレン・ヒル³によって担われてきたが、女性解放に関するFRETILIN中央委員会の方針、創設時のOPMTの指導者だったロサ・ムキ・ボナバルテ（インドネシア軍侵攻後、同軍が処刑）の思想、そして1975年と侵攻後のFRETILIN解放区におけるOPMTの活動に関する本格的評価はなされていない。

一方、ポルトガルやオーストラリアに避難した女性たちは国際的な広報活動に参加し、占領下の人権弾圧や女性に対する性暴力の実態を国際社会に伝えた。このプロセスを伴走したのが私を含めた国際連帯運動の女性陣である。1975年の国際女性年から本格化する男女平等への国際的潮流は、国際連帯運動を通じて戦火の東ティモールを国際社会につなぎ続けたともいえる。しかしこの過程で私たちは東ティモール人難民コミュニティにおける反動的ジェンダー規範と抵抗組織の国際政治活動における女性軽視を目撃した。私たちは東ティモール人女性活動家とともにこれらの問題にも取り組んだが、それもまた歴史となった。

現地の女性たちの活動に新しい動きが出現するのはスハルト政権末期である。1995年の国連世界女性会議を経て90年代後半には東ティモールとインドネシアの女性活動家の連携が拡がり、FOKUPERS（東ティモール女性連絡協議会）などの非政党系の組織が誕生した。FOKUPERSは、インドネシア軍による性暴力も東ティモール人によるDVやレイプも同じように活動の対象とし、被害者を支える活動を始めた。また、1998年5月にスハルト大統領が退陣すると、現地では住民投票を要求する学生運動が活発になったが、その中でGFFTL（ティモール女子青年会）も立ち上がった。これらの女性団体は、その後インドネシア軍に支援された反独立派民兵のテロによって大量の国内避難民が発生すると、難民救援活動にもかかわることになった。

国連による住民投票から半年後の2000年3月、これら21の女性団体が政党や宗派を越えてREDEというネットワークを結成した。REDEは各県での準備会合をへて同年6月に首都ディリで「第1回全国女性会議」を開催した。参加者は500名にのぼった。この会議で採択された「行動綱領」は女性たちの結集軸となり、国連による暫定行政から独立への獲得目標にもなった。その中には、政府内にジェンダー問題を扱う専門部署を設置すること、独立後通常議会に移行する制憲議会選挙での女性候補者擁立、技術訓練や意思決定への女性の参加促進、DVに関する啓発と法律の制定、1999年に発生した性暴力の処罰と被害者への支援などが含まれている。その後、ナショナルマシナリーの創設は国連暫定行政のジェンダー部を経て、現在の首相府平等推進局に結実し、制憲議会選挙では議席の24%を女性が獲得し、暫定行政から開始された反DVのキャンペーンは現政権に引き継がれ、現在DV関連法の政府案承認が最終段階にある。

このモメンタムをどう持続させるか、焼け跡で高揚した女性たちのアクティビズムは今正念場をむかえている。

まずOPMTなど政治組織系の女性団体は戦時対応型の活動からの脱皮がせまられている。OPMTの上部団体は現在絶対多数を誇る与党FRETILINであるから、OPMTの方針と行動力は国政に重要な意味を持つが、その実態はきわめて不透明である。OPMTはまず自身で1975年以降のFRETILINの活動をジェンダーの視点から研究し総括することが必要である。同様に各政党において女性議員がはたしている役割、各政党のジェンダー平等に関する政策も明らかになっていない。

全国女性会議は2004年春に第2回目が開催された。このようなプロセスによって、女性が直面する問題や課題が把握され、獲得目標が仕切りなおされることは運動にとって重要である。その討議の内

¹ Office for Promotion of Equality, Prime Minister's Office of East Timor, *Hakerek ho Ran (Written with Blood)*, 2003.

² Jill Jolliffe, *East Timor - Nationalism & Colonialism*, University of Queensland Press, 1978.

³ Helen Hill, *Stirrings of Nationalism in East Timor, FRETILIN 1974 - 1978 - The Origins, Ideologies and Strategies of a Nationalist Movement*, Oxford Press, 2002.

容自体がジェンダー状況に関する貴重なデータでもある。しかしこの過程で的をしぼった政策チェックが官民でなされることが肝腎である。女性団体と首相府平等推進局の双方には「予算のジェンダー分析」がジェンダー主流化のツールとして提唱されてきたが、いまだに本格的実践にはいたっていない。もうひとつ気になるのは、こういった会議で夫が元反独立派の女性たちの帰還や社会への再統合の問題がふれられていないことである。こうした女性たちとも手を携えてやっていこうとするのか否か、運動の根本が試されるところである。

一方、慣習法における女性の相続権、男性中心の共同体裁判・仲裁システム、女性の就学と婚姻の自由を妨げる婚資・幼児婚・ポリガミー、家族計画の普及の遅れ、DVなどティモール社会固有の問題も明るみに出てきた。村落での会合や技術研修から女性が排除される問題もあい変わらずである。女性たちはこれらの問題に関する議論を草の根でも政党内でもたたかわせなければならない。それは制定中の民法や刑法の方向にもかかわってくる。FRETILINは1975年の独立運動でリウライ（伝統的首長）層の支持を獲得するため伝統文化の再評価を掲げた経緯があり、例えば司法制度整備のコストと人事不足に頭をかかえる現在、伝統的決裁システムの利用に同情的である。また社会民主党は保守的でカトリック教会に親和的である。どちらにしてもジェンダー平等の道は平坦ではないことが予想される。

今の東ティモールで官民を横断して最も広範な取り組みが行なわれているのがDV廃絶に関してである。例えば、草の根ではFOKUPERSによる被害者へのシェルター提供と訴訟支援、Teatre Bibi BulakによるDVを題材にした演劇上演、AMKV(暴力に反対する男たちの会)による村落での男性向けワークショップ、そしてTuba Rai Metinによる女性向け小規模融資などといった活動が展開されてきた。例えばAMKVの活動にはOPMTを含めた村落内の組織が協力しており、反DVを通じた組織横断的な協力も展開されている。一方、政府はDV法の政府案を準備しながら警察署に暴力の被害者を保護する専門部署(VPU)を設置し、病院や保健所にDV、レイプ、児童虐待に対応する部署を開設した。被害者はここで治療やカウンセリングを受けることができるようになった。DVは元独立派と元反独立派、与党と野党、エリートと一般民衆、あらゆる政治組織と社会階層をこえて発生している。誰が犯したDVも公平・公正に対処されることは、これまでの占領支配で常態となった「暴力の文化」を克服するステップとなるだろう。

逆に官民の対立が最もきわだつ問題は、日本(1942~1945年)やインドネシア(1975~1999年)の支配期に発生した性暴力を含む「人道に対する罪」への政府の対応である。この問題については、被害者とNGOによる「民」の真相究明努力に対して、「官」は日本とインドネシアへの外交的配慮によって原則的対応が取れない状態となっている。

FOKUPERSは、国連暫定行政下で活動を再開すると、引き続き占領下での性暴力に関する調査を行ない、2002年にCAVR(受容真実和解委員会)が女性に対する暴力に関する調査を開始すると、同委員会にデータと要員を提供した。CAVRは2003年4月に「紛争と女性」に関する公聴会を開催し、10名をこえる被害者が自らの体験を語った。証言は、1975年8月の内戦後にFRETILIN側によって犯された暴力、インドネシア軍の暴力へのティモールの人の加担、被害者に対する偏見と差別といった問題にも及び、暴力のジェンダー性がうかびあがった。また第二次大戦中の日本軍占領による性暴力被害に関する現地調査も、2000年12月に東京で開催された「日本軍性奴隷制を裁く女性国際戦犯法廷」を契機に本格的に開始された。FOKUPERSはこの調査にもかかわってきた。このように、草の根ではふたつの軍事占領期の性暴力に関して事実の掘り起こしがすすめられている。その流れの原動力は被害者の人生をかけた発話である。被害者の記憶をつむぎ歴史を書き残す作業自体、従来の権力関係を転換し社会を変えていく一手段といえる。しかし現在、東ティモール政府は、インドネシア軍関係者をユーゴやルワンダ型の国際刑事法廷で裁くことに反対し、インドネシア政府とともに真実友好委員会を立ち上げて、問題の幕引きを画策している。戦争で死亡した元FALINTIL兵士の顕彰やFALINTIL除隊兵士の処遇問題が彼らの示威行動によって政策化する中、性暴力被害者救済はNGOま

かせである。一方、日本軍がらみの犯罪に関しては、現在最大援助国となった日本に対する配慮とインドネシアへの補償要求への連動を恐れるために、日本には謝罪も補償も要求しないという方針が取られている。占領軍による性暴力の責任が追及されず、被害者の名誉回復も補償も放置されたままという状態は21世紀でも変わらない。

ジェンダー平等の推進は足もとから民主的な社会を構築する手段である。現在「女性差別撤廃条約」(2002年批准)第1回政府報告書が作成の最終段階をむかえており、さまざまな機会を通じて民間からのインプットも求められてきた。私はこの報告書が誠実な自己点検となることを心から祈っている。

執筆者プロフィール (掲載順。敬称略)

藤目ゆき

【所属大学・組織】大阪外国語大学助教授

【專門】日本近現代史、女性史

【主な著書・訳書・論文】『性の歴史学—公娼制度、胎児罪体制から売春防止法・優生保護法体制へ—』（不二出版）、1997年。『ある日本軍「慰安婦」の回想—フィリピンの現代史を生きて』（岩波書店）、編訳、1995年。「冷戦体制形成期の女性運動—占領下の日本民主婦人協議会と朝鮮戦争」、三宅義子編『日本社会とジェンダー』（明石書店）、159-186頁、2002年。「タイとフィピンにおける売春禁止主義とフェミニズム」『アジア現代女性史』（アジア現代女性史研究会）、14-36頁、2005年。

チョン・ヒジン 鄭喜鎮

【所属大学・組織】 梨花女子大学女性学部博士候補生

【専門】ジェンダーとモダニティ、国家安全保障、軍事主義

【主な著書・訳書・論文】『Domestic violence and women's human rights』2001年。『Rethinking sexual violence and women's movement』2003年。『Gender politics in Korea』2005年。

今岡良子

【所属大学・組織】大阪外国語大学助教授

【專門】游牧地域論

【主な著書・訳書・論文】「モンゴル人民共和国における非資本主義的發展論と女性解放」

(『女性の性と生』壺坂野書院、1997年)、“*Áyō áyē, mō áēē, mōmō áīs áīsáí iās-éí yūyāyēā “+“ēēō” jūyū nōōō áīsáí*”(『家族と共同体、そして協同組合こそが、ゴビ遊牧社会の女性解放の基盤となる』、『Mongolica』、Vol. 9、No.30。「ゴビ草原に探る共生のシステム」、『＜南＞から見た世界 第1巻—東アジア・北アジア—』(大月書店)、1999年。

【一言コメント】今年の6月、ウランバートル郊外の旧ソ連軍基地で平和維持軍合同訓練が行われ、米国は米海兵隊1大隊と多国籍軍1大隊で拡大実施した後、最大3万人の兵力が参加する合同訓練として発展させる計画している。多国籍軍大隊にはモンゴル、韓国、日本、マレーシア、インドネシア、フィリピン、豪州、英国、カナダ、フィジーなどを参加させる構想です。昨年、米国はこの整備のために180万ドルを投入。将来にモミ軍基地になるのではないかと心配しています。

アガリン・サラ・長瀬

【所属大学・組織】 KAFIN（日本）、モロ女性団体（フィリピン・ミンダナオ）

【専門】社会的弱者のエンパワーメント。フィリピン人移民が人間としての権利と生活を勝ち取るために意識を持ち活動し自らを組織すること。

【主な著書・訳書・論文】私は文筆家でも大学教授でもないので自著や論文はありません。でも私の人生の経験をシェアすることはできます。これまでに以下のことに関して英語で文章を書いています。「ミンダナオにおける対テロ・キャンペーン」2003年9月。「シングル・マザーの人生」2005年3月。「自分の権利を知ろう：日本に住むフィリピン人をはじめとする移民のためのガイド」2006年2月。

アン・ジン 安銀

【所属大学・組織】光神大学（韓国）

【專門】韓國現代女性史

【主な著書・訳書・論文】『U. S. Army Military Government and Democracy in Korea（韓国における米軍政と民主主義）』、2005年。『Present and Future of Regional Women.（女性たちの現在と未来）』、2004年。

【一言コメント】『アジア現代女性史』創刊号を送ってくださってありがとうございました。次号には是非寄稿したいと思います。今、英語で「光州蜂起と女性」という論文を執筆中です。

ヤン・ドンスク 梁東淑

【所属大学・組織】漢陽大学（韓国）史学科博士候補生

【専門】韓国近現代史

【主な著書・訳書・論文】『解放後公娼制度廃止過程研究』、『歴史研究』（歴史学研究所）、2001年、朝鮮語。「米軍政期 朝鮮婦女総同盟の組織と活動研究」、『アジア現代女性史』（アジア現代女性史研究会）、創刊号、2005年。

アユ・ラティ Ayu Ratih

【所属大学・組織】インドネシア社会史協会（ジャカルタ）研究員

【専門】インドネシア近現代史、文化史、女性史

【主な著書・訳書・論文】『Tahun yang Tak Pernah Berakhir: Memahami Pengalaman Korban 65 -- esai-esai sejarah lisan（終わりのない年月：65年被害者の経験を理解する オーラル・ヒストリー論集）』、John Roosa/Hilmar Farid 他編、Elsam/ISSI/TRuK 共同出版、ジャカルタ、2004年、インドネシア語（日本語版、近刊予定）。『Oral History in Indonesia and the Study of Subjectivity（インドネシアにおけるオーラル・ヒストリーと主観性に関する研究）』、ジョン・ルーサ共著、『KITLV（インドネシアにおける歴史学方法論に関する書）』（Leiden University）、オランダ、（近刊予定）。『Between Womanhood and the Nation: Paradigms of Women Activism in the 20th Century Indonesia（女であることと国家の間で：20世紀インドネシアの女性運動パラダイム）』、Journal Antropologi Indonesia（インドネシア人類学ジャーナル）第四回国際シンポジウム（2005年7月12日-15日、ジャカルタ）での発表。『Reconsidering the 'Great Debate' on Indonesian National Culture, 1935-1942（1935年-1942年、インドネシア民族文化『大論争』再考）』、インドネシア国際カルチュラル・スタディーズ学会（2003年2月3日-5日、東ジャワ・トラワシ）での発表。

ジョン・ルーサ John Roosa

【所属大学・組織】ブリティッシュ・コロンビア大学（カナダ）助教授

【専門】東南アジア、南アジア、ナショナリズム、植民地主義、オーラル・ヒストリー、社会的記憶、ジェノサイド

【主な著書・訳書・論文】『Tahun yang Tak Pernah Berakhir: Memahami Pengalaman Korban 65 -- esai-esai sejarah lisan（終わりのない年月：65年被害者の経験を理解する オーラル・ヒストリー論集）』、John Roosa/Hilmar Farid 他編、Elsam/ISSI/TRuK 共同出版、ジャカルタ、2004年、インドネシア語（日本語版、近刊予定）。『Passive Revolution Meets Peasant Revolution: The Indian Nationalist Movement and the Telangana Revolt（消極的革命が農民革命に出会うとき：インド民族主義運動とテランガナ反乱）』 Journal of Peasant Studies 28:4、2001年7月、など。

テオドラ・J・エルリーナ Theodora J. Erlina

【所属大学・組織】インドネシア大学在学中。インドネシア社会史協会（ジャカルタ）研究員

【一言コメント】インドネシア大学で心理学を学びながら、ゲルワニ（インドネシア女性運動）と教育に関する研究を進めています。その成果は来年、出版できる予定です。女性たちのストーリー・テリングに精力的に取り組んでいます。

南田みどり

【所属大学・組織】大阪外国語大学教授

【専門】ビルマ文学

【主な著書・訳書・論文】『東南アジア文学への招待』（共著、段々社）、2001年。『東より日出ずるが如く』（訳書、ティンペーミン原作、井村文化事業社）、1988年上中巻、1989年下巻。「1938～41年のティンペーミン―闇と光のはざままで」『アジア太平洋論叢』2000年。「『日本時代』のビルマ小説 - 『刀』をめぐって - 』『世界文学』第98号、2003年。

【一言コメント】収集いまだ不十分のままとりあえず現段階での整理をしてみた。個別の事象からのさらなる検証、普遍的概念の補強が今後の課題。そしていま他者を語る人々を連日目の当たりにする日々。虚心に語り手の真実を透視して研究と芸の肥やしにしている。

増田真

【所属大学・組織】タイ語講師

【主な著書・訳書・論文】玉田芳史編『ニティ選集』（共訳、京都大学東南アジア研究センター）、1999年。
『チャイヨー タイ語の文法と会話』（共著、東京外国語大学アジア・アフリカ言語文化研究所）、2002年。

【一言コメント】女性史やジェンダーの問題にはまったく関心のなかった私ですが、今回、スニーさんの論文を翻訳したことで今までと違った視点でタイの歴史を眺められるようになった気がします。今後もこうした問題に関心を持ち続けていきたいと思っています。

古沢希代子

【所属大学・組織】東京女子大学助教授

【専門】開発とジェンダー、平和構築とジェンダー

【主な著書・訳書・論文】共著に『平和学の現在』（日本評論社、改訂版）2003年。『開発とジェンダー』（国際協力出版会）2002年。『戦時性暴力をなぜ記録するか』（WAM）2005年。論考及び論文に「東ティモール/多元的和解という課題」『アジア研ワールド・トレンド』82号、2002年7月。「東ティモール政府予算のジェンダー分析・その意義と課題」『法政理論』（新潟大学法学会）36巻4号、2004年3月。「灌漑開発援助とジェンダー ラオスにおける現地調査から」『経済と社会』（東京女子大学社会学会）34号、2006年3月など。

【一言コメント】2006年4月、FRETILINの女性組織、OPMTが組織の改編を討議する全国会議を開催するそうです。OPMTがどのように脱皮するか見つけ続けたいと思います。

翻訳者

河合大輔

【所属大学・組織】大阪外国語大学大学院言語社会研究科博士前期課程

永谷ゆき子

【所属大学・組織】翻訳業

編集後記

ふじめ
藤目 ゆき

2005年度のアジア現代女性史研究会は「グローバリゼーション、戦争、移民女性の性的搾取」という共同テーマの研究に取り組んだ。この取り組みの報告については特集ページをお読みいただきたいが、これ以外の領域でも私たちは多くの方々の協力を頂いて新たな調査・研究を進めることができた。編集後記を書く機会に、一年間の活動をふりかえっておきたい。

私たちが元気づけられた2005年度の大ニュースの一つは、インドネシア社会史協会との連携が実現したことであった。同協会のメンバーが執筆・編集した『終わりのない年月』は現在オランダに留学中の亀山恵理子さんが翻訳中である。もう一つの大ニュースは、この『終わりのない年月』の翻訳をふくめ、アジア現代女性史研究会が活動の重要な柱として取り組んでいる海外文献翻訳シリーズの出版を明石書店が引き受けて下さったことである。シリーズは全十冊を予定しており、第一冊は本誌創刊号に紹介を載せた『現代の奴隷制 タイの売春宿へのビルマの女性と少女の人身売買』（ヒューマンライツウォッチ著／古沢加奈訳）、続く第二冊は本号に紹介している『フェミニズム、民主主義、および人権の理念の統合』（スニー・チャイヤロット著／増田真訳）である。

2005年度の取り組みには、課題を2006年に持ち越すことになったものもある。その一つが、日本における女性史の方法論をめぐるものである。9月の「全国女性史研究交流の集いin奈良」の開催や10月の『ジェンダーの視点からみる日韓近現代史』（梨の木社）出版など、2005年には日本の女性史上の大きな成果発表が実現した。アジア現代女性史研究会ではその両方を重視し、会員たちが基調の提起、コーディネーション、運営、研究報告、執筆、編集に参画・協力した。それらの成果をふまえて、両方の取り組みを通して見えてきたもの、残された課題、これからの見通しについて議論を広く喚起し、日本における女性史の課題と展望を明らかにできるような共同作業をしてゆきたいと思う。

もう一つは、フィリピンの「軍事主義と女性」に関する研究とその成果の発表である。フィリピンでは現在、民衆・活動家の虐殺をふくむ政治弾圧と軍事化が激化している。私たちが2005年1月にフィリピン大学のMJB・バリ奥斯さんの案内を得て訪問したレイシタ農園でも、その後活動家たちが相次いで殺害されている。バリ奥斯さんのチームは、厳しい条件のもと、2005年度を通してフィリピン・ルソン島のコルディリエラ、中部ルソン、マニラ首都圏、南部タガログ、ビコールの5地方に焦点をあて、地域で活動する多数のNGOの協力を得て、女性をとりまく軍事化と女性の経験についての調査を進めてきた。この調査を単行本にまとめ、日本においても出版することが私たちの念願である。『アジア現代女性史』第3号にはフィリピン・チームの報告をぜひ収録したいと思っている。

また2006年度には、今までアジア現代女性史研究会の成果発表という意味では白紙であったベトナム

ム・カンボジア・ラオス及び中国に関する調査研究活動に本格的に着手したい。「軍事主義と女性」というテーマに大きな関心を寄せるアジア現代女性史研究会にとって、第一次インドシナ戦争、ベトナム戦争、カンボジア内戦、カンボジアとベトナムの紛争、中越戦争、台湾海峡をはさむ中国兩岸問題といった第二次大戦後の戦争及び軍事的緊張の問題は最初から大きな関心事であった。従来一般的な男性中心的政治史ではなく女性史の方法でこれらの戦争と軍事的緊張を理解し、その下での女性の受難と抵抗の歴史を跡づけ、現在的な平和構築のための諸課題をも明らかにしたい。

末尾ながら、米国在住のミリアム・シルバーバーグさんに特別のメッセージを送りたい。ミリアムさんはアジア現代女性史研究会を立ちあげた最初から、すばらしいインスピレーションを与えてきて下さった。彼女は最初の在米会員であり、彼女の全面的な協力がなければ、2005年6月に『アジア現代女性史』英語版を創刊することもできなかった。研究会の英語名The Association for the Study of Contemporary Women's History in Asia、略称CAWAも彼女がつけて下さった。創刊号には「ロサンゼルス便り」を寄せて頂いた。そのミリアムさんが最近、健康上の理由からUCLAを退職し、新しい生活に移ることを決心されたと聞く。周囲の環境や条件がどのように変わっても、彼女の歴史学への情熱と知性が私たちを勇気づけ続けていただけると信じている。

「アジア現代女性史」第二号

2006年4月28日発行

ISSN 1880-1102

編集者－「アジア現代女性史」編集委員会

発行者－アジア現代女性史研究会（代表：藤目ゆき）

〒562-8558 大阪府箕面市粟生間谷東8-1-1

大阪外国語大学 藤目研究室気付

0727-30-5205 (tel/fax) fujime@osaka-gaidai.ac.jp